

令和6年 第4回定例会

# 摂津市議会会議録

令和6年12月 6日開会

令和6年12月20日閉会

摂 津 市 議 会

## 目 次

令和6年第4回定例会

### ○12月6日（第1日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、 出席した議会事務局職員	1- 1
議事日程、本日の会議に付した事件	1- 2
開会の宣告	1- 3
市長挨拶	
開議の宣告	1- 3
会議録署名議員の指名	1- 3
日程1 会期の決定	1- 3
日程2 認定第1号～認定第8号	1- 3
委員長報告（総務建設・文教上下水道・民生常任委員長、議会運営委員長、 駅前等再開発特別委員長）	
討論（安藤薫議員、藤浦雅彦議員）	
採決	
日程3 議案第76号	1-19
提案理由の説明（市長）	
採決	
日程4 議案第71号～議案第75号、議案第77号～議案第81号	1-19
提案理由の説明（総務部長、上下水道部長、保健福祉部長、 こども家庭部長、建設部長）	
委員会付託	
日程5 議案第82号	1-26
提案理由の説明（総務部長）	
質疑（塚本崇議員、安藤薫議員）	
採決	
日程6 議案第83号	1-30
提案理由の説明（総務部長）	
質疑（野口博議員）	
採決	
休会の決定	1-33
散会の宣告	1-33

### ○12月19日（第2日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、 出席した議会事務局職員	2- 1
--	------

議事日程、本日の会議に付した事件	2- 2
開議の宣告	2- 3
会議録署名議員の指名	2- 3
日程1 一般質問	
塚本崇議員	2- 3
出口こうじ議員	2-13
西谷知美議員	2-19
野口博議員	2-31
水谷毅議員	2-40
福住礼子議員	2-46
村上英明議員	2-52
安藤薫議員	2-57
延会の宣告	2-66

○12月20日（第3日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、	
出席した議会事務局職員	3- 1
議事日程、本日の会議に付した事件	3- 2
開議の宣告	3- 3
会議録署名議員の指名	3- 3
日程1 一般質問	
南野直司議員	3- 3
増永和起議員	3- 8
藤浦雅彦議員	3-19
松本暁彦議員	3-28
日程2 議案第71号～議案第75号、議案第77号～議案第81号	3-48
委員長報告（総務建設・文教上下水道・民生常任委員長、議会運営委員長、駅前等再開発特別委員長）	
討論（増永和起議員）	
採決	
日程3 議案第89号、議案第90号	3-50
提案理由の説明（市長公室長）	
採決	
日程4 議案第84号～議案第88号	3-52
提案理由の説明（総務部長、上下水道部長、保健福祉部長）	
採決	
日程5 議案第91号	3-56
提案理由の説明（総務部長）	

質疑（野口博議員）	
採決	
日程 6 議会議案第 24 号～議会議案第 29 号	3-61
討論（松本暁彦議員）	
採決	
閉会の宣告	3-63
☆添付資料	
審議日程	資料- 1
議案付託表	資料- 2
一般質問要旨	資料- 3
議決結果一覧	資料- 6

# 摂津市議会会議録

令和6年12月6日

(第1日)

# 令和6年第4回摂津市議会定例会会議録

令和6年12月6日(金曜日)  
午前10時 開 会 場  
摂 津 市 議 会 議 場

## 1 出席議員 (16名)

1 番	福 住 礼 子	2 番	藤 浦 雅 彦
3 番	安 藤 薫	4 番	野 口 博
5 番	村 上 英 明	6 番	水 谷 毅
7 番	南 野 直 司	9 番	弘 豊
10 番	増 永 和 起	11 番	三 好 義 治
12 番	西 谷 知 美	13 番	塚 本 崇
14 番	出 口 こうじ	16 番	香 川 良 平
17 番	松 本 暁 彦	18 番	光 好 博 幸

## 1 欠席議員 (0名)

## 1 地方自治法第121条による出席者

市 長	嶋 野 浩一朗	副 市 長	山 本 和 憲
教 育 長	若 狭 孝太郎	市 長 公 室 長	平 井 貴 志
総 務 部 長	石 原 幸一郎	生 活 環 境 部 長	吉 田 量 治
保 健 福 祉 部 長	谷 内 田 修	建 設 部 長	永 田 享
上 下 水 道 部 長	末 永 利 彦	教 育 委 員 会 教 育 総 務 部 長	安 田 信 吾
教 育 委 員 会 小 児 福 祉 部 長	大 橋 徹 之	監 査 委 員 ・ 選 挙 管 理 委 員 会 ・ 公 平 委 員 会 ・ 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 事 務 局 長	溝 口 哲 也
消 防 長	松 田 俊 也	総 務 部 理 事	丹 羽 和 人
生 活 環 境 部 理 事	西 川 聡	会 計 管 理 者	柳 瀬 哲 宏

## 1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長	荒 井 陽 子	事 務 局 次 長	森 口 雅 志
---------	---------	-----------	---------

## 1 議 事 日 程

- 1, 会期決定の件
- 2, 認 定 第 1 号 令和5年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件  
認 定 第 4 号 令和5年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件  
認 定 第 7 号 令和5年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件  
認 定 第 8 号 令和5年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件  
認 定 第 2 号 令和5年度摂津市水道事業会計決算認定の件  
認 定 第 3 号 令和5年度摂津市下水道事業会計決算認定の件  
認 定 第 5 号 令和5年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件  
認 定 第 6 号 令和5年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出  
決算認定の件
- 3, 議 案 第 7 6 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件
- 4, 議 案 第 7 1 号 令和6年度摂津市一般会計補正予算（第7号）  
議 案 第 7 2 号 令和6年度摂津市水道事業会計補正予算（第2号）  
議 案 第 7 3 号 令和6年度摂津市下水道事業会計補正予算（第1号）  
議 案 第 7 4 号 令和6年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
議 案 第 7 5 号 令和6年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第2号）  
議 案 第 7 7 号 摂津市立子育て総合支援センターの施設の使用に関する条例の一  
部を改正する条例制定の件  
議 案 第 7 8 号 摂津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正す  
る条例制定の件  
議 案 第 7 9 号 摂津市立自動車駐車場条例の一部を改正する条例制定の件  
議 案 第 8 0 号 摂津市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定の件  
議 案 第 8 1 号 摂津市都市公園条例の一部を改正する条例制定の件
- 5, 議 案 第 8 2 号 工事請負契約締結の件
- 6, 議 案 第 8 3 号 工事請負契約締結の件

- 
- 1 本日の会議に付した事件  
日程1から日程6まで

(午前10時 開会)

- 三好義治議長 ただいまから令和6年第4回摂津市議会定例会を開会します。

会議を開く前に、市長の挨拶を受けます。市長。

(嶋野市長 登壇)

- 嶋野市長 皆さん、おはようございます。本日、令和6年第4回摂津市議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位には公私何かとお忙しい中、御参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今回お願いいたします案件でございますけれども、予算案件といたしまして、令和6年度摂津市一般会計補正予算(第7号)ほか4件、人事案件といたしまして、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件、条例案件といたしまして、摂津市立子育て総合支援センターの施設の使用に関する条例の一部を改正する条例制定の件ほか4件、その他の案件といたしまして、工事請負契約締結の件ほか1件、合計13件の御審議をお願いいたしますのでございます。

何とぞよろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会に当たりましての御挨拶といたします。

- 三好義治議長 挨拶が終わり、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、出口議員及び香川議員を指名します。

日程1、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から12月20日までの15日間とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 三好義治議長 異議なしと認め、そのよう

に決定しました。

日程2、認定第1号など8件を議題といたします。

委員長の報告を求めます。総務建設常任委員長。

(野口博総務建設常任委員長 登壇)

- 野口博総務建設常任委員長 ただいまから、総務建設常任委員会の審査報告を行います。

10月25日の本会議において本委員会に付託されました認定第1号、令和5年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分及び認定第5号、令和5年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件、以上2件について、11月20日、22日及び25日の3日間にわたり委員全員出席の下に委員会を開催し、審査しました結果、認定第1号所管分については賛成多数、認定第5号については全員賛成をもって認定すべきものと決定いたしましたので、報告いたします。

- 三好義治議長 文教上下水道常任委員長。

(出口こうじ文教上下水道常任委員長 登壇)

- 出口こうじ文教上下水道常任委員長 ただいまから、文教上下水道常任委員会の審査報告を行います。

10月25日の本会議において、本委員会に付託されました認定第1号、令和5年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分、認定第2号、令和5年度摂津市水道事業会計決算認定の件及び認定第3号、令和5年度摂津市下水道事業会計決算認定の件、以上3件について、11月19日、20日及び21日の3日間にわたり委員全員出席の下に委員会を開催し、審査しました結果、認定第1号所管分については賛成多数、その他の案件については全員賛成をもって認定すべきものと決定いたしましたので、

報告します。

○三好義治議長 民生常任委員長。

(福住礼子民生常任委員長 登壇)

○福住礼子民生常任委員長 それでは、ただいまより、民生常任委員会の審査報告を行います。

10月25日の本会議において本委員会に付託されました認定第1号、令和5年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分、認定第4号、令和5年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件、認定第6号、令和5年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定の件、認定第7号、令和5年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件及び認定第8号、令和5年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件、以上5件について、11月19日及び21日の2日間にわたり委員全員出席の下に委員会を開催し、審査しました結果、認定第6号については全員賛成、その他の案件については賛成多数をもって認定すべきものと決定しましたので、報告をいたします。

○三好義治議長 議会運営委員長。

(西谷知美議会運営委員長 登壇)

○西谷知美議会運営委員長 ただいまから、議会運営委員会の審査報告を行います。

10月25日の本会議において、本委員会に付託されました認定第1号、令和5年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分について、12月3日、委員全員出席の下に委員会を開催し、審査しました結果、全員賛成をもって認定すべきものと決定いたしましたので、報告いたします。

○三好義治議長 駅前等再開発特別委員長。

(松本暁彦駅前等再開発特別委員長 登壇)

○松本暁彦駅前等再開発特別委員長 ただいまから、駅前等再開発特別委員会の審査報

告を行います。

10月25日の本会議において、本委員会に付託されました認定第1号、令和5年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分について、11月26日、委員全員出席の下に委員会を開催し、審査しました結果、全員賛成をもって認定すべきものと決定しましたので、報告します。

○三好義治議長 委員長の報告が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。

通告がありますので、許可します。安藤議員。

(安藤薫議員 登壇)

○安藤薫議員 日本共産党議員団を代表して、認定第1号、認定第4号、認定第7号及び認定第8号に対する反対討論を行います。

2023年の年間消費者物価は、生鮮食料品を除いた総合指数で前年比3.1%増となりました。これは、第2次石油ショックの影響が残る1982年以来、実に41年ぶりという歴史的な物価高騰です。物価が上がっても、それに見合うだけの賃金上昇は起きず、実質賃金は、今年5月まで、過去最長の26か月連続で前年同月比マイナスとなりました。収入が増えない生活保護利用者や年金生活者、また、低賃金の非正規労働者の暮らしの危機は深刻です。

日本共産党は、国民健康保険料の値上げストップ、高い上下水道料金の減免や学校給食費の無償化など、市民負担の軽減を求めてまいりました。

市は、政府の物価高騰対応重点支援地方創生交付金等を、低所得者や低所得の子育

て世帯への給付金支給事業と全市民対象のセッピー割引チケットの配布に充て、その他一般財源で、医療機関、民間保育所、介護サービス事業所、障害児者サービス事業所への支援金として4,800万円を給付しました。しかし、深刻な物価高騰対策として十分とは言えませんでした。

新型コロナウイルス感染症5類移行、能登半島地震などの相次ぐ自然災害、また、終わりの見えないウクライナ、パレスチナ・ガザでの軍事紛争など、内外情勢の厳しさが市民生活に暗い影を落としています。こうした2023年度の困難な情勢の下、住民の福祉の増進を図るという自治体本来の役割をさらに果たすことが求められていることを強調しておきます。

それでは、以下、主な項目ごとに意見を述べてまいります。

初めに、財政運営について述べます。

2023年度の実質収支は5億9,881万円の黒字となりましたが、それは、財政調整基金など主要基金約14億3,300万円を取り崩し、収支調整を行った結果でした。財政課は、今後も増え続ける扶助費や人件費、また、阪急京都線連続立体交差事業、JR千里丘駅西地区再開発などの大型事業が控えており、本決算を受けて作成した中期財政見通しでは、このまま推移すれば2028年度に主要基金が枯渇すると警鐘を鳴らしています。

少子高齢化と人口減少が進む中、正確な財政見通しを行い、市民への情報公開と説明責任を果たしながら、健全な危機感を持って財政運営に当たることは当然ではありますが、財政危機をいわずらにあおり、公共料金、保険料の値上げや市民サービス削減を強行することは厳に慎むべきです。暮らしの困難、展望を見いだせない中小業者

の実態に寄り添い、豊かな財政力の有効活用と適切な市債発行により、ウェルビーイングの向上に資する財政運営を強く求めます。

続いて、まちづくり等への市民参加について述べます。

2023年度のパブリックコメントに付された市の計画案等は12件で、市民の意見数は合計で81件だったとのことです。市は、市民等への説明責任を果たし、市の政策形成過程における公正性の確保と透明性の向上を図ることにより、市民等の市政への参加を促進することを目的にパブリックコメント手続を実施しているとのことです。しかし、計画案の周知や閲覧方法は不十分であり、分かりにくくスペースも少ない閲覧場所など、さらなる改善、工夫が必要です。改善を求めるものです。

また、鳥飼まちづくりランドデザイン地元説明会は、2023年度は5回開催され、延べ156人が参加、居住性向上エリアAにおけるワークショップは3回開催、延べ33人が参加されたとのことです。当初より参加者が少ない、若い人の参加がない、関心が薄いなど、市民参加や周知の在り方に対する指摘がありました。

この間、オンライン参加や開催案内の工夫、イベント等での周知活動を行うとともに、説明会の内容をお知らせするまちづくりランドデザイン通信を発行するなどの努力がなされてきたことは評価いたします。しかし、抽象的なまちの将来像の説明は分かりにくく、より多くの市民が主体的に参加できるようにしていくべきです。

今後、鳥飼まちづくりランドデザインにとどまらず、廃校後の鳥飼東小学校跡地活用や、地域公共交通基本計画、魅力ある公園づくり、また地域防災など、具体的な

テーマで幅広い市民参加を保障する取組を求めておきます。

また、アンケートなどに取り組み、若者や子育て世代、小・中・高の学生の意見を聴くとともに、地域住民の積極的な参加につなげる情報発信の強化も要望しておきます。

続いて、千里丘駅西地区再開発事業について、2点述べます。

一つは、事業費についてです。

4年前の都市計画決定時は、32階建て280戸で、総事業費172億円、市の負担は32億円でした。現在では、36階建て335戸と事業規模が拡大し、総事業費は70%増の294億円、市の負担は66%増の53億円となり、今後も増加となる可能性が出ています。一般的には、再開発事業で特定事業者は2割から3割の利益を見込んでいられると言われていました。これ以上の市負担が増えないよう慎重な対応を求めます。

第2に、公共施設の確保と地元周辺商店との調整協議を具体的に進めていくことを求めておきます。

続いて、旧三宅小学校、旧味舌小学校の跡地についてです。

2007年度末に学校統合により廃校となった両校の跡地は、当初、売却を念頭に一時利用をしてきましたが、前市長が防災空地として位置づけ、売却方針を凍結いたしました。両校跡地については、それぞれの地域住民から存続と有効活用の強い要望が上がっています。しかし、いまだ売却可能な普通財産のままで、旧味舌小学校跡地に至っては、急遽、千里丘小学校建て替えの掘削土砂置場にされるなど、その利用方法は場当たりのです。早期に防災空地という目的に沿う計画を市民参加で策定し、行

政財産へと移行すべきです。

続いて、安威川ダム供用開始による沿川住民への情報提供についてです。

昨年5月、試験湛水中の安威川ダムの非常用洪水吐きからの越流があり、その際、安威川ダム緊急放流と、沿川住民に注意を促す報道がされました。しかし、地域住民には安威川ダム放流とその対応について知らされておらず、報道を見た住民から、どう対応してよいか困惑の声が上がりました。実際は下流域の水位に大きな上昇はなく、事なきを得ましたが、安威川ダムの供用開始に当たり、沿川住民への正確な情報提供をはじめ、ダム供用後の浸水想定や避難判断の変更、また、ダムがあっても絶対安全ではないということを周知徹底していくべきです。

次に、PFOA汚染について述べます。

有害な有機フッ素化合物（PFOA）等について、2023年7月に、環境省が土壌の暫定測定方法を示し、沖縄県や岡山県吉備中央町が調査を実施いたしました。環境省は、他府県にも調査実施とデータの提供を呼びかけ、知見の収集を行うとしています。摂津市は基準がないから土壌調査をしないとありますが、基準づくりのためにも積極的な調査が必要です。ダイキン工業株式会社や太中浄水場、ガランド水路の周辺土壌を早急に調査することを求めます。血液検査、健康影響調査の実施も要望しておきます。

ごみ処理広域化についてです。

茨木市とのごみ処理広域化がスタートいたしました。年度末になって、両市の当初予算に大幅な違いがあったことが分かりました。市は、その事実を伝えぬまま、議会に補正予算を出して差額を解消しようとしたことが、議会に対しても、市民に対し

ても不誠実な対応です。ごみ処理広域化に当たっては、茨木市との対等、平等な関係を築くこと、運営は透明性を保ち、市民の声を反映させることを改めて求めておきます。ごみ収集の民間委託がさらに拡大しましたが、現業不補充の方針を見直し、直営を守り、拡充することを求めます。

続いて、国民健康保険について述べます。

2023年度国民健康保険料は、翌年度の大阪府内完全統一を目指して、一人当たり約1万円の大増値となりました。6年間保険料を引き上げ続ける一方で、基金は4億円を超えているとこれまで指摘してまいりましたが、年度の途中で1億円近い補正が必要となりました。コロナ減免終了の影響などと説明をされましたが、コロナ減免終了は予算段階から予測できたもので、4億円の基金から1億円も取り崩さなければならぬ事態は、予算の組み方があまりにずさんだったと言わねばなりません。

摂津市は、他市も同様の事態が起きているとの認識を示しておられます。都道府県が市町村とともに保険者となったのは財政運営安定化のためですが、幾つもの市町村で同様の事態が起きているとすれば、大阪府の責任は重大です。

一方、大阪府の国保会計を見ると、2020年度に大幅な黒字を出し、2021年度、2022年度と基金を積み増し、2023年度も維持しています。市町村に不安定な財政運営を強いながら、大阪府が基金を積み増すなどあり得ません。市民に対して透明性の高い財政運営を行い、大阪府や市町村の黒字や基金で大幅な保険料引下げを早期に行うことを強く求めます。

介護保険についてです。

介護保険第8期の最終年、第9期のプラン作成の年でしたが、第9期の保険料は基準月額6,480円で、引き続き北摂第2位の高さとなりました。改めて減免制度の拡充を求めます。

特養入所の待機者は100人超えが続き、その対策が求められます。総合支援事業については、今後も現行相当のサービスを維持し、必要な人に必要なサービスを提供できるよう求めます。

介護事業所の休廃業が摂津市でも起こっています。物価高騰等による経営難と人手不足が大きな要因です。介護従事者の処遇改善を国・府に要望することと同時に、摂津市としての支援策を求めておきます。

敬老事業削減について述べます。

敬老祝金を敬老祝品に変え、対象者を減らしましたが、多くの市民から、がっかりしたとの声が寄せられています。この事業の削減額は僅かです。シフト先として緊急通報装置の予算を拡大しましたが、利用者の増加は少なく、敬老事業を削減しなくともできた金額です。高齢者のサービス拡充を他のサービス削減によって賄うという、いわゆるビルド・アンド・スクラップの方針を変え、高齢者の生活の質の向上、ウェルビーイングのための施策拡充は、健康寿命を延伸させ、それ自体が医療や介護の費用削減につながるものとして、他の施策の削減なしに行っていくことを求めます。

次に、自衛隊への名簿提供についてです。

市は、若者の名簿を本人に知らせず自衛隊に提供していますが、批判を受け、名簿を提供してほしくない人のために除外申請制度をつくりました。ところが、2023年は、自衛隊の求めに応じて除外申請の期間を1か月から3週間へと切り縮めまし

た。申請期間の短縮は、自衛隊に求められれば歯止めなく個人情報を出させる市の姿勢を表しているのではないのでしょうか。

2024年3月、18歳の高校生が、国と奈良市を相手取って、この問題で裁判を起こしています。原告は、除外申請制度があったとしても違法性は免れないと主張しています。摂津市は、少なくとも対象者に個別に情報を知らせ、除外申請書を送るべきです。さらに、名簿の提供自体そのものをやめるように求めておきます。

続いて、会計年度任用職員制度について述べます。

2022年度末をもって、本制度スタート時の会計年度任用職員が2回の更新制限回数を終了しました。再雇用するためには改めて試験を受ける必要がありました。2023年度、再雇用を希望し試験を受けた会計年度任用職員162人全員が継続雇用され、また、1年更新での雇い止めはゼロでした。ボーナスや勤勉手当の支給、更新回数制限の撤廃など、会計年度任用職員の処遇改善が進められていることは評価いたしますが、会計年度任用職員が担う業務は継続的に存在していること、また、そのうちの多くが相談員など専門性や継続性を必要とする業務であることなどから、処遇改善はもちろんのこと、安定雇用を保障していくべきです。

続いて、消防施設整備費補助金について述べていきます。

地域消防を担う消防分団の車両整備に係る補助限度額は、この間、随時見直され、2023年度には250万円から300万円に引き上げられました。しかし、この間の車両費の高騰により、この年に車両更新を迎えた分団の負担は、補助限度額を超過し、約100万円に達したとのことでし

た。消防団は市町村の消防機関です。地域に密着し、火災の警報、鎮圧、防除などに取り組む分団の資機材について、地域に負担を担わせるべきではないと考えます。補助要綱を見直し、消防分団や地域の負担とならないように限度額の引上げを求めておきます。

次に、選挙の投票所について述べます。

2023年度は、大阪府知事選挙と大阪府議会議員選挙が行われました。投票率は、前回比約3.32ポイント下がりました。2024年度は、市長選挙、大阪府議会議員補欠選挙、衆議院総選挙が行われ、いずれも投票率は50%に達しませんでした。選挙の投票率は、その立候補状況や争点、あるいは投票日の天候など、様々な要因によって影響を受けると考えられますが、選挙管理委員会としては、市民が投票する権利を保障する立場から、低い投票率の検証と対策を講じるべきです。投票所の配置や環境、期日前投票所の利用状況などを分析し、安心して投票できる環境を整えるよう、その検討を求めます。

続いて、子育てと教育について、6点述べてまいります。

第1に、鳥飼東小学校と鳥飼小学校の統合が2023年度末に決定しました。庁内議論はもちろん、地域や保護者、家族も含めて声を聴き、検討委員会も持たれた末の結論ではありますが、通学距離が延びる問題、通学路の安全対策、教職員の減少や統合による新たな課題対応への負担増、地域コミュニティや防災拠点が今後どうなるのかなど、統合によるデメリットや課題に十分に応え切れていないということは明らかです。2026年度の統合準備が進められていますが、子供や保護者の不安解消に引き続き丁寧な取組を求めるものです。

第2に、学校の教育環境と教員不足の課題についてです。

学校の教育環境の整備の問題で、そもそも必要な教員が年度当初から足りていないという現状は重大です。年度途中の産休、病休も含めて欠員の穴が埋まらない状態は、現場に過度な負担を強いることになっており、子供たちの教育環境の低下に直結します。少人数35人以下学級や支援学級、通級指導教室など、子供一人一人に行き届いた手厚い教育を保障していくためにも、来年度は必ず必要な人員をそろえられるよう最大限力を尽くすことを求めます。併せて、教職員の労働環境の改善と抜本的な定員増を国や大阪府に強く求めていくことを訴えます。

また、スクールソーシャルワーカー等の専門職の活用が様々な進められていますが、専門性の発揮という点で、現場との連携の課題、定着や育成、有期間雇用であるがゆえの課題も含めて改善を求めておきます。

第3に、不登校児の居場所としての適応指導教室についてです。

近年、全国的にも学校、授業に参加できない児童・生徒が増えている問題について、摂津市内3か所での適応指導教室パル・アミ・メイトの活動は、学校に行きたくても行けない子供のよりどころになっていると認識しています。その上で、学校内での校内教育支援ルーム等とも連携し、活用内容の充実と、その名称についても支援の視点からの見直しを求めておきます。

第4に、保育待機児童と公立就学前施設の在り方についてです。

待機児童の解消に向けて、保育士確保や処遇改善に一定取り組まれているものの、定員増の取組は民間任せと言わざるを得ま

せん。一方で、公立の市内3施設では、入所定員に空きがあるのに受皿となっていない状況が続いています。1号認定、2号認定の定員枠の見直しも含めて、積極的に待機児童の解消に公立の認定こども園の役割を發揮することを求めておきます。

また、他市で取り組まれている待機児童園も市として立ち上げていくことや、虐待などのリスクが見られる要保護児童などは公立園が積極的に受け入れるなど、量と質の両面から摂津市の保育実践の底上げの役割を果たされるよう強く求めます。

第5に、学童保育についてです。

小学4年生以上の高学年保育について、鳥飼地域の四つの校区から開始し、今後は、2028年度の千里丘小学校新校舎完成までに、順次、小学6年生までの受入れ拡大を進めていくとのことです。また、長期休暇中の昼食についても検討を進めてこられ、当面はデリバリー方式のお弁当給食を実施する方向が示されました。一方で、厳しい物価高騰が続く下、この時期の利用料値上げが決められたことは許せません。これまでも、おやつ代、お弁当を用意できない児童、利用料の延滞世帯、そうした家庭への支援について、改めて、こども家庭部全体で問題意識を持って取り組まれるように指摘しておきます。

第6に、児童虐待防止についてです。

3年前の市内での児童虐待死事案を契機に、当時の家庭児童相談課の体制強化や専門職の配置、研修等の強化などが進められ、今年度、児童虐待防止に関する条例がつけられました。しかし、市民全体への周知や啓発等を含めて、これで十分というものはあり得ません。そもそも、社会全体で子育てをする仕組みは、国の取組自体が不十分と言わざるを得ません。子育てに関わ

る総合的な支援計画として、（仮称）摂津市こども計画の策定が進められていきますが、これまで繰り返し求めてきた子供の貧困対策、児童虐待防止等がしっかりと実のある施策に結びつくように求めておきます。

最後に、平和施策について述べておきます。

憲法を守り人間を尊重する平和都市宣言40周年の年、様々な非核・平和の取組が行われました。ロシアのウクライナ侵攻、イスラエルのガザ地区でのジェノサイドは、収束どころか近隣諸国へと広がっています。今、世界で、他国に対する武力や核兵器による威嚇、現状変更の企てが進められています。一方で、核抑止力による核兵器容認、軍事ブロック強化の動きも広がっています。戦争が一旦始まると終わりの見えない大量殺りくが繰り返されることは、過去の痛苦の歴史を振り返るまでもなく、人類共通の認識ではないでしょうか。

どんな理由があろうと絶対に戦争を始めてはいけない、人類を破滅に追いやる核兵器をなくさなくてはならないと長年の運動を続けてきた日本原水爆被爆者団体協議会が、今年、ノーベル平和賞を受賞しました。唯一の戦争被爆国であり、平和憲法を持つ日本の役割はますます重大です。

来年、つまり2025年は、戦争終結80周年の節目の年です。平和宣言をうたう摂津市で改めて非核平和の取組をさらに広げていくことを求め、反対討論といたします。

以上です。

○三好義治議長 藤浦議員。

（藤浦雅彦議員 登壇）

○藤浦雅彦議員 それでは、公明党議員団を代表いたしまして、市長が提案されました

認定第1号から認定第8号について、賛成の立場から一括して討論させていただきます。

令和5年度におきましては、新型コロナウイルス感染症が5月に5類へ引き下げられ、日常の生活を取り戻す一方で、物価高騰が市民生活に襲いかかり、国からの地方創生臨時交付金を活用した様々な対策が講じられました。国の決定事項で、住民税非課税世帯等に1世帯当たり3万円プラス7万円の支給や、子育て世帯に児童1人当たり5万円の支給に加えて、本市独自の取組として、セッピー割引チケット第1弾として市民1人5,000円分の割引チケット、第2弾として2,500円分の割引チケットを発行されたことは、市民ニーズに合った優れた取組であったと高く評価いたします。

そうしたこともあり、一般会計決算総額は前年度に比べて増加しています。歳入は4.6%増、歳出は4.2%増、歳入歳出実質収支は約5億9,900万円の黒字となりました。主要3基金の令和5年度末現在高は約124億9,800万円で、減債基金を廃止し、約16億4,500万円全額を財政調整基金へと積み立てたことや、財政調整基金から約13億円を取り崩したこと、公共施設整備基金から約1億4,000万円を取り崩したことなどにより、前年度比約14億3,200万円の減となりました。

令和4年度決算時の中期財政見通しでは、令和5年度の基金取崩額が16億9,100万円に対して、今までにかつてない近い数字になり、23年間で初めての経験となりました。地方債の令和5年度末現在高は209億2,200万円で、前年度比では5億200万円、2.5%の増となり

ました。経常収支比率については98.5%、前年度より4.9ポイント悪化しました。

令和5年度は、夢を形にするまちづくりである千里丘駅西地区再開発事業及び阪急京都線連続立体交差事業が大きく前進し、支出がピークを迎える年となり、一般会計では約458億円の過去最大となる決算となりました。また、令和4年7月に鳥飼まちづくりグランドデザインを策定し、令和5年度は計画の具現化への次のステップへと進まれました。そして、国土強靱化とファシリティマネジメントの下に、インフラ等の戦略的な改修、ゼロカーボンシティを宣言し、地球温暖化の取組、SDGsの実現とシティプロモーション戦略の実施を見据えた行政経営戦略の推進など、非常に戦略的な予算となりました。いずれも未来に投資をすることで摂津市を大きく発展させ、将来は税收増などにより投資を上回る回収ができるものと確信をしています。

令和5年度の重点テーマであります「安全・安心」、「健康」、「こども」にバランスよく張り目を利かせた施策展開となりましたことを高く評価いたします。

一方で、大型の事業が重なる中で、多額の財政支出がこれからもしばらく続くことから、将来を見据えた節度ある財政経営を今後ともお願いし、要望いたします。

それでは、個々の施策について申し上げます。

まず、未来を見据えた魅力あるまちづくりについてです。

鳥飼まちづくりグランドデザインについて、住民説明会及び意見交換会を開催し、計画の具現化を図られました。一方で、淀川河川防災ステーションを誘致され、高台まちづくりの推進と、上部にコミュニティ

施設の設置を検討されたことを評価します。これらの取組によって、教育環境、公共交通、地域コミュニティ活動の活性化、魅力ある公園など、課題がクローズアップされ、防災意識の向上と、高台のまちづくりや水辺空間の創出など、具体的な取組について、今後も検討が必要です。計画の具現化には長い年月を要するとされていますが、ダイナミックかつ繊細な内容とし、多くの市民を巻き込みながら、地域人材の発掘と育成につなげ、市長、事業者、各団体との協働によるオール摂津で進めていただき、夢と希望に満ちた計画の推進となるよう強く要望いたします。

千里丘駅西地区再開発事業においては、令和5年6月以降に既存建物の解体工事が本格化し、埋蔵文化財発掘、下水道、上水道、ガス管等の地下埋設物の移設、府道の電線共同溝設置工事に着手されるなど、ほぼ工程どおりに実施をされ、令和9年夏頃の完成を目指されることを高く評価します。今後は、開発地域に接続する都市計画道路千里丘駅前線の拡幅工事についても、JR千里丘駅西地区と同時に完成させ、残された区域も併せて無電柱化で一体的なまち並みになるように最大努力をお願いし、要望いたします。

また、JR千里丘駅東口、フォルテ摂津周辺についても、大規模改修の要望を強く申し上げる中で、現在、大規模改修の実施設計中ではありますが、西口の完成と歩道を合わせて整備するとともに、インフラ整備はもとより、西口と併せて東口の商業施設を活性化させるための仕組みづくり、エリアマネジメントの展開をお願いし、要望いたします。

阪急京都線連続立体交差事業の推進においては、用地買収・取得に鋭意努力され、

仮線着手に向けて取り組まれてきましたが、仮設駅前広場設置及び付け替え道路工事が当初よりやや遅れているようです。今後は、令和15年度の完成を目指し、粛々と進めていかれるよう要望しますとともに、高架下のまちづくりの検討など、地域の活性化に寄与する取組のスタートを切望いたします。また、残された用地交渉においては、地権者など関係者に親切丁寧な対応で理解が得られるよう最大努力をお願いいたします。

健都イノベーションパークにおいては、国立健康・栄養研究所が令和5年4月から稼働を開始し、同じくニプロ本社ビル、夏にはエア・ウォーター健都ビルが運用を開始しました。残る健都イノベーションパークの誘致も積極的に行い、産学官民連携の上で、市内業者とのイノベーションが展開されることを期待し、要望といたします。

セップイスクラッチカードの第8弾を継続実施されたことを高く評価いたします。物価高騰で消費が落ち込む中、市内小売店、飲食店をはじめ、確実な応援につながっていると確信し、高く評価します。今後とも末永く続けていかれることを要望します。

高齢者の運転免許証自主返納の希望者に自転車用ヘルメットを支給されたことを高く評価します。年度途中の9月で、予定の100個が配布されたことから終了となりました。ニーズが高いのに比べて、市中でのヘルメット着用率が低いことは大きな課題です。職員がまず模範として自転車用ヘルメットをかぶるよう徹底されていることは評価します。

さらなる取組として、本市の自転車安全利用倫理条例を改正し、今回の道路交通法の改正による酒気帯び運転及び幫助の禁止

や、運転中のながらスマホの禁止、ヘルメットの着用の努力義務などを加えて、本市の自転車マナーの強化とヘルメット着用率の向上に積極的に取り組むことを強く要望します。

摂津市行政経営戦略の推進においては、シティプロモーション、SDGsと連動して推進していただけることを評価します。毎年度の検証結果においては、見える化を図り、市民に積極的で分かりやすく広報されていることも併せて評価します。

摂津市行政経営戦略は、令和7年度までの期限を1年延長され、令和8年度から次期計画をスタートされます。1年の猶予ができたことで、少子高齢化、経済縮小時代を乗り切っていけるように、とりわけ本市の協働の対象は地縁組織主体であり、今後、さらに弱体化している地縁組織に対して、市民活動団体との協働の在り方について検証をしっかりと行い、ビジョンと情熱を持って進めるように変えなければ、本市は生き残れない危機的状況にあります。

現在、中間支援組織の調査を行っておられますが、市民活動団体の育成と協働の在り方についてのビジョンと情熱もなく、市内に受けられるNPO団体があるのに、安易に他市のNPO団体に委託されたことは残念でなりません。市内NPO団体の育成を真剣に考えた取組の展開が必要であると苦言を呈しておきたいと思います。

公共交通の確保、持続可能性の在り方を検討するため、地域公共交通協議会を開催されたことを評価します。先日に行われました第3回地域公共交通協議会で素案が示され、今年度末に計画が決定される予定です。決定後も、市民ニーズの検証や技術的な検討などで、できることから実施するとされていますが、多くの市民合意を得なが

ら進めていかれるように要望いたします。

シティプロモーション戦略におきましては、「ちっちゃな摂津のでっかな野望」のキャッチコピーに負けないように、様々な事業について積極的に外部にアピールしていけるように、職員の意識改革と市民を交えたワンチームで取り組む体制づくりをお願いし、要望いたします。

次に、安全・安心のまちづくりについてです。

環境センター跡地における高台公園の整備については、給食センター予定の鶴野第2公園の代替として、環境センター閉鎖後に築造し、令和12年頃に完成予定で取り組まれることを評価します。近隣住民の意見には真摯な姿勢で取り組むとともに、誰もが納得いく結論を出していくことをお願いします。また、公園の整備においては、ワークショップを開催するなど、市民と協働で整備することを強く要望いたします。

防災対策につきましては、これまでの水害対策ばかり進めてこられたことに対して、南海トラフ地震がいつ発生してもおかしくない状況の中、地震対策を進められること、また、それぞれの避難所に合った運営マニュアルを関係者でつくり上げることの重要性を訴えてまいりましたが、令和5年度で地震発生時の市民向け避難所運営マニュアルを三宅地区をモデルに整備されたことを高く評価いたします。令和6年度から開始された各自主防災組織での避難所運営マニュアル作成については、丁寧に親切に推進していただくことを要望します。

そして、地震では身を守るために家具の固定が重要であることを訴えてきましたが、現在、自主防災訓練において訴えていただいておりますことを評価します。市民向けの分かりやすいチラシを作成して、さ

らにPRをお願いしたいと思います。また、棚上げにされた市職員向け応急対応マニュアル作成についても、遅滞なく作成されることを望みます。

防災士の資格取得支援制度も、5年目の継続実施を評価します。今後は、防災士の受講者増加のための啓発活動に力を入れるとともに、育成された防災サポーターのスキルアップ、そして能力向上と活動強化を図り、協働を担える人材群を目指されることを強く要望いたします。

水害時に避難が難しい方の個別避難計画の作成2年目として、地域支援者と介護関係者で指定難病の方約160人分の作成を開始されています。手探りで作成だと思いますが、ノウハウを蓄積し、高齢者や障害者の個別避難計画作成にも拡大できるように要望します。

摂津市下水道総合地震対策計画に基づき、第一中学校、第三中学校、第四中学校にマンホールトイレを各10基設置されておられます。また、ブロック塀等の撤去に対する補助を市独自で継続されていることを評価します。しかし、市内に多く存在する私道等に面する場合は補助適用外となっています。私道等でも補助ができるように規定の緩和を要望いたします。災害対策はまだまだやらなければならないことが山積していますが、取組を加速させ、かつ着実な推進を強く要望します。

市道千里丘三島線の道路改良事業について、千里丘南交差点から三島幼稚園までの道路拡幅工事を令和5年度に完成され、また、三島まちかど広場から三島二丁目交差点付近の間の西側歩道整備工事の基本設計を行い、車道6メートル、両側に自転車道2メートル、歩道3メートルで、全幅16メートルとなることが示されました。これ

らのことを評価いたします。三島幼稚園交差点付近の一部が境界の問題で整備が遅れているため、条件が整い次第、整備されることを強く要望いたします。

また、香露園1号線の大型車両問題は、周辺住民の切実な問題です。早期の重量規制も併せて推進をお願いし、要望いたします。

阪急正雀駅前道路の拡幅推進については、道路用地以外にも取得をし、駅前のにぎわい創出を検討されておりましたが、途中、白紙撤回をされ、当初の道路拡幅で進められることになりましたことは大変残念でなりません。にぎわいづくりを諦めてしまうのではなく、協力していただける地権者と市有地で再計画を検討されるよう提案をいたします。

防犯カメラを20台新設し、市内155台の体制にされたことを評価します。令和6年度では25台を新設されており、180台体制とされており、市民からの設置要望も多く、さらに増設されるよう強く要望いたします。

次に、健康づくりで市民の健康寿命延伸の取組についてです。

まちごと元気！健康せつつ21第3次計画の令和6年度策定に向けアンケートを実施され、また、第3期データヘルス計画を令和5年度に策定されたことを評価します。市民の健康寿命を延ばすことを目指して計画実施を強く要望します。まちごと元気！健康せつつ21は、第1次計画のように熱意が伝わってくるような楽しい計画にさせていただけるように強く要望いたします。

国立循環器病研究センターとの連携で、脳卒中予防のCheckFASTや心筋梗塞予防のSTOP MIキャンペーンを継

続実施されたことも評価いたします。様々な健康施策の充実で健康意識を高め、本市の心筋梗塞の死亡率は5年ごとの調査で大阪府内ワースト2位から4位になったそうですが、ワースト4位の返上に向けた力強い取組をお願いし、要望いたします。

また、まちごとフィットネス！ヘルシータウンせつつ事業の参加者増加の取組については、まちごと元気！健康せつつ21第3次計画を分かりやすく楽しい計画として連動させ、魅力的な取組と広報活動を行うなど、様々な知恵を絞っていただきますよう強く要望します。

国立健康・栄養研究所とともに、摂津市民の健康課題をライフコース別に明らかにするために、健康・栄養とウェルビーイングに関する縦断調査を実施されました。現在、分析調査が行われております。今後は、市民の健康・栄養とウェルビーイングに対する効果的な取組を提案する資料を作成する予定です。これらの取組を高く評価するとともに、今後大きく期待をしたいと思えます。

ロコモ予防体操、せつつはつらつ脳トレ体操のさらなる普及を評価いたします。

特定健康診査の受診率向上については、安威川以南地域の別府コミュニティセンター、新鳥飼公民館で、出張による集団特定健康診査を実施され、また、個別通知による受診勧奨を継続実施されていることを評価します。今後とも受診率向上のさらなる取組をお願いし、要望いたします。

次に、子供や若者の健やかな成長についてです。

令和5年度より出産育児一時金が42万円から50万円に引き上げられ、また、出産・子育て応援給付金の支給について、伴走型相談支援では、母子手帳の交付時と妊

娠8か月の相談事業を開始され、経済的支援では、妊娠時に5万円、出産時に5万円を支給されたことを評価いたします。

国においては、令和5年4月より、こどもまんなか社会の実現を目指して、こども家庭庁が発足しました。また、大阪府の子どもの生活実態・貧困調査を小学5年生と中学2年生の抽出で実施されたことも評価をします。調査結果を盛り込んで現在作成中の（仮称）摂津市こども計画～こどもまんなかプラン～の中で、子供の貧困対策、重層的支援、ひきこもり対策、孤独・孤立対策など、子供を取り巻く多くの課題に向き合い、取り組んでいただくことを強く求めます。

保育所等待機児童の解消につきましては、民間認定こども園の建て替えにより、令和5年8月、保育園児90名、幼稚園児70名で開園をされ、併せて病児・病後児保育も実施。また、安威川以北地域に新たに民間保育施設を整備されたことを評価します。しかし、いまだに待機児童が解消されておらず、市長の公約でもある待機児童ゼロを一刻も早く実現できるよう最大努力をお願いします。

市立とりかいこども園の建て替えは、児童センター機能も含む複合施設として高台計画を取り入れ、実施設計を行われたことを評価いたします。現在、工事に着手をされていますが、予定されている効果が得られるように、設計監理、工程管理を抜かりなくお願いしたいと思います。

保育士の負担改善策の取組として5点、1番目、公立認定こども園におけるおむつの持ち帰りを廃止、2番目、民間保育所等の宿舍借り上げ費用の施設利用定員ごとの上限額を撤廃、3番目、民間保育所等の保育支援者の配置費用を補助、4番目、公立

認定こども園に保育業務支援システム導入による事務作業の軽減、5番目には、民間保育所等に保育業務支援システム導入及び更新費用を補助されたことをそれぞれ評価いたします。こうした取組で保育士の負担が軽減され、保育士不足が解消され、待機児童ゼロにつながることを期待します。しかし、民間保育所関係者にお聞きしますと、現実はまだまだ厳しい、新卒者が集まらないとおっしゃっておられました。さらに研究し、魅力ある職場にしていけるように今後も努力をお願いいたします。

地域の要請を受けて、旧三宅小学校体育館のエアコン設置の実設計をされたことを評価いたします。現在工事中ですが、室外機の設置場所について、防災利用の面で三宅地区連合自治会ともめています。地域との円滑な調整を行い、年度内の完成を要望します。

また、避難所の安全対策については、旧三宅小学校校舎の危険性が指摘をされています。安全な避難所とするための調査費用を令和7年度で計上されることを地域を代弁して強く申し上げたいと思います。

子ども食堂を実施する団体に運営費等の補助が継続されたことを評価します。今後は、市長が公約に掲げられた高齢者ふれあい食堂の創設と併せて、地域共生のあらゆる世代の居場所づくり、地域で子供を見守る拠点として、様々な居場所が構築されていくことを期待したいと思います。

児童虐待防止の徹底強化として4点、1番目、形成外科医による適切な指導・支援開始、2番目、出生届を提出した保護者に児童虐待未然防止の啓発冊子を配布、3番目、児童虐待の再発防止のための臨床心理士による寄り添い型カウンセリングを実施、4番目、児童虐待の再発防止のための

保護者のセルフケアと問題解決力を回復するプログラム、親支援プログラムを実施されたことをそれぞれ評価いたします。今後も、あらゆる取組を駆使して、児童虐待の再発防止に最大努力をお願いしたいと思います。

次に、地域包括ケアシステムについてです。

携帯型の緊急通報装置を導入し、貸与者を拡大されたことを評価いたします。また、多くの方に対応できるように積極的な周知を要望いたします。

高齢者、要支援認定者等の移動支援サービスの2年目となりました。多くの方が利用しやすくするなるように、事業者が自前で2台目の自動車を購入されていますが、継続性に問題があります。持続可能なサービスになるように検証することを要望いたします。

つどい場介護予防事業につきましては、市民団体委託型の9か所に加え、地域住民補助型21か所で実施をされました。令和5年度で委託型1か所において週1回から週2回開催へと拡大されたことを評価いたします。

重層的支援体制の整備に向けて、職員等を対象に研修を実施されたことを評価します。福祉においても今最も求められていることは、地域であらゆる市民を見守る体制の構築、いわゆる重層的支援体制の構築と、複雑化する課題に対する断らない窓口の構築です。地域住民や地域の支援関係機関等が、自分たちの市町村にあってほしい支援体制や、そのための各機関の役割分担と協働の在り方などについて、考え方や進め方などを共有しながら議論し、実際の取組に移していくものです。そのためには、地域のつながりの再構築と新たな市民活動

の育成、地域福祉の実動部隊である社会福祉協議会の認識向上と組織の成長が不可欠です。関係者がよくよく研さんして進めていただきますようお願いし、要望いたします。

また、市長の公約でもあります、高齢者からの熱望も多い帯状疱疹ワクチンの費用補助や、高齢難聴の補聴器購入補助制度の早期実現を強く要望します。また、骨伝導補聴器は、その性能と経済性も優れているという理由から利用が広がっています。現在、市役所の高齢者がよく訪れる窓口に設置する自治体が増えていますので、本市でも設置されることを提案したいと思います。

次に、教育、生涯学習、スポーツ推進についてです。

学童保育室のサービス向上につきましては、安威川以北の学童保育希望者の増加に対応して、摂津学童保育室を6室増設され、また、土曜保育を完全実施されたことを評価します。今後、令和10年4月より市内全校で全学年に拡充することを目指されることを評価します。達成できるよう最大努力をお願いします。

国の取組により、令和7年度に小学校全学年が35人学級になります。令和5年度には4年生で実施、以後、1学年ごとに上級に進んでまいります。また、小学校では5、6年生に教科担任制を導入され、専科授業で授業の質が向上しました。一方で、毎年、講師の確保に相当苦勞をされています。まずは必要人数を確保することが重要ですが、指導力の低下を招かないように要望します。

摂津SUN SUN塾の無料実施など学力向上のための取組を評価いたします。

第三中学校においてコミュニティスクー

ルモデル校2年目の取組をされますが、保護者や地域住民が参画する学校運営協議会を設置されています。令和6年度には味生小学校、別府小学校、第二中学校でも実施をされています。令和7年度に味舌小学校で実施を予定され、令和9年度には全校で実施を目指されているようですが、各校に合ったコミュニティスクールと実効性のある学校支援地域本部を構築されるように要望しておきたいと思います。

全小・中学校体育館へ4年計画でエアコンを設置されることを高く評価します。令和4年度には2校、令和5年度に3校設置され、令和6年度は5校に設置、令和7年度は全校で設置予定となっています。学校体育館は、災害時には避難所として利用されますので、都市ガス、電気が止まった場合を想定して、LPガスで運転ができるように定期的に試験・点検を要望いたします。

将来の児童数増加により、千里丘小学校は校舎など全面建て替え工事がスタートしています。FMにおいて、やがて児童が減少する場合の空き教室等の多目的利用についても検討を実施しておくことを要望したいと思います。

また、一方で、将来の児童数減少により、鳥飼小学校と鳥飼東小学校の統合との審議会答申を踏まえ、適正規模・適正配置について検討されました。今後も、地域の拠点として将来を見据えた取組となるように、市民を巻き込み、十分な議論を重ねる中で合意点を導き出していただくことを要望いたします。

中学校給食センター候補地を鶴野第2公園とし、令和8年度より全員喫食を目指して推進されていることを評価いたします。地元住民の意見を尊重し、本市自慢の小学

校のおいしい給食を継承するとともに、令和8年度中の開始が遅れないように強く要望いたします。

(仮称)味生コミュニティセンターの建設予定地が決定、基本設計を実施されたことを評価します。建設予定地も確保し、実施設計も進められており、今後も円滑に進めていただけるようお願いいたします。完成後の利用率が向上するように、今のうちから検討をお願いし、要望いたします。

第3期摂津市文化振興計画による取組がスタートしました。これまで市民文化を担ってきた各団体が、高齢化と新型コロナウイルス感染症の影響を受けて弱体化していることなど、現在抱えている課題を把握し、これまでの枠にとらわれない大胆な取組で文化薫る摂津市の構築を強く求めます。

正雀・味生体育館にエアコン設置工事をされ、これで全ての体育館へのエアコン設置となりました。こうした取組を高く評価します。

次に、環境、産業振興、その他について。

ゼロカーボンシティを宣言され、摂津市地球温暖化対策地域計画策定をし、2050年にカーボンニュートラル達成への取組を評価します。住宅用太陽光発電設備、燃料電池システム、蓄電池システムに補助を開始されました。今後も、より多くの方に設置いただけるように周知徹底をお願いいたします。

また、温水プール改修に合わせて、太陽光発電設備設置工事をされたことを評価します。

エネルギー日記へ気軽に参加できるように、公民館まつりのイベント時に配布されていたことを評価いたします。今後も、あ

らゆる機会を通じて参加者拡充のための御努力をお願いいたします。

令和5年4月より茨木市とのごみ処理委託連携が始まりました。委託料に差異が生じることが年度末になって発覚し、疑念が生じたので、今後はそのようなことがないように精査して進めていくように要望します。また、現在、豊能町でお世話になっているし尿の処理についても、茨木市で受入れができるように交渉をお願いします。

AI自動文字起こしツールを導入して業務の効率化を図られたことや、学校体育館施設、子育て総合支援センター遊戯室の予約を公共施設予約システムに追加され、市民の利便性を図られたことを評価します。今後も、さらなるDX化により、ネット申請で市民が市役所に来なくてもよいようにサービス向上を強く要望します。

摂津市公共施設等総合管理計画、FMの運用について、修繕を実施されたことを評価します。FMについては、見える化を実施し、予算化する前に定期的に全体像や個別について御報告いただくことを要望したいと思います。

次に、新型コロナウイルス感染症・物価高対策について、3点申し上げます。

まず、小学校の給食費の保護者負担分の物価高騰分を軽減したこと、2番目に、民間保育所等の給食費の物価高騰分の費用を補助したこと、3番目に、公立認定こども園の給食費の保護者負担分の物価高騰分を軽減したことをそれぞれ評価します。今、子育て支援として、東京都を中心に給食費の無償化が進んでいます。市長も目指されておりますので、国の動向をよく見て検討をお願いし、要望いたします。

政府は、今回の臨時国会の前に、新たな物価高騰支援策として、来年1月から3月

まで電気・ガス代の補助を再開し、住民税非課税世帯を対象にした給付金支給3万円や、子供のいる世帯には子供1人2万円の加算措置などを実施する、また、各自治体独自の支援策に活用できる重点支援地方交付金の増額などを閣議決定しました。給付金におきましては、できれば年内支給が可能なように今から準備をお願いしたいと思います。また、臨時国会で可決後に、本市においても、重点支援地方交付金を活用した適切な物価高騰支援策、例えばセッピー割引券などを速やかに実施いただきますよう強く要望いたします。

水道事業会計、下水道事業会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計につきましては、将来を見据えた計画的な財政運営を展開されていることを評価します。これからも先見性を持った運営を期待し、賛成理由といたします。

最後に、私たち公明党は、市民の皆さんが住んでよかったとだけ思っただけ、また、誇りを持って住んでいただける摂津市の構築を目指して、これからも精進を重ねていく所存であることを申し上げまして賛成討論を終わります。ありがとうございました。

○三好義治議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治議長 以上で討論を終わります。

認定第1号、認定第4号、認定第7号及び認定第8号を一括採決します。

本4件について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○三好義治議長 起立者多数です。

よって、本4件は認定されました。

認定第2号、認定第3号、認定第5号及び認定第6号を一括採決します。

本4件について、認定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治議長 異議なしと認め、本4件は認定されました。

日程3、議案第76号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。市長。

(嶋野市長 登壇)

○嶋野市長 議案第76号、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件につきまして御説明を申し上げます。

本件につきましては、目良静香氏が令和6年12月19日をもって任期満了となりますことから、引き続き目良静香氏を固定資産評価審査委員会委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

委員の任期につきましては、令和6年12月20日から令和9年12月19日までを予定しております。

なお、履歴書を議案参考資料の1ページに添付いたしておりますので、併せて御参照いただきますようお願い申し上げます。

以上、提案理由の説明といたします。

○三好義治議長 説明が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治議長 討論なしと認め、討論を終

わります。

議案第76号を採決します。

本件について、同意することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治議長 異議なしと認め、本件は同意されました。

日程4、議案第71号など10件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

(石原総務部長 登壇)

○石原総務部長 議案第71号、令和6年度摂津市一般会計補正予算(第7号)につきまして、提案内容を御説明いたします。

今回補正をお願いいたします予算の内容といたしまして、人事異動などに伴う人件費に係る補正や、2025年大阪・関西万博の大阪ウィークイベント参加のための経費や、前年度の国庫補助金等に関わる実績に伴う過年度分国庫府費返還金などを計上いたしております。

初めに、補正予算の第1条といたしまして、既定による歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億6,257万2,000円を減額し、その総額を469億778万9,000円とするものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、3ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入についてでございますが、款15国庫支出金、項1国庫負担金219万3,000円の減額は、生活困窮者自立相談支援事業費等負担金の減少でございます。

項2国庫補助金54万2,000円の増額は、障害者総合支援事業費補助金の増加などでございます。

項3委託金2万2,000円の減額は、衆議院議員総選挙費委託金及び中国残留邦人等支援事業委託金の減少でございます。

款16府支出金、項3委託金87万7,000円の減額は、府議会議員補欠選挙費委託金の減少でございます。

款19繰入金、項2基金繰入金2億4,692万6,000円の減額は、今回の補正に伴う財源調整のため、財政調整基金繰入金を減額するものでございます。

款20諸収入、項4雑入1,309万6,000円の減額は、会計年度任用職員共済組合個人掛金の減少でございます。

次に、歳出についてでございますが、款1議会費から款9教育費までの人件費を補正し、3億3,800万6,000円を減額するものでございます。

なお、人件費の比較につきましては、48ページからの給与費明細書に記載いたしております。

続きまして、人件費を除いた増減といたしましては、款2総務費、項1総務管理費774万円の増額は、文化ホール管理業務委託料及び支障物移転等補償費の増加でございます。

項4選挙費30万7,000円の減額は、費用弁償の減少でございます。

款3民生費、項1社会福祉費1,163万2,000円の減額は、国民健康保険特別会計繰出金及び介護保険特別会計繰出金の減少などでございます。

項2児童福祉費5,878万7,000円の増額は、障害福祉システム改修委託料及び過年度分国庫府費返還金などでございます。

項3生活保護費1,820万6,000円の増額は、過年度分国庫府費返還金でございます。

款6商工費、項1商工費264万円の増額は、大阪・関西万博出展委託料でございます。

次に、第2条債務負担行為の補正につきましては、6ページ、第2表債務負担行為の補正に記載のとおり、追加分といたしまして、議会だより印刷事業ほか12事業を追加いたしております。

以上、議案第71号、令和6年度摂津市一般会計補正予算（第7号）の内容説明とさせていただきます。

○三好義治議長 上下水道部長。

（末永上下水道部長 登壇）

○末永上下水道部長 議案第72号、令和6年度摂津市水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

今回お願いいたします補正予算の内容につきましては、人事異動に伴う人件費関係の予算の補正、令和5年度決算に伴う予算の補正、不用額の補正並びに債務負担行為を設定するものでございます。

補正予算書1ページを御覧ください。

まず、第1条は、総則を定めたものでございます。

第2条は、収益的支出の予定額の補正を定めるもので、支出の第1款水道事業費用は、既決額20億2,790万6,000円から407万8,000円を減額し、補正後の額を20億2,382万8,000円とするものでございます。

第1項営業費用は、既決額19億6,598万4,000円から407万8,000円を減額し、補正後の額を19億6,190万6,000円とするもので、その内容につきましては、20ページから23ページの補正予算実施計画説明書に記載いたしております。

第3条は、資本的支出の予定額の補正を定めるもので、第1款資本的支出は、既決額13億3,484万5,000円から209万5,000円を増額し、補正後の額を13億3,694万円とするものでございます。

第1項建設改良費は、既決額9億1,949万3,000円から329万8,000円を増額し、補正後の額を9億2,279万1,000円とするものでございます。

第2項企業債償還金は、既決額4億1,028万8,000円から120万3,000円を減額し、補正後の額を4億908万5,000円とするもので、その内容につきましては、24ページから25ページの補正予算実施計画説明書に記載いたしております。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきましては、既決額7億8,787万9,000円を7億8,997万4,000円に改めるとともに、補填財源は、過年度分損益勘定留保資金について、既決額7億1,068万4,000円を7億1,277万9,000円に改めるものでございます。

補正予算書の2ページを御覧ください。

第4条は、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるもので、給配水管維持管理事業の修繕業務委託料は、令和6年度から令和7年度までの期間、1,311万2,000円を限度額として、施設改修事業の太中浄水場配水ポンプ盤更新工事は、令和6年度から令和8年度までの期間、3億1,241万5,000円を限度額として、配水管整備事業の正雀一丁目4番地内配水管布設工事は、令和6年度から令和7年度までの期間、9,5

56万8,000円を限度額として、配水管整備事業の正雀本町二丁目22番地内配水管布設工事は、令和6年度から令和7年度までの期間、1億7,331万7,000円を限度額として、配水管整備事業の別府二丁目8番地内配水管布設工事は、令和6年度から令和7年度までの期間、1億1,812万4,000円を限度額として、それぞれ定めるもので、その内容につきましては、18ページの債務負担行為に関する調書に記載いたしております。

第5条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正を定めるもので、職員給与費は、既決額3億1,668万7,000円から248万7,000円を減額し、補正後の額を3億1,420万円とするものでございます。

なお、補正予算実施計画は3ページに、予定貸借対照表は4ページから5ページに、予定キャッシュ・フロー計算書は6ページに、給与費明細書は8ページから17ページにそれぞれ掲載いたしておりますので、御参照賜りますようお願い申し上げます。

以上、議案第72号、令和6年度摂津市水道事業会計補正予算（第2号）の提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第73号、令和6年度摂津市下水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

今回お願いいたします補正予算の内容につきましては、人事異動に伴う人件費関係の予算の補正、令和5年度決算に伴う予算の補正並びに債務負担行為を設定するものでございます。

補正予算書1ページを御覧ください。

まず、第1条は、総則を定めたものでご

ざいます。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額の補正を定めるもので、収入の第1款下水道事業収益は、既決額39億7,283万円から194万円を増額し、補正後の額を39億7,477万円とするものでございます。

第2項営業外収益は、既決額10億1,413万6,000円から194万円を増額し、補正後の額を10億1,607万6,000円とするものでございます。

次に、支出につきましては、第1款下水道事業費用は、既決額38億6,192万1,000円から1,603万4,000円を減額し、補正後の額を38億4,588万7,000円とするものでございます。

第1項営業費用は、既決額35億6,014万9,000円から1,603万4,000円を減額し、補正後の額を35億4,411万5,000円とするもので、その内容につきましては、20ページから23ページの補正予算実施計画説明書に記載いたしております。

第3条は、資本的支出の予定額の補正を定めるもので、第1款資本的支出は、既決額38億2,863万8,000円から654万7,000円を増額し、補正後の額を38億3,518万5,000円とするものでございます。

第1項建設改良費は、既決額7億8,861万9,000円から654万7,000円を増額し、補正後の額を7億9,516万6,000円とするもので、その内容につきましては、24ページから25ページの補正予算実施計画説明書に記載いたしております。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足

する額につきましては、既決額12億1,116万4,000円を12億1,771万1,000円に改めるとともに、補填財源は、過年度分損益勘定留保資金について、既決額3億6,190万4,000円を1億8,042万5,000円に、当年度分損益勘定留保資金について、既決額8億4,926万円を10億3,728万6,000円に改めるものでございます。

補正予算書2ページを御覧ください。

第4条は、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるもので、公共下水道管理事業の公共下水道管しゅんせつ外業務委託料は、令和6年度から令和7年度までの期間、768万7,000円を限度額として、公共下水道管理事業の正雀本町二丁目22番地内配水管布設工事に伴う下水道管マンホール蓋取替工事は、令和6年度から令和7年度までの期間、361万2,000円を限度額として、公共下水道管理事業の正雀一丁目4番地内配水管布設工事に伴う下水道管マンホール蓋取替工事は、令和6年度から令和7年度までの期間、266万2,000円を限度額として、雑排水管等管理事業の雑排水管しゅんせつ外業務委託料は、令和6年度から令和7年度までの期間、314万6,000円を限度額として、雑排水管等管理事業の別府二丁目8番地内配水管布設工事に伴う下水道管マンホール蓋取替工事は、令和6年度から令和7年度までの期間、841万4,000円を限度額として、公共下水道整備受託事業の連続立体交差事業に伴う公共下水道管移設工事設計業務委託料は、令和6年度から令和7年度までの期間、654万1,000円を限度額として、公共下水道整備事業のマンホールトイレ設置工事設計業務委託料第4工区・

第5工区は、令和6年度から令和7年度までの期間、854万3,000円を限度額として、公共下水道整備事業のマンホールトイレ設置工事第3工区は、令和6年度から令和7年度までの期間、6,661万9,000円を限度額として、それぞれ定めるもので、その内容につきましては、18ページの債務負担行為に関する調書に記載いたしております。

第5条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正を定めるもので、職員給与費は、既決額1億2,988万3,000円から1,301万4,000円を減額し、補正後の額を1億1,686万9,000円とするものでございます。

なお、補正予算実施計画は3ページに、予定貸借対照表は4ページから5ページに、予定キャッシュ・フロー計算書は6ページに、給与費明細書は8ページから17ページにそれぞれ掲載いたしておりますので、御参照賜りますようお願い申し上げます。

以上、議案第73号、令和6年度摂津市下水道事業会計補正予算（第1号）の提案内容の説明とさせていただきます。

○三好義治議長 保健福祉部長。

（谷内田保健福祉部長 登壇）

○谷内田保健福祉部長 議案第74号、令和6年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

今回の補正予算の内容といたしましては、人事異動等に伴う人件費の補正となっております。

それでは、補正予算書の1ページを御覧いただきますようお願いいたします。

第1条で、既定による歳入歳出予算の総

額から歳入歳出それぞれ1,490万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を94億6,815万3,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款4繰入金、項1一般会計繰入金1,435万円の減額は、職員の人事異動等に伴う人件費の補正によるものでございます。

款5諸収入、項1雑入55万6,000円の減額は、会計年度任用職員に係る人件費の補正によるものでございます。

続きまして、歳出でございますが、款1総務費、項1総務管理費1,488万7,000円の減額は、職員の人事異動等に伴う人件費の補正によるものでございます。

款4保健事業費、項2保健事業費1万9,000円の減額は、会計年度任用職員に係る人件費の補正によるものでございます。

なお、給与費全体の内訳につきましては、10ページからの給与費明細書に記載しておりますので、御参照いただきますようお願い申し上げます。

以上、議案第74号、令和6年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第75号、令和6年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

今回の補正予算の内容といたしましては、人事異動等に伴う人件費の補正となっております。

それでは、補正予算書の1ページを御覧

いただきますようお願いいたします。

第1条で、既定による歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ728万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を79億5,235万8,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表、歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款3国庫支出金、項2国庫補助金267万7,000円及び款5府支出金、項2府補助金133万9,000円の減額は、地域支援事業費の会計年度任用職員に係る人件費の補正に伴う地域支援事業交付金の減額によるものでございます。

款6繰入金、項1一般会計繰入金293万2,000円の減額は、職員の人事異動等に伴う人件費の補正によるものでございます。

款7諸収入、項2雑入33万3,000円の減額は、会計年度任用職員に係る人件費の補正によるものでございます。

次に、歳出でございますが、款1総務費、項1総務管理費130万9,000円の減額は、職員の人事異動等に伴う人件費の補正によるものでございます。

項3介護認定審査会費30万5,000円及び款3地域支援事業費、項3包括的支援事業・任意事業費566万7,000円の減額は、会計年度任用職員に係る人件費の補正によるものでございます。

給与費全体の内訳につきましては、12ページからの給与費明細書に記載しておりますので、御参照いただきますようお願い申し上げます。

以上、議案第75号、令和6年度摂津市

介護保険特別会計補正予算（第2号）の提案内容の説明とさせていただきます。

○三好義治議長 こども家庭部長。

（大橋こども家庭部長 登壇）

○大橋こども家庭部長 議案第77号、摂津市立子育て総合支援センターの施設の使用に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

なお、議案参考資料（条例関係）1ページの新旧対照表も併せて御参照願います。

このたびの一部改正は、子育て総合支援センターの遊戯室に冷暖房設備を設置することに伴いまして、その使用料を定めるものでございます。

それでは、条文に沿って御説明申し上げます。

第8条第1項中、「使用料」を「別表に定める使用料」に改め、同条第2項及び第3項を削るとともに、附則の次に別表を加え、別表中に、冷暖房設備に係る使用料について、30分につき100円を規定するものでございます。

また、別表の備考として、使用者の住所が市外である場合、センター施設に係る使用料については、別表中の金額に2を乗じて得た額としているものでございますが、冷暖房設備に係る使用料については除外する旨を規定するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行する旨を規定しております。

以上、議案第77号の提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第78号、摂津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

なお、議案参考資料（条例関係）2ページから3ページの新旧対照表も併せて御参照願います。

このたびの一部改正は、令和2年度の税制改正に伴う所得税法等の見直しにより、国外居住親族に係る扶養控除等の対象となる者の適用範囲が見直され、16歳以上から、16歳以上のうち30歳から70歳未満の扶養親族は、留学生、障害者、38万円以上の送金を受けている者に限ることとされたもので、今般、児童扶養手当法施行令の一部改正がなされたことから、ひとり親家庭医療費助成制度の所得基準額の算定において勘案する扶養親族等についても同様の見直しを行うものでございます。

それでは、条文に沿って、その内容を御説明申し上げます。

第2条の2第1項第1号中「所得税法」を「加算対象扶養親族等（扶養親族等（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第9条第1項に規定する扶養親族等をいう。以下この号において同じ。）のうち、所得税法に、「同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに」を「控除対象扶養親族に該当しない30歳以上70歳未満の同法に規定する扶養親族以外のものをいう。次号において同じ。）及び」に改め、同項第2号中「扶養親族等」を「加算対象扶養親族等」に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、第1項で、本条例は公布の日から施行し、改正後の規定は令和6年11月1日から適用するものとし、第2項で、適用日前に受けた医療に係る医療費の助成に係る所得の制限については、なお従前の例によるものとする旨を規定しております。

以上、摂津市ひとり親家庭の医療費の助

成に関する条例の一部を改正する条例制定の件の提案内容の説明とさせていただきます。

○三好義治議長 建設部長。

（永田建設部長 登壇）

○永田建設部長 議案第79号、摂津市立自動車駐車場条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

なお、議案参考資料（条例関係）の4ページの新旧対照表も併せて御参照賜りますようお願い申し上げます。

摂津市立自動車駐車場の利用料金につきましては、別表に定める額の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとされておりますが、摂津市立小川自動車駐車場の定期利用に係る1か月当たりの利用料金の上限について、新たに1万3,000円と定めるものでございます。

なお、この条例は、令和7年4月1日から施行するものとしております。

以上、議案第79号、摂津市立自動車駐車場条例の一部を改正する条例制定の件の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第80号、摂津市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、その提案内容の御説明を申し上げます。

議案参考資料（条例関係）5ページから12ページを併せて御参照いただきたいと思います。

現行の道路占用料は、平成10年度に定められたもので、このたび、令和5年4月1日に道路法施行令が改正されたことと、令和6年度の固定資産税評価額の評価替えに伴い改正いたすもので、高槻市、茨木市及び摂津市の三島地域3市によります1平

方メートル当たりの平均道路価格を基に、道路使用の対価相当額の修正を求める必要が生じたことから、適正料金に改正を行い、道路財源の一助といたすものでございます。

今回改正をお願いいたします占用料金の積算内容でございますが、道路法施行令及び国土交通省「道路占用料改定のポイント」で示される基準を参考に算出したものでございます。

それでは、改正の主な内容につきまして御説明いたします。

まず、占用料の額につきましては、道路価格の見直しに伴い、別表にある全ての項目の占用料を改正するものでございます。

次に、占用物件につきましては、道路法施行令の改正に伴い、地下埋設管の管径区分の細分化や自動運行補助施設の項目の追加など、国に準拠した形で改正するものでございます。

なお、附則の経過措置といたしましては、改正後の占用料の額が現行の1.2を乗じて得た額を超える場合は、令和7年度におきましては、別表に記載の改正後の占用料にかかわらず、現行の占用料の額に1.2を乗じた額といたす旨、記載したものでございます。令和8年度以降は、全ての占用料の額を別表記載の改正後の占用料として徴収するものでございます。

本条例の施行期日は、令和7年4月1日から施行するものといたしております。

続きまして、議案第81号、摂津市都市公園条例の一部を改正する条例制定の件につきましては、使用料を、摂津市道路占用料徴収条例の一部改正に準じまして、別表のとおり改正するものでございます。

議案参考資料（条例関係）13ページから15ページを併せて御参照いただきたい

と存じます。

なお、附則につきましては、本条例の施行期日は令和7年4月1日から施行するものといたしております。

以上、議案第80号、摂津市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定の件及び議案第81号、摂津市都市公園条例の一部を改正する条例制定の件の提案説明とさせていただきます。

○三好義治議長 説明が終わり、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三好義治議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本10件のうち、議案第71号の駅前等再開発特別委員会の所管分については、同特別委員会に付託することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○三好義治議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

ただいま決定した以外については、議案付託表のとおり常任委員会及び議会運営委員会に付託します。

日程5、議案第82号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

（石原総務部長 登壇）

○石原総務部長 議案第82号、工事請負契約締結の件につきまして、その内容を御説明いたします。

なお、詳細につきましては、議案参考資料2ページから6ページを御参照ください。

本議案は、摂津市立摂津小学校外3校屋内運動場空調設備設置工事の請負契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容は、摂津市立摂津小学校外3

校屋内運動場空調設備設置工事でございます。

契約の方法は制限付一般競争入札で、契約金額は2億4,319万3,500円でございます。

契約の相手方は、鳳工業株式会社でございます。住所は、大阪市此花区伝法四丁目3番59号、代表者は、代表取締役社長、齊藤伸一でございます。

工事の内容につきましては、空気調和設備工事一式、ガス設備工事一式、電気設備工事一式でございます。

設置する室内機及び室外機の台数につきましては、摂津小学校、別府小学校、鳥飼西小学校、鳥飼東小学校に、それぞれ室外機2台、室内機8台でございます。

以上、議案第82号、工事請負契約締結の件の内容説明とさせていただきます。

○三好義治議長 説明が終わり、質疑に入ります。塚本議員。

○塚本崇議員 御説明ありがとうございます。

それでは、質疑させていただきたいと思います。

今回の件に関してなんですが、制限付一般競争入札ということなんですけど、5者が同じ金額で応札してくじ引という結果になっています。5者が同じ金額を出してくる要因となったことについて説明をお願いします。

○三好義治議長 総務部長。

○石原総務部長 今回、制限付一般競争入札の結果、7者の入札会社がありまして、そのうち辞退が1者、無効が1者、5者が入札に応じて同じ金額となっているところでございます。

この金額につきましては、摂津市建設工事等最低制限価格設定要領というものがご

ざいまして、例えば、土木、建築でございましたら、直接工事費に97%を掛けたとか、そういう計算式がございます。今回は、管工事になりますので、土木、建築以外の工事につきましてはその他工事という位置づけになります。その最低制限価格が予定価格の85%となっております。摂津市では予定価格の事前公表をしておりますので、恐らく、そちらの計算に基づいて、適正な入札に応じていただいたものと考えております。

○三好義治議長 塚本議員。

○塚本崇議員 ありがとうございます。

85%と御回答いただいたんですけども、この85%の妥当性についてはどのように設定されているのでしょうか。

○三好義治議長 総務部長。

○石原総務部長 それぞれ最低制限価格につきましては、令和5年度に見直しを行っております。国の発注機関であります協議体がございます、そちらのガイドラインに合わせたパーセントとしておるところでございます。

以上です。

○三好義治議長 塚本議員。

○塚本崇議員 最後は要望とさせていただきます。

85%で5者が合わせてきたと御説明いただいたんです。ということは、85%の最低落札価格で落としてもまだ利益が出るというところで、もともとの積算基準が甘いんじゃないかと感じるところがあります。ここに関してはしっかりと積算していただいて、健全な競争を促していただくようお願いしたいと思います。

以上です。

○三好義治議長 ほかにありませんか。安藤議員。

○安藤薫議員 入札金額が全部一致していると塚本議員からも質疑がありましたので、一定理解をいたしました。

募集要項では、予定価格が公表されています。最低制限価格は事後公表とするとあります。一方で、御説明いただいた最低制限価格設定要領というのがあります。あえて事後公表としていることと、要領を公表しているということである、最初から予定価格から最低制限価格を公表しているのと同じだと捉えていいのか、あえて事後公表としている意味は何なのか、それが1点聞きたいことです。

もう一つは、四つの小学校の体育館のエアコンの設置工事ではありますが、鳥飼西小学校のエアコンの工事についてです。鳥飼西小学校は、隣接しているとりかいこども園の建て替え工事、それから、鳥飼西小学校とこども園との境界線の整備等が今始まっているところであります。このエアコン設置の工期と、こども園の建て替え工事の工期の状況です。同時にやられるのか、ずらすのか、また、安全対策等をどう説明していくのか、学校やこども園の安全対策等について協議がどのようにされているのかお聞きしたい。

もう一つは、鳥飼東小学校の体育館のエアコン設置工事についてです。

鳥飼東小学校については、再来年度、鳥飼小学校と統合していきます。鳥飼東小学校については、学校そのものはなくなる。一方で、今、跡地活用のいろいろな議論がされている中で、体育館にあえてエアコンを設置していくことを考えると、防災、避難所という位置づけでのエアコンの設置ということかと想像するわけです。今後の地域の皆さんとの協議の中で、体育館の在り方についての協議と、それから、エアコン

設置をあえて今回やられることの整合性等について、現段階で分かっていることについてお聞かせいただきたいと思います。

○三好義治議長 総務部長。

○石原総務部長 最低制限価格についてでございます。

おっしゃられたとおり、今、要領についてもホームページ等で公表しております。予定価格を事前公表しておりますので、推測されることもあるとは思いますが。今回は全ての業者が最低制限価格に張りついたという状況でございますが、前回の同じ空調設備の場合には、張りついた業者、また、予定価格内で最低価格以上の業者もあったところでございます。

しっかりと積算していただきたいというところはございますが、おっしゃられたように、最低制限価格について、予定価格を公表していると安易に推測されるということもありますので、国の動きも、事後公表について指針としてうたわれてございます。本市においても、他市の動向を見ながら、入札の在り方についても今後検討をしていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○三好義治議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 それでは、2点の御質疑にお答えさせていただきます。

まず、鳥飼西小学校の工事の調整でございます。現時点ではこども園の工事が行われておりますが、当然ながら、今回議決いただきましたら、今後、業者と調整しながら安全配慮を第一に進めていきたいと考えております。

2点目の鳥飼東小学校についてでございますが、令和8年度に統合することとなりました。それまでの間は、当然ながら子供

の学校環境の整備という形で利用させていただきます。その後につきましても、議員がおっしゃいますように避難所施設としての活用となりますので、体育館については避難所としての活用もごさいます。それ以外の今後の在り方については、現在、鳥飼まちづくりの担当もいろいろ御意見をいただきながら協議を進めておりますので、これからまた検討してまいりたいと考えております。

○三好義治議長 安藤議員。

○安藤薫議員 1点目の最低制限価格については、あえて要領で公表されているので、予定価格を公表すれば最低制限価格もおのずと出てきてしまうけれども、あえて書かないということは、やっぱりそれぞれの事業者にきちんと積算をしていただく。もちろん、地元の中小業者の皆さんの積算能力であるとか、そういったものも育成していくという意味合いも含まれているのかと想像して理解いたしました。

それから、2点目の鳥飼西小学校については、どちらにしても環境改善の工事ということで、地域の皆さんや子供たち、学校現場にとってみるとプラスになる工事となりますので、もちろん是とするものではありませんけども、工事が続いてまいります。今年、こども園の解体について、地域の皆さんから振動のことでいろいろ御相談事もたくさんありました。工事自体も、一連のこども園の建て替え工事が約2年近くかかってくる中で、同じように車が入り出るエアコンの工事も連動して行われていくということでもあります。地域の皆さんにはしっかりと説明をしていただいて、円滑に工事を進められるように気を配っていただきたいと思います。

それから、鳥飼東小学校の体育館につい

ても、今、地元の皆さんがいろいろな協議をされていて、跡地活用の議論をされています。現段階で、これから1年ちょっと、子供たちがそこで体育の授業をやったり集会をやったりするところですから、もちろんエアコンの整備を早期にやることは当然のことだと思います。しかし、地域の皆さんが今後の活用も議論されているさなかです。きちんとその意思疎通であるとか連携を図っていただいて、工事そのものが地域の皆さんにも喜ばれるものである形にしていきたいということで、要望だけ言っておきます。

以上です。

○三好義治議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治議長 以上で質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第82号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○三好義治議長 起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

暫時休憩します。

(午前11時58分 休憩)

(午後 1時 再開)

○三好義治議長 休憩前に引き続き再開しま

す。

日程 6、議案第 83 号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

(石原総務部長 登壇)

○石原総務部長 議案第 83 号、工事請負契約締結の件につきまして、その内容を御説明いたします。

なお、詳細につきましては、議案参考資料 7 ページから 8 ページを御参照ください。

本議案は、千里丘駅西地区第一種市街地再開発事業に係る公共施設工事の請負契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容は、千里丘駅西地区第一種市街地再開発事業に係る公共施設工事でございます。

契約の方法は制限付一般競争入札で、契約金額は 12 億 6,630 万 9,000 円でございます。

契約の相手方は、大日本土木・アーマライニングス関西特定建設工事共同企業体でございます。代表構成員は、大阪市浪速区湊町一丁目 4 番 38 号、大日本土木株式会社西日本支店、執行役員支店長、細野俊英でございます。

工事の内容につきましては、道路工事、自由通路工事、エスカレーター・階段工事、エレベーター工事でございます。

以上、議案第 83 号、工事請負契約締結の件の内容説明とさせていただきます。

○三好義治議長 説明が終わり、質疑に入ります。野口議員。

○野口博議員 何点か質疑させていただきます。10 億円を超える工事ですので、少し確認も含めてお尋ねしたいと思います。

一つ目は、工事に関して、今回、市として行う共用部分の工事ということで、道路

工事、自由通路工事、エスカレーター・階段工事、エレベーター工事があります。参考資料の 8 ページに平面図がありまして、黒く塗った形で工事の範囲を示しておりますけれども、第 1 街区は 36 階建て、第 2 街区は 5 階建てで、今、鉄骨工事が始まっております。建物外部にそれぞれ接してはおりますけれども、2 年 4 か月の間に、例えばペDESTリアンデッキについてはいつ頃完成するのか、エレベーターやエスカレーターの大体の完成時期はどのようなかなど、最初に大まかに説明いただければと思います。

二つ目は、第 2 街区の商業業務のビルの右側に道路があります。旧北おおさか信用金庫の横を通ってくる道ですけれども、今回、黒く塗っていません。これがどのようなかを教えてください。

三つ目は、今回、工事が 12 億円を超える金額になりました。公共事業の工事費がどんどん値上がっている関係と、暮らしの問題に関わって、担当部長なり市長の決意をお伺いしたいと思っています。何日か後に水道ビジョンの中間見直しが発表されます。漏れ聞こえるところよりますと、水道料金を令和 9 年度から 26% 値上げするという事も入ってきています。大変な物価高で、より市民に負担を負わせる一方で、JR 千里丘駅前に 294 億円のお金を使って建てていく。

摂津市では 30 階を超えるビルは、二つ目になりますけれども、そういう大きな工事がされる地方自治体で、一方では約 4 分の 1 に当たる値上げを行うという状況が重なってくるわけでありまして。先ほど、決算認定の中でも少し述べましたけれども、工事費について、より厳密に値上げについては対応していただきたいと思うわけでありまして。その点、どうお考えなのかということ

です。

四つ目には、この前も少しお話ししましたが、今も工事をやっております産業道路に面している歩道の関係です。車椅子だとかつえをついた方々がおられますけども、道が斜めになっていて、ここが大変なので、幾ら工事をやっているといっても何とかしてほしいという願いが来しました。これから電線共同溝の工事も始まっていきます。その辺の歩行者の方々の動線について、きちっと安全な通行を確保しながら工事を行っていくことが大事なことだと思いますので、その点はどうか、以上4点、お願いいたします。

○三好義治議長 建設部長。

○永田建設部長 それでは、野口議員の4点の質疑についてお答えさせていただきます。

まず、自由通路、エレベーター、エスカレーター等の完成時期につきましてですが、工期が令和8年度末、つまり令和9年3月末までの工事期間でございます。主要部分から工事に着手しないと、後の駅前のロータリーだとか、あるいは特定建築者が施工するマンション開発だとか、そういった工事の調整もでございます。まずは大きな工事内容から着手していくのが普通かと思っています。

今年度に関しましては、御可決いただければ本契約に移るんですけども、自由通路の橋脚の部分から着手する予定であると聞いております。次年度以降は、それに合わせて上部の工事等に入っていくかと思っております。完成時期については、これから業者から施工計画書等が出てきますので、今は具体的には答えることはできないかと思っています。

2点目の信用金庫横の東側の道路につき

ましてですが、今回の工事ではなくて、別工事で発注いたしますので、完成のときには併せて整備ができていますかと思えます。

3点目の物価高騰による工事請負費の関係でございますが、工事に関しましては、発注した設計図書どおり現場が完成となれば、工事請負費の金額の増減は発生しないとは考えております。ただ、工事施工途中においては、予期せぬ障害物が出現したりとか、また、関係機関との協議は十分行っているところではあります。内容に変更が生じた場合など、どうしても請負金額の増額が起こることは考えられます。ただし、その際には、請負業者からの施工計画書をもってその内容を精査し、金額の変更に値するものかどうか見極め、変更設計に努めてまいりたいと考えています。

また、近年の物価高騰による影響で、これまで、鋼材の価格が上昇したりとか、そういったところで工事請負費に影響が出たところはございますが、特に今回は、自由通路について、鋼床鉄桁といいまして、鋼材を使った通路になっておりますので、その辺りの物価高騰も注視していきたいと考えております。基本的には、令和8年度末までと工事期間が長いんですけども、この工事請負費をもって完成に努めてまいりたいと考えております。

4点目、産業道路の歩道の横断勾配が斜めになっているところで、歩行者、身体障害者が歩行しづらいという内容かと思えます。工事完成時には、道路構造令に応じた横断勾配によって誰もが安全で快適に歩けるような歩道整備はいたします。ただ、工事中でございますので、掘削した後の仮復旧だとか、歩行しづらい部分など、御迷惑をかける点は出てこようかと思えます。車道の高さと宅地の高さとの高低差がありま

すので、その辺りを加味して復旧には努めていきますが、何分、工事途上でございますので、その辺りの解消には、できるだけ努めるんですけども、なかなか難しいかと思っています。ただ、工事の完了時には、皆さんが安全に歩行できるような歩道形態に努めて整備してまいりますので、よろしくをお願いします。

以上でございます。

○三好義治議長 野口議員。

○野口博議員 1点目は、具体的に日程が決まりましたら、また知らせてほしいと思います。令和8年度末までには取りあえずペDESTリアンデッキの橋脚はできるというお話だったと思いますので、よろしく願いいたします。

最後の歩道の件です。今でもそんなに工事をしていないところでそういうお声が届いております。これから共同溝の工事も始まっていきます。いろいろ制約条件が厳しくなっている中で地域の方々が通りますので、何とか相談していただいて、気持ちよく通りながら工事もやっていただく状況をつくっていただきたいということで、再度強調しておきたいと思います。

工事についてです。先ほど決算認定でも申し上げましたけども、一番最初、都市計画決定のときに総事業費は172億円でありました。今回、事業計画の変更が何回かされる中で決定されて、294億円になります。122億円の増ということで、約7割増なんです。今のこの時世、いろんな税金の使い方については、当然、極力抑えながら努力されていると思いますので、くどくどは言いませんけども、部長が答弁されたように、暮らしの関係で地方自治体として市民本位の財政運営を行う上で、阪急京都線連続立体交差事業も含めてどんどん多

額の費用が組まれています。当然、必要な増額はやっていくこととなりますけども、一般的には、2割から3割、特定事業者は利益を見込むと言われております。昔、南千里丘の開発で買収された業者がコミュニティプラザとか保健センターについては援助をいただいたということもあり、いろいろな交渉も当然ありますけども、工事的には、第1街区を大林組、第2街区を青木あすなろ建設株式会社と分けて発注しています。総額ではありませんので、いろいろ考え方はあろうかと思えますけれども、そうした工事についてはぜひ敏感に見ていただいて対処方をお願いしたいと思えます。

受け止めがあれば、市長からも御意見をいただければと思います。

○三好義治議長 市長。

○嶋野市長 今回、非常に多額の工事請負契約の案件を上程しております。これまでも、大規模な事業につきましては、今の状況でございますので、増額の修正もあったわけでございます。そのとき私は議員の立場にいましたけれども、そのことについてはしっかりと受け止めながら来たと思っています。

この案件につきましても、今後どうなっていくのかにつきましては、しっかりと行く末を見ていかなければなりませんし、言われるがままに増額に応じていくというわけではなくて、本当にその中身がどうであるのかということについてしっかりと精査をしていきながら、やむを得ないものについては、皆さんに御理解いただきながら増額についてもお願いしていくことはあるのかと思っています。

1回目のときに水道料金のことをおっしゃっておられました。その案件につきましては、今回上程されておられませんので詳し

くは述べませんけれども、市民の皆さんの暮らしがしんどいということについては私も理解しております。一方で、水道事業についても、今回、決算審査の中で御認定いただきましたが、中身についても見ていただくと、例えば動力費については今まで以上に上がっている状況もございます。

今後、いろいろな取組を持続可能な形で運営していくためには、どれほどの負担をお願いしていくのかということについても一方で見ていく必要があると考えております。もちろん、市民の皆さんの今の生活をしっかりと踏まえて、今何をすべきなのかも考えていきながら、長期的に見て本当に摂津市の発展につながっていく、そして、長い目で見たときに市民の皆さんの幸せにつながっていくような取組についてしっかりと検討していきたいと思っておりますので、またいろいろと議員の皆さんにも御意見をいただけたらありがたいと思っております。

○三好義治議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治議長 以上で質疑を終わります。  
お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第83号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○三好義治議長 起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。

12月7日から12月18日まで休会することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

本日はこれで散会します。

(午後1時17分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長 三好義治

摂津市議会議員 出口こうじ

摂津市議会議員 香川良平

# 摂津市議会継続会会議録

令和6年12月19日

(第2日)

# 令和6年第4回摂津市議会定例会継続会会議録

令和6年12月19日（木曜日）

午前10時 開議場  
摂津市議会 議場

## 1 出席議員（16名）

1 番	福住礼子	2 番	藤浦雅彦
3 番	安藤 薫	4 番	野口 博
5 番	村上英明	6 番	水谷 毅
7 番	南野直司	9 番	弘 豊
10 番	増永和起	11 番	三好義治
12 番	西谷知美	13 番	塚本 崇
14 番	出口こうじ	16 番	香川良平
17 番	松本 暁彦	18 番	光好博幸

## 1 欠席議員（0名）

## 1 地方自治法第121条による出席者

市 長	嶋野 浩一朗	副 市 長	山本和憲
教 育 長	若狭 孝太郎	市 長 公 室 長	平井貴志
総 務 部 長	石原 幸一郎	生 活 環 境 部 長	吉田量治
保 健 福 祉 部 長	谷内田 修	建 設 部 長	永田 享
上 下 水 道 部 長	末永利彦	教 育 委 員 会 教 育 総 務 部 長	安田信吾
教 育 委 員 会 小 児 家 庭 部 長	大橋 徹之	監 査 委 員 ・ 選 挙 管 理 委 員 会 ・ 公 平 委 員 会 ・ 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 事 務 局 長	溝口 哲也
消 防 長	松田 俊也	総 務 部 副 理 事	辻 稔秀
生 活 環 境 部 理 事	西川 聡		

## 1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長	荒井 陽子	事 務 局 次 長	森口 雅志
---------	-------	-----------	-------

1 議 事 日 程

1,

一般質問

塚本	崇	議員
出 口	こうじ	議員
西 谷	知 美	議員
野 口	博	議員
水 谷	毅	議員
福 住	礼 子	議員
村 上	英 明	議員
安 藤	薫	議員

---

1 本日の会議に付した事件

日程 1

(午前10時 開議)

○三好義治議長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、松本議員及び光好議員を指名します。

日程1、一般質問を行います。

順次質問を許可します。塚本議員。

(塚本崇議員 登壇)

○塚本崇議員 おはようございます。

通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。最初は一括質問、2回目からは一問一答方式でお願いいたします。

それでは、始めさせていただきます。

まず、1番目です。教育・育児現場の安全・安心についてでございます。

先日、北九州市では、中学生が死傷されるという痛ましい事件が起こりまして、市民には非常に不安が広がっている状況があります。その中で、今、学校の安全・安心への市民の関心が高まっていると思います。

そこで、まず1回目に質問させていただきます。小・中学校における安全・安心、特に不審者に対する取組についてお伺いいたします。

2番目です。MY TREE ペアレンツ・プログラムと児童のカウンセリングについてです。

「MY TREE ペアレンツ・プログラム」は、3年前の痛ましい児童虐待事件から本市が取り組んで導入していったものと認識しておりますが、まずは、その「MY TREE ペアレンツ・プログラム」の取組の現状についてお尋ねいたします。

3番目です。歩道のバリアフリー化についてでございます。

急速に高齢化が進行していく少子高齢

化、超高齢化と言われる時代の中で、バリアフリーの概念が浸透していています。思い起こせば、私が学生時代、25年以上前になりますけども、その頃からバリアフリーというのは建築用語として使われるようになっておりました。それが今や一般的な概念に普及したのかと思っています。その中で、まずは本市の歩道のバリアフリーの現状についてお伺いいたします。

続きまして、4番目でございます。パートナーシップ制度についてです。

個人の多様性の尊重の観点から、パートナーシップ宣誓制度の導入が他の自治体で進んでいると認識しています。本市における導入について、お考えをまずお伺いいたします。

続きまして、5番目です。摂津市DX推進計画策定についてです。

このDX推進計画が現状進められていると認識しておりますが、摂津市DX推進計画策定に向けてのこれまでの取組についてお伺いいたします。

6番目、持続可能な介護保険についてです。

急速な高齢化が進む中で、介護保険制度そのものについて、まず、開始された平成12年、すなわち西暦2000年と比較して、高齢者人口及び介護給付費の現状がどのようになっているのかをお尋ねいたします。

1回目、以上となります。

○三好義治議長 教育総務部長。

(安田教育総務部長 登壇)

○安田教育総務部長 小・中学校における不審者対策等、安全・安心の取組についての御質問にお答えいたします。

小・中学校における不審者侵入防止の対策につきましては、これまで、小学校にお

いては、校門に受付員を配置し、登下校の見守りと不審者対策を図ってまいりましたが、登下校時以外の校門の施錠と来校者管理の徹底のため、小・中学校全てにオートロック式門扉、カメラ付インターホンの設置を進めているところでございます。

学校内では、来校者に対して、教職員及び児童・生徒が挨拶等の声かけを積極的に行ったり、名札を着用していない来校者に対しては、教職員が声かけを行ったりしております。

また、各小・中学校が危機対応マニュアルを作成し、児童・生徒が命を守るため迅速に行動できるよう、不審者侵入に対する避難訓練を毎年実施いたしております。

○三好義治議長 こども家庭部長。

(大橋こども家庭部長 登壇)

○大橋こども家庭部長 「MY TREE ペアレンツ・プログラム」の取組の現状についての御質問にお答えいたします。

本プログラムは、虐待をしてしまった保護者の心の状態に寄り添いながら、強みをうまく引き出し、保護者のセルフケアと問題解決力を回復させ、虐待の言動を終止させることを目的とするもので、令和5年度から実施しております。

内容といたしましては、自分の怒りの裏側にある感情への理解や、体罰に代わるしつけの方法などを学ぶ講義のほか、グループ形式により参加者自らが体験談を語る自分トークの時間もあり、計13回のプログラムで構成されております。

令和6年度におきましては、9月上旬からプログラムを開始し、子供に虐待をしてしまった保護者や、子育てがづらいと感じている保護者6名が参加され、12月中旬にプログラムが修了したところです。

今後、参加された方に振り返りの機会を

設け、保護者自身の気持ちの変化や、子供のしつけの際に暴力によらず解決ができるようになっているかなど、子供との関わり方の変化等をお聞きする予定をしております。

○三好義治議長 建設部長。

(永田建設部長 登壇)

○永田建設部長 歩道のバリアフリー化の現状についての御質問にお答えいたします。

本市では、平成23年3月に策定した摂津市交通バリアフリー道路特定事業計画を基に、摂津市交通バリアフリー基本構想で定められた重点整備地区であるJR千里丘駅と阪急正雀駅周辺の特定及び準特定道路のバリアフリー化に向けて、計画的に整備を進めているところであります。

同基本構想に位置づけております千里丘三島線や正雀本町14号線及び80号線など、鉄道駅と公共施設とを結ぶ主要な路線では、歩道を新設することで歩行者と車両を分離し、平坦な歩行空間と、より安全・安心で快適な移動の確保に取り組んでおります。

また、既存の道路内での整備につきましては、歩道と車道の段差解消や、路側帯を設置し歩行空間を設けるなど、移動の円滑化と安全の確保を図っているところでございます。

○三好義治議長 市長公室長。

(平井市長公室長 登壇)

○平井市長公室長 パートナーシップ宣誓制度の導入についての御質問にお答えいたします。

パートナーシップ宣誓制度につきましては、性的マイノリティー当事者がお互いを人生のパートナーとすることを宣誓された事実を公に証明する制度で、近年、大阪府をはじめ、導入する自治体は増加傾向にご

ざいます。

大阪府では、本年11月から、連携自治体の範囲を拡大し、連携自治体間の転出入に伴う手続の簡素化に取り組んでおられます。しかし、このような制度は、あくまで自治体のサービスであり、法に基づいて定められているものではないため、国による制度構築が必要であると考えているところがございます。

こうした課題につきまして、令和5年6月に性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律が施行され、政府が基本計画を定めるとされております。引き続き、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

○三好義治議長 総務部長。

(石原総務部長 登壇)

○石原総務部長 (仮称) 摂津市DX推進計画策定に向けての取組についての御質問にお答えいたします。

令和6年度につきましては、市長を本部長とし、部長級を本部員とする推進本部を新たに設置し、組織横断的な推進力を持たせる体制づくりに取り組んでおります。また、実務的な調査及び具体的な検討を行うため、本部員から指名された職員で構成するDX推進委員会も立ち上げております。

(仮称) 摂津市DX推進計画策定に向けては、DX推進委員のマインドセットに重点を置き、研修、ワークショップ等を行い、計画策定を進める上での知識や考え方を習得する人材育成を進めているところでございます。

令和7年度につきましては、具体的な施策、事業について、組織横断的な観点で検討するとともに、全体ビジョンを示す取組方針の策定を進めてまいります。

○三好義治議長 保健福祉部長。

(谷内田保健福祉部長 登壇)

○谷内田保健福祉部長 高齢者人口及び介護給付費の現状についての御質問にお答えいたします。

介護保険制度が開始された平成12年9月末現在、総人口8万5,011人に対し、高齢者数9,838人、高齢化率11.6%であったものの、令和6年11月末現在では、総人口8万6,418人に対し、高齢者数は2万2,018人と、12,180人増加し、高齢化率は25.5%となっております。

このような状況の中、介護給付費につきましては、平成12年度決算で13億12万5,245円でしたが、平成18年度より要支援者を対象とした介護予防サービスが開始されたことも加わり、令和5年度決算では67億1,990万5,975円となっており、介護保険制度開始以降、増大している状況でございます。

○三好義治議長 塚本議員。

○塚本崇議員 ありがとうございます。

それでは、2回目以降は、一問一答でお願いいたします。

まず、小・中学校の安全・安心、教育現場、育児現場の安全・安心についてです。

小・中学校の取組については分かりました。

続いてですが、保育所、幼稚園等における取組についてお伺いいたします。

○三好義治議長 こども家庭部長。

○大橋こども家庭部長 公立認定こども園における不審者侵入防止の対策につきましては、通用門に受付員の配置もしくはオートロック化し、職員等が来訪者の確認を行うことで不審者の侵入対策を行っております。民間の保育施設及び幼稚園におきま

でも、おおむね同様の対応がなされていることを確認しております。

また、保育所等におきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等に基づき、令和5年4月1日から、安全に関する事項についての計画、いわゆる安全計画を各施設で策定することが義務づけられております。この安全計画の策定に当たっては、児童の安全確保に関する取組として、施設設備の安全点検、児童・保護者への安全指導等、実践的な訓練や研修の実施、再発防止の徹底などを計画的に実施する旨が示されており、不審者の侵入を想定した訓練等を各施設で定期的に行っているところでございます。

私立幼稚園につきましても、学校保健安全法の規定に基づき、学校安全計画の策定及び必要な訓練等が実施されているものと認識しております。

○三好義治議長 塚本議員。

○塚本崇議員 取組については一定理解いたしました。

続いてですが、まずは小・中学校における防犯カメラの設置状況についてお尋ねいたします。

○三好義治議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 小・中学校施設内の防犯カメラにつきましては、地域の安全や不審者対策のため、市内10か所に設置いたしております。

○三好義治議長 塚本議員。

○塚本崇議員 続いてですが、保育所等における防犯カメラの設置状況についてお伺いいたします。

○三好義治議長 こども家庭部長。

○大橋こども家庭部長 保育施設等における防犯カメラの設置状況につきましては、公立、民間を合わせて33施設中、防犯カメ

ラを設置している施設は26施設となっております。また、市内にある私立幼稚園3園では、全ての施設で設置をしております。

○三好義治議長 塚本議員。

○塚本崇議員 分かりました。

教育現場、育児現場での防犯カメラ等を設置すること、また、オートロックの設置で安全・安心を守っていくという姿勢については一定理解いたしました。

第13回市民モニターアンケートでも、やはり防犯や子育てについては市民の関心が非常に高いということが分かります。その中で、防犯という視点でちょっと切り口を変えたいと思いますけども、令和元年度からの街頭の防犯カメラの設置台数の推移についてお尋ねいたします。

○三好義治議長 総務部副理事。

○辻総務部副理事 本市では、犯罪発生件数の推移を確認するとともに、摂津警察署から提供される犯罪の発生場所及び犯行後の逃走ルートに関する情報などを踏まえ、必要に応じて防犯カメラの増設を進めているところでございます。

防犯カメラの設置台数につきましては、令和元年度末時点では106台となっておりますが、現在は180台となっております、74台増加しております。

○三好義治議長 塚本議員。

○塚本崇議員 ありがとうございます。

私も、大阪府警察から提供されている安まちメールを入れているんですが、見事に毎日のように不審者状況とか特殊詐欺の情報が入ってくるんです。自己を守るという意味でも、そういった防犯の意識を市民の皆さんにも高めていただきたいと思いますし、また、市にはその啓発を行っていただきたいという思いもあります。その上で、

インフラ整備としては、やはり防犯カメラの設置が一定犯罪の抑止力になると考えています。令和元年度末時点では100台余りであったものが、74台増えて、現在180台の稼働になったことは非常にありがたいと思っております。

今後、気になっていくのが、鳥飼小学校と鳥飼東小学校の統合後、鳥飼東小学校の校区から鳥飼小学校へ通う児童は、いろいろな案が出ていますけれども、登下校の際、学童に入室している子供は帰る時間が遅くなるわけです。そうなってくると、大阪高槻線を通りしなきゃいけない、工業地帯を通って帰らなければいけない状況の通学時間が長くなっていくわけです。そういった児童に関しては安全・安心を確保するという意味でも、新しく増設していただく必要もあるんじゃないかと思っています。通学路等交通安全プログラムに基づく交通安全に関する取組は当然やるとして、関係機関が連携した通学路の安全確保をしっかり検討していただきたいと思います。

また、これは繰り返し要望させていただいていますけれども、私としては、一定協力していただける事業者には設置の補助をして、あとのメンテナンス等は事業者でやっていただくと。イニシャルコストはかかりますけど、丸抱えするとランニングコストがどうしてもかかってしまうので、そこでコストダウンを図るというのも一つの手ではないかとずっと提案しております。また御一考いただければと思います。

以上で、この質問は終わりたいと思います。

続いて、「MY TREE ペアレンツ・プログラム」と児童のカウンセリングについてです。

「MY TREE ペアレンツ・プログ

ラム」は、虐待をしてしまった親御さんへのカウンセリングプログラムです。ただ、僕が不思議に思うのは、虐待を受けてしまった児童のカウンセリングは一体どうなっているんだというところを今回疑問に思ったわけです。そこで、虐待を受けた児童へのカウンセリングの対応について伺いたします。

○三好義治議長 こども家庭部長。

○大橋こども家庭部長 虐待を受けた児童へのカウンセリングにつきましては、一時保護になったケースでは、吹田子ども家庭センターが主担当として実施をいたします。しかしながら、一時保護が解除された後に本市が引継ぎを受けたケースでは、本市のケースワーカーが家庭訪問を行うとともに、児童が所属する学校・園でも様子を観察したりしながら、児童の心の変化等を注意深く見守っております。

また、一時保護に至らないケースでは、心理的なケアが必要な児童に対しましては、所属の学校・園と調整し、スクールカウンセラーによるカウンセリングやこども家庭相談課の心理士による定期面談のほか、必要に応じてプレイセラピーを実施しております。

虐待のみならず、様々な要因により、学校や家庭生活等において支障を来している児童につきましては、児童心理に精通されておられます心療内科を紹介しているケースもございます。

引き続き、虐待により心に傷を負った児童の心のケアにつきましては、関係機関と連携を図りながら丁寧に対応してまいります。

○三好義治議長 塚本議員。

○塚本崇議員 ありがとうございます。

虐待という行為が児童の成長に悪影響を

及ぼすことを保護者に伝え、理解してもらうことが非常に大切ではないかと思っています。虐待の未然防止の取組についてお伺いいたします。

○三好義治議長 こども家庭部長。

○大橋こども家庭部長 未然防止の取組につきましては、本年度から、子供の月齢ごとの発達特性や子供の育ちにおいて大切にしたいことなどを集約した啓発冊子を出産された保護者に配布しております。子供のしかり方についても明記しており、暴言や暴力は、子供に恐怖感を与え、子供への発達に影響を及ぼすことをお伝えし、虐待の未然防止に努めているところでございます。

また、虐待をしてしまった保護者に対しましては、国が作成した、厳しい体罰や暴言は脳に大きなダメージを与えているという研究結果の記載がある啓発チラシをお渡しし、そのことをお伝えしながら指導し、再発防止に取り組んでいるところでございます。

引き続き、様々な機会を捉え、虐待が児童の成長に悪影響を及ぼすことについて啓発してまいります。

○三好義治議長 塚本議員。

○塚本崇議員 我々の世代は、しつけという名の下の体罰とかが結構平然と行われていた時代ではあると思うんですが、やっぱりそれによる子供の傷というのは非常に大きいと思っています。

僕は、この場でカミングアウトさせてもらいますけども、親から非常に厳しく育てられたというのもありまして、いまだに狭いところと暗いところが苦手なんです。寝るときも、部屋を真っ暗にしては寝れないんです。真っ暗では、ちょっと不安になってしまうというか、寝れなくて、閉所というのは、閉じ込められた空間であつたりと

か、あと水中です。だから、スキューバダイビングとかは僕は一生できないと思います。そういったところではパニックを起こしてしまうことが自分で分かっているのです。こういったところが成長に阻害を与えることを重要視し、認識していただいた上で、虐待はしつけとは別だと、物置小屋に閉じ込めるようなことがあってはならないんだということをしっかり伝えていただきたいと要望してこの質問を終わらせていただきます。

続きまして、3番目でございます。歩道のバリアフリー化についてでございます。

市の取組としては理解したんですけども、市内には、高齢者や障害を持つ歩行者の方が利用しにくい道路がいまだに散見されます。こういった現状の改善の認識についてお伺いいたします。

○三好義治議長 建設部長。

○永田建設部長 歩行者と車両が混在する道路や、傾斜があり狭い歩道などを解消することは、利用者の安全な通行にとって重要であると考えております。そのため、歩道を新設する場合は、車道と歩道の高低差を5センチメートルとするセミフラット形式の構造を基本として整備しております。この構造は、車両の出入口における歩道の波打ちを発生させず、平坦な歩道とすることができるため、高齢者や障害者の通行にも負担をかけず、また、視覚障害者が歩道であることを認識するための段差を設けた構造となっております。

一方、既存の歩道における現状では、道路と民有地の地盤の高さが大きく異なり、どうしても歩道の横断勾配がきつくなっているところがあることは承知いたしております。今後も、要望いただいた箇所につきましては、現場状況を確認し、局所的な改

善が可能か検討してまいりたいと考えております。

○三好義治議長 塚本議員。

○塚本崇議員 取組やその方向性について伺いして、理解はいたしました。やはり市民の方からも結構要望をいただくんです。具体的に申し上げますと、正式名称は正雀南千里丘線である正雀郵便局前の道路であるとか、千里丘東駅前線、あそこは府道になるかと思うんですけども、非常に危険な道路であると。また、大阪薫英女学院の南側の道路、こういったところの歩道が使えない。要は、我々としてはそんなに気にしていないんですけども、それを障害、バリアと感じる方は、その歩道を使わないんです。傾斜やがたがたがひど過ぎて、その歩道を使わないという現状が見受けられます。それについては、やはり我々の視点ではなくて、サポートを必要とされる方、高齢者の方の視点に立ってしっかりと取り組んでいただきたいと思います。要望とさせていただきます。

続いて、4番目、パートナーシップ制度についてでございます。

国の動向を注視していくということで、本市では導入の予定がないようですけども、パートナーシップ制度自体、法に基づかなくても、自治体の取組で家族同様とする取扱いやサービスができるんじゃないかと思っています。パートナーシップ制度の導入によって、人口減少の食い止めの一助となると考えていますが、いかがでしょうか。

また、私の考えですけども、これは皆さんにちょっと固定概念を外していただきたいんです。パートナーシップ制度という文言を出したときに、性的マイノリティーの方だけを対象にしているんじゃないかと思

われていた節があるんです。私はそうじゃなくて、異性間のパートナーであっても、事実婚状態であれば、このパートナーシップ制度は導入可能であると認識しています。そのことが、やはり少子化とか子育ての対策になっていくと考えているんです。この制度を適用することについて、お考えをお尋ねいたします。

○三好義治議長 市長公室長。

○平井市長公室長 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律が施行された現在も、国民の理解が必ずしも十分ではなく、生きづらさや不安を抱えている方々がおられると認識しております。相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、国の基本計画の策定動向を注視するとともに、その内容を踏まえ、本市の取組についても検討してまいりたいと考えております。

また、議員から御指摘いただきました事実婚につきましても、国におきまして、選択制夫婦別姓制度の議論がされているところでございますので、併せて国の動向を注視してまいりたいと考えております。

○三好義治議長 塚本議員。

○塚本崇議員 本市の考え方は一定理解いたしました。

この考え方というのは、先ほどのバリアフリーとは違って、今度はインクルーシブの考え方が必要だと考えています。ニアリーではあるんですが、別のものなんです。サポートが必要な人であったりだとか高齢者の方について、その往来に対して障壁を取り払う、これがバリアフリーであって、性別、国籍、そういったものにとらわれず制度を受けることができる、これがインクルーシブな考え方なんです。だから、イン

クルーシブな考え方で捉えていくと、やはり私は、現状の未婚率の高さを考えれば、こういった事実婚も導入していくべきだと主張したいと思います。

例えば、ファミリーシップ制度は大阪府が2018年に導入しておりますし、事実婚をパートナーとして認知している自治体も実際にあります。例えば、東京都では墨田区、武蔵野市、神奈川県では鎌倉市、平塚市、こういうところが事実婚であってもパートナーとして制度を受けることができるということをやっております。これは自治体の努力でできることだと思うので、国どうこうじゃなくて、自治体の考え方で変わってくると思います。

私は、ぜひこの考え方を摂津市でいち早く取り入れていただいて、これは言い方に語弊があるかもしれませんが、自治体間競争にしっかりと打ち勝てるような政策を打ち出していきたいと思っております。要望とさせていただきます。

続いて、DX推進計画についてです。

現在策定中ということですが、DX推進計画の中で、重要な要素についてどう考えているのか、お伺いいたします。

○三好義治議長 総務部長。

○石原総務部長 DX推進の重要な要素は、全庁的な業務改革を推し進めなければならないという当事者意識と危機意識の醸成があります。

まず、当事者意識については、現場職員一人一人が自分自身の業務における課題や改善点を見つけ、変革に取り組む主体性であり、危機意識については、生産年齢人口の減少をはじめ、急速な環境の変化に現状を維持・継続していくことが難しくなるという危機感を持つことです。

今後策定する計画では、主体的に業務改

革に取り組む仕組みと、各職員が自らの役割と責任を認識できるようにしてまいります。

○三好義治議長 塚本議員。

○塚本崇議員 ありがとうございます。

先ほどの答弁で、当事者意識と危機意識、やはりそこなんです。漫然とこの状態が続くと思っていない危機意識を持っている職員の方はすごくおられると私は認識しているんですけども、全体的に危機意識を共有できているかどうかについてはちょっと疑問な点があります。積極的に業務改革をやっていくということでは、いろんな危機意識を共有して当事者意識を持っていたくことがすごく大事だと思います。

ちょっと視点を変えるんですけども、今度は、DXを推進していく上で重要なファクターであるネットワークやサーバーに関する知識を有している職員について、その有無を聞きたいと思えます。

○三好義治議長 総務部長。

○石原総務部長 ネットワークやサーバー等機器の設計・更新には専門的な知識が必要であり、現状、全職員の中で対応できるのは1名程度となっております。ネットワークの障害対応や拠点の追加、庁内回線の取り回し、サーバー環境の最適化などについては、ほとんど外部業者に依頼して進めているのが現状となっております。これらのデジタルツールの活用による課題解決の実現には、ネットワークやサーバー環境等のインフラ知識やノウハウが必要になってまいります。また、総合行政ネットワークの更新も一定程度の期間で行っていかねばならず、ネットワーク等の知識にたけた職員が幾人も必要になってまいります。

○三好義治議長 塚本議員。

○塚本崇議員 ありがとうございます。

やはりそういった人材は一定必要であると思っています。

そこで、こういったDXを推進していく上で、ICT人材の採用の考え方についてお伺いいたします。

○三好義治議長 市長公室長。

○平井市長公室長 ICT人材につきましては、これまで、その重要性を認識した上で、情報処理関係の業務及び一般行政事務に従事する職員として、情報処理に関する業務の実務経験が5年以上ある者、または採用予定時期までに5年以上となる見込みの者を募集してまいりました。その結果、平成31年4月に2名、令和4年4月に3名の採用に至っておりますが、採用できていない年もございます。

今後につきましては、例えば、ネットワーク技術を学ぶ学生にインターンシップや職場体験の機会を提供することで、将来の人材を育成・確保するなど、様々な工夫を検討してまいります。

ただ、ICTの能力を有する職員の確保の重要性は認識する一方で、職員数には限りがあるのも現実でございます。全体の職員数を鑑みながら採用を進めてまいりたいと考えております。

○三好義治議長 塚本議員。

○塚本崇議員 ネットワークやサーバー関係の知識を持つ人材は、言ってみれば、DXの中ではインフラ的部門の人間であって、その重要性は非常に大事なながらも、縁の下の力持ちみたいな考え方がある、なかなかそこに理解が得られない部分もあるのかと思っています。

ICT部門においては専門性も必要です。ただ、やはり行政としてはゼネラリストをつくっていくという考え方が一定必要なのかと思っています。ICT部門におけ

るゼネラリストとスペシャリストの考え方についてお尋ねいたします。

○三好義治議長 市長公室長。

○平井市長公室長 一般的に、ICT部門におけるスペシャリストは、特定の技術や分野に精通しているため、高度な問題解決能力を持ち、専門的な役割を果たすことができます。一方で、自分の専門分野に集中するあまり、他分野に対する理解が不足し、全体的な視点を欠く面もございます。

ゼネラリストのメリットとしましては、多様な分野にわたる知識を有していることから、様々な業務への柔軟な対応が期待できます。

本市では、現在、事務職の情報枠として採用試験を実施しておりますので、一定専門性を有した業務にスペシャリストとして携わってもらうこととなりますが、市役所という組織において、特定の分野の経験だけで管理職となることは、組織と職員の双方にとって課題があるものと認識しております。例えば、入庁から40年間を通して同じ部署に配属されるということは、自分の専門分野に特化することとなり、全体的な視点を捉える力という面では課題があるものと思われま

ICT分野におけるスペシャリストの重要性は認識しておりますが、一定の汎用性を持った職員の育成に努めてまいりたいと考えております。

○三好義治議長 塚本議員。

○塚本崇議員 ありがとうございます。

まず、一つ指摘しておきたいのが、スペシャリストはスペシャリストで大事なんですけども、なぜスペシャリストが大事かということです。そのスペシャリストがいることによって、先ほど外部に委託しているとおっしゃいましたが、外部に全て頼ると

いうことは言い値を言われるということなんです。言い値を言われてしまうと、それだけ行政にとって損失なわけなんです。税を使うわけですから。なので、それに対抗できる知識、これは高過ぎるんじゃないかという意見を言える人材がいないと、コストダウンは絶対できないと思うんです。

ネットワークでいえば、シスコが世界最大手です。シスコでも、エントリーとか、いろいろ五つくらいグレードがあるんですが、そのエントリーでも持っている職員が一人でもいれば全然変わってくると思うんです。そういったところが評価されていないように思います。ですので、そういったところはしっかりやっていただきたいです。ただ、こういったICT人材が専門分野に集中するかといったら、僕はSE、つまりシステムエンジニア出身ですけど、専門分野に特化しているように見えますかというところなんです。そうじゃないと思います。SEこそ汎用性に富んだ人材でなきゃいけないんです。だから、そういった人材をもってシステムを構築していく。そして、デベロッパーと協議していく人材を育ててほしいんです。これは要望としておきます。よろしく願いいたします。

続いて、持続可能な介護保険についてです。

2回目ですけども、高齢者が増えているのは理解いたしました。

介護保険制度の将来展望について、本市における高齢者人口の将来推計を踏まえた介護保険制度の見通しについて、市の認識、また、その状況にどのように対応していく考えでおられるのか、お伺いいたします。

○三好義治議長 保健福祉部長。

○谷内田保健福祉部長 高齢者人口は、第2

次ベビーブームに生まれた団塊ジュニア世代が65歳以上となり、日本の高齢者人口がピークとなる令和22年、すなわち西暦2040年には2万4,522人と、令和6年11月末現在の2万2,018人に対し2,504人増加、高齢化率は28.9%まで上昇する見込みとなっております。

このような状況の中、介護を必要とする方の割合が増加する85歳以上人口は、令和6年11月末現在の3,389人に対し、令和22年には5,317人と、1,928人増加する見込みとなっております。今後も介護給付費は膨張していくものと予想されております。

被保険者が真に必要とする介護サービスを過不足なく受給していただけるよう、今後も、介護予防をはじめ、認知症予防等の重点的な取組を推進してまいりたいと考えております。

○三好義治議長 塚本議員。

○塚本崇議員 ありがとうございます。

先日、文化ホールで、認知症と老後ということで講演があったと思います。その中で、やはり予防であったり認知症を発症した後の寄り添い方に対してすごく学びがあったと思っています。そういった機会を与えてくださって、私はすごくありがたいと思ったんです。ただ、膨張していく義務的経費が市の財政を非常に圧迫していく上で、フレイル対策であったりとか介護に至らないようにすることは非常に大事だと思いますし、現状の介護保険制度自体、やはり現役世代の負担が増えていくので限界があると思うんです。このままの介護保険制度水準を維持し続けるということは、やはりいずれ破綻を招くんじゃないかと思っています。国は国債を発行すればと思っています。

るかもしれませんが。

介護保険料の上昇に頼ることなく財源の中で財政運営を進めることができるよう、これは市の単独事業も含めて一度ちゃんと総点検をしていただきたいと考えています。そして、見直すべきは見直し、全てがフォローできるわけじゃないけど、介護サービスはしっかりと続けていけるんだという制度設計を改めて考えていただきたいと思います。

以上となります。（「議事進行」と藤浦雅彦議員呼ぶ）

○三好義治議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 塚本議員の質問の答弁のことについてどうこう言うことではないんですけども、先ほど、「MY TREE ペアレンツ・プログラム」についての質問のやり取りがありました。

その中で、令和5年度から始まったという突然始められたような部長の答弁になっていましたけれども、この「MY TREE ペアレンツ・プログラム」は、2001年に森田ゆりさんという方が開発をされて、その後、当時、家庭児童相談室におられた白山真知子さんという方が早くに取り入れられて、ずっと長年にわたって展開されました。NHKでも紹介されるぐらい先進的な取組をされていたということで、この白山真知子さんは、今は摂津市のスーパーバイザーに就いていただいております。そういう歴史と実績があったことを本来なら子ども家庭部長から一言添えていただきたかったんです。それが無理ならば、私が今しゃべっていることを議事録に残していただきたいと議長にお願いしておきたいと思います。

○三好義治議長 子ども家庭部長。

○大橋子ども家庭部長 先ほどの塚本議員の

「MY TREE ペアレンツ・プログラム」の答弁に補足をさせていただきたいと思います。

「MY TREE ペアレンツ・プログラム」につきましては令和5年度から始めたという答弁をさせていただいたんですけども、過去に摂津市では、全国的にもいち早くこの「MY TREE ペアレンツ・プログラム」を取り入れて虐待の対応に当たっていた経過がございました。様々な事情があり、途中で中断をしてしまったわけなんですけど、令和3年の事件後、やはり非常に有効なすばらしい取組であるということと再度取り入れたということも補足させていただきます。

○三好義治議長 塚本議員の質問が終わりました。

次に、出口議員。

（出口こうじ議員 登壇）

○出口こうじ議員 おはようございます。一般質問をさせていただきます。

1番目、5歳児健診についてでございます。

現在、1歳と3歳半の実施が義務づけられていると思うんですけども、そのほかに小学校入学前にも行っていると思います。子ども家庭庁が、これに加えて5歳児健診を実施する自治体への補助金を手厚くする方針を発表されました。発達障害の早期発見にも役に立つということなんですけども、この実施について、1回目、本市の見解をお聞かせください。

続きまして、無縁遺体についてです。

お亡くなりになって引取り手のいない方が全国ですごい増えているそうです。先日の新聞報道では、11.2%の自治体がその対応方法のマニュアルとか内規があるそうなんですけども、1回目、本市における

対応をお聞かせください。

続きまして、電子投票についてです。

まさしく今、四條畷市で市長選挙の真っ最中で、次の日曜日が投票日です。タッチパネルで投票できるという仕組みが導入されているそうなんですけれども、1回目、本市における電子投票の考えをお聞かせください。

続きまして、北大阪消防指令センターについてです。

今年の4月から運用を開始されたと思うんです。何か支障、問題とかはあったのか、メリットやデメリットがあったのか、1回目、お聞かせください。

5番目です。ふるさと納税についてでございます。

本市がふるさと納税を始めてから2年ちょっとたちます。2年前の9月から。1回目、返礼品の数や現在の寄附の金額、そして、ポータルサイトを増やされたと思うんですけれども、その効果などをお聞かせください。

以上です。

○三好義治議長 子ども家庭部長。

(大橋子ども家庭部長 登壇)

○大橋子ども家庭部長 5歳児健診についての御質問にお答えいたします。

3歳6か月児健診以降、就学時健診までの間については、公的な健診の機会はないものの、こども園や保育園、幼稚園等の所属先では、園医等による定期健診が毎年行われております。

しかしながら、5歳児は、乳幼児期において、言語の理解能力や社会性が高まり、発達障害が認知される時期であるため、この時期に健診を実施し、関係機関と連携の上サポートすることで、早期の支援につなげることができるものと認識しております。

す。

発達支援に資することを目的とした5歳児健診は、健診後のフォローの観点を含め、こども家庭部の4課全てに関連することであり、専門職の在り方等を含め、実施方法について検討しているところでございます。

○三好義治議長 保健福祉部長。

(谷内田保健福祉部長 登壇)

○谷内田保健福祉部長 引取り手がない無縁遺体についての御質問にお答えいたします。

本市におきまして、身元が判明しない御遺体につきましては、行旅病人及行旅死亡人取扱法、身元が判明している御遺体につきましては、墓地、埋葬等に関する法律に基づき対応いたしております。

火葬、納骨などの手続や、扶養義務者の把握のための戸籍調査など、具体的な対応につきましては、本市で制定いたしております行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関する規則や、大阪府が作成しているマニュアル並びに厚生労働省及び法務省が取りまとめた遺留金等の取扱いの手引などを参考に行っております。

○三好義治議長 選挙管理委員会事務局長。

(溝口選挙管理委員会事務局長 登壇)

○溝口選挙管理委員会事務局長 電子投票について、本市の考えについての御質問にお答えいたします。

電子投票につきましては、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律に基づき、条例を制定することで、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において、電子投票機を用いた投票が可能となるものでございます。

これまで、全国で10団体、25回の地

方選挙において電子投票が実施されてきましたが、事業者が採算性等の問題から投票機の開発から撤退し、事実上、電子投票を行えない状況が続いておりました。

しかし、令和2年に総務省が、電子投票システムにおいてタブレット端末等の汎用機を使用できるように技術的条件の改定を行い、また、本年6月にはさらなる条件緩和が行われ、事業者の開発を促す改定がなされております。このような動きの中で、開発に意欲を示す事業者がおられ、四條畷市では実施に向けた道筋が見えてきたことから、導入に向けた検討が進められたとお聞きしております。

電子投票には、選挙結果の迅速かつ正確な判明や、疑問票、無効票の解消、開票作業に従事する職員の削減といったメリットがございます。一方で、システムや機器の安定稼働、調達コスト、取扱事業者の少なさ、さらには費用対効果といった様々な課題もございます。

本市におきましても、デジタル化や働き方改革の推進といった社会情勢を踏まえ、国における電子投票に関する法令や指針の改正動向を注視し、四條畷市での事例を含む先進的な取組について情報収集を行い、調査・研究を進めてまいります。

○三好義治議長 消防長。

(松田消防長 登壇)

○松田消防長 5市による消防指令共同運用についての御質問にお答えいたします。

消防指令共同運用を2市から5市に拡充したことによる支障等は特にございませ

ん。  
共同運用のメリットといたしましては、人、予算、相互応援でございます。指令センターへの派遣人員が2名少なくなったことで、必要な他の部署に配置することが可

能となり、予算面では、共通機器に係る本市負担額が軽減されたところであります。また、指令センターで管轄区域全体の災害や車両等の状況が一元的に把握できることで、円滑な応援・受援が可能となり、近隣市との連携が強化されたところでございます。

5市での共同運用前は、管轄区域が広がることで、土地勘のない地域からの119番通報にこれまでどおり対応できるのか危惧しておりましたが、指令台の地図とグーグルマップのストリートビューを連携させることや、通報者の目線と同じ映像を指令員が見ることができるライブ119という映像通報システムでサポートが可能となっております。その上、火災等、119番ふくそう時をはじめ、24時間、いつでも必要に応じ、当直勤務する指令センター員が直ちに指令室へ駆けつけ、互いに協力し合っており、デメリットはないと考えております。

○三好義治議長 市長公室長。

(平井市長公室長 登壇)

○平井市長公室長 ふるさと納税の実績についての御質問にお答えいたします。

本市においては、令和4年9月にふるさと納税の返礼品を導入し、令和4年度には、57品を返礼品といたしまして、519件で1,264万6,000円の寄附、令和5年度には、61品を返礼品といたしまして、580件で1,814万8,000円の寄附がございました。

本年8月には、ポータルサイトを1サイトから4サイトへ増設いたしました。その効果といたしまして、本年11月の寄附件数について見ますと、対前年度比で約1.7倍となる見込みでございます。

今後、返礼品数の増加、ポータルサイ

ト増設の検討、寄附者に向けたPR等に取り組み、本市のふるさと納税の目的である本市の産業の活性化及び魅力発信を行ってまいりたいと考えております。

○三好義治議長 出口議員。

○出口こうじ議員 御答弁ありがとうございます。

それでは、2回目、質問させていただきます。

5歳児健診についてです。

3歳時点では、幼過ぎて発達障害を認知しにくい、そして、入学前の健診では、学校生活を円滑に送れるようにするための準備期間が短いため、5歳児の健診が適しているという考えだそうです。

早期の発見は、前回の定例会でも質問してもらいましたが、不登校を防ぐための有効な手段になると思います。

大分県竹田市では、この5歳児健診を実際導入されており、発達障害の傾向がある多くのお子さんたちが通常学級に通って、不登校も減少したそうです。全国でも14%しかまだ導入されていないそうですが、こういった先行事例もしっかり研究してってください。これは要望とさせていただきます。

無縁遺体についてです。

親族関係の希薄化とかが進んでひとり暮らしの高齢者も増えてくる中で、この無縁遺体が増えていると思うんです。実際亡くなりはって、亡くなった地域の自治体がお葬式や火葬をするんですが、亡くなった方に貯金とか遺産があれば、その費用は賄えると思うんですけれども、そういったものがなかったら公費負担になっていると思うんです。この費用の対応や、国や大阪府の補助金の有無について、2回目、お聞かせください。

○三好義治議長 保健福祉部長。

○谷内田保健福祉部長 引取り手がない無縁遺体の対応件数につきましては、令和5年度は8件、令和6年度は現在7件でございます。これらの方は、いずれも身元が判明していたため、墓地、埋葬等に関する法律に基づきまして、火葬から納骨、扶養義務者の戸籍調査等の対応を行いました。

火葬等の費用につきましては、まずは亡くなられた方の預貯金などの遺留金を充てますが、不足分につきましては、一旦市で支払い、その後、相続人をはじめとした扶養義務者に対して火葬等に要した費用の請求を行っております。

なお、相続人や扶養義務者がいないなど、火葬を行う方がなく、市が費用を負担した場合は、行旅死亡人等取扱手数料負担金として、全額、大阪府からの負担金がございます。

○三好義治議長 出口議員。

○出口こうじ議員 ひとり暮らしの65歳以上の高齢者が、2020年には671万人、2040年には1,000万人を超えるのと違うかという試算もされています。年々こういった無縁遺体も増えてくると思います。しっかり対応をよろしく願いいたします。

電子投票についてです。

これも要望とさせていただきますが、四條畷市ではデジタル化とか職員の働き方改革を進められており、現市長は引退されるということなんですけれども、たしか若い市長です。今年7月の議会で電子投票が議決されたそうなんですけれども、前は開票作業に88人いたのが、今回は30人程度でいけるだろうと。時短にもなると思います。四條畷市の選挙管理委員会の方にもお話を伺ったんですけども、初めは準備がす

ごい大変だという話もされてきました。

タッチパネルを置く動線をどうするかとか、そういったお話も聞かせていただきました。職員は初めの準備はちょっと大変やったと思うんですが、負担の軽減にもつながっていくと思います。前回の定例会でも投票率について一般質問させてもらったんですけど、やっぱり投票率が上がるのではないかと思います。四條畷市の結果を見て、成功に終わるのであれば、初めはお金がかかると思うんですけども、本市でもぜひ取り入れてください。よろしくお祈りします。

北大阪消防指令センターについてです。

ありがとうございます。デメリットはないということで安心しました。

毎日毎日、救急車の音を聞かない日がないぐらい全国的にも救急搬送が増えているそうなんですけども、本市での救急搬送の現状をお聞かせください。

○三好義治議長 消防長。

○松田消防長 5市消防指令共同運用開始以降の本市における出動件数についてお答えいたします。

本年4月1日の運用開始から11月末までに、火災出動8件、救急出動4,057件、救助出動74件、警戒出動372件の合計4,511件出動しております。昨年度と比較いたしますと、火災は7件の減、救急は28件の減、救助は17件の増、警戒は31件の増となっております。

○三好義治議長 出口議員。

○出口こうじ議員 茨城県では、去年、約14万件以上あった救急搬送の中、約半数の47.9%が軽症患者だったそうなんですけども、本市での軽傷患者の割合をお聞かせください。

○三好義治議長 消防長。

○松田消防長 本市の救急出動件数に占める軽症患者の割合についての質問にお答えいたします。

救急出動件数でございますが、令和5年は6,052件で、令和4年の5,773件と比べ279件の増加となっております。

また、軽症者の搬送割合につきましては、令和5年は67.5%と、令和4年の61.7%に比べ5.8%上昇し、救急出動件数に占める軽症者の割合は増加している状況でございます。

○三好義治議長 出口議員。

○出口こうじ議員 非常に割合が高いです。

茨城県の話をしていただいたのは、今月の2日から茨城県が、微熱や切り傷といった緊急性が低い症状で救急搬送された場合、病院が患者から選定療養費として7,700円を徴収するというのを始めました。やはり軽症患者が増えると、救急車の運用や病院の受入体制が逼迫して、本当に命の危険のある重篤患者の搬送が遅れて、命を落としかねない懸念もあると思います。本市におけるこういった導入のお考えを、市長、お聞かせください。

○三好義治議長 市長。

○嶋野市長 先ほど消防長から答弁がございましたけれども、救急の出動件数そのものが増えておりますし、その中におきましても軽症患者の搬送割合が増えております。そのことが本来の役割である重症患者の搬送に影響があるんじゃないかということについては、私も懸念をしているところでございます。

その一つの方策として、選定療養費というお話をいただいたわけでございます。この制度につきましては、もし我が摂津市で用いた場合には、市内の医療機関に適用さ

れます。ですので、市内の医療機関に軽症患者が搬送された場合には徴収することになりますけれども、実態はどうかと考えると、ほぼ9割が市外の医療機関に運ばれているという状況があるわけです。ということを考えますと、我が摂津市単独でこの制度を導入することにおける効果は限定的だろうと思います。これはもっと広域的に考えていくべきであって、大阪府としてこの制度を採用していただくことが大事なんだろうと思っております。

確かに基礎自治体でこの制度を採用しているところはございます。しかし、そこは、ほとんどの場合が市内の医療機関に救急搬送されているケースだとお聞きをしておりますので、それであれば意味があると思っております。もちろん先進事例は研究をしていきながら、さらに広範囲で連携していけるような取組についても研究していくべきだろうと考えておりますので、その視点でこれからも考えていきたいと思っております。

○三好義治議長 出口議員。

○出口こうじ議員 ありがとうございます。

茨城県では、医療の現場ではこの制度に期待する一方で、茨城県議会からは、緊急性が高い患者も119番通報をちゅうちよするのではないかという懸念が出ているため、微熱のみや軽い擦り傷など、7,700円の徴収の可能性がある12の例を公表されているそうです。そして、先ほど市長も答弁された、恐らく自分のところでほとんど賄えているという三重県松阪市は、6月から始めたそうなんですけども、6月から8月の3か月間で、軽症者数2,056人中278人から徴収したそうです。タクシー代わりに使うような安易

な利用の抑制の効果があつたそうです。

最近、20時間ずっと働きっ放しで、救急車の若い隊員が事故をされた。日々、救急隊員には本当に感謝しております。この件も、ひとり暮らしの高齢者などの医療弱者にしわ寄せが行かないように運用していただいて、もっと大阪府とかで考えていただければと思います。ありがとうございました。

ふるさと納税についてです。

ふるさと納税は、ちょっと増えている感じですよ。

鳥取県米子市では、JR西日本と協力して、返礼品として、国鉄時代に製造された赤いディーゼル機関車の見学ツアーを実施していると。寄附金は10万円以上だったかな。そして、本市にある新幹線車両基地が福岡県那珂川市にもあり、実際、新幹線車両基地の見学ツアーを実施されているそうなんですけども、令和5年度の寄附の総額が5億円もあるそうです。本市とえらい差ですけども、本市でもこういった取組をするかのお考えをお聞かせください。

○三好義治議長 市長公室長。

○平井市長公室長 議員からありました鳥取県米子市ですけども、ホテルでの宿泊及びJR西日本総合車両所でのディーゼル機関車の入替え作業見学や、運転台の試乗等を返礼品の内容としておられます。また、福岡県那珂川市では、JR西日本総合車両所での新幹線検査時の車両移動見学、パンタグラフ等の上部や運転台等の見学を返礼品の内容としておられます。いずれも、JR西日本、旅行会社、市の3者がタイアップして実施していただけるということでございます。

本市は、JR、阪急電鉄、大阪モノレールが走る鉄道が魅力のまちということもご

ざいまして、本市においても同様の返礼品を用意することができないか、研究してまいりたいと考えております。

○三好義治議長 出口議員。

○出口こうじ議員 ありがとうございます。

このツアーを受けるJRの社員も、何かやる気が出るそうなんです。ふだんやっている仕事を見ていただいて、喜んでもらっているというのでモチベーションが上がって、案内役を希望する社員が増えているそうなんです。私も新幹線の基地のそばを毎日通って行き来しますが、週末には、カメラを持って写真を撮りに来ていたり、脚立に乗って、ドクターイエローとかが走るところを撮る場面や、通り沿いから親子連れが写真を撮っている姿をよく見かけます。

我々議員が要望することは、大体お金がかかります。要望するばかりで、そのお金をどこから持ってくるんやという話になると思うので、やっぱり稼ぐ力を摂津市もしっかりとつけていただきたいです。那珂川市みたいに5億円も寄附が集まるかどうかは分からないですけども、摂津市は現状で約1,814万円。これが、新幹線車両基地の見学とか、先ほど答弁いただきました阪急の車両基地もありますので、あそこも写真を撮られる方が何人かいらっしゃいますけども、そういうのを取り入れていただいて、しっかりどんと稼げる自治体になっていただきたいと思います。

以上です。

○三好義治議長 出口議員の質問が終わりました。

次に、西谷議員。

(西谷知美議員 登壇)

○西谷知美議員 それでは、質問を始めたいと思います。

まずは、中間支援組織の今後の展開についてでございます。

今年度、予算化され、先行している他市のNPO団体に委託し、取組を始められたことは評価いたしますが、開始から半年ほど、その取組内容は期待から少し外れたものを感じられています。市内団体からも反発の声をちょっとお聴きしております。市長の公約では地域支え合いボランティア制度という文言もあったかと思いますが、地元団体の理解がない状態では制度をつくるのが難しいのではないかと思います。そこで、まずは、市内の地域の担い手であるNPO法人や、自治会、こども会の現状についてお伺いしたいと思います。

そして、2点目です。摂津市の少子化対策についてでございます。

こちら市長が少子化対策に力を入れていきたいという思いがあったと思いますけれども、子供を産み育てたくなる環境という、切れ目のない子育て支援が必要だと考えております。実際に私自身、NPO法人で実践してきたわけなんですけれども、本市の具体的な取組について、どうなっているか、お答えいただきたいと思います。

3点目でございます。健幸マイレージの活用ということで、テレビでも紹介されたこともある健幸マイレージ事業、摂津市独自ですが、その実施目的、そして参加者の推移についてお伺いしたいと思います。

次に、4点目でございます。摂津市の公共施設についてでございます。

やっぱり魅力ある公共施設がたくさん備わっている自治体に対しては、住みたいというきっかけになると思うんですけども、今回は図書館と公園についてピックアップしてお聞きしたいと思います。

まず、図書館なんですけれども、今年度

から図書館の指定管理者が変更となっております。今年度の取組状況についてお伺いしたいと思います。

そして、公園の活用についてでございますが、子供から高齢者まで世代を問わず地域にとって利用しやすい公園を目指すべきだと考えるんですけれども、市の考えをお伺いしたいと思います。

次に、5点目、女性管理職の育成についてでございます。

こうやって眺めてみると、やはり非常に女性が少ないように思います。令和2年度からスタートした第4次摂津市特定事業主行動計画は5年計画です。今年度が計画の最終年度になると思いますが、そこでは管理的地位に占める女性職員の割合の目標を25%に設定されています。結果、令和5年度は20.6%と公表されておりますが、まず、暫定値でいいので、最新の管理的地位に占める女性職員の割合と、部長級から係長級までの女性職員の人数をお聞かせください。

次に、6点目、最後になります。大阪SACHICOの存続についてです。

性暴力救援センター・大阪SACHICOについてでございますが、存続の危機に陥っていると幾つかのニュースでも取り上げられております。

大阪府に活動拠点の確保などを求める請願書と、多くの署名が集まっております。5万筆弱、約4万8,000筆が先日、大阪府議会に提出されました。提出された際の吉村知事のコメントですが、相談件数増加を理由に提携先を増やすという内容で、本来、SACHICOの肝であるSACHICO本体が求めている医療機関との一体化については明言を避けておりました。そして、その後、大阪府議会でも諮ら

れ、何と否決されてしまいました。非常に腹立たしく思っております。

そして、議員及び首長の性加害問題が11月ぐらいから何度も問題になっております。特に今は、岸和田市長です。私は岸和田高校卒業なんですけれども、昨日も私はスタンディングの手伝いに行っていました。たくさんの女性の方々が市長を辞めろという形で、コールしたら市役所に迷惑になるということで、プラカードを持って立っていらっしゃいました。さらに、大阪地検でも性加害問題で訴訟を抱えているような状況でございます。そういった性暴力が多い大阪において、この大阪SACHICOをなくすというのは非常に問題があると思っております。性加害の証拠を残すことのできる機関でもあります。

この際、大阪府は当てにならないんじゃないかと思っておりますので、以前の定例会でも答弁があったかと思いますが、改めて市長にお考えをお伺いしたいと思います。

以上、1回目です。

○三好義治議長 生活環境部長。

(吉田生活環境部長 登壇)

○吉田生活環境部長 NPO法人と自治会の団体数の推移についての御質問にお答えいたします。

市内NPO法人の数につきましては、10年前の平成26年度は19団体、5年前の令和元年度も19団体、そして、今年度は年度当初の時点で18団体でございます。毎年1から2団体が解散されておりますが、設立も1から2団体ございますので、NPO法人の数といたしましては、この10年間、ほぼ横ばいの状況でございます。

次に、自治会の数でございますが、平成

26年度は112団体、令和元年度が106団体、そして、今年度は年度当初の時点で98団体でございます。自治会数につきましては年々減ってきている状況でございます。

○三好義治議長 教育総務部長。

(安田教育総務部長 登壇)

○安田教育総務部長 こども会の団体数の推移についての御質問にお答えいたします。

こども会の団体数につきましては、10年前の平成26年度は73団体、5年前の令和元年度は53団体、今年度は16団体となっており、近年、大きく減少している状況となっております。

続きまして、図書館の取組についての御質問にお答えいたします。

読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生を深く生きる力を身につけていく上で重要であり、その拠点となる図書館の役割は大きいものと認識しております。

令和6年度より新たな指定管理者であるナカバヤシ株式会社が図書館の運営を行っており、図書館専用ホームページの構築や、地域の行事と連動した本の展示と講座を行うなど、新しい取組を進めております。

また、市民図書館開館40周年を記念して実施したブックトークイベントでは、FM802のDJをお招きして、オススメ本の紹介や読書感想文の書き方のコツなどのトークショーを行い、131人に御来場いただいたところでございます。ブックトークイベントは、好評をいただいておりますことから、今後も継続して実施していく予定であり、子供から大人まで親しんでいただける魅力ある図書館づくりに取り組んでいるところでございます。

○三好義治議長 こども家庭部長。

(大橋こども家庭部長 登壇)

○大橋こども家庭部長 摂津市の切れ目のない子育て支援についての御質問にお答えいたします。

妊娠期から子育て期の切れ目のない支援のために、本市では、令和2年度に、市長部局から教育委員会事務局に母子保健の分野を出産育児課の名称で移管し、子育て世代包括支援センターとして、助産師や保健師、栄養士、さらに利用者支援専門員である保育士を配置し、母子保健サービスと子育て支援サービスを一体的に提供できる体制といたしました。

具体的には、専門職による妊娠届出時の全数面接や産後の全件訪問を通じて全ての妊産婦の状況を把握し、支援が必要な妊産婦については、多職種による相談支援や利用者支援専門員によるつどいの広場等の地域資源の紹介などを行っております。さらに、同じ部であるこども政策課、保育教育課、こども家庭相談課といった児童福祉の分野とも連携を図りながら、切れ目のない子育て支援に取り組んでいるところでございます。

○三好義治議長 保健福祉部長。

(谷内田保健福祉部長 登壇)

○谷内田保健福祉部長 健幸マイレージ事業の実施目的と参加者の推移についての御質問にお答えいたします。

健幸マイレージは、市民の健康寿命の延伸を目指し、歩くことを中心とした健康づくりに市民が自ら取り組める仕組みをつくるために開始した事業でございます。歩数の計測、健康診断や健康づくりに関する事業へ参加することでポイントを獲得していただき、一定のポイントがたまれば、抽せん等でインセンティブを付与し、無理せず

楽しみながら歩くことを中心とした健康づくりを継続できる環境をつくることを目的といたしております。

現在の健幸マイレージ事業は、平成30年度から開始し、7年目となっております。参加者数の推移といたしましては、平成30年度は927人、令和元年度は1,862人、令和2年度は2,366人、令和3年度は2,821人と増加傾向にございました。しかし、令和4年度は2,959人、令和5年度は2,787人と、近年はほぼ横ばいで、令和6年度もその傾向にございます。

○三好義治議長 建設部長。

(永田建設部長 登壇)

○永田建設部長 利用しやすい公園についての御質問にお答えいたします。

公園に対するニーズは、遊具などの施設に関することや公園の利用方法に関する事など複雑化・多様化しており、また、公園を交流やにぎわい創出の場として活用していくことが求められております。

こうしたニーズに応えるためには、公園の利用者や近隣の方々などの様々な意見を幅広く捉え、具現化していく必要があると考えております。そのために、ワークショップなどにより、地域のことは地域で考えるという市民主体で議論していくことが重要と考えております。

今後は、行政主導ではなく、住民主導により、誰もが安心して利用できる公園を目指してまいりたいと考えております。

○三好義治議長 市長公室長。

(平井市長公室長 登壇)

○平井市長公室長 管理的地位に占める女性職員の割合についての御質問にお答えいたします。

第4次摂津市特定事業主行動計画におけ

る目標値は、一般行政職のみを対象としたものであり、令和6年4月1日時点での割合は19.9%となっております。

また、職位ごとの女性職員の人数でございますが、部長級1名、次長級3名、課長級3名、課長代理級6名、主幹5名、係長級30名の合計48名となっております。

○三好義治議長 市長。

(嶋野市長 登壇)

○嶋野市長 大阪SACHICOの存続についてお答えをいたします。

ただいまの質問の中で議員も触れておられましたけれども、大阪府議会に対しまして、およそ4万8,000筆の署名を伴って請願書が出されました。しかしながら、大阪府議会の中で、その請願書につきまして、先日、残念ながら不採択になったことにつきましては私も理解をしているところでございます。

実は、大阪府市長会におきましては、この大阪SACHICOを72時間以内の診療をワンストップで行う総合診療が可能な医療機関に移転することを含めまして、大阪府内に複数の拠点を設置することなどを盛り込んだ要望書を提出しております。私自身も、これまで大阪SACHICOが果たしてきた役割は非常に大きなものがあつたと理解をしているところでございます。

まだ具体策の公表に至ってはおりませんが、今、大阪府におかれましては、移転先の確保に向けまして鋭意検討・協議を進めていただいていると理解しておりますので、今後出されていく方針をしっかりと注視していきたいと考えております。

○三好義治議長 西谷議員。

○西谷知美議員 2回目からは一問一答でお願いいたします。

まずは、中間支援組織の今後の展開につ

いてでございます。

自治振興課の所管から進めてまいります  
が、現状を踏まえて、NPO法人と自治会  
の課題について、市はどのように考えてい  
るか、お伺いしたいと思います。

○三好義治議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 NPO法人につきまし  
ては、先ほども申し上げましたとおり、こ  
の10年間、団体数がほぼ横ばいの状況で  
ございますが、市内には法人化をせずに市  
民公益活動を行っている団体が多数存在し  
ております。その中には、社会課題の解決  
を担う団体の活動を応援する企業から採択  
され、助成金の交付を受けている団体もあ  
り、市内における市民公益活動は活発に行  
われていると認識しております。

しかしながら、本市における市民公益活  
動は、それぞれの団体がそれぞれの目的で  
個別に活動していることが多く、市民公益  
活動をさらに活発化するには、共通の目的  
や課題意識を持った市民や団体同士がつな  
がっていくことが必要であると考えており  
ます。

今年度から実施しております市民活動中  
間支援体制整備支援事業では、つながりづ  
くりを意識しながら、市民公益活動のさら  
なる促進と地域人材の育成に取り組んでい  
るところでございます。

次に、自治会についてでございますが、  
役員の高齢化や成り手不足などにより解散  
や休止を余儀なくされる自治会もあり、地  
域におけるつながりの低下が懸念されてい  
るところでございます。一方で、ある単位  
自治会では、地域の皆さんが楽しめるお祭  
りやイベントを企画され、そこには、自治  
会員のみならず、市民活動団体や近隣企業  
なども多数参加されておられ、大変なにぎ  
わいを見せております。

これからの地域づくりにおいては、市民  
活動団体や事業者など地域の多様な担い手  
との連携が必要となり、市といたしまし  
ても、市民公益活動や地域活動を支援し、多  
様な担い手による協働のまちづくりを進め  
ていく必要があると考えております。

○三好義治議長 西谷議員。

○西谷知美議員 ありがとうございます。

答弁の中では、現状ばらばらに活動して  
いる団体がさらに活発化するためには、中  
間支援が大事だということは認識されてい  
るわけですが、現状は、先ほどもちょっと  
触れたんですけれども、団体に反感を買わ  
れているような状況もあるわけなんです。  
今の偏った支援では、次年度の取組で変更  
の必要があると私は考えております。

次に、切り口を変えます。市民活動や地  
域活動を活発化するには、地域の人材育成  
が必要となってくるわけです。前回の定例  
会でも質問させていただいた際に、市民公  
益活動補助金制度は、1月末締切りで募集  
が開始されていると思うんですけれども、  
こちらの見直しを検討するとの答弁がござ  
いました。具体的にどのような内容で見直  
しを行うのか、お答えください。

○三好義治議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 市民公益活動補助金制  
度の見直しにつきましては、先般、市民活  
動等の有識者で構成される摂津市市民公益  
活動推進委員会に諮問し、同委員会から答  
申をいただいたところでございます。その  
内容は、団体の新設や設立間もない団体が  
行う活動に対する支援の拡充が必要という  
ものでございましたので、初期事業コース  
の補助率を引き上げるとともに、申請でき  
る回数を増やしてまいりたいと考えており  
ます。

また、人材育成事業コースにつきまして

も、広報紙や市ホームページの掲載だけでなく、プッシュ型の周知が必要とのことだったので、講座や交流会の開催時や相談対応などの機会を捉えて市民公益活動補助金制度の案内を行ってまいります。

○三好義治議長 西谷議員。

○西谷知美議員 市民公益活動補助金の見直しについては了解いたしました。

今、地域の担い手が減ってきているのは、やはり30年近く賃金が上がらず、物価が高騰し、教育負担費もどんどん増している中で、夫婦共働きがマストになってまいりまして、また、70代になっても年金が少ないということで、働き続けないと生活が成り立たない日本人が増えていることも無関係ではないと考えております。

森山前市長の時代には生活に余裕のある方たちが担ってくれていた、そのような地域活動でございますが、現状では後進の育成がない状態で、その担い手が70代、そして80代となって、自治会や子ども会が毎年消滅していくことは、述べられた答弁の中でも数値ではっきりしているかと思えます。

私も5年間、民生委員を務めてまいりましたが、こういったボランティアな活動を担う人材不足も顕著になってきているかと思えます。これはもう摂津市だけの問題ではないとは認識しております。どこの自治体でも抱えていることだと思います。だからこそ、中間支援団体を早期につくり上げて、核となって動ける人材を摂津市民から育成することが急務だと考えております。

これには人件費という観点が外せないと思うんです。特に、社会企業型のNPO、地域の課題に寄り添うような活動をしている団体などは、先ほど、にぎやかになってきましたという事例はマルシェ型だったと

思うんですが、にぎわいづくりのマルシェのような地域づくり、そういう活動と違いまして大きな責任も伴ってまいります。完全なボランティアではなく、事業をする際には有償という観点を忘れないよう要望したいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、子ども会活動に係る質問をさせていただきます。

子ども会の団体数が残り16団体と聞いて本当にびっくりしたんですけども、これは消滅の危機に陥っていると言っても過言ではないと思います。この状況を踏まえた対応についてお聞きしたいと思います。

○三好義治議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 近年、子供を取り巻く環境は、核家族化や少子化、共働き世帯の増加など、著しく変化してきており、子ども会運営の担い手不足から団体数は減少してきております。また、近年は、新型コロナウイルス感染症の影響から活動を自粛されて以降、解散に至った事例もあり、減少の要因の一つとなっております。

こうした状況を鑑み、この間、摂津市子ども会育成連絡協議会と話し合いを重ね、対応策について検討してまいりました。今年度より、これまで摂津市子ども会育成連絡協議会が企画・運営してきた、子ども会会員の体験活動の場である冒険プログラムを、子ども会に所属していない子供たちも対象とし、まずは子ども会活動を知ってもらう取組を実施されているところでございます。また、摂津市子ども会育成連絡協議会では、役員の選出をなくしたり、会議回数を減らしたりするなど、会員の負担軽減にも努めているところでございます。

○三好義治議長 西谷議員。

○西谷知美議員 子ども会活動を継続してい

くために様々な取組をされていることは理解できました。しかし、その取組状況では、遅かれ早かれ摂津市内のこども会はゼロになると予想できます。先ほども要望でお伝えしましたが、地域の活動を担えるほど、お父さん、お母さんたちは生活に余裕がありませんし、1年任期のPTA活動でさえ敬遠されている状況は皆様も御認識だと思います。先ほど、自治会について質問しましたが、行政の所管は違えど、こども会は自治会の中の組織であり、こども会で役員を務めた人が自治会の役員、婦人会、そして、民生委員の中にも、PTAの仲間、その流れで民生委員をお互い誘ってやっているという方も多かったです。そういった流れがございます。

こども会自体が消滅しつつある中、今後の地域の担い手は、忙しい中でも積極的に子ども食堂をはじめとする市民活動に関わっているような人たちではないでしょうか。そういう地域のことを考えて行動に移してくれている若手人材に有償でそれぞれの地域で活動してもらえる仕組みづくりが今の行政に求められているのではないのでしょうか。

豊中市や茨木市は、様々な取組によって市民の自主的な動きが盛んになってきています。庄内コラボセンターショコラ、おにくるなど、もちろんきれいな建物という点も大きいかもしれませんが、小さくても、既存の建物を活用した中古物件であっても、中身、つまり担い手がしっかりしていれば支障はないと考えます。ぜひそういう視点を持って、庁内で横断的に地域の担い手育成、そして、自治振興課の補助金事業や、せつ生涯学習大学、家庭教育学級を通じて発掘するなど、早急に取り組んでいただきたいと要望し、この質問を終わります。

す。

次に、子育て支援、少子化対策に関する質問でございます。

三つの課で連携して取り組んでいることですが、地域ごとにそれぞれの子育て支援を行うことが重要だと考えております。支援のツールの一つである子ども食堂等の状況についてお聞かせください。

- 三好義治議長　こども家庭部長。
- 大橋こども家庭部長　子ども食堂につきましては、令和4年度に子ども食堂運営事業補助金制度を創設し、普及拡大に努めてまいりましたが、現在では、社会福祉法人や団体、飲食店舗等の御協力により、市内18か所で運営いただいております。地域別に見ますと、鳥飼東小学校区を除く9小学校区で実施されている状況であり、地域における子供の居場所として一定の役割を果たしていただいているものと認識しております。引き続き、拡充並びに全小学校区への設置に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

- 三好義治議長　西谷議員。
- 西谷知美議員　子ども食堂が拡大してきたことは評価いたします。しかし、地域での子育て支援を担うには不十分だと考えております。

令和元年に合計特殊出生率2.95を記録した岡山県奈義町では、なぎチャイルドホームを拠点に、地域住民が協力し合って子育て支援を行っているとお聞きしております。市としては、どのように評価されるでしょうか。

- 三好義治議長　こども家庭部長。
- 大橋こども家庭部長　岡山県奈義町につきましては、高い合計特殊出生率を維持していることで全国的に注目を集めるまちとして認識しております。

高い出生率の要因といたしましては、先ほど御紹介いただきました閉園後の保育園舎を活用した子育て支援施設の整備のほか、企業誘致や町営住宅の整備を行い、定住人口の増加に向けた取組を行うとともに、職員等の定数削減により生み出した財源を子育て支援施策を拡充するための財源に充てるなど、様々な方面から少子化対策に取り組んできたことが挙げられると考えております。また、保護者同士で自主的に保育活動をしたり、地域住民が子供の一時預かりをしたりするなど、行政のみならず地域ぐるみで子育て支援に取り組んできた結果であると認識しております。

- 三好義治議長 西谷議員。
- 西谷知美議員 細かい支援内容を御披露いただき、ありがとうございます。

先日の決算審査に係る委員会で、部長は、少子化対策について、結婚するカップルが理想とする人数を出産すれば解決できる、つまり、理想の子供の人数が二人や三人という思いがある中で、いろんな障壁があることで二人を希望しているのに一人っ子になったり、三人を希望しているのに二人にとどまったりする、その障壁を取り除くことが大事といった趣旨の答弁をされたように記憶しております。

切れ目のない子育て支援とは、例えば、小学校に入学したら、4月はほぼ給食なしで帰宅するためパートに行けない、でも、学童に預けるほどの就労時間ではないといったお母さんに寄り添うサポートであったり、障害児と健常児二人のお子さんがいるとして、いつも我慢させている健常児のお子さんと二人の時間をつくるのに数時間だけ障害児の面倒を見てほしいであったり、ほんの数時間、一瞬の困り事が重なると、ああ、二人目、三人目は難しいという結論

になるかと思えます。それを防ぐことが切れ目のない子育て支援だと、私は実際に子育てを経験した中で考えております。例えば、ファミリーサポート事業等の予算の一部を本当に必要とされている新規事業に付け替える等の大胆な発想も必要かと思えます。

摂津市は市域が小さなまちです。しかし、現状は、あらゆる子育てや市民活動に関わる地域資源が、なぜか第一中学校区に集中しています。小さな団体を一つの大きな組織に体系化することで、国が求めているワンストップで困り事を解決できる、そして、中学校区に一つ子育て支援団体を設置することができると考えております。ぜひ大胆な発想で、次年度の予算に対して現実求められる子育てサービスを提供するような仕組みをつくることで、今の出生率1.51から奈義町に近づく数値になると断言して、さらに予算の組替えを希望してこの質問を終わります。

次に、健幸マイレージの活用についてでございます。

参加者数がほぼ横ばいとなっていることですが、新規の参加者数が伸び悩んでいるという認識になります。今後の周知等について、市の考えをお聞かせください。

- 三好義治議長 保健福祉部長。
- 谷内田保健福祉部長 これまで、新規の参加者を増やすことを目的に、インセンティブの見直しや、ほかの課が所管するイベントとの連携、広報紙による周知などを実施しており、毎年一定の新規参加者がおられる状況でございます。一方では、1年の間に一度もデータ送信を行っておらず、個別の継続意思確認を経て退会となる方も一定数おられ、新規参加者と退会者の人数がほぼ拮抗していることから、総参加者数は横

ばいとなっております。

これまで、新規参加者の獲得に向けた取組に注力しておりましたが、今後は少し視点を変えまして、広報紙やシステムのプッシュ通知などの周知方法を活用し、一旦休止した参加者に再開いただくための取組を行い、途中で退会する方を減らすことで、総参加者数を増やし、多くの市民の方に継続的に歩く習慣を身につけていただくきっかけづくりをしていきたいと考えております。

- 三好義治議長 西谷議員。
- 西谷知美議員 先ほどの答弁の中にインセンティブの話がございました。この健幸マイレージでためたポイントを地域通貨などに変換して市内の飲食店やスーパーなどで利用することはできないのか、お伺いしたいと思います。
- 三好義治議長 保健福祉部長。
- 谷内田保健福祉部長 健幸マイレージで使用する現行のシステムは、健康に特化した仕組みとなっており、獲得したポイントをそのまま地域通貨などとして使用することは、システム的に対応困難となっております。
- 三好義治議長 西谷議員。
- 西谷知美議員 健幸マイレージの仕組みの中で地域通貨を導入することは難しいということは理解できました。

豊中市で活用されている「マチカネポイント」、(資料を示す)このチラシがそうなんです。さっきからちょっと豊中市推しになっているんですけど、こちらの中に、子どもの居場所、おしゃべりEXPOというのに参加したら、マチカネポイントが100ポイント付与されるとチラシに載っているんです。あと、箕面市で「まーぶ」という地域通貨を活用されたりしています。

このように北摂でも実施されているところがございます。

他市の事例では、健康に関するポイントやイベント参加に関するポイント、ボランティアに対して付与するポイントなど、庁内の様々な課で事業実施の際に付与しているポイントを一元的に管理するシステムを導入し、各ポイントを地域通貨に変換してスーパーや飲食店で使えるようにしている取組が実際ございます。本市においても、全庁的に連携を図ったポイント制度を創設することで、市民が楽しみながら市の事業に参加できるきっかけをつくり、かつポイントを地域通貨として使用することで、市内事業者の支援となるような包括的な制度を新たに導入することを要望しておきます。

次に、摂津市の公共施設についてでございます。こちらは両方とも要望とさせていただきます。

図書館の取組について、様々お伺いいたしました。

先日、残念ながら、JR千里丘駅の書店が閉店いたしました。これは地域にとって大きな損失であり、一部扱っている店舗はあるんですけども、書店として独立したものではないので、摂津市はほぼゼロ書店自治体という認識にさせていただきたいと思えます。これは読書習慣が市民の中で減っていることの証左じゃないだろうかと考えております。

イベントなど工夫していただいているのは分かったんですけども、茨木市は、おにクルの来館者の目安として、図書館利用カードの作成者数の数値をカウントしています。摂津市も、実際の利用者数や、そういう図書館利用カードを作成される方の人数を把握して、実際に読書習慣にどれだけ

つながっているかを把握するよう要望しておきたいと思います。

次に、公園についてでございます。

前回もお伝えしましたが、鶴野エリアの公園について、地域の声を拾い上げたりするのに、ぜひワークショップを活用していただきたいと思います。

さらに、鳥飼まちづくりでも公園に関する要望がたくさん上がっております。遊具を新しくする以外にも、活用を目指して、それぞれの公園にテーマを決めて、例えばここはペットの散歩ができる場所といった感じです。せんだん公園でもマルシェが行われたんですけども、2022年に行われて、2023年、2024年としていない状況が続いておりますが、そういった形で様々な活用いただきたいと思います。

次に、女性管理職の育成についてでございます。

管理的地位に占める女性職員の割合が公表されている数字を見ていますと、令和2年度から令和3年度、令和4年度と上がってきているんですけども、令和6年度で割合が落ちてしまったとの答弁でした。その要因として、これまでどのような取組をされてきたのか、状況をお聞かせください。

○三好義治議長 市長公室長。

○平井市長公室長 まず、管理的地位に占める女性職員の割合が前年度を下回ることに付きまして、その要因は、係長級に昇任した女性職員が少なかったことが言えると考えております。

これまでの取組状況でございますが、令和5年度に働き方に関する職員意識アンケート調査を実施しております。そこでの係長級になることを希望しない理由は何かを問う設問におきまして、女性職員において

最も多かった回答は、「自分に係長級職員に必要な能力が備わっていないと思うから」でございまして、これは男性職員においても最も多かった回答でございます。女性職員において2番目に多かった回答は、「仕事と家庭の両立が困難になると思うから」であり、これは男女での回答の差が大きく、その回答数はおおよそ5倍という結果になっております。

なお、課長級以上になることを希望しない理由の設問への回答も同様の傾向が出ております。

こうした女性が係長への昇任を望まない理由を受けて、令和5年度より、働きやすい職場づくり研修を男女問わず実施しております。内容といたしまして、ワークエンゲージメントの重要性とワーク・ライフ・バランスについてなど、仕事にやりがいや誇りを感じ、熱心に取り組み、仕事から活力を得るとともに、組織への貢献意欲を深めるものでございます。ひいては、自分自身の思考の癖や傾向を知ることによる成長を促すものとして実施しているところでございます。

○三好義治議長 西谷議員。

○西谷知美議員 係長級になることを希望しない女性職員が多く、その理由として「仕事と家庭の両立が困難になると思うから」という回答に注目して研修を実施していることはよく分かりました。また、女性にだけ意識変容を求めるのではなく、抜本的に取り組まれようとしていることは評価いたします。とても興味深いアンケート項目ですので、その他、女性職員のアンケート結果がどのようなものであったかお聞かせください。

○三好義治議長 市長公室長。

○平井市長公室長 3番目以降に多かった回

答を順に申し上げますと、「係長の職務や職責が給料に見合っていないと思うから」、「業務が多忙になると思うから」、「責任が重くなると思うから」、「現状に満足しているから」という回答でございます。

- 三好義治議長 西谷議員。
- 西谷知美議員 係長級になりたくないという理由には様々なものがあることは認識いたしました。家庭との両立を気にする声も含め、何らかの対応を行っていかねばなりません。管理職になってよかったですと感じる取組が必須であると思います。

これまでの取組は評価しております。一方で、管理的地位に占める女性職員の割合が目標に達していないのは事実でございます。今後、どのように取り組んでいくか、お聞かせください。

- 三好義治議長 市長公室長。
- 平井市長公室長 次年度から第5次特定事業主行動計画を作成するに当たりまして、現在、どのような項目を盛り込むか検討中でございます。その中で、働きやすい職場づくり研修につきましては、引き続き職位を変えながら実施してまいりたいと考えております。

また、女性の昇任意欲をテーマに、女性職員12人が集まって女性政策推進研究会として活動しているところでございます。令和7年夏頃に報告書が完成する予定であり、その報告内容を参考にしながら女性管理職の育成を進めてまいりたいと考えております。

- 三好義治議長 西谷議員。
- 西谷知美議員 報告書を私も楽しみにしております。

私がこの質問をした意図でございますが、女性管理職が増えていかないと組織は

駄目になると思っております。女性管理職が男性と同等の割合でいることで、多様性が促され、組織の成長に貢献することが期待できます。

1回目の質問で、課長級以上の女性職員は現状7名であると答弁をいただいておりますが、全く足りていません。また、10年後、どれほど課長級以上の女性職員が誕生しているか考えると、今、係長級以上の職員になっていないと、10年後も増えていないのではないかと考えております。

一般的に働く女性は、残業して帰宅後も、自分の分も含め御飯の用意をしたり、掃除や洗濯、そして次の日のお弁当と、本当にたくさんの家事を抱えている。そのことを考えると、日本社会における根強い男女の役割意識が女性管理職の増加を阻害している原因ではないかと考えております。そんな状況で管理職になっても、簡単には仕事を全うすることが難しいという意識になるのはしょうがないことかと思えます。多くの自治体や企業もいろいろな取組をしていますが、摂津市においても、例えば企業内保育所を設置するなどすれば、メリットは非常に大きく、子育てをしながらでも働ける環境の提供となります。いきなり設置することは難しいと思えますが、こうしたことも含め検討して、女性管理職の育成を進めていただければと思いますので、これは要望といたします。

(資料を示す) こういう朝日新聞の記事もございます。「国連に訴え30年、差別撤廃へ闘う」ということで、やっぱり賃金の問題なども書かれておりますので、よかったですら参考に後でコピーを渡したいと思えます。

そして、大阪SACHICOの存続についてでございます。

相談先は増やすが、医療とセットでは考えないと、大阪府議会では反対になってしまいました。本当にがっかりいたしました。

昨日、大阪SACHICOの方と電話でお話ししました。大体5,000万円ぐらい用意いただければ現状の医療体制が何とか維持できるとのことです。72時間以内にアフターピルを処方すれば、レイプされても24時間以内に飲めれば、避妊成功率は99%とのことで、医療体制を整えることは必須だと思っております。この際、大阪府内47自治体で協力金を分担し、維持していくよう、娘さんがいらっしゃる嶋野市長だからこそ、市長会でリーダーシップを取ってお話をまとめていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○三好義治議長 市長。

○嶋野市長 私の家族構成は関係なく、この大阪SACHICOが果たしてきた役割は、先ほども申し上げたように大きかったと私も認識をしております。これから大阪府としてどういった方向性を出されるかは分かりませんが、大阪府市長会として要望も出しておりますので、しっかりとその意思は継続していきたいと思っております。

○三好義治議長 西谷議員。

○西谷知美議員 大阪府議会の回答を見ると期待できないので、ぜひ市長会で強いリーダーシップを持って、大阪SACHICOが医療体制を備えた状況で維持できるように北摂全体でリーダーシップを取っていただきたい。医療資源は多いですから、何とか医療体制を確保した状態の大阪SACHICOが存続できるように努めていただきたいと要望いたしますので私の一般質問を終わりたいと思います。（「議事進行」

と塚本崇議員呼ぶ）

○三好義治議長 塚本議員。

○塚本崇議員 機会を与えていただいてありがとうございます。

まず、冒頭に、大阪SACHICOの件について、我々への批判とも取れる発言があったことに対して、一般質問の場では、この議場、公の場で他党の批判や誹謗中傷といったものはふさわしくないと考えます。当該部分の削除を求めます。

二つ目に、大阪SACHICOの存続請願の不採択については、一民間施設のボランティア精神にのっとりシステムについてリスクを抱えており、制度上の欠陥があるため、それを補うための制度設計と施設を用意するというのが大阪府の見解であります。これについて、大阪SACHICOの存続をしないから我々が性暴力を肯定するような発言は看過できるものではなく、こういったものに対して我々は強く抗議したいと思っております。

大阪SACHICOの存続が必要ではないと言っているのではなく、性暴力を根絶し、代替施設をしっかりと用意することで我々の見解とさせていただきたいと思っております。大阪SACHICOを存続しないから性暴力を肯定しているかのようなデマゴグはやめていただきたいのと、当該部分についても削除をお願いいたします。

○三好義治議長 塚本議員の議事進行で、まず1点目の大阪府議会での議論に対するマスコミ報道について、質問者から個別政党名が出た部分につきまして、議長といたしましたは、まず、政党名を挙げている部分については会議録から削除させていただきます。その他の発言につきましては、報道の事実関係として認めたいと思っております。

2点目につきましては、議事進行というより、塚本議員の個人的見解として議長として受け止めました。ですから、質問者に対しては、そのとおりだということで見解を述べさせていただきます。

以上です。

西谷議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。

(午後0時 8分 休憩)

(午後1時15分 再開)

○三好義治議長 休憩前に引き続き再開します。

一般質問を続けます。

次に、野口議員。

(野口博議員 登壇)

○野口博議員 最初に、高齢者への補聴器購入費助成についてお聞きいたします。

本市議会として、5年前に、国に対して公的助成制度の創設を求める意見書が全会一致で採択されています。今年10月31日時点で、全国では372自治体、大阪府内では15自治体、34%が実施をされています。この間の本市の取組についてお聞きいたします。

2番目に、国の重点支援地方交付金の追加の問題です。

先日、臨時国会で成立した補正予算に、総合経済対策の一つとして、重点支援地方交付金、総額1.1兆円があります。まず、住民税非課税世帯の給付金についてお聞きをいたします。

3番目に、会計年度任用職員の処遇改善についてです。

この制度がスタートして5年となります。今年6月に総務省が、採用後3年目は試験による公募との規定を撤廃するとの通知を出しました。各地で改善の動きが広が

っていますが、本市の会計年度任用職員の処遇改善に向けて、この間の取組について、現在の正規職員と会計年度任用職員の人数を含めてお聞きいたします。

4番目に、来年度の被爆・戦後80年に向けての平和の取組についてです。

御承知のように、日本原水爆被害者団体協議会がノーベル平和賞を受賞いたしました。核兵器の非人道性と、核兵器は二度と使ってはならないことを世界に訴え、約80年にわたり戦争での核兵器使用を許してこなかった、このことが受賞理由です。

こうした被爆者の皆さんの命がけの訴え等々によって誕生したのが核兵器禁止条約です。7年前の7月7日に採択された核兵器禁止条約は、現在、94の国が署名し、73の国が批准していますが、残念ながら日本政府は参加していません。本市として、来年度、一層平和の取組を広げていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

5番目に、大正川橋東詰交差点の安全対策についてです。

当該交差点の安全対策については、7年前の2月に押しボタン式信号機が設置をされ、現在、小・中学生は、土手の道路は狭くて危険なので、一旦横の自動車教習所地内を通っています。危険箇所の上位にランクされていると思います。課題についてお聞きいたします。

6番目に、香露園1号線への大型車規制についてです。

最近、また大型車の通行が多くなっています。地域の方々からも早く規制をとの声が改めて届いています。この間の取組と、何がネックなのか、お聞きをいたします。

7番目に、PFOA汚染対策について4点お聞きいたします。

一つ目は、太中浄水場の2号井戸の閉鎖

についてです。

昨年8月の調査において、国の暫定目標値50ナノグラム毎リットルに近い45ナノグラム毎リットルが検出され、閉鎖をされました。そして、今年9月の調査では、残り五つの井戸も1年前に比べて上昇しています。本市は、その原因究明は困難と言われてはいますが、大変無責任だと思いません。市民の不安な声が広がっています。専門家の御意見を求めながら、その原因究明に真摯に取り組むべきではないですか。いかがでしょうか。

二つ目に、ガランド水路のPFOA汚染についてです。

ダイキン工業株式会社からのPFOA汚染処理水が公共下水道に流され始めたのは、ガランド水路が供用開始された同年の1999年11月です。そして、京都大学の調査で、その4年後の2003年、茨木市の中央水みらいセンターからの安威川放流水濃度が6万7,000ナノグラム毎リットルでした。つまり、ガランド水路に高濃度のPFOA汚染処理水が、中央水みらいセンターを經由して、この25年間、流れてきたという関係になります。地域の憩いの場であるこの場所の汚染の程度がどうなのか、ちゃんと調査することが自然なことではありませんか。いかがですか。

三つ目に、来年1月の広報せつに水道水の特集を組むことについてです。

今、摂津市の水は大丈夫なのかと不安の声が広がっています。私は、この間の調査結果について、きちんと明らかにするとともに、日本のPFOA汚染に対する対策の不十分さの現状、国際基準の内容などをきちんと明確にしつつ、正しく恐れるという立場で、市民全体がこの問題を考えるきっかけになるような内容にすべきだと思います。

すが、いかがでしょうか。

四つ目に、ダイキン工業株式会社の呼称を市内化学メーカーと発言し続けることについてです。

先日のNHKスペシャルや羽鳥慎一モーニングショーでも、全てダイキン工業株式会社という言い方をしていますが、いつまで続けるのですか。その理由を聞かせていただきたい。

以上、1回目です。

○三好義治議長 保健福祉部長。

(谷内田保健福祉部長 登壇)

○谷内田保健福祉部長 高齢者への補聴器購入費助成制度についての御質問にお答えいたします。

補聴器購入費助成につきましては、国の制度として、聴覚障害の身体障害者手帳の交付を受けておられる方に対して、障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度等が講じられております。

身体障害者手帳をお持ちでない高齢者への補聴器購入費助成につきましては、聴覚機能の低下が見られる高齢者全般に関わるものであり、令和3年度より、全国市長会を通じて、補聴器購入費助成制度の創設について、積極的な措置を講じるよう国・府に対して要望を行っているところでございます。

また、検討におきましては、国が取り組んでいる認知症と難聴との因果関係に係る研究も踏まえる必要があると考えているものの、現時点では研究結果の取りまとめに至っていない状況でございます。

このような状況にございますが、引き続き、補聴器購入に対する助成制度の創設について、北摂市長会及び全国市長会を通じて国に対する要望を行うとともに、国や近隣自治体の動向を注視しながら、制度の在

り方等について研究してまいりたいと考えております。

○三好義治議長 市長公室長。

(平井市長公室長 登壇)

○平井市長公室長 住民税非課税世帯への給付金の内容と取り組み方についての御質問にお答えいたします。

今回、国が示す重点支援地方交付金に追加された対象事業としましては、低所得者支援枠及び推奨事業メニューとなっております。

低所得者支援枠につきましては、令和6年度住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり3万円を支給するとともに、住民税非課税世帯のうち子育て世帯に対して、18歳以下の児童1人当たり2万円を加算して支給することが示されております。本市におきましては、住民税非課税世帯を1万2,000世帯、住民税非課税世帯における18歳以下の児童を1,600人と想定しております。

続きまして、会計年度任用職員の処遇改善についての御質問にお答えいたします。

まず、令和6年12月1日現在の職員数でございますが、正規職員、任期付短時間勤務職員及び再任用短時間勤務職員の合計は675人、会計年度任用職員につきましては、フルタイム、パートタイム合わせて558人でございます。割合で申し上げますと、正規職員等が54.8%、会計年度任用職員が45.2%となります。

会計年度任用職員の処遇につきましては、これまでも、人事院勧告への対応としての報酬等の改定や、期末手当、勤勉手当の適用を行うとともに、令和6年度当初には、大阪府内の平均報酬等を算出し、全ての職の報酬等を見直しております。

また、令和6年6月28日付の総務省通

知を受け、再度の任用回数を撤廃した上で、勤務成績が良好な場合に限り、再度の任用を可能とする処遇改善に努めております。

続きまして、被爆・戦後80年に向けた平和の取組についての御質問にお答えいたします。

今月10日、長年にわたり被爆者の立場から核兵器廃絶を訴え続けてこられた日本原水爆被害者団体協議会にノーベル平和賞が授与されました。ニューヨークでは、授賞式に合わせて平和集会が行われるほど、世界中が関心を寄せる出来事となりました。核兵器を廃絶し、戦争のない平和な社会を築くことは、人類普遍の願いであります。

本市は、これまで、平和首長会議と連携した核兵器廃絶の実現を求める署名活動など、平和文化を社会に根づかせるため、様々な取組を進めてきたところでございます。被爆・戦後80年目となる令和7年度につきましても、平和首長会議と連携し、市民一人一人のさらなる平和意識の高揚と、核兵器のない社会の実現に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

○三好義治議長 建設部長。

(永田建設部長 登壇)

○永田建設部長 大正川橋東詰交差点の安全対策についての御質問にお答えいたします。

当該交差点及び桜町へ通じる河川沿い堤防道路につきましては、これまでに摂津警察署や大阪府茨木土木事務所との協議や地元調整を重ねた結果、府道沢良宜東千里丘停車場線との交差点に押しボタン式信号機の設置が実現するなど、安全対策に努めてきたところでございます。さらに、河川沿いの堤防道路につきましては、現況の幅員

は一部区間で3メートルと狭小であり、特に朝夕の時間帯では、車両や歩行者などがふくそうして通行する状況でありましたことから、河川堤外地側の路肩に設置しているガードレールをかさ上げし、歩行者の転落防止のための安全対策を実施しております。

議員が御指摘の河川沿い堤防道路の拡幅についての課題につきましては、沿道の事業所の使用状況により必要な用地が確保できないこととございます。今後、開発行為など土地利用に変化があった際には、安全な歩行空間の確保に向けて協議してまいりたいと考えております。

続きまして、香露園1号線の大型自動車の通行規制についての御質問にお答えいたします。

香露園1号線は、沿道に住宅が建ち並ぶ生活道路の性格を有するにもかかわらず、大型自動車が通行している現状は改善すべき課題と認識しております。

市内の通行規制を管轄している摂津警察署からは、これまでの見解と変わらず、本路線を規制した場合の大型自動車の迂回による周辺の渋滞や、広範囲に及ぶ事業所への影響等を考慮した検討が必要であると伺っているところでございます。そのため、本市においては、通行速度の抑制を喚起する電柱幕の設置や、通学路であることを明示した路面標示を設置し、通行する大型自動車を含む全車両に対する安全啓発に取り組んでまいりました。

早期解決には困難な状況ではありますが、今後も、周辺の道路状況の変化等の確認を密に行いながら、可能な対策について連携を図ってまいります。

- 三好義治議長 上下水道部長。  
(末永上下水道部長 登壇)

- 末永上下水道部長 PFOA汚染対策についての4点の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の太中浄水場の2号井戸で有機フッ素化合物PFOS及びPFOAの測定値が暫定目標値に近づいた原因の調査についてでございます。令和5年8月に、太中浄水場の2号井戸の測定値のみが国の定めた暫定目標値に近づいたことから、2号井戸からの供給を停止し、現在も停止しております。太中浄水場は、地下50メートルから200メートルの地下水を水源としており、地下水の流れや土質状況は複雑で、把握することは難しく、原因究明は難しいと考えております。

続きまして、2点目のガランド親水施設、せせらぎ水路の調査についてでございますが、せせらぎ水路の修景用水として流している下水道処理水は、下水道法において、放流水質の基準に有機フッ素化合物PFOS及びPFOAの項目が規定されておらず、市独自の調査は考えておりません。

次に、3点目の広報せつつ1月号の内容についてでございますが、水道水の安全性のお問合せも増えており、市民の皆様の関心が高まっていることから、広報せつつ1月号で、本市の水道水は安心して飲めることを周知する内容を掲載する予定にしております。本市の水道水の給水区域、太中浄水場の自己水の有機フッ素化合物PFOS及びPFOAの測定値や大阪広域水道企業団の測定値が国の暫定目標値である50ナノグラム毎リットル以下であることを掲載し、本市の水道水を安心して飲んでいただけるように、水道水の安全性をお伝えできる内容といたします。

- 三好義治議長 生活環境部長。  
(吉田生活環境部長 登壇)
- 吉田生活環境部長 4点目の企業名の呼称

についての御質問にお答えいたします。

当該市内化学メーカーは、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律で、PFOAが製造禁止になる以前から製造を前もって終了する等、法令等に抵触・違反のない対応を取られております。そのため、現状、法令違反を犯している企業に対して対策を促している状況ではなく、ことさら企業名を挙げての答弁は必要ないものと認識しております。

○三好義治議長 野口議員。

○野口博議員 それでは、2回目の質問に入ります。

最初に、補聴器の問題です。

まだ検討・研究の段階だとのことですが、昨年度まとめたせつ高齡者かかやきプラン作成の過程で行ったアンケートにおいて、外出を控えている理由として、6.6%、15人に一人が耳の障害と答えています。最近、自治会の会議でもよく難聴の話が出ますけども、本市は、一昨年度、敬老祝金を廃止しました。市として様々な高齡者対策がありますけども、その優先度について改めてお聞きいたします。

○三好義治議長 保健福祉部長。

○谷内田保健福祉部長 今後、後期高齡者や単身世帯高齡者の増加に伴い、医療・介護サービスや見守り等、日常的な生活支援の需要が増大予想される中、全ての高齡者が住み慣れた地域で元気に安心して暮らしていただける環境づくりが重要と認識しております。そのため、令和5年度から、ひとり暮らし高齡者等を対象とする緊急通報装置設置事業において、携帯型機器を導入するとともに、要件緩和により対象者を拡大し、見守り支援の強化に取り組んでいるところでございます。

今後におきましても、限りある社会資源

を効率的かつ効果的に活用し、高齡者を支える仕組みをより強化する取組が必要でございます。高齡者への補聴器購入費助成制度も含め、高齡者福祉施策全体の中で、時代の変化に応じつつ、真に必要なサービスについて検討を進めてまいりたいと考えております。

○三好義治議長 野口議員。

○野口博議員 今、70歳を超えれば、半数が老人性難聴だと言われています。今や、国民全体の健康問題、ひいては医療、経済に関わる重大な問題の一つだと専門家はおっしゃっています。ぜひ、さらに調査・研究を深めていただいて、早期実現を求めておきます。

続いて、重点支援地方交付金の件であります。

住民税非課税世帯に対する給付金の支給時期は2月頃だとおっしゃいました。それでは、もう一つの物価高騰対策である推奨事業メニューについて、その内容をお聞かせいただきたいと思っております。

○三好義治議長 市長公室長。

○平井市長公室長 推奨事業メニューにつきましては、これまでの物価高騰対策の効果等を踏まえ、家計に対する直接的な支援であり、かつ市域内の経済効果も期待できるセッピー割引チケットを全市民に対して配布する方向で準備を進めているところでございます。今後、議案の御可決を賜り次第、速やかに対策を実施してまいりたいと考えております。

○三好義治議長 野口議員。

○野口博議員 この問題は、あした正式に議案として提出されますので、この質問はこれで終わっておきます。

続いて、会計年度任用職員の件であります。

専門性と経験によって住民への良質なサービスを提供し、住民の生活や命を守るといふ公的な業務を支えてきた方々が大変多いわけであります。ぜひ、国の6月の通知、その前進面を生かしていただき、正職員の登用も含めて、より待遇改善に取り組んでいただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○三好義治議長 市長公室長。

○平井市長公室長 会計年度任用職員を正規職員にすることにつきましてでございますが、現在、様々な業務におきまして会計年度任用職員を任用しております。

ただ、そこには正規職員との役割の違いがございます。正規職員は、組織内での責任ある役割を果たすことが求められ、組織目標に合わせた中長期的な業務に従事し、会計年度任用職員は、そのサポート的な役割を担っていただいております。したがって、正規職員と会計年度任用職員は勤務時間数や給与体系が異なる制度となっております。

また、職員の採用試験につきましては、標準職務遂行能力及び適性の有無の判定を目的とするものであり、受験資格を有する全ての国民に対して平等の条件で公開されなければならないものでございます。公平性の観点から、本市の会計年度任用職員のみを対象とした正規職員の募集を行うことはできないと考えております。

なお、働き方改革を進める中、育児休業を取りやすい環境に寄与するとともに、残った職員の負担軽減も鑑みて、育児休業を取得する職員の代替につきましては、これまでの会計年度任用職員ではなく、可能な限り正規職員を採用し、対応しているところでございます。

○三好義治議長 野口議員。

○野口博議員 職場環境の基本は正規職員の適正配置だと思っておりますが、それを支えている会計年度任用職員の問題については、他市の取組も参考にさせていただいて、より処遇改善に努めていただきたいと思います。

それでは、平和の問題であります。

毎年夏に平和行進がありまして、森山前市長にいつも出ていただいて御挨拶いただくなど、いろんな関係で関わっていただきました。昨年、そうしたお礼も含めて、大阪府の責任者が表敬訪問されまして、私も同席いたしました。そのときに森山前市長が、自分の平和の思いを後継者につなげていきたいとおっしゃいましたので、嶋野市長からその思いの受け止め方についてお聞きいたします。

○三好義治議長 市長。

○嶋野市長 摂津市におきましては昭和58年に、平和都市宣言がなされました。御存じのとおり、国内外の平和を愛する人たちとともに非核平和を訴え、憲法を守り、人間を尊重する平和都市になるんだという宣言の内容でございます。それ以後、先ほど御紹介がございましたとおりに、7月、8月を中心に、平和月間ということで様々な取組が行われてきました。

一方で、世界に目を向けていくと、いまだに紛争が続いておりますし、戦争も続いている状況がございまして、本当に平和とは程遠い状況だと思っております。国内でも、今日の午前中の塚本議員のお話でもありましたけれども、罪のない中学生の女子生徒が何者かによって命を奪われるという事件がありました。人の命、尊厳といったものを軽んじる状況がございまして、平和ということについて、私も本当に強く感じさせられるところがございます。

こういう状況でございますので、先人、先輩の皆様方が引き継いでこられた平和への思いについては、私もしっかりと受け継いでいながら、そして次の世代に引き継いでいきたいと考えております。

○三好義治議長 野口議員。

○野口博議員 ぜひ受け継いでいただいて、その実践の場として、来年度の被爆・戦後80年に向けての取組につなげていただきたいとお願いしておきます。

それでは、大正川橋の交差点問題であります。

昨年、地元要求を受けまして、担当者とも現地の立会をいたしました。サンドライビングスクールのホームページを見ましたら、10月25日をもって都合により入学を停止しましたとありました。漏れ聞こえてくる話では、他に転用するとか開発の話であります。先ほども御答弁いただきましたけども、ぜひ動きを注視していただいて、安全拡幅に必要な用地確保などを進めさせていただきたいということをお願いしておきます。

香露園1号線の問題であります。

最近、また茨木市のほうで開発が始まったかと思っておりますが、時速40キロメートル程度で大型トラックが走ってきた場面に遭遇しまして、ちょっと怖い思いをいたしました。また、先日、柳田橋の安全対策を少しやっただけでしたが、改善すべき課題とおっしゃったので、より効果的な対策を含めて、ぜひ早期実施に向けて頑張っていたきたいということでエールを送っておきたいと思っております。

それでは、PFOAの汚染問題であります。

この項目に入る前に、自治体としての立ち位置について少し述べさせていただきます。

ます。

基礎自治体として、このPFOA問題に対して、世界の取組の基準から見て、日本の取組の水準は大変後れているんだという認識をまず持つべきだろうと思っております。その後れている日本に法律がないからとか、法的拘束力がないからとか、そういう立場ではなくて、この間頑張ってきている専門家の皆さんや住民の方々、そして医療関係者など、その声に真摯に真正面から取り組んでいただきたいということをまず申し上げておきたいと思っております。

その上で、太中浄水場の問題であります。

昨年、いろんな方々の御協力をいただいて、私もそうでありますけども、自主的な血液検査を行いました。太中浄水場の水を長年飲んできた方の中で、JR千里丘駅周辺の70歳代女性は23.7ナノグラム毎リットルであります。昭和園の太中浄水場近くの男性70歳は30.5ナノグラム毎リットルでありました。私も昭和園に住んでおりますけども、18.4ナノグラム毎リットルであります。こういう状況を見たときに、皆さんは大変不安に思っているわけでありまして、できない、分からないで済まされない問題だと思っております。先ほども申し上げましたが、ぜひ専門家の御意見をいただいて実態調査を進めていただきたいと思っております。再度答弁を求めます。

○三好義治議長 上下水道部長。

○末永上下水道部長 水源が河川やダムなどの表流水と違い、太中浄水場の水源は深井戸の地下水になります。地下水は、地形や地層によっても状況が異なり、帯水層ごとに独立して存在し、水位や水の流れが変わることから、地下水の流れを明らかにすることは困難であり、2号井戸から有機フッ

素化合物PFOS及びPFOAの測定値が高くなった原因を明らかにすることは難しいと考えております。

今後も、水源の井戸ごとに有機フッ素化合物PFOS及びPFOAの検査を継続して行い、測定値が暫定目標値に近づいた場合は、2号井戸と同様に供給を停止する対応を取り、市民の皆様に安全な水道水を供給してまいります。

○三好義治議長 野口議員。

○野口博議員 先日のNHKスペシャルで吉備中央町の様子が放映されました。13年前に移住された方が3回流産されたという話でありました。先ほど紹介しました昨年の調査の中で、健康リスクが高まるとされている20ナノグラム毎リットルを超える方々が多くいる状態なんです。ぜひこの機会にそういう検査結果についても市としても聞き取りをしていただきたいと思っております。改めて再度調査するように求めておきます。

ガランド水路の問題であります。

下水道法では水質検査項目にPFOAとかがないんだということで、やらないとおっしゃった。太中浄水場もだんだん汚染が進んでいる。その横のガランド水路も、全体的には数値は下がってきているけども、この25年間にわたり、高濃度のPFOA汚染処理水が流れてきたわけでありまして。この場所で、子供たちが長年にわたり1年中遊んでいます。小魚やザリガニを捕ったり、親子で憩いの場として過ごしています。3か月に1回、自治会でもあの場所を掃除させていただいておりますが、地域にとって貴重な憩いの場であります。

今、皆さんは大変心配されています。自然に考えて、一体どうなっているのかと調べるのが自治体の責任だと思っております。改め

て、ぜひこうした声に応えるべきではありませんか。

○三好義治議長 上下水道部長。

○末永上下水道部長 ガランド親水施設のせせらぎ水路には、大阪府が管理する流域下水道の下水処理場である中央水みらいセンターの処理水を修景用水として流しております。

国や大阪府では、これまで、安威川の同センターの処理水放流箇所において調査を実施されてきましたが、令和元年度の調査では、有機フッ素化合物PFOSが2.9ナノグラム毎リットル、PFOAが36ナノグラム毎リットルで、総量は38.9ナノグラム毎リットルであります。下水道法の放流水質の基準に有機フッ素化合物PFOS及びPFOAの規定がないため、調査はいたしません。今後、国の動向も注視してまいります。

○三好義治議長 野口議員。

○野口博議員 ということは、5年前の令和元年度で見れば、ガランド水路に、同じとは言えないけれども、38.9ナノグラム毎リットル程度のPFOA濃度を持った処理水が流れてきたということについては、この場で確認しておきます。その上で、ちゃんと現状が分かるように、毎年、市独自で調査するように改めて求めておきます。

広報せつつの件です。

日本の飲み水の暫定目標値である50ナノグラム毎リットルを下回っているから大丈夫だという視点ではなくて、先ほども申し上げておりますけども、今、世界の基準、アメリカでは、今後5年間で4ナノグラム毎リットルにしていこうということで動いています。日本は大変後れているわけですから、先ほども言いましたが、正しく恐れるという立場で市民全体が

この問題を考えることができるような内容にすべきだということを改めて申し上げておきたいと思います。

市内化学メーカーの言い方の問題であります。

ちょっと光好議員に失礼ですけども、先日、ある方から、「野口さん、市内化学メーカーとはカネカですか」と言われました。市内大企業として、ダイキン工業株式会社にはいろんな形で協力もいただき、直接的にも間接的にも共にまちづくりを進めてきた関係にあると思っています。そういう関係は大事にしながらも、やっぱり地方自治体の立ち位置である市民の暮らしだとか、環境、健康を守るとか、そういう基本問題に対したときには、対等、平等に議論もし、対応していくことが大事だと思っています。その姿勢を示すのが必要だと思っています。

改めて、ほかの皆さんはどなたでもダイキン工業株式会社とおっしゃっているわけで、この間の皆さんの思いも整理されて、この問題について検討いただきたいということでお願いしておきます。

最後に、嶋野市長にお尋ねいたします。

このPFOA汚染問題に対して、新市長としてどう対応するのか、皆さんは見ておられます。ぜひ真摯に取り組んでいただきたいと思います。日本の環境破壊に対する被害の歴史は、国や自治体、行政も責任を取らない、そして企業も責任を取らない、結果として取り残されてきたのが被害者、住民ではなかったでしょうか。ぜひ嶋野新市長として、国や大阪府にも改めて申入れもしていただきたいですし、今日議論させていただいた来年1月の広報問題、そしてガランド水路問題、そして貴重な自己水である太中浄水場問題、こうした不安に対し

て真摯に受け止めて取り組んでいただきたいと思いますけれども、市長の答弁を求めます。

○三好義治議長 市長。

○嶋野市長 摂津市の水道水を飲んでも大丈夫ですかということを不安に思っている方がおられるので、私は、1月の広報紙の中で大丈夫ですよというメッセージを出したいという思いで考えているわけです。

御存じのとおり、このPFOAについてはいろんなことがまだ分かっていません。その中で唯一と言ってもいいのが水質に関する暫定目標値です。やはり相当に研究を重ねて所見が集められて、この数値が出されたんだと私は受け止めています。そのことをしっかりとまず受け止めていきたいと私は思っています。その立場に基づいて、来年1月の広報紙についても出していくということを私は考えているところでございます。

先ほども言いましたけれども、分かっていることが多いんです。そのことに対して、森山前市長はじめ、関係自治体も含めて、国に対していろいろな要望、そしてまた市民の方の声も取り上げてこられました。その成果として、御存じだと思いますけれども、二つの専門会議が立ち上がっています。その中で成果も出ているんです。昨年でありますけれども、PFOS、PFOAに関するQ&Aといったものが出されました。私は、これは大きな成果であると考えておりますし、これからも国でしっかりと知見を定めていただいて、市民の皆さんが安心できるように我々も取り組んでいけるように、そういった環境、土壌をつくり上げていただきたいという思いで、これから国であり関係機関に働きかけをしていきたいと考えております。

水質の暫定目標値でございますけれども、今、しっかりと研究も進んでおります、近い将来に何らかのさらに進んだ指針が示されるものだと私も認識をしております。そのことをしっかりと注視していきながら、市民の皆様方が安心していただけるような環境をつくっていきたいと思っております。

○三好義治議長 野口議員。

○野口博議員 NHKスペシャルを市長は見られましたか。その中で、元ダイキン工業株式会社の社員で、20年間、研究開発部門で仕事をされた方が、大変悔しいと、そして、ダイキン工業株式会社は危機意識が少なかったとおっしゃいました。また、京都大学の原田先生が、吉備中央町で問題になっている活性炭について、ダイキン工業株式会社から出たものではないかという問題について、その可能性について言及もされました。NHKスペシャルや、最近、報道ステーションも時間を取って報道もされていまして、それを見ましたけども、100%、今の日本の水準が大変後れております。いろんな国の動きもありますけども、4年前に日本で一番高い濃度を示したこの摂津市の行政の長として、できることをやっていたきたいと。国の水準は低いけれども、結果として、自治体として頑張ったんだという姿勢をぜひ示していただきたいと述べさせていただいて質問を終わります。

○三好義治議長 野口議員の質問が終わりました。

次に、水谷議員。

(水谷毅議員 登壇)

○水谷毅議員 それでは、順位に従いまして一般質問させていただきます。

1点目の公園及びちびっこ広場につい

て。

本市は、約15平方キロメートルというコンパクトな市域ではありますが、40か所を超える都市公園があります。これらの公園をどのように充実していく考えなのか、日常的な維持管理も含め、今後の展望についてお伺いします。

2点目の大阪中央環状線鶴野橋歩道について。

安威川を渡る鶴野橋に取付けの歩道橋は、新幹線公園のある南側においては、スロープ部の勾配がきつく、自転車による通行が大変困難です。電動アシスト自転車の普及が進んでいますが、市民の方から「あの橋、しんどいわ。何とかならんか」とよく相談を受けます。北側のポリテクセンターのほうは、堤防の天端からも合流できて比較的スムーズに橋を渡ることができますが、南側も同様に堤防から合流する形は取れないものかと考えます。お伺いをいたします。

次に、3点目、ニーズに沿った公共交通の充実について。

公共交通に関する要望は市民の方からも多くあると思いますが、公共交通の充実に向けたこれまでの取組と課題についてお伺いします。

4点目、高齢者の見守り活動について。

現在の取組状況と見守り活動に係る今後の方向性についてお伺いをいたします。

続いて、5点目の鶴野地域の公共施設再編成について。

最初に、環境センターの解体に向けての取組についてお伺いします。

次に、6点目。

まず、空き家の利活用相談に対する現状の取組についてお伺いいたします。

1回目、以上です。

○三好義治議長 建設部長。

(永田建設部長 登壇)

○永田建設部長 都市公園の充実についての御質問にお答えいたします。

現在、市内には42か所の都市公園がございますが、そのうち20か所が設置から40年以上経過しており、遊具をはじめとする公園施設や樹木の維持管理を適切に行っていくことが重要であります。

そのような中、公園の日常点検や除草、清掃のほか、毎年、専門業者による遊具点検を行い、その結果に基づき修繕を実施することや、おおむね年2回の樹木剪定といったことを実施しているところでございます。

一方、公園機能の充実の一つとしまして、遊具のリニューアルが考えられるところであり、毎年実施している遊具修繕のタイミングでリニューアルに努めているところでございます。

引き続き、公園の適切な維持管理に努めますとともに、多様性を考慮した新たな遊具の導入につきましても積極的に検討してまいりたいと考えております。

続きまして、大阪中央環状線の鶴野橋取付歩道橋についての御質問にお答えします。

鶴野橋取付歩道橋につきましては、立体横断施設技術基準・同解説に基づいた12%以下の勾配となっております。そのため、現況勾配の改善について、道路管理者である大阪府茨木土木事務所へ要望することは難しいものと考えております。

次に、議員が御指摘のとおり、河川天端道路を経由して歩道橋へ合流する構造についてであります。南側を、北側と同様の形態にするためには、安威川と平行に流れる水路の天端を利用する必要がございます。

しかしながら、その水路天端には、安威川と水路を横断している水道管やガス管、さらに中環南行ポンプ場といった重要なインフラ施設が存在しておりますことから、極めて困難と考えております。

続きまして、公共交通の充実に向けたこれまでの取組と課題についての御質問にお答えいたします。

これまでに、市民の方々から、路線バスの本数が少ないことや、スーパーや病院などへの比較的近距離の移動手段がないなどのお声をいただいております。こうした中、さらに進行する人口減少や少子高齢化により、路線バスなどの公共交通の維持が困難になることが想定されますことから、令和6年2月に摂津市地域公共交通協議会を立ち上げ、交通事業者をはじめ、多様な関係者と移動手段の確保に向けた連携と協働の場を構築いたしました。

本協議会において、バス事業者からは、利用者が多い路線でも増便できないことや、黒字路線であっても減便している現状が示され、運転手などの人手不足が大きな課題であることが改めて共有されました。

さらに、バス事業者が近隣市で実施したバスの乗車イベントのアンケート結果では、路線バスについて、意外と便利なのが分かった、環境に優しい乗り物であることが分かったなど、今後は利用したいとの声が多数あったことが示されたことから、利用者に対して公共交通に関する正しい知識や情報を発信することの重要性を再認識したところでございます。

続きまして、空き家の利活用相談に対する現状の取組についての御質問にお答えいたします。

空き家の利活用のうち、売却や賃貸の相談につきましては、令和2年4月に公益社

団法人全日本不動産協会大阪府本部及び大阪府宅地建物取引業協会大阪支部と締結いたしました協定に基づき、取扱いを希望する不動産業者の情報を提供することによる利活用支援を実施しております。

また、リフォームなどによる利活用の相談につきましても、大阪府が事務局を担っております。空き家、住まいの相談窓口である大阪の住まい活性化フォーラムと連携した支援を実施しております。

○三好義治議長 保健福祉部長。

(谷内田保健福祉部長 登壇)

○谷内田保健福祉部長 高齢者の見守りに係る現状の取組についての御質問にお答えいたします。

本市における主な取組といたしましては、ひとり暮らし登録者等に見守り訪問を行うライフサポーター事業や、75歳到達者訪問、乳酸菌飲料のお届けを通じて安否確認を行う愛の一声訪問事業、食事づくりが困難な高齢者や障害者に食事の配達を通じて安否確認を行う配食サービス事業のほか、認知症状のある方の見守り支援として、家族に居場所を知らせるためのひとり歩き見守り支援シールを交付する家族介護支援事業などがございます。

また、社会福祉協議会におきまして、見守り活動やサロン、リハサロンなど、ひとり暮らし高齢者等が地域で孤立することなく安心して暮らしていただけるよう、地域住民が助け合うネットワークの構築に取り組んでいただいているところでございます。

これらに加えまして、令和5年度から、ひとり暮らし高齢者等を対象とする緊急通報装置設置事業において、携帯型機器を導入するとともに、要件緩和により対象者を拡大し、見守り支援の強化に取り組んでい

るところでございます。

今後におきましても、高齢化の進展を見据え、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていただけるよう、身近な場所で運動や市民活動等を行うつどい場などの確保とともに、相談業務等を通じて一人一人のニーズに応じた適切な支援につなげるほか、地域全体での見守り、社会的孤立防止の取組を強化していく必要があると考えております。

○三好義治議長 生活環境部理事。

(西川生活環境部理事 登壇)

○西川生活環境部理事 環境センター解体に向けての取組についての御質問にお答えいたします。

環境センターは、令和5年4月から茨木市とごみ処理の広域化が始まったことにより、廃棄物焼却炉を廃止いたしました。それに伴い、同年4月より土壌汚染調査を実施し、令和6年9月に調査結果がまとまりましたことから、民生常任委員協議会で報告後、11月23日に住民説明会を開催いたしました。

説明会では、環境センター敷地の約4割において、鉛、ヒ素、フッ素、ダイオキシン類の基準超過が確認されたこと、建物の構造上、未調査となった1区画は、解体時に調査を行うことを説明いたしました。

また、土壌汚染が確認された区画については、土壌汚染対策法令などにのっとり、汚染区画を舗装する対策を行った上で、公園を整備する際に約1.5メートル以上の盛土を行うことで、結果的には舗装と盛土という二重の封じ込め対策となることを説明いたしました。

説明会に参加された住民の方々からは、汚染土壌の存置や、土壌汚染による健康被害が発生した際の補償、ダイオキシン類基

準不適合土壌の処理に関するガイドラインに基づく汚染土壌の遮断対策の必要性などについて質問がございました。

本市といたしましては、土壌汚染対策法令などに示された対策を二重に行うこととなることから、汚染土壌を存置しても、人体への摂取経路を遮断することで健康リスクをゼロにできること、また、このガイドラインに基づく遮断対策の対象は、汚染土壌の処分場に対する基準であり、今回のような環境センター跡地に確認された汚染土壌に対する基準ではないことを説明いたしました。

さらに、汚染土壌を存置した公園整備についても、本市が予定しております舗装と盛土による対策と同様の対策が取られている他自治体の事例として、東京都北区の東豊島公園等も紹介し、対策後のモニタリング調査においても汚染は確認されていないことを紹介いたしました。

なお、今後整備を行う公園につきましては、封じ込めによる土壌汚染対策を行っておりますが、汚染土壌が存置されていることから、今後の公園利用の安全性を確認するため、定期的な汚染物質に対するモニタリングの実施を検討していることを併せて説明しております。

○三好義治議長 水谷議員。

○水谷毅議員 これより一問一答にて質問いたします。

1 点目の都市公園について。

42か所の公園のうち、半数が設置から40年以上が経過している旨、伺いました。樹木や遊具の傷みを見かけることも増えてまいりました。

遊具については、修繕のタイミングでニーズに合ったものにリニューアルしていくようですが、例えば、インクルーシブ遊具

の場合に、本来の対象者が優先して利用ができるように、また、不適切な使用方法により傷むことがないように、しっかりアナウンスをしていただきたいと思います。

そして、単に維持管理のみならず、本市の魅力向上につながるような新しい発想で、まずはモデルとなる公園整備として推進し、こんなすばらしい公園のあるまちに移り住んでみたいと思われるような取組にさせていただくことを強く要望します。長い目で見れば、その投資効果は大きいものと確信します。

次に、ちびっこ広場の維持管理について、市の考えをお伺いします。

○三好義治議長 建設部長。

○永田建設部長 現在、市内には97か所のちびっこ広場があり、このうち78か所につきましては、自治会など54団体に維持管理として除草や清掃などを行っていただいております。しかしながら、高齢化により負担が大きいとの理由により、管理を行っていただける団体数は減少傾向であり、今後も減少していくものと考えております。

自治会等の団体に支えていただいていたこのような管理手法を継続していくことは、今後ますます困難となってまいりますことから、新たな維持管理手法につきましては、他市の事例などを参考にしながら研究してまいりたいと考えております。

○三好義治議長 水谷議員。

○水谷毅議員 ちびっこ広場の維持管理についてです。

この夏は、特に暑い期間が長く、あっという間に広場の雑草も繁茂していました。自治会の高齢化も進んでいます。現実には、このままでは自治会の負担増となり、会員数の減少につながりかねません。新た

な維持管理手法を研究いただけるようですが、例えば、公園ボランティアを募るなどの取組も推進していったらいいかでしょう。

少し趣旨は異なりますが、現状、美化ボランティアは約1,800名の登録があります。また、可能であれば、中学生等の力を借り、キャリア教育の一環として取り組むなど、新しい発想で進めていかなければならないことを要望いたします。

続いて、2点目の鶴野橋歩道橋の件です。

技術基準からいくと12%以下を満たしているとのことですが、現実には勾配の距離も長く、歩道幅も狭いことから、行き違いや追い越すときには接触の危険があります。確かに南側の水路天端付近には幾つかのインフラ施設が存在しています。北側と同じようにいかないかもしれませんが、そうであれば、新たな合流部を橋の中央部付近に設け、斜めに補助の橋を天端までトライアングルの状態に増設することで、インフラ施設の回避と高低差の緩和も実現できるのではないかと考えます。歩道の拡幅も含め、鶴野橋は南北を結ぶ歩車道の動脈ですので、改めて大阪府に強く要望していただきたいと思っております。

次に、3点目、公共交通の件です。

働き方の改革や流通形態の変化などにより、バス事業者の運転手不足が大きな影響を受け、協議会の場などで何とか既存のバス路線を維持していくことに市としても大変に御尽力をいただいている点、よく分かりました。

これまでは、鉄軌道とのジョイントが主たる目的としてきましたが、高齢化率が3割に近づく昨今においては、既存のバス停へも移動できなくなる方が増える一方であ

ると感じております。誰もが気軽に移動できる将来像の実現に向けて取組を進めていく中で、ニーズの変化について、どのように把握し対応していかれるのか、お尋ねをいたします。

○三好義治議長 建設部長。

○永田建設部長 目指す将来像の実現に向けて、公共交通を改善する移動手段を確保していくためには、社会情勢の変化や技術革新により多様化する利用者ニーズの変化を捉えながら取組を進めていくことが重要であると考えております。そのため、本協議会では、公共交通の利用者の代表として、2名の市民委員の方々に利用者目線での意見やニーズを発信する役割を担っていただいております。

また、令和6年度末に策定予定の摂津市地域公共交通計画では、公共交通の改善に向けた近い将来である5年先の目標を設定し、次期計画への更新に合わせて5年ごとに見直していくことを想定しております。さらに、計画更新時においては、目標の達成状況を踏まえ、施策とニーズが乖離している可能性がある場合は、アンケートなどの手段を用いてその変化を特定する必要があると考えております。

今後、本協議会において、取組の進捗確認や評価、施策の見直しなどにより、ニーズの変化にもしっかりと対応してまいりたいと考えております。

○三好義治議長 水谷議員。

○水谷毅議員 ニーズの把握を協議会の委員を通じて行う点、また、アンケートなどの手法を用いる点、確認いたしました。

過去の本会議でも種々の提案があり、ライドシェアやデマンド交通などの話もありました。これまでの他市事例を見ると、始めたものの、諸事情で継続ができず、方向

転換した経過もありました。

本市では、限られた市域、既存のバスやタクシーの運行を維持しながら移動支援するには、今のセッピー号をうまく活用することだと思えます。開設当初は、市役所などの主要公共施設の移動支援ということで設置をされていますが、最近の市民ニーズとしては、たとえ有償になっても買物や病院などへの移動に便利に活用したいとおられる点です。バスも2台ありますので、路線のバス停と距離のある地域から、ハブとなる路線バス停や鉄軌道駅、また商業地を結ぶ路線に組替えを行い、利便性向上とともに交通事業者の利用者増につながる編成にと強く要望いたします。

次に、4点目の高齢者の見守り活動について。

最近では携帯型の緊急通報装置の拡充など、確認ができました。平成12年に約1,600世帯であったひとり暮らし世帯は、現在では7,000世帯を超える状態になっています。民生委員やライフサポーターが巡回してくださっていますが、やがてその活動にも限界が生じてきます。

ヤマト運輸などが通信機能を有したLED電球を使用して見守りサービスを提供していますが、本市としても、ICT技術を活用した効果的な見守りシステム等の導入を検討すべきと考えます。市の考えをお尋ねいたします。

○三好義治議長 保健福祉部長。

○谷内田保健福祉部長 ICTを活用した見守りシステムにつきましては、令和3年度に高齢介護課においてAIスピーカーの試験的な使用を通じた検討を行ったものの、高齢者の発語に対する音声認識や緊急時の駆けつけ体制などに課題があると判断し、導入を見送った経緯がございます。

このような状況にございますが、昨今におきましては、電気ポットや電子ジャーなどの家電製品を使った先進的な見守りシステム等について各種開発がなされており、その有効性等についての検討を進めるに当たり、ICT技術の進展に注視してまいりたいと考えております。

高齢者が安心して在宅での生活を営むことができるよう、安否確認などニーズに応じた体制整備につなげるため、先進自治体の状況等の情報を収集しつつ、優先的に推進していくべき見守り事業の在り方について研究してまいりたいと考えております。

○三好義治議長 水谷議員。

○水谷毅議員 ひとり暮らしの高齢者の方も、いろんな世代や健康状態の方がおられます。マンパワーとICTのそれぞれのいいところを活用し、効果的な見守りへとつなげていただきたいと思います。

最近、豊中市では、ヤマト運輸が運営するハローライトという見守りシステムを65歳以上のひとり暮らしの世帯に無償貸与しております。この装置は、電球に通信機器を内蔵しており、24時間操作がない場合、通知される仕組みになっています。費用負担は月額1,078円のように。本市でもぜひとも導入していただきますことを強く要望します。

次に、5点目の環境センターの解体について。

丁寧な御答弁ありがとうございました。説明会にも出席をさせていただきましたが、調査結果が、ダイオキシンなどの基準超過が確認されたという点で、特に周辺にお住まいの方は非常に心配をしておられます。定期的なモニタリングは必ず実施していただきたいと思います。

次に、今後の解体工事や公園整備のスケ

ジュールについてお伺いをいたします。

- 三好義治議長 生活環境部理事。
- 西川生活環境部理事 今後の鶴野地域の公共施設再編に係る全体スケジュールでございますが、環境センター解体工事に約2年、その後、公園の整備に約2年かけて行う予定としております。

環境センターの解体工事につきまして、現在、土壌汚染の深度調査を行っております。また、環境センター解体工事発注仕様書の作成に向けた環境センター建屋内のアスベスト及びダイオキシン類の調査も実施しております。今後は、それらの調査結果を反映させた解体工事発注仕様書の作成をする予定としております。

- 三好義治議長 水谷議員。
- 水谷毅議員 今後のスケジュールについて伺いました。

また、工事着手前からワークショップを実施とのことですが、少し先の話になってしまいます。どこまでも住民の皆さんとつくり上げていくという取組を重視していただき、小まめで定期的な進捗報告や対話をさらに粘り強く続け、これからも住民に寄り添って進めていただきますことを強く要望します。

最後に、6点目の空き家に関する件です。

不動産業者や大阪府との連携による支援を丁寧に行われている点、評価をいたしたいと思います。しかしながら、現実には、地域によって空き家が今まで以上に目につくようになってきています。そこで、空き家バンクを活用できないかと考えますが、市の考えをお聞かせください。

- 三好義治議長 建設部長。
- 永田建設部長 現在、大阪府内では、28市町村で空き家バンクが設置されております。

北摂7市では、本市及び箕面市を除く5市で空き家バンクが設置されており、現在6件の物件が登録されております。

近隣市の状況からは、空き家バンクはあまり利用されていない状況であります。全国的にも空き家バンクは、古民家や山里暮らしの物件情報など、特徴のある空き家情報が多く掲載されており、地域を限定せず広く情報提供するのに有効な制度であると考えております。

本市のような市街地では、住居、店舗を問わず、不動産の流通経路が確立されておることから、引き続き、協定締結しております団体等と連携し、空き家の利活用支援を実施してまいります。

- 三好義治議長 水谷議員。
- 水谷毅議員 空き家バンクについては、山間部のない本市には向かないかもしれませんが、相続登記の義務化が本年4月から始まり、その様子が少しずつ変化していくのではないかと考えます。現実には、隣家の空き家が傷み、どうしたらいいものかと数件の相談もいただいています。親世代が住んでいた家屋がそのままになり、子世代が他市に住んでいてメンテナンスをされていない空き家も少なくはありません。特に本市には、現存している伝統家屋も多く、もう一度真剣に空き家対策に臨んでいただくよう強く要望し、質問を終わります。

- 三好義治議長 水谷議員の質問が終わりました。

次に、福住議員。

(福住礼子議員 登壇)

- 福住礼子議員 順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

带状疱疹ワクチン接種費用の公費助成については、議会質問にも取り上げられてまいりました。

本年6月、厚生労働省専門委員会での議論が進展をし、費用対効果が期待できるとして、定期接種に加わる見通しとなり、12月6日付の報道では、令和7年4月から定期接種化する調整に入ったとあります。その内容と市としての対応についてお伺いをします。

次に、男性のHPVワクチン接種費用助成については、昨年の第4回定例会でも質問させていただきましたが、現在、女子のみ定期接種であるHPVワクチンの積極的勧奨が再開をされ、接種機会を逃した人も対象にキャッチアップ接種が行われております。先日、キャッチアップ接種の期限を延長することになりました。初めに、その経緯と接種状況についてお伺いをします。

次に、エンディングノートの活用と今後の取組についてです。

高齢化が進んでいることにより、慢性疾患を持つ人が増えるとともに、人生の最終段階にある人も増えます。自分自身の最期をどのように迎えたいか、また、納得した医療やケアを受けたいのかなどを伝える一助とされるエンディングノートについて、その目的と、市がこれまで取り組まれました実績をお伺いしたいと思います。

以上、1回目を終わります。

○三好義治議長 保健福祉部長。

(谷内田保健福祉部長 登壇)

○谷内田保健福祉部長 带状疱疹ワクチンの定期接種化の報道内容と市の対応についての御質問にお答えいたします。

国において、带状疱疹ワクチンは、予防接種法に基づき、市が実施する、いわゆる定期接種化が検討されており、議員が御指摘のとおり、一部報道機関において、国が令和7年4月から定期接種化を行う最終調整に入ったとの報道がございました。さら

に、昨日開催された国の専門家部会において、定期接種とする方針が了承されたとの報道がございました。これら報道によりますと、国は、65歳の方を対象とする定期接種とし、既に65歳を超えている方も接種できるよう、70歳から100歳までの5歳刻みの方も対象とする5年間の経過措置を置く方針が示されております。

本市といたしましては、本日開催されております自治体向けの説明会の内容を踏まえまして、定期接種化に対応するための予算の積算や対象者への周知方法などを検討し、速やかに対応できるよう準備を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、エンディングノートについての御質問にお答えいたします。

エンディングノートは、自分自身に何かあったときに備え、御家族等が様々な判断や手続を進める際に必要な情報を残すとともに、生活の備忘録として、これまでの人生を振り返っていただき、これからの人生を考えるきっかけづくりにしていただくものでございます。

本市におきましては、令和4年度の取組開始以降、エンディングノートを3,000部発行しており、公民館等の公共施設への配架や、各種イベント、講座において配布をしているところでございます。

○三好義治議長 こども家庭部長。

(大橋こども家庭部長 登壇)

○大橋こども家庭部長 HPV、すなわちヒトパピローマウイルスワクチンの接種の状況についての御質問にお答えいたします。

令和4年度からの積極的勧奨再開に伴い、現在、定期接種の対象である小学校6年生から高校1年生相当の女子及びキャッチアップ接種の対象である平成9年度から平成19年度生まれのHPVワクチン未接

種の方に対し、接種勧奨を行っております。

本市のHPVワクチンの接種率についてでございますが、令和5年度では、定期接種が10.8%、キャッチアップ接種が6.3%、令和6年度は、9月末現在、定期接種が10.5%、キャッチアップ接種が12.5%となっております。キャッチアップ接種の接種率が増加した理由は、キャッチアップ接種として3回接種するうちの1回目の接種の推奨される期限が令和6年9月末であったためと考えております。

ただし、この夏以降の需要の大幅な増加から、全国的にワクチンが不足する状態となっております。そこで、令和6年11月、国は、キャッチアップ接種の期間を1年間延長し、令和8年3月末までとする方針を出しております。具体的には、対象者に平成20年度生まれの女子を追加し、令和6年度末までに1回以上接種している者については、期間終了後も3回の接種を完了できるよう経過措置が取られるものでございます。

○三好義治議長 福住議員。

○福住礼子議員 それでは、一問一答で行わさせていただきます。

带状疱疹ワクチン接種費用の公費助成について。

定期接種化を待つ市民がたくさんおられますので、速やかに対応できるよう、準備をお願いいたします。

このたびの国の定期接種化は65歳の市民が対象になっておりますが、これまで、国に先駆けて、731自治体で独自の公費助成を導入されております。そのほとんどが50歳以上を対象に実施をされており、日本の疫学知見による带状疱疹の年齢別発症割合は、50歳以上が全体の65.

7%、50代と60代で42%を占めています。働き盛りの年代であり、市民のQOLを下げないために、定期接種の対象にならない50歳から65歳未満に対して独自の公費助成は必要だと考えますが、市の見解をお聞かせください。

○三好義治議長 保健福祉部長。

○谷内田保健福祉部長 带状疱疹ワクチン接種の公費助成制度の創設に向けては、補助額など、制度設計上の課題や財政上の課題など様々な課題がございます。さらに、带状疱疹ワクチンの定期接種化が実施された場合において、定期接種とは別に本市独自の50歳以上65歳未満の公費助成制度を導入するには、定期接種と公費助成と二つの制度の整合性を図るため、さらなる条件整理や検討を行う必要があると考えております。

現在のところ、国から具体的な定期接種化の詳細は示されておられません。本市といたしましては、まずは国が示す定期接種化の開始時期に遅滞なく対応するための準備をしっかりと進めつつ、将来的な本市独自の公費助成制度の創設についても検討を重ねてまいりたいと考えております。

○三好義治議長 福住議員。

○福住礼子議員 嶋野市長も、带状疱疹ワクチン接種については公約に掲げておられます。約1年前には大阪府内初の導入も要望されておりました。来年1月から大東市が導入することを決定し、対象は65歳以上ですが、国が定期接種化になれば、年齢の引下げを検討するとのことでもあります。

今、20歳から49歳の若者層に带状疱疹の罹患率が急増しております。それは、2014年10月に、生後12か月から36か月の子供を対象に水痘ワクチンが定期接種化となり、子供の水痘患者が減って、

周囲の大人がウイルスに暴露する機会が減少したことで、細胞性免疫が再活性化しないことが要因であり、今後も発症する可能性は高くなるだろうと言われております。帯状疱疹にかかった方の2割程度が神経痛で悩まされる点からも、現役世代であり、50歳以上65歳未満の方に対しての市独自の帯状疱疹ワクチン接種の公費助成制度を創設いただくよう、強く要望したいと思います。

次に、男性のHPVワクチン接種費用助成についてですが、女子の接種率はまだまだ低い状況であります。

次に、子宮頸がんの検診について伺います。20歳以上で2年に1回、細胞診を推奨されておりますが、本年4月から、30歳以上の受診者はHPV検査単独法という新しい方法に変更となり、この検診では5年に1回でよいとのことであります。HPV検査の導入に関する市の考えをお聞かせください。

○三好義治議長 保健福祉部長。

○谷内田保健福祉部長 子宮頸がん検診のHPV検査単独法の導入のためには、検診結果によって次回の検査時期や検査内容が異なるなどの複雑性がございます。そのため、適切な受診勧奨等が行われなければ期待される効果が得られないことから、精度管理が重要となります。現在のシステムや事務フローのままでは実施することができず、大きな仕組みの見直しが必要でございます。

また、本市における子宮頸がん検診は、市内医療機関だけでは対応が難しく、吹田市や茨木市の医療機関等に御協力いただいている状況でございます。国の指針では、HPV検査単独法と従来法を並行して実施することは認められておりません。そのた

め、吹田市や茨木市の実施状況を見極めて本市の方針を決定していく必要があります、そういった他律的な要因に鑑みながら事業を進めなければならない状況でございます。

しかしながら、市民の受診行動の負担軽減など、受診率向上の効果が期待できると考えております。本市におきましても早期に取り組んでいかなければならない課題であると考えております。

○三好義治議長 福住議員。

○福住礼子議員 子宮頸がん検診における市の受診率は17%台、職場検診等を含めても43%台で、高いとは言えません。HPV検査の精度は高いというエビデンスも明らかになっており、要検査にしなければ5年に1回の検診でよいとなれば、子宮頸がん検診の受診率も上がることが期待できると思います。吹田市、茨木市の判断に注視をしながら、しっかりと連携を取っていただき、今後の対応をよろしくお願い申し上げます。

さて、日本では、毎年1万人が新たに子宮頸がんを診断をされ、約3,000人が亡くなっております。子宮頸がんのほとんどはHPV感染が挙げられ、感染予防に有効なHPVワクチン接種が、2010年度より中学1年生から高校1年生を対象に公費助成を開始、2013年4月より小学校6年生も対象に定期接種となりました。しかしながら、接種後に生じたとされる多様な症状への懸念から、2か月後の6月には積極的勧奨が差し控えとなって、2021年11月まで継続をされました。

この8年を超える期間の弊害として、接種を見送った女子の子宮頸がん罹患と死亡が増加するという推計もあり、未接種者の合計は281万人が見込まれ、最大5,600人が亡くなる可能性があるという指摘

もでございます。

また、セクシュアルデビューの低年齢化などにより罹患数が増えている点からも、男性にもHPVワクチンの接種の費用を助成することが感染防止に有効であると考えますが、市の見解を伺います。

○三好義治議長 こども家庭部長。

○大橋こども家庭部長 HPVワクチンの男性への接種については、男性自身の疾病を予防するだけでなく、HPVが性的接触により感染することから、女性への感染防止や社会全体の感染防止につながるものと認識しております。

しかしながら、本市が独自で男性への任意接種を助成することは、多額の財政負担を伴うため、現在、国で議論が行われている定期接種化についての動向を注視するとともに、他市の状況の把握に努めてまいりたいと考えております。

○三好義治議長 福住議員。

○福住礼子議員 男性の接種費用助成を実施する自治体は、12月1日時点で53自治体であり、感染防止に有効として東京都が積極的であります。来年度から河内長野市が大阪府内初の実施を決定されたようでございます。先ほどの大東市や河内長野市は、今年、新市長になられた市であります。だからというわけではございませんが、ウェルビーイングの視点から市民の健康を守り、子育て世帯への施策として大事だと思えます。市長のお考えをお聞かせください。

○三好義治議長 市長。

○嶋野市長 HPVワクチンを男性に接種することによって有効性があることについては私も理解しております。先ほど福住議員がおっしゃっていただいたように、東京都では都として助成制度をつくっておら

れ、また、他県の自治体でも市独自でやっているところがあることについては私も理解をしているところでございます。

ただ、御承知のとおり、ワクチンの接種につきましても多額の費用負担が発生してまいりますので、もし市単独で行っていくということになりますと、相当な財政負担も覚悟する必要があるわけなんです。そうなったときに、これから市民のウェルビーイングを高めていくことを考えると、いろんな選択肢があるわけで、本当にこの選択肢が適したものであるのかということについてもしっかりと見ていく必要があるんだろうと思っております。

国で定期接種化ということについてもこれから検討されるかも分かりません。そういった全国的な動向もしっかりと踏まえていきながら、市民のウェルビーイングを高めていくような取組を私も考えていきますので、どうかまた御指導いただきますようお願いいたします。

○三好義治議長 福住議員。

○福住礼子議員 市長、御答弁ありがとうございます。

担当課におかれましては、女子のワクチン接種率と検診率アップに努めていただくことは大前提として、ジェンダーギャップの観点から、男女ともワクチン接種できる環境を整え、男女のHPV関連疾患を防ぐことが将来にとって重要だと考えます。例えば、対象年齢の調整や助成額を半額程度にするなども検討いただきながら実施することを要望したいと思います。

次に、エンディングノートの活用と今後の取組についてです。

エンディングノートの配布は大変好評であったと聞いております。ただし、実際に利用されているか把握するのは難しく、エ

エンディングという言葉から、終わりや終極と捉えられてしまって、自分の死後、家族に見てもらおうノートと考える方もおられるかもしれません。ノートに書くだけでは自分の意思が伝わらないこともあります。

認知症や脳の病気、また、重い病気が進行すると、自分の意思が伝えられなくなり、約7割の方が自分自身で決められなくなると言われております。エンディングノートを通して、本人と家族や医療者と前もって繰り返し話し合う人生会議を普及することが重要だと考えますが、市としての取組状況をお答えください。

○三好義治議長 保健福祉部長。

○谷内田保健福祉部長 エンディングノートは、自らの人生を振り返りつつ、御家族や医療・ケアチーム等と御自身の希望を共有するコミュニケーションツールであり、医療や介護に関わる多職種の方々にも御協力いただきながら普及を進めているところでございます。

このような考えから、これまで、大阪府済生会吹田病院の御協力により、人生会議をテーマとした市民公開講座のほか、医師会や訪問看護師などの医療職と介護支援専門員等の介護職が参加する多職種連携研修会も実施しているところでございます。

○三好義治議長 福住議員。

○福住礼子議員 もしものときに備えて、意思決定のできるうちに自分が望む医療やケアについて話し合う過程を、アドバンス・ケア・プランニング、頭文字を取ってACPと呼ばれ、日本語で人生会議と名づけられました。

このACPが注目された背景には、生前意思や蘇生処置拒否が盛んなアメリカにおいて、患者自身がこれらの意思決定をした状況と現実が全く異なっており、御家族や

代理人が意思決定を行えない事例が相次いだり、そのときになって御家族や代理人に拒否されるということがあったからです。ACPを行うことにより、患者自身が本当は望んでいない医療をできるだけ避けることができ、御家族も患者の思いを知ることによってサポートしやすくなり、心の負担を減らすことにつながっていきます。医療者にとっても、患者の思いを尊重した治療やケアが行いやすくなります。

本市として様々実施はされておりますが、第9期せつつ高齢者かがやきプラン策定に係る介護予防・日常生活圏域ニーズ調査には、「人生の最終段階における医療、療養について、御家族等や医療・介護関係者と話し合ったことがありますか」という問いに対して、「話し合っている」との答えは28.2%で、一人住まいではさらに少ない状況でありました。普及が進んでいるとは言えないのではないのでしょうか。

そこで、医療現場で切迫した状況なども判断しなければならぬ医師たちが、もっと気軽に死について対応できないかという思いで作成をされた「もしバナゲーム」の活用についてお聞きをしたいと思います。

もしものときという重たいテーマを話し合うことに抵抗感があっても、ゲームを通して、自身が大切にしている価値観に気づくことや、無関心層への行動変容を促すことにつながる効果があると考えます。人生会議の普及啓発のツールとして取り組み、展開することについて、市の所見をお聞かせください。

○三好義治議長 保健福祉部長。

○谷内田保健福祉部長 御自身と大切な方々がもしものための話し合いをするきっかけをつくるためのカードゲームである「もしバナゲーム」は、人生の最終段階における自

分の価値観を整理するための有用なツールの一つとして、吹田市や箕面市などで実施されていると承知いたしております。縁起でもないという理由で抵抗感がある話題であっても、ゲームにすることで取り組みやすく、御自身の思いを理解してもらいきっかけの一つになると言われており、本市においても、令和7年2月に開催する市民公開講座で、この「もしバナゲーム」を体験していただく予定といたしております。

○三好義治議長 福住議員。

○福住礼子議員 2月に実施していただけたとの御答弁ありがとうございます。ぜひ多職種連携研修会でも体験をしていただきたいと思います。

私も、あるセミナーで「もしバナゲーム」を体験いたしました。全く知らない方たちとやったわけですが、大半の方が家族や親しい人とやってみたいと感じておられました。授業で体験をした高校3年生の、家族の最期について聞いておきたい、あるいは、今の自分の時間を大切に生きたいと思うなどの感想もあります。エンディングノートや人生会議の普及については、高齢者だけを対象にするのではなく、家族との話し合いをすることを目的に、幅広い層に展開することも検討してはいかかかと思えます。

横浜市瀬谷区では、ホームページに、エンディングノート活用大作戦と銘打って、普及のために掲載もされておりました。本市でも検討をお願いしたいと思います。

人生会議は、強制をして行うことはできません。時間と余裕のあるときに、人生の最期をどのように迎えたいのか、気軽に考えるきっかけをつくって、多くの市民の方に自分自身の価値観を見つけてもらえるよう、今後の展開を期待しておりますので、

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○三好義治議長 福住議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。

(午後2時48分 休憩)

---

(午後3時19分 再開)

○三好義治議長 休憩前に引き続き再開します。

村上議員。

(村上英明議員 登壇)

○村上英明議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、1、公民館のトイレ洋式化についてです。

公共施設のトイレ洋式化についてとして、昨年の第3回定例会で質問させていただきました。

公民館は、クラブ登録をされている方々の練習や、公民館まつり、親子で触れ合い、健康に資する講座など、多彩な催しをされて、身近な公共施設として地域の方にも使用されています。

鳥飼東公民館の洋式トイレの現状を言うと、1階はバリアフリーの男女共用の1基のみ、2階は女性専用で1基のみであります。洋式を使用される女性は、1階のバリアフリーの男女共用が利用されている場合は2階に行くことになります。一昨年の鳥飼東公民館まつりの開催中において、1階の和式トイレで女性が立ち上がれなくなり、女性職員の手助けがあつて救助されたとの事象がありました。手すりはありますが、立ち上がることができなかったようです。

公民館利用者の中でも、膝や腰に支障がある方もおられますし、人工股関節を入れ

ておられる方が和式座りをすると、しゃがむ姿勢となり、脱臼しやすいという特性があります。以前から、新鳥飼公民館の利用者からも、先ほどの身体特性の方から洋式化を進めてほしいとの話も聞いています。

今回、鳥飼東公民館まつりでの有事のことや、地域のためでもありますし、洋式化は清潔感も向上します。今年度は市立図書館のトイレ洋式化に取り組んでおられますけれども、公民館へのトイレの洋式化も進めるべきであると思っていますので、考え方について御答弁をお願いいたします。

次に、2、鳥飼東小学校と鳥飼小学校の統合に関する備品等についてです。

鳥飼東小学校は、42年の歴史をもって、令和8年3月末で廃校となり、同年4月1日から現鳥飼小学校の児童とともに学ぶことになり、区域は第五中学校区と同じとなります。統合に伴って、現鳥飼小学校の校舎においては、児童や教職員の増加により、職員室、教室などの配置と同様に、備品についても検討が必要と感じております。

1回目の質問として、職員室、教室などの配置、備品に関する検討状況について、御答弁をお願いいたします。

次に、3、道路街路樹の管理についてです。

摂津市が管理している認定道路延長は約200キロメートルとのことであつたと思います。その中で、高木と低木が列植されている路線は少ないと思っています。

植樹帯の植栽は、道路構造令第11条の4で、必要に応じ植樹帯を設けるとされており、景観の形成や大気浄化、日陰効果、雨天の水跳ね防止などに寄与する役割を果たしているとも認識をしております。

新在家鳥飼上線を一例として出します

が、脇道から新在家鳥飼上線に出る際に、高木や低木の枝葉が面的な壁に見えて、見通しを遮ってしまう状況にもなっております。道路管理者として、道路街路樹の維持管理の内容について御答弁をお願いいたします。

以上で1回目の質問とします。

○三好義治議長 教育総務部長。

(安田教育総務部長 登壇)

○安田教育総務部長 公民館のトイレ洋式化についての御質問にお答えいたします。

洋式トイレは、膝や腰に支障がある方など身体的な負担軽減のほか、衛生面、節水効果なども期待できることから、トイレの洋式化が進んでいることは認識しております。

摂津市民図書館におきましては、トイレ配管等の老朽化に合わせ、洋式化も含めたりリニューアルに向け、現在、実施設計を進めているところでございますが、洋式トイレの設置に当たっては、スペースの問題からトイレの個数を減少させる必要も生じております。

公民館につきましては、各公民館に洋式トイレは設置しているものの、和式の割合が高いことから洋式化への移行も考えているところではございます。しかしながら、クラブや講座など団体利用も多く、一定数のトイレ確保も必要であり、利用者の状況や今回の図書館のリニューアルも参考に検討を進めてまいります。

続きまして、鳥飼東小学校と鳥飼小学校の統合における、職員室、教室などの配置や備品に関する検討状況についての御質問にお答えいたします。

鳥飼東小学校と鳥飼小学校の統合における教室などの配置につきましては、鳥飼小学校・鳥飼東小学校統合協議会において、

教職員数や児童数の増加による改修、既存教室の配置変更による教室の確保や、来年度の夏休みと冬休みを利用した備品の移動について検討をいたしております。必要となる備品につきましては、鳥飼東小学校の備品を可能な限り再利用するとの方針の下、検討いたしておりますが、必要に応じた備品購入につきましても検討したいと考えております。

○三好義治議長 建設部長。

(永田建設部長 登壇)

○永田建設部長 道路街路樹の維持管理における現状についての御質問にお答えいたします。

本市では、市道千里丘三島線、新在家鳥飼上線などの幹線道路や駅前広場など、多くの通行者に利用される道路を中心に、市内全域で植樹ますなどに単独で植栽しております街路樹約1,600本の高木と、植樹帯に連続して植栽しております約5,200平方メートルの低木を設置しており、夏季及び冬季の年2回、剪定を実施しております。

道路の街路樹や植樹帯は、車両運転者の視線誘導や、歩行者と車両の通行分離など、良好な道路交通機能の確保、まちの景観向上や日陰の形成による快適な空間の提供など、良好な生活環境の確保を図ることができます。

植樹帯を設置する際の基準は、平成25年4月に摂津市道路の構造の技術的基準を定める条例施行規則が施行され、本基準では、交差点及びその両端から3メートル以内の植樹帯の樹木の高さが道路面から0.6メートルを超えないこととされており、この基準により植樹帯の設置及び維持管理を行い、老朽化や沿道土地利用により樹木が撤去された場合も、この基準に従い対応

しております。

これからも、通行者の安全を意識し、車両や歩行者の通行の支障となる枝葉を中心に剪定を行うなど、街路樹及び植樹帯の適正な維持管理を行ってまいります。

○三好義治議長 村上議員。

○村上英明議員 それでは、2回目からは一問一答にてお願いをいたします。

初めに、公民館のトイレ洋式化についてです。

公民館内で一定数の確保も理解をいたしますが、私の現場確認不足かもしれませんが、私の現場確認不足かもしれませんが、和式から洋式に変える際に、個数が減少となったとは認識をしておりません。地域の利用者を公民館から遠ざける要因とはせずに、いつでも不安なく利用していただけるようにすべきと私は思っております。

昨年の第3回定例会における総務部長答弁として、公民館については、施設規模に応じた個室トイレの数を確保しつつ、トイレの洋式化を進めてまいりたいと考えておりますとされておりました。市民の皆様からの税金ということでは大切に使用する必要がありますが、トイレ改修の実施を政策的にどう判断されているのでしょうか、御答弁をお願いいたします。

○三好義治議長 総務部長。

○石原総務部長 施設の改修、維持補修の予算化についてでございますけれども、大規模な施設全体に関わる改修などにつきましては、各課からの予算要求の中で、施設の老朽化の度合いや緊急性を鑑み、市全体での優先順位をつけ、金額の精査を行った上で査定をして予算計上することとしております。また、小規模な施設の設備部分の補修につきましても、担当課が緊急性や使用の耐久性などを十分に見極めた上で、優先順

位を判断し、経常経費予算の範囲内で最小限の修繕を行っていく必要があると考えております。

しかしながら、現在の財政状況において、10月に作成した中期財政見通しから、物価高騰、賃金上昇に伴う労務単価の上昇により、中期財政見通し作成時より非常に厳しい財政状況になっており、施設の改修、維持補修につきましても、必要最小限の範囲で優先順位をつけて順に行っていくかなければならないと考えております。

○三好義治議長 村上議員。

○村上英明議員 本市の財政状況として、先ほど言われましたけれども、本年10月にも中期財政見通しが示されました。この中身を見ると、4年後の令和10年度で基金がなくなり、10年後には約65億円の赤字といった非常に厳しい財政状況を見通されております。昨年、総務部長がトイレの洋式化を進めてまいりたいと考えておりますと答弁されたが、今回はトーンダウンして、洋式化は摂津市の財政状況からすれば進めるとは考えておりませんとの内容であったと私は認識をしております。約1年たった中で進めるから進めないに変わったと思っております。職員が救助しなければならない状況が発生していたことや、新鳥飼公民館、鳥飼東公民館などの公民館を利用されている方からの意見として、今回も質問させていただきました。

公民館は、災害時において応急生活をすることを目的とした施設として避難所指定されています。実際に発災した現場においては、洋式トイレがなければ、和式トイレでボランティアに抱えてもらって用を足すこともあるそうです。それを考慮して、水を飲むのも控え、体調を崩される方も報道されています。また、避難者へのアンケー

トでも、避難生活で困ったことの1位がトイレであったとあります。

本市においては、開発や阪急京都線連続立体交差事業、施設の建て替えなど、多額のお金が必要とされている事業がある中で、トイレ改修といたら、1基、約20万円から30万円かと思えますけれども、この優先度は非常に低い位置にあることを認識したと申し上げて、この質問は終わっていきたいと思います。

次に、2番目の鳥飼東小学校と鳥飼小学校の統合に関する備品などについてです。

教室の配置については、統合に伴って教育環境が大きく変わると思っております。児童の中で、校舎内設備もそうですが、新しい集団への適応に対して精神的疲労を感じる子が出て、教育面における弊害が起こることがないように、クラス編成においても、教室の配置にも配慮していただきたいと思っておりますし、何よりも健康で楽しく過ごせる環境となるようお願いをいたします。

備品についてですが、先ほどの答弁で、鳥飼東小学校の備品は可能な限り再利用する方針とのことでした。現在使用している机や椅子、運動用具、調理器具など、様々な備品があります。統合した学校での再利用や廃棄する備品があると思いますが、考え方について御答弁をお願いいたします。

○三好義治議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 小学校の備品につきましては、教職員や児童用の机や椅子などの一般備品をはじめ、教科、保健、給食、支援教育、防犯・安全等に係る備品まで非常に多種多様であり、高額な備品も含まれております。

備品の再利用の考え方といたしましては、机や椅子など統合後すぐに使う備品、

破損や故障などに備えてストックしておく備品、やむを得ず廃棄する備品等に分類するなどし、可能な限り再利用に努めてまいりたいと考えております。

○三好義治議長 村上議員。

○村上英明議員 鳥飼東小学校の統合に関する備品につきましては、地域といたしましても、地区市民体育祭や防災訓練、祭りなどの地域行事として学校備品を借用させていただいております。統合後の学校で使用予定がない備品については廃棄もあり得ると思います。できるだけ再利用するという観点から、統合校以外の学校や地域団体も含めて再利用するというところもあるかと思いますが、考え方について御答弁をお願いいたします。

○三好義治議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 備品の廃棄につきましては、それぞれにおいて適正な処理が求められ、高額な経費が必要となると想定されております。

再利用につきましては、当該校以外の小・中学校も含めた可能な限りのストックによる活用や、市役所庁内での活用など、幅広く検討してまいりたいと考えております。

○三好義治議長 村上議員。

○村上英明議員 鳥飼東小学校区域での地域行事として、様々な備品などを借用させていただいております。その中でも、やはりテント、くい、ワイヤレスマイク、スピーカーセット、拡声器、運動用具、調理器具など、様々な器具がありますが、地域団体で再利用させていただくことについても検討していただきたいと、この件はお願いし、要望とさせていただきます。

次に、3番目の道路街路樹の管理についてであります。

特に枝葉が繁茂しているときには、なおさら斜めから見ると、高木や低木の枝葉が面的な壁となって見通しを遮ってしまう状況にもなり、自転車や車両の接触といった安全面の低下や、不安が高まる状況にもなっている場所もありますし、地域の方からの解消要望でもありますので、通行者目線の管理をお願いしたいと思います。

今回の質問として、高木や低木の植樹帯から横線に伸びる雑草によって、道路の端を走る原付バイクや自転車が雑草を避けるときに、後方からの車両などと接触しそうになったというお話も聴きます。また、歩道部でも、歩道幅がほとんどない状況になっている場所もあります。近年は、夏場の猛烈な日差しと雨によって雑草が生い茂る速度は速くなっています。

そのような状況下において、トイレ洋式化での御答弁でもありましたが、非常に厳しい財政状況でもありますし、人員も厳しい中で除草や剪定を行っていただいておりますけれども、改めて雑草の維持管理の考え方について御答弁をお願いいたします。

○三好義治議長 建設部長。

○永田建設部長 植樹帯の維持管理につきましては、造園業者による業務委託を行っており、夏季、冬季の年2回、通行に際し不快となるような枝葉を中心に剪定を行っており、その際に、植樹帯から繁茂する雑草についても同時に除草し、適正な維持管理に努めているところでございます。

しかしながら、昨今続く酷暑の影響により、雑草が繁茂するスピードが速く、委託業者による除草の頻度では追いついていない状況でございます。そのため、職員による日常の道路パトロールなどで現状を常に確認し、異常があれば、市直営の土木維持作業にて植樹帯の雑草を速やかに除草して

おりますが、4班ある作業班を全て稼働しても追いつかない状況が市内各所で見受けられる状況でございます。

引き続き、通行者の安全面に配慮した植樹帯の適正な維持管理を行ってまいりますとともに、今後も、市民の皆様からの除草要望につきましては、迅速に対応できるように努めてまいります。

○三好義治議長 村上議員。

○村上英明議員 昨今の猛暑等々によって繁茂した雑草によりまして、見通しの悪い道路が事故の要因にもなったり、雑草の間にごみの投棄があったり、環境問題も含めて問題は大きくなっていると思います。

摂津市道路の構造の技術的基準を定める条例施行規則の第4条に、「次に掲げる道路の部分に設ける植樹帯の植栽は、歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため、特に必要な場合においては、当該植栽によって生立させられた樹木の高さが当該道路の部分に対して0.6メートルを超えないように行うものとする」ということで、先ほど御答弁もありました。

この条例の中に4項目ありますが、「(1)の交差点」、「(2)交差点の側端から3メートル以内の歩道等の部分」、「(3)横断歩道の前後の側端から5メートル以内の歩道等の部分」、そして、次の項目も重要であります、「(4)車両乗り入れ部に接続する歩道等の部分から前後に3メートル以内の部分」と定められております。

植樹の必要性に疑念を抱く場所もありますので、高木、低木の間引きや撤去等、除草も含めての適正な管理をしていただき、安全面に配慮した管理という観点から、視認性が高まるようお願いし、私の一般質問を終わっていききたいと思います。

○三好義治議長 村上議員の質問が終わりました。

次に、安藤議員。

(安藤薫議員 登壇)

○安藤薫議員 それでは、一般質問を行います。

最初に、スフィア基準にのっとった避難所運営についてお聞きいたします。

災害時の避難所で、被災者が過密状態で雑魚寝を余儀なくされたり、トイレ利用に支障を来したりするなど、過去の災害の課題が今年1月に発生した能登半島地震の被災地でも繰り返されています。

スフィア基準は、被災者の人権を守る国際基準であり、政府が自治体向けに作成した避難所運営ガイドラインにも参考にすべき基準として示されています。最初に、スフィア基準の基本理念と国の対応状況についてお聞かせください。

2番目に、災害廃棄物処理計画についてです。

12月8日に鳥飼西小学校区自主防災訓練を見学させていただきました。そこで、環境業務課の方が、災害廃棄物処理について大変分かりやすく説明をされていました。2023年度に策定された災害廃棄物処理計画について、その目的、意義について、最初にお答えください。

3番目に、公共施設跡地の活用についてです。

公共施設の廃止によって行政目的を失った跡地について、売却や貸与などで財政運営に活用することを否定するものではありません。しかし、普通財産であっても、その活用方法に市民の理解は欠かせないものだと思います。

とりわけ、学校統合によって跡地となった旧三宅小学校と旧味舌小学校跡地の有効

活用については、長年、地域住民から強い要望が出され、前市長は売却方針を凍結、今年6月の第2回定例会で、この二つの跡地は、防災空地として売却を凍結したほかの土地とは違い、簡単には売れないと答弁されました。この答弁についての認識を総務部長にお聞きしておきたいと思えます。

4番目に、鳥飼・鳥飼東小学校の統合についてです。

今し方、村上議員も質問され、また、第3回定例会でも多くの議員がこの統合問題について触れられています。2026年度の統合まであと1年余りとなりました。先日開かれた総合教育会議に報告された鳥飼・鳥飼東小学校統合協議会の検討状況について御説明ください。

1回目は以上です。

○三好義治議長 総務部副理事。

(辻総務部副理事 登壇)

○辻総務部副理事 スフィア基準の基本理念についての御質問にお答えいたします。

災害や紛争の被災者に対する人道支援活動のため制定された人道憲章と人道対応に関する国際的な最低基準の通称をスフィア基準といい、被災者の尊厳を守るための理念の基準が示されております。

その中には二つの基本理念が示されており、一つは、「災害や紛争の影響を受けた人びとには、尊厳ある生活を営む権利があり、従って、支援を受ける権利がある」、もう一つは、「災害や紛争による苦痛を軽減するために、実行可能なあらゆる手段が尽くされなくてはならない」であります。

また、国におきましては、首相が11月の臨時国会の所信表明演説で、発災後早急に、全ての避難所で満たすことができるよう、事前防災を進めると表明され、政府は、スフィア基準を参考に、避難所運営に

関する自治体向け指針を改定しました。

○三好義治議長 生活環境部理事。

(西川生活環境部理事 登壇)

○西川生活環境部理事 摂津市災害廃棄物処理計画の目的、意義についての御質問にお答えいたします。

近年、自然災害が多発・激甚化しており、全国各地で大規模地震や集中豪雨により、膨大な災害廃棄物が発生している状況でございます。本市におきましても、平成30年度には、大阪北部地震及び台風21号で大量の災害廃棄物が発生し、その処理に苦慮したところでございます。

このような災害廃棄物は、様々な廃棄物が混合した処理しづらいものが一時大量に発生し、放置すると、交通の妨げによる一般廃棄物の収集に影響が出る可能性があるほか、感染症発生等の2次被害をもたらす可能性もございます。

そのため、これらの問題に対し、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止し、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための基本的事項について定めることを目的として、摂津市災害廃棄物処理計画を令和5年8月に策定したものでございます。

○三好義治議長 総務部長。

(石原総務部長 登壇)

○石原総務部長 旧三宅小学校跡地、旧味舌小学校跡地についての御質問にお答えいたします。

旧三宅小学校跡地、旧味舌小学校跡地につきましては、それぞれの地域の実情に合わせて、旧校舎などをそのまま活用し、また、必要に応じて、体育館や民営化した認定こども園の建て替え用地として再整備を行ってまいりました。一方、空地として残っている部分につきましては、それまでの

売却方針を凍結し、防災空地として位置づけているところがございます。

その間、我が国の社会情勢は変化し、本市の財政状況につきましても、近年の建設費の増加などに伴い大きく変化しております。これまでのそれぞれの跡地の経過を踏まえつつ、現在の防災空地としての位置づけ、本市の財政状況、これらを勘案し、今後の利活用を検討していく必要があると考えております。

○三好義治議長 教育総務部長。

(安田教育総務部長 登壇)

○安田教育総務部長 鳥飼・鳥飼東小学校統合協議会の検討状況についての御質問にお答えいたします。

鳥飼小学校と鳥飼東小学校の円滑な統合に向け設置いたしました統合協議会における検討状況につきましては、協議会の円滑な運営を図るため、学校名、校章、校歌、通学路、安全対策、通学バス等に関して検討を行う「総務・通学部会」、学校経営、指導計画、学校間連携・交流、学校行事、児童用具、学校保健等に関して検討を行う「教育部会」、PTA等学校関係組織、学童保育、地域連携に関して検討を行う「PTA・学童保育・地域部会」を設置し、計20回の専門部会を開催いたしました。また、各部会の諸課題について、計4回の協議会において検討・議論を重ねてまいりました。

なお、協議会の検討状況につきましては、鳥飼・鳥飼東小学校統合通信にて、学校区内の就学児、未就学児の保護者を対象に、配布等の情報発信を行うとともに、QRコードを掲載し、保護者の方からの意見募集を行っております。

○三好義治議長 安藤議員。

○安藤薫議員 ありがとうございます。

2回目以降、一問一答で質問してまいります。

スフィア基準にのっとった避難所運営について。

御説明いただいたように、スフィア基準の正式名称は、「人道憲章と人道支援における最低基準」と言われています。避難所生活を送ることになった被災者が、被災者としての権利が保障され、そのために実行可能なあらゆる手段を取るということです。

この基本理念を達成するために、多岐にわたる基本指標が掲げられていると思います。主な基本指標に対し、摂津市の避難所の対応状況、そして今後の課題認識についてお答えください。

○三好義治議長 総務部副理事。

○辻総務部副理事 スフィア基準の基本指標といたしましては、様々なものがありますが、避難所運営に係る主なものとしたしましては、トイレの数は男性1基に対して女性3基、水の備蓄は、飲料水と生活用水を合わせて1人1日最低15リットル、1人当たりの居住スペース3.5平方メートル、その他、プライバシーの確保などがあり、それらはおおむね満たすことができるものと考えております。

なお、今後の課題といたしましては、いかにその理念を避難所の運営者及び避難者として共通認識として持てるかだと考えております。避難所の運営において、非常時のことから、避難生活の中で劣悪な環境を強いられたり、人権がじゅうりんされたりするような事象を招いてしまうことは一定仕方がないんだといった認識に立つことなく、避難者の尊厳は守らなければならないといったスフィア基準の理念の定着を目指してまいります。

○三好義治議長 安藤議員。

○安藤薫議員 ありがとうございます。主な基本指標については、おおむね満たしているということでもあります。

ただ、スフィア基準というのは理念であって、この数値基準を達成することはもちろん大事なことでありますが、同時に、理念に基づいた避難生活がきちんと保障されているかどうか、また、支援活動が行われているかが重要だと思います。御説明いただいたような観点で、この理念、人権が守られる最大限の努力を払うということが、避難所運営者や、それからボランティアなど支援者、そして被災者、地域社会全体の共通認識にしていくため、摂津市としてどのような取組をされていこうとしておられるのか、お聞かせください。

○三好義治議長 総務部副理事。

○辻総務部副理事 現在、本市では、避難所ごとに避難所運営マニュアルを作成しており、令和5年度に三宅地区で作成し、本年度は味舌東地区で現在作成中であります。

それらマニュアル作成におきましては、避難所において人としての尊厳が守られるよう、自主防災組織をはじめとする地域の方々とワークショップを通じて様々な議論をしていただいているところであります。また、避難所運営マニュアルを作成した地域は、その翌年度から避難所運営マニュアルの内容に基づいた自主防災訓練を行っていただくこととしております。

マニュアル作成から訓練の機会を捉えて、人としての尊厳が守られる避難所の姿について周知を図り、理解を深めていただきたいと思いますと考えているところでございます。

○三好義治議長 安藤議員。

○安藤薫議員 避難所運営マニュアルの作成、それから、そのマニュアルに基づいた

訓練が三宅地域で行われ、さらに全市的にも広げていくということであり、住民と一緒にやってつくり上げていく、訓練をやっていく中で、スフィア基準がしっかり根づいたものにしていただくようお願いしておきたいと思います。

もう一つお聞きしておきたいのは、災害発生時には、避難所を利用しないで自宅で避難生活される方も想定されます。こうした在宅避難者にもスフィア基準に基づく支援が必要だと考えます。避難所の在宅避難者への支援についてはどのような役割があるのか、お聞かせください。

○三好義治議長 総務部副理事。

○辻総務部副理事 災害が発生したときには、避難所での避難者だけではなく、在宅避難者が発生することが予想されます。市が備蓄しております各種の物資は、避難所における避難者だけではなく、在宅避難者も想定した数量となっており、避難所で支給させていただくこととなっております。したがって、災害が発生したときには、避難所から当該地域にお住まいの住民に必要な情報を提供していくことが重要になってくると考えております。

具体的に申し上げますと、物資の提供に関する情報や安否確認に関する情報、災害ごみの出し方に関する情報、各種インフラの復旧状況、各種の公的支援制度に関する案内などの情報でございます。

なお、避難所からの情報提供のほかに、防災行政無線、広報紙、市ホームページ、SNS等を活用して情報提供を行ってまいります。

○三好義治議長 安藤議員。

○安藤薫議員 ありがとうございます。

最後、要望しておきますが、やはり災害時、災害被災地の避難所というところで

は、目に見えてははっきりと分かる課題だけでなく、権利が侵されていたとしても声上げられないでいる人がいるということも着目した検討が必要だと思っています。

避難所で妊婦の方、高齢者や障害をお持ちの方、環境の変化に対応しづらい方、また、家族同然のペットを飼っていらっしゃる方などなど、避難所生活を自ら避けてしまうような方も少なからずいるという課題も想定した避難所運営マニュアルの作成、それから訓練を実施して、地域の皆さんと共通認識を持って、災害時にも人権が保障される、尊厳が大事にされる対応を取れるような準備を心がけていただきたいと要望しておきます。

次に、災害廃棄物処理計画についてお伺いいたします。

平成30年、2018年度の地震や台風被害の際の御苦勞を御説明いただいております。当時と比べますと、環境センターが廃止をされるなど、廃棄物処理の条件が変わってきております。摂津市域においても、最も大きな災害想定となる上町断層帯地震の際の災害廃棄物の想定量や処理方法についてお聞きします。

- 三好義治議長 生活環境部理事。
- 西川生活環境部理事 今後発生し得る上町断層帯地震が発生した際の災害廃棄物の対応についてでございますが、大阪府の推計によりますと、本市の災害廃棄物発生量は63万6,000トンとされております。平成30年度の大阪北部地震の際には、大阪府全体で1万3,100トンの災害廃棄物が発生したと推計されていることから、比較にならない量の災害廃棄物が発生する見込みとなっております。

また、上町断層帯地震の発生時には、現在本市のごみを処理している茨木市環境衛

生センターも何らかの被害を受けている可能性があることから、さらに広域の連携が必要となってくるものと考えられます。そのため、北摂地域においては、平成27年に、北摂地域における災害等廃棄物の処理に係る相互支援協定を、北摂7市3町、豊中市伊丹市クリーンランド、猪名川上流広域ごみ処理施設組合と締結しており、災害等が発生した際の廃棄物処理を円滑に行うための相互支援を行う体制を構築しております。

また、北摂地域だけで対応できないような災害の場合には、広域自治体と締結している相互支援協定を活用することで対応することになると考えております。

- 三好義治議長 安藤議員。
- 安藤薫議員 ありがとうございます。

もう1点お聞きしておきたいのは、平成30年度と比べて一般ごみの収集体制が大きく変わってきているんじゃないかと思うんです。ごみ収集の民間委託が拡大して、収集業務に携わる市職員の数も減っているんじゃないでしょうか。また、災害時には、ごみ収集をされる職員の方も被災者となっている可能性があります。大きな混乱の中で、災害廃棄物の収集処理業務について、市の体制の準備状況は大丈夫なのか心配されますが、いかがでしょうか。

- 三好義治議長 生活環境部理事。
- 西川生活環境部理事 平成30年度におけるごみ収集担当職員数は、常勤職員20名、再任用短時間勤務職員7名、可燃ごみの収集委託率は66%でございました。それに対し、令和6年度でございますが、常勤職員20名、暫定再任用短時間勤務職員4名、普通ごみ収集委託率は71%でございます。収集担当職員につきましては減少傾向にあり、委託率は増加となっております。

す。

なお、災害時におけるごみ収集につきましては、市内の状況を熟知している直営の収集担当職員が中心となり、災害廃棄物の収集に当たるとともに、本市では、廃棄物収集運搬許可業者8者と災害時等における応急対策業務に関する協定を締結しており、災害廃棄物の収集運搬について、必要に応じて応援要請ができることとなっておりますことから、許可業者の協力を得ながら対応してまいりたいと考えております。

○三好義治議長 安藤議員。

○安藤薫議員 ぜひしっかりとした準備をしていただきたいと思っております。

次に聞きたいのは、被災した住民の皆さんがどうやって廃棄物を処分したらよいか、復旧・復興のために何が大切かなど、平時より地域全体の共通認識としていくことが大変重要だと思います。地域の災害ごみの分別であったり集積場所、また備えなどの知識をしっかりと周知していく必要があると思いますが、どのようにお考えか、お聞かせください。

○三好義治議長 生活環境部理事。

○西川生活環境部理事 災害廃棄物の集積場所や分別の周知についてでございますが、摂津市災害廃棄物処理計画を令和5年度に策定した後、まず、本市ごみ減量推進員の方々と懇談を行い、その中で、災害廃棄物の分別や集積所等についての説明を行いました。

災害廃棄物の仮置場につきましては、本市が設置するものであり、現状、リサイクルプラザを指定しておりますが、災害時住民用集積所については、地域の方々を中心に、利用する方々で設置場所を決めていただくこととしております。そのため、住宅密集地など、場所の選定に苦慮している地

域もあり、課題となっておりますことから、そのような地域については、地域の方々と一緒に協議し、検討してまいりたいと考えております。

また、災害廃棄物につきましては、適正に分別して排出・集積することで、他地域のごみ処理施設への搬入もスムーズに行えると考えております。地域で行われております自主防災訓練にて災害廃棄物の出し方についての周知はこれまでも行っており、今後も引き続き周知啓発が必要と考えております。

○三好義治議長 安藤議員。

○安藤薫議員 ありがとうございます。

最後、要望として意見を申し上げておきます。

これまで、過去のごみ減量の取組で、環境業務課の職員の皆さんの役割が非常に大きかったことを覚えているんです。地域に入って、地域の皆さんにごみの分別について丁寧に説明をする。いろんなことを言われながらも、粘り強くお話をしたことで、ごみ減量を継続して実現できたことを覚えています。議会でも多くの議員から、市直営の職員の役割は非常に大事だったことが評価されていたと思います。まさにこの災害ごみの収集や処理においても、こういった非常時において、市直営のごみ収集体制というのは非常に重要だと改めて感じています。

今、ごみ収集処理の職員数はそれほど減ってはいない状況のようであります。しかし、民間委託が進む中で職員数がどんどん減っていくことも十分想定されます。民間委託の業務について、民間委託の拡大を抑制して、市直営でごみの処理がきちんとできる体制を強化することを求めておきたいと思っております。地域への周知活動について

も、ごみ減量の取組と同じように、粘り強く説明をし、訓練も行うなどして、いざというときに備え、ぜひ準備をしていただきたいと思います。

次に、公共施設跡地の活用についての質問に移ります。

端的に質問します。財政状況は、もちろん変わってきておりますが、今年の6月からはそんなに変わっていないと思うんです。防災空地という目的を持って売却を凍結してきた経緯、それから、前市長の答弁内容について、嶋野市長の下になった現段階で、その立ち位置、考え方について、変わらないということが言えるのかどうか確認しておきたいと思います。

○三好義治議長 総務部長。

○石原総務部長 両小学校跡地につきましては、平成28年度に防災空地として位置づけて以降、現在もその位置づけについては変わっておりません。したがって、小学校跡地の考え方、取扱いといたしましては、森山前市長の発言と同じ認識でございます。

○三好義治議長 安藤議員。

○安藤薫議員 分かりました。目的を持って残している土地ですので、ぜひ早く具体的な計画を進めていただきたいと思います。

地域の皆さんへの説明という観点からお聞きします。旧味舌小学校の跡地を、当面、千里丘小学校建て替え工事の掘削した土砂置場として活用することについて、地域住民の皆さんから直接説明を聴いたり、意見、要望を伝えたりする説明会を開催してほしいという声が上がっています。住民理解を得るためには、こうした説明会が必要だと思っておりますが、見解をお伺いいたします。

○三好義治議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 地域住民への周知についてでございますが、今年6月に、教育政策課と資産活用課で味舌地区の連合自治会へ伺い、掘削土の仮置場として利用する旨の説明をし、一定の御理解をいただいていると認識しております。また、仮置場の利用が来年2月からとなるため、以前御要望いただきました車両通行の安全対策や砂ぼこりについての対策を含め、来年1月に改めて説明に伺う予定でございます。その後につきましては、地元の声をお聴きしながら周知に努める必要があると考えております。

○三好義治議長 安藤議員。

○安藤薫議員 ぜひ説明会を開いていただきたいと強く求めておきます。統廃合のときから地域の皆さんと膝を詰めて意見を闘わした、そうした歴史のある場所でもあります。ポスティングで紙切れ一枚で説明したということにならないように、強く説明会の開催を求めておきます。

最後に、市長にお尋ねします。

前市長からの引継ぎと申しますか、後継ということで、この跡地の考え方についても前市長と変わらないということでしたが、やはり行政目的がはっきり示された公有地であります。本来ならば、いつまでも売却を選択肢に残すのではなくて、防災空地として、地域住民の皆さんと一緒に具体的な計画を策定していくことが必要だと考えますが、改めて市長の今の認識をお伺いしておきます。

○三好義治議長 市長。

○嶋野市長 この二つの小学校の跡地につきましては、当初、売却をしていくという方針が示されてはいたけれども、先ほど総務部長が答弁したとおり、平成28年度に売却という方針は一度凍結ということにな

りました。その当時は、全国でいろいろな大規模地震も起きまして、私が覚えているのは、熊本県で地震が起きたときに一定の空き地があったことが非常に大きな効果をもたらしたんだということもあり、前市長は、この二つの跡地については、当面、防災空地ということで、売却については凍結していくという方向性を示されたとは私は理解しております。

当時、たしか前市長が、ほかの低未利用の土地とは違うんだ、だから、できるだけ売却は避けていきたい旨をおっしゃったのは、そういうことであつたと理解しておりますし、私もそういう思いは持っております。

一方で、これは1回目の総務部長の答弁の中でもあつたと思えますけれども、平成28年度からしますと、現在、状況もいろいろと変化してきております。人口についても、現在は8万7,000人ぐらいおられて、これから千里丘駅西地区再開発事業まちができたりしてまいりますので、一時的に増えるかも分かりません。そういった状況も考え、当然、財政状況も考えていきながら、この低未利用の土地の活用については、あらゆる検討を除外することなく考えていきたいということにつきましても一言申し上げておきたいと思えます。

○三好義治議長 安藤議員。

○安藤薫議員 財政状況の変化もありますが、災害リスクも非常に高まっています。避難所や防災空地があるということは、安心して暮らせるまちということでもありますので、一日も早く具体的な防災空地としての行政財産として活用できるような計画の検討を始めていただきたいと思います。

続いて、鳥飼・鳥飼東小学校の統合につ

いてであります。

統合によって児童数、学校規模も大きくなる一方で、教職員との距離感も微妙に変化してまいります。そうした環境の変化が子供たちにいろいろな不安を生じさせることと思います。統合後の学校現場での体制強化は当然必要だと思っております。教職員の重点配置などの検討状況はどうなっていますか、お聞かせください。

○三好義治議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 統合当初は、新たな教育環境となり、子供たちの不安が生じる可能性もあることから、授業や行事等を合同で行い、子供たち同士の円滑な人間関係づくりに取り組んでおります。

また、子供たちにより添い、より丁寧な支援を行うため、統合に向けて加配教員を配置できるよう、大阪府教育庁と協議を進めるとともに、市費会計年度任用職員の配置を充実できるよう検討しているところでございます。

○三好義治議長 安藤議員。

○安藤薫議員 検討だけでなく、しっかりと配置をしていただきたいと思います。

昨年11月に策定された適正規模・適正配置計画における統合後の児童数、学級数のシミュレーションでは、2026年度の統合から1年経過した2027年度には、1年生と3年生で、1学年1学級、単学級となつて、学級当たりの児童数も統合しなかった場合と比べて増加してまいります。本来の統合の目的、それから、小規模校や少人数学級のメリットも大切にしていきたいという少くない保護者の皆さんの声にしっかりと配慮した教職員配置を検討していただきたいと思います。そのことを強く求めておきます。

その上でお聞きしたいのは、子供たちの

中には、学校に行きにくい子供、家庭環境が複雑で様々な配慮が必要なケースがあると思います。これまで小規模校ならではのきめ細かな対応を行ってこられたと思いますが、統合後のフォローはどのように考えておられるか、お聞かせください。

○三好義治議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 子供たちの中には、特性や様々な家庭背景を抱えるなど配慮が必要な子供もおります。統合により、子供、教員、施設も含めて環境が大きく変わること踏まえ、より丁寧に子供たちに対応する必要があると考えております。統合に伴い、特に配慮が必要な子供たちの状況を引き継ぎ、丁寧に対応し、支援体制を強化してまいります。

また、子供たちが不安やストレスを抱えることのないように、必要に応じて、カウンセラー等の専門家による個別相談など、子供たち一人一人に寄り添った支援を行い、統合後も安心して通える学校づくりを進めてまいります。

○三好義治議長 安藤議員。

○安藤薫議員 ありがとうございます。

統合後の学校づくりについて、現場の教職員や子供たちとの情報共有、意見を生かすことが大変重要になってくると思うんです。統合協議会では、学校長、教頭、それから教育委員会の管理職の方々が関わっているとと思いますが、現場の子供たちや教職員との情報共有、意見の聴取、また、それを生かしていく取組について、どのようにお考えでしょうか。

○三好義治議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 これまで、統合に向け、統合協議会の教育部会を毎月開催し、両校の管理職をはじめ、教職員と新しい学校の年間行事や学校運営の組織の在り方で

もある校務分掌について検討を進めてきたところでございます。

また、子供たちに対しても、両校の子供たちが仲よくなるためにできることは何かというテーマで話し合い、子供たちの意見を生かしながら、授業や校外学習などで共に活動しております。

引き続き、両校の子供たちや教職員の意見を聴き、学校現場とともに、過去の統合経験や他市の事例も参考に取り組みでまいるたいと考えております。

○三好義治議長 安藤議員。

○安藤薫議員 それでは、統合後の学童保育についてもお聞きしておきたいと思いません。

現在、両校の学童保育は、それぞれ別の社会福祉法人に運営を委託されています。学校と学童保育との連携がより求められる統合後の運営について、直営に戻すべきだと考えますが、見解をお伺いいたします。

○三好義治議長 こども家庭部長。

○大橋こども家庭部長 鳥飼小学校、鳥飼東小学校の統合後の校舎は鳥飼小学校校舎を活用することから、学童保育室の運営場所につきましても鳥飼小学校校舎内を予定しております。

学童保育室の運営につきましては、現在、鳥飼小学校、鳥飼東小学校ともに民間事業者に委託しており、それぞれ別々の法人が運営しておりますが、委託契約期間が令和7年度末で満了するため、統合後における学童保育室の運営体制を決定する必要があります。

現時点では、両校とも委託による運営に大きな問題はなく、アンケートの結果においても、多くの保護者から運営に満足しているとの回答をいただいていることから、統合後における学童保育室の運営は、引き

続き民間への委託を考えております。統合により指導員が変わるなどの環境変化への対応につきましては、春休み中にでき得る方策について検討してまいりたいと考えております。

○三好義治議長 安藤議員。

○安藤薫議員 通常の学童保育の民間委託とは違って、学校、環境も大きく変わっていくということですから、やはり直営にして、指導員と学校、保護者、先生との連携を強めていくことが必要だと申し上げておきたいと思っております。

その上で、通学路が長くなることによって、今、通学支援策としてスクールバスが検討されていると聞いていますが、学童保育については下校時間が異なります。スクールバスなどの安全な通学支援について、お考えをお聞かせください。

○三好義治議長 こども家庭部長。

○大橋こども家庭部長 統合後に鳥飼小学校で学童保育室を実施する場合には、通学の際と同様の対応が必要であると考えており、これまで、鳥飼小学校・鳥飼東小学校統合協議会において、スクールバスの導入や学童保育利用者を想定したバスの運行などの検討を行っていることから、引き続き協議・検討を進めてまいりたいと考えております。

○三好義治議長 安藤議員。

○安藤薫議員 最後になりますが、要望しておきます。

これまで、鳥飼小学校、鳥飼東小学校、それぞれ運動会に行かせていただきますと、一人一人の児童が本当に主人公になっている様子、生き生きと運動会に自発的に取り組んでいる姿を見ることができました。先生との信頼関係、距離感もとても近く感じました。本当にいい学校だと感じま

した。

こうした小規模校ならではのメリットを新しい小学校に生かすためには、しっかり教職員の配置を行うこと、それから安全対策を行うこと、何よりも、地域のコミュニティや防災拠点でもある施設をなくしてでも統合しなければならない目的は、何といたっても子供たちのためであります。子供たちに負担がある、不安を大きくするような統合ではなく、安心して通えるような、帰れるような小学校にさせていただくように、さらなる検討を重ねていただきたいと申し上げて終わります。

○三好義治議長 安藤議員の質問が終わりました。

お諮りします。

本日はこれで延会することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

本日はこれで延会します。

(午後4時18分 延会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議員 三好義治

摂津市議会議員 松本暁彦

摂津市議会議員 光好博幸

# 摂津市議会継続会会議録

令和6年12月20日

(第3日)

令和6年第4回摂津市議会定例会継続会会議録

令和6年12月20日(金曜日)

午前10時 開議場  
摂津市議会 議場

---

1 出席議員 (16名)

1 番	福住礼子	2 番	藤浦雅彦
3 番	安藤 薫	4 番	野口 博
5 番	村上英明	6 番	水谷 毅
7 番	南野直司	9 番	弘 豊
10 番	増永和起	11 番	三好義治
12 番	西谷知美	13 番	塚本 崇
14 番	出口こうじ	16 番	香川良平
17 番	松本 暁彦	18 番	光好博幸

1 欠席議員 (0名)

---

1 地方自治法第121条による出席者

市 長	嶋野浩一朗	副 市 長	山本和憲
教 育 長	若狭孝太郎	市 長 公 室 長	平井貴志
総 務 部 長	石原幸一郎	生 活 環 境 部 長	吉田量治
保 健 福 祉 部 長	谷内田 修	建 設 部 長	永田 享
上 下 水 道 部 長	末永利彦	教 育 委 員 会 教 育 総 務 部 長	安田信吾
教 育 委 員 会 小 児 福 祉 部 長	大橋徹之	監 査 委 員 ・ 選 挙 管 理 委 員 会 ・ 公 平 委 員 会 ・ 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 事 務 局 長	溝口哲也
消 防 長	松田俊也	総 務 部 副 理 事	辻 稔秀
生 活 環 境 部 理 事	西川 聡		

---

1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長	荒井陽子	事 務 局 次 長	森口雅志
---------	------	-----------	------

## 1 議 事 日 程

- 1, 一般質問  
南 野 直 司 議員  
増 永 和 起 議員  
藤 浦 雅 彦 議員  
松 本 暁 彦 議員
- 2, 議 案 第 7 1 号 令和6年度摂津市一般会計補正予算（第7号）  
議 案 第 7 2 号 令和6年度摂津市水道事業会計補正予算（第2号）  
議 案 第 7 3 号 令和6年度摂津市下水道事業会計補正予算（第1号）  
議 案 第 7 4 号 令和6年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
議 案 第 7 5 号 令和6年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第2号）  
議 案 第 7 7 号 摂津市立子育て総合支援センターの施設の使用に関する条例の一部を改正する条例制定の件  
議 案 第 7 8 号 摂津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件  
議 案 第 7 9 号 摂津市立自動車駐車場条例の一部を改正する条例制定の件  
議 案 第 8 0 号 摂津市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定の件  
議 案 第 8 1 号 摂津市都市公園条例の一部を改正する条例制定の件
- 3, 議 案 第 8 9 号 摂津市一般職の職員の給与に関する条例及び摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例制定の件  
議 案 第 9 0 号 摂津市特別職の職員の給与に関する条例及び摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 4, 議 案 第 8 4 号 令和6年度摂津市一般会計補正予算（第8号）  
議 案 第 8 5 号 令和6年度摂津市水道事業会計補正予算（第3号）  
議 案 第 8 6 号 令和6年度摂津市下水道事業会計補正予算（第2号）  
議 案 第 8 7 号 令和6年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
議 案 第 8 8 号 令和6年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 5, 議 案 第 9 1 号 令和6年度摂津市一般会計補正予算（第9号）
- 6, 議会議案第 2 4 号 新型コロナワクチンに関する安全性の再検証並びに健康被害者に寄り添った対応の強化を求める意見書の件  
議会議案第 2 5 号 日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）がノーベル平和賞を受賞したことを歓迎し政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の件  
議会議案第 2 7 号 最低賃金の引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書の件  
議会議案第 2 8 号 府立高校の再編整備の見直しに関する意見書の件  
議会議案第 2 9 号 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決に関する意見書の件  
議会議案第 2 6 号 選択的夫婦別姓の速やかな実施を国に求める意見書の件

- 
- 1 本日の会議に付した事件  
日程1から日程6まで

(午前10時 開議)

○三好義治議長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、福住議員及び藤浦議員を指名します。

日程1、一般質問を行います。

順次質問を許可します。

南野議員。

(南野直司議員 登壇)

○南野直司議員 おはようございます。

それでは、質問をさせていただきます。

1点目のクラウドファンディング型ふるさと納税の活用についてでございます。

近年、各自治体での活用が増加傾向にあると認識しておりますけれども、クラウドファンディング型ふるさと納税の活用の考え方についてお聞かせいただきたいと思っております。

次に、2点目の(仮称)摂津まちかどAEDステーションについてでございます。

平成16年8月にスタートいたしました市民救命サポート・ステーション制度につきまして、改めて、制度の概要と目的、そして具体的な活動内容についてお聞かせください。

また、サポート・ステーションに御登録していただいております23の事業所につきまして、AEDを設置している事業所は何件か、そして、市内におけるAEDの設置状況についてお聞かせいただきたいと思っております。

次に、3点目の生活支援有償ボランティア「よりそいクラブ」の支援についてでございます。

これは、本年の第1回定例会代表質問でも触れさせていただいております。森山前市長からは、よりそいクラブをさらに活発に展開していくと御答弁いただいております。

すけれども、取組の実績と、市として認識しておられます課題について、まずはお聞かせいただきたいと思っております。

1回目、終わります。

○三好義治議長 市長公室長。

(平井市長公室長 登壇)

○平井市長公室長 クラウドファンディング型ふるさと納税の活用についての御質問にお答えいたします。

クラウドファンディング型ふるさと納税は、確定申告またはワンストップ特例制度を利用することで、寄附金額の2,000円を超える部分について、一定の限度額まで所得税、住民税の控除を受けることができるというふるさと納税の仕組みを活用しつつ、それまでのふるさと納税よりも寄附金の使い道を具体的にプロジェクト化し、そのプロジェクトに共感してくださった方々から寄附を募集するものであり、地域に貢献したいという思いを具体的な事業に反映できる仕組みであると認識しております。今後、他の自治体の事例を参照するなど、研究してまいりたいと考えております。

○三好義治議長 消防長。

(松田消防長 登壇)

○松田消防長 市民救命サポート・ステーション制度についての御質問にお答えいたします。

この制度は、摂津市内にある事業所等の従業員に普通救命講習を受講していただき、事業所内のみならず、その付近で発生した急病人やけが人に対しても迅速に応急手当をしていただくことを目的とした制度でございます。御賛同いただきました市内の事業所等につきまして、その事業所を市民救命サポート・ステーションに登録し、普通救命講習の受講を修了した従業員の

方々を市民救命サポーターとして応急手当に御協力いただいております。

奏功事例といたしまして、数年前、40代男性が事業所内で突然倒れ、心肺停止状態となり、その際、市民救命サポーターが迅速にAEDや心肺蘇生法を行ったことで心拍が再開し、社会復帰された事案がございました。

現在、市民救命サポート・ステーションに登録をいただいております23の事業所のうち、AEDを設置されておられる事業所は15件でございます。

次に、摂津市内におけるAEDの設置状況でございますが、日本全国AEDマップによりますと、事業所など民間の施設で117件、公共施設につきましては、摂津市ホームページから66件と、計183件となっております。

○三好義治議長 保健福祉部長。

(谷内田保健福祉部長 登壇)

○谷内田保健福祉部長 生活支援有償ボランティア「よりそいクラブ」についての御質問にお答えいたします。

よりそいクラブは、電球の交換などの軽微な生活上の困り事支援として、地域住民の支え合いによって行われており、社会福祉協議会に配置された生活支援コーディネーターが中心となり、令和3年11月の市営三島団地での開始以降、現在、全中学校区において取組を展開している状況でございます。

令和5年度の支援件数は197件と、令和4年度62件と比較して135件増加しており、登録ボランティアにつきましても、令和5年度の担い手登録者数58人と、令和4年度の40人と比較して18人増加しております。

このような状況を踏まえ、令和6年度よ

り、依頼者からの依頼受付、有償ボランティアである支援の担い手の調整を担う生活支援コーディネーターを1名増員し、現在3名体制で運営しているところでございます。

今後も、サービス需要の増加は見込まれる一方、生活支援コーディネーターにおける利用調整等に係る負担も想定されるため、需要と供給バランスを図りつつ、効果的かつ効率的な運営手法について検討を進めていく必要があると考えております。

○三好義治議長 南野議員。

○南野直司議員 御答弁ありがとうございます。

1点目のクラウドファンディング型ふるさと納税の活用についてでございます。

摂津市におきましては、現在は、ふるさと寄附金ということで、12項目から選んでいただいて、その中でも市長におまかせが一番多いと認識しております。また、ポータルサイトも増やしていただいて、展開をさせていただいております。

このクラウドファンディング型ふるさと納税は、寄附金の使い道を具体的にプロジェクト化し、そして、そのプロジェクトに共感してくださった方々から寄附を募集して、何よりも地域に貢献したいという思いを具体的な事業に反映できる仕組みであると認識しておるわけでございます。

安威川以南地域に目を向けてみますと、鳥飼まちづくりランドデザインということで大きな事業を展開しております。一方で、第四中学校区の味生地域に目を向けていただきますと、令和8年10月に竣工予定であります味生コミュニティセンター建設に向けて準備を進めていただいております。

もう一つは、第6集会所、大正時代に建

設された芝居小屋ですが、今年度に耐震について点検をしていただいております。有形文化財として指定されていますけれども、これをどうやって残していくかということで取り組んでいただいております。大正時代に建設された芝居小屋というのは大阪府内ではほかにはないと思います。こういう摂津市の有形文化財にスポットを当てていただいて、クラウドファンディング型ふるさと納税を活用して寄附を募って、そして市民の皆さんとともに築き上げていくという取組をぜひ考えていただきたいと思っております。

福島県の昭和村だったと思っておりますけれども、築80年の廃校舎をクラウドファンディング型ふるさと納税を活用して再生されて、地域の皆さんの集いの場をつくられたと認識しておるわけでありまして。そういった事例をどうか研究して取り組んでいただきますよう、これは要望としておきますので、よろしく申し上げます。

それから、続きまして、2点目の（仮称）摂津まちかどAEDステーションについてでございます。

消防長から、AED活用の奏功事例、あるいは設置状況についてお聞かせいただきました。

町なかで心肺が停止してしまった方に、救急車が到着するまでの間、AEDによる電気ショックを行うことができるよう、市内においてAEDを設置している事業所や商業施設などにまちかどAEDステーションとして登録していただき、AEDを使用できる制度を各自治体が展開しておりますが、消防本部の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○三好義治議長 消防長。

○松田消防長 現在、本市では、公共施設や

その場に設置されたAEDを使用して処置をしていただくように啓発を行っております。

今後につきましては、市民救命サポート・ステーション登録事業所の中で、AEDを設置されておられる事業所にも御協力をお願いし、御賛同を得ることができれば、ホームページなどへ掲載するなど、市民の皆様にも周知できるよう検討してまいります。

また、市民救命サポート・ステーションに未登録の市内のAED設置事業所につきましても、まずは各事業所の御理解と御賛同を得ることが必要でありますので、丁寧な説明をいたしまして、御協力をいただける事業所を募ってまいりたいと考えております。

○三好義治議長 南野議員。

○南野直司議員（仮称）摂津まちかどAEDステーションとして御登録の働きかけをどうかよろしくお願ひいたします。

もう1点お聞かせいただきたいのは、日常生活の中で、この事業所はまちかどAEDステーションだと地域住民が一目で分かるようなステッカーや看板の交付についての考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○三好義治議長 消防長。

○松田消防長 まずは、摂津市内の市民救命サポート・ステーションに御登録いただいております、なおかつAEDを設置されておられる事業所において、賛同が得られましたら、屋外から見やすい場所にAEDが設置されていることが分かるステッカーなどを掲示できないか、協力依頼をしてまいりたいと考えております。

また、その他のAED設置事業所につきましても、今後、市民救命サポート・ステ

ーションとして御登録いただけるよう働きかけるとともに、賛同いただければ、市民救命サポーターの要請や設置ステッカーの御協力についても依頼してまいりたいと考えております。

○三好義治議長 南野議員。

○南野直司議員 AEDを使用した救命事例も増えておりますけれども、より一層有効に使用されるためには、日頃から地域住民がAEDの設置場所を認識することが大事であると思います。そこで、スマートフォンなどでAED設置場所をすぐに確認できる日本全国AEDマップの活用を周知する必要がありますと認識いたしますが、考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○三好義治議長 消防長。

○松田消防長 市民の皆様が市内のどこにAEDがあるのか、また、設置している場所を簡単に素早く確認できることは、大変重要なことであると認識しております。

日本全国AEDマップにつきましては、本市のホームページ上にリンクを作成いたしまして、市民の皆様にも簡便に御利用いただけるよう工夫したいと考えております。

また、自主防災訓練などの救急ブースに日本全国AEDマップにアクセスできるQRコードを掲示し、スマートフォンで確認していただくなど、周知活動を実施し、救命率の向上を目指すとともに、AEDを含め、心肺蘇生の重要性を訴えてまいります。

○三好義治議長 南野議員。

○南野直司議員 どうか日本全国AEDマップの活用の周知をお願いしたいと思っております。

先日、私自身も、消防団として消防本部で普通救命講習を受けさせていただきました

て、そのときに改めて、自分自身がAEDはどこにあったかなど。近くでは摂津小学校、第一中学校には設置していると認識していたんですけども、市内のどこにAEDが設置されているか認識していなかったので、今回質問させていただいたんです。

(資料を示す) これは愛媛県の今治市のステッカーなんですけども、こういうステッカーを登録いただいたところに貼らせていただいて、ふだんの生活の中で、この事業所、この福祉施設にはAEDが設置されていて貸し出していただけるんだ、ここに行けばAEDがあるんだとふだんから認識しておけば、早くAEDを取りに行けるということでありまして。多くの事業所の御協力が要りますけども、どうか一件一件回っていただいて御登録いただきますよう、よろしくお願ひいたしまして要望とさせていただきます。

次の3点目の生活支援有償ボランティア「よりそいクラブ」の支援についてでございますけども、どうか効率的な運営が展開できるように、生活支援コーディネーターなど社会福祉協議会との連携をよろしくお願ひします。

もう1点お聞かせいただきたいのは、御登録いただいておりますボランティアの方々や生活支援コーディネーターなど、人的資源を有効に活用しながら、よりそいクラブの取組をさらに活発に展開していただきたいと考えますが、そのためには、より多くの方によりそいクラブを知っていただく必要があると認識をいたします。周知活動についてお聞かせください。

○三好義治議長 保健福祉部長。

○谷内田保健福祉部長 よりそいクラブにつきましては、高齢者のための福祉サービスをまとめた冊子に掲載し、窓口等で市民に

配布しているほか、ケアマネジャーやライフサポーターなど高齢者を支援する関係者に配布し、日々の活動の中で市民等への周知を図っていただくよう依頼しているところでございます。

また、介護の日イベントをはじめ、各種イベントでのチラシの配布や、民生児童委員協議会の定例会において取組の案内を行うなど、支援を必要とする高齢者の活用につながるよう、機会を捉えた周知に取り組んでいるところでございます。

これらの取組に加えまして、社会福祉協議会のホームページ掲載や、せつつ社協ニュースにて周知を行っていただいているところでございます。

○三好義治議長 南野議員。

○南野直司議員 これまでの周知についてお聞かせいただきました。

近年、高齢者の増加が今後も見込まれる中で、情報通信技術を使える人と使えない人の間に生まれる差、いわゆるデジタルデバインドに注目が集まっております。例えば、せつつ社協ニュースにおきましては、自治会を通じて約2万世帯への配布となっております。一方で、広報せつつは全世帯への配布でありますので、このデジタルデバインド解消に向け、広報せつつの高齢・障害福祉の掲載スペースを拡大していただけないでしょうか。考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○三好義治議長 市長公室長。

○平井市長公室長 広報せつつでございますが、本市における事業内容や活動状況を市民の方々に広くお知らせしまして御理解いただくなど、本市への愛着を持っていただくことを趣旨とするものでございます。スマートフォン等の情報通信技術を活用される方が増えるとともに、議員がおっしゃら

れましたように、デジタルデバインドが問題となっている状況でございます。

そういった中、広報せつつにおきましては、QRコードをできる限り掲載することで詳細な内容をホームページで見えていただく取組をすることによって、より多くの情報を掲載する工夫を行っているところでございます。また、必要に応じまして、高齢・障害福祉の掲載スペースを拡大するという調整も行っているところでございます。今後も、創意工夫を凝らし、多くの市民に必要な情報を発信できるよう、広報せつつの編集を行ってまいりたいと考えております。

○三好義治議長 南野議員。

○南野直司議員 市長公室長から御答弁いただきました。12月号広報紙の高齢と障害福祉のページは1ページと半分なんです。もうあと1ページ半、3ページぐらいは必要かと思っております。ページ数を増やしますと、年間300万円か400万円ほどアップになると認識しておりますけれども、どうか今後増やしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをしたいと思っております。

よりそいクラブにつきましては、摂津市の実情に合った助け合い、支え合いの制度だと僕は認識をしております。市長もそのように思っていると思っております。摂津市が目指しますまちづくりの将来像、みんなが育むつながりのまちの構築に何よりも大事な取組だと思っておりますけれども、市長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○三好義治議長 市長。

○嶋野市長 よりそいクラブについて答弁させていただきます。

全国的にどんどん人口が減っております。摂津市も、確かに一時的な住宅の開発

によりまして微増という状況にあるのかも分かりませんが、大きな流れでいいますと、人口は減っていておりますし、また、少子化と高齢化も進んでいる状況でございます。

よりそいクラブの果たしている様々な取組は、二昔以上前であれば市域の皆さんで支え合っていてできたのかも分からないです。しかし、自治会の加入率の低下でありますとか高齢化によりまして、そういったことは難しくなっていると思います。

じゃあ、このままでいいのか。今後、高齢者のみの世帯も増えていくでしょうし、高齢者の単身世帯も間違いなく増えていくと思うんです。そういった皆さんが安心して住み続けていただくことを考えますと、やはり新たなつながりをつくっていくことは非常に大事な課題だろうと認識しております。

このよりそいクラブの担い手の方をどう拡充していくのか。そして、案内も含めて議員から御指摘いただきましたけれども、そこも工夫をしていかななくてはなりません。実は、私は大きな可能性も感じています。

先日、いきいきカレッジの閉校式がございまして、議長はふれあいの里に出席をされまして、私はせつつ桜苑に出席をいたしました。そこでいきいきカレッジを卒業された方が、せつつ桜苑で展開したつどい場にボランティアとして参加していただいているという話も伺いました。そういった方が多くの皆さんを支えていただく側に回っているんだと非常に心強く感じましたし、摂津市の中では、こういった地域の困り事に支え手としてお力を貸していただく方がおられるんだと、その可能性を感じたところでございます。また、今までになかった

発想で、支え手についてもこれから募っていきたいとも思っているところでございます。

そこでまた新たなつながりが生まれていくって、そのことが我々の目指すウェルビーイングに基づいたまちづくりに必ずやつながっていくと感じております。ぜひこの取組については、さらに注目をしてしっかり支えていきたいと思っているところでございます。

○三好義治議長 南野議員。

○南野直司議員 ありがとうございます。市長から力強い御答弁をいただきました。

摂津市は、14.87平方キロメートルと、大阪府の中でも本当にコンパクトなまちであるからこそ、どこの地域よりも力強くこういった支え合いの取組ができていくと思います。私は、やがてこのよりそいクラブの取組が重層的支援にもつながっていくんじゃないかと。市役所の職員、あるいはボランティアの方がおうちに行く機会ってなかなかないんです。おうちに行けば、やっぱり何か違う相談を受ける場合もあると思います。しっかりとよりそいクラブを市として支援していただきますように、よろしく願いしまして質問を終わります。

○三好義治議長 南野議員の質問が終わりました。

次に、増永議員。

(増永和起議員 登壇)

○増永和起議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

1番目に、企業責任とPFOAの健康影響についてです。

まず、遮水壁について4点お聞きします。

1点目は、遮水壁の構造についてです。

ダイキン工業株式会社が現在行っている

工事は、PFOA汚染水流出防止対策として、水を遮る壁、遮水壁で敷地周囲を囲むものです。敷地外にも効果があると説明しています。工場の立地する地層は、第1帯水層、第2帯水層と層状になっていると聞きますが、遮水壁の構造について教えてください。

2点目、遮水壁は第1帯水層の流出防止対策ですが、第2帯水層には汚染はないのか、お答えください。

3点目、第2帯水層の濃度は調査しているのか。

4点目、1点目から3点目までのダイキン工業株式会社の説明を受けての摂津市の考えを伺います。

以上は1番目の質問です。

2番目に、子育て支援に就学援助制度を活用することについて質問します。

子供の貧困が社会問題化し、2019年には、子供の貧困対策に関する大綱が閣議決定されました。就学援助の適切な運用、市町村における活用充実、必要な世帯に活用されるためのきめ細かい周知広報が求められています。就学援助制度の説明と摂津市の認識を伺います。

3番目に、東別府コンビニ前の道路に押しボタン信号を設置することについてです。

東別府地域のコンビニ前の道路には、横断歩道はあるのですが、車がなかなか止まりません。片側車線だけ渋滞しているとき、横断歩道を渡ろうとすると、もう片方の車線の車が一旦停止せずに走るの、大変危険です。横断歩道に押しボタン信号を設置してほしいとの声が上がっていますが、いかがでしょうか。

1回目の質問は以上です。

○三好義治議長 生活環境部長。

(吉田生活環境部長 登壇)

○吉田生活環境部長 ペルフルオロオクタン酸、通称PFOAに係る市内化学メーカーの遮水壁の設置等を含む4点の御質問にお答えさせていただきます。

遮水壁につきましては、市内化学メーカーにおいて、恒久的な流出防止対策として、専門家の指導の下、遮水壁で物理的な遮断をし、周辺の地下水の水位より敷地内の地下水の水位を低く保つことにより、地下水を敷地内にとどめる効果があると判断され、設置が進められております。

市内化学メーカーの地層は、地表から第1帯水層、粘土層、第2帯水層と構成されております。不透水層と呼ばれる粘土層は地下10メートル付近にあり、この粘土層に矢板工法により遮水壁を打ち込み、遮水壁と粘土層で第1帯水層の水を封じ込め、流出防止を図られております。

2点目、第2帯水層への影響についての御質問かと思うんですけれども、市内化学メーカーへの確認で、第2帯水層の上部に位置する不透水層のPFOA濃度を測定し、その濃度低減から不透水層が機能していることを検証し、専門家の助言も踏まえて現在の対策を決定し、進めているとこのことでございます。本市としましては、遮水壁の設置工事はまだ完了しておらず、今後も工事を進められる予定でございますので、工事の進行とともに、大阪府とその効果を確認してまいりたいと考えております。

3点目、濃度についての御質問かと思いますが、第2帯水層の水質検査につきましては、市内化学メーカーからの情報開示はないところでございます。第2帯水層への影響につきましては、先ほども申し上げておりますように、不透水層である粘土層の

濃度測定を実施し、その機能性の検証により判断されております。その判断は、専門家の指導の下、第三者の目で検証された対策でございます。

4点目、本市としましては、引き続き、市内化学メーカーの自主的な取組効果を大阪府とともに確認してまいりたいと考えております。

○三好義治議長 こども家庭部長。

(大橋こども家庭部長 登壇)

○大橋こども家庭部長 就学援助制度の内容と制度に対する市の認識についての御質問にお答えいたします。

就学援助制度は、学校教育法第19条に基づき、経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品費や入学準備金、学校給食費など、就学に必要な費用の援助を行うものでございます。

本市といたしましては、これまでも、支給費目の拡大や単価の改正など、就学援助制度の充実に努めてまいりましたが、今後も、全ての児童・生徒が等しく義務教育を受けられるよう、子供の貧困対策の土台となる制度として取り組んでまいりたいと考えております。

○三好義治議長 建設部長。

(永田建設部長 登壇)

○永田建設部長 押しボタン式信号機の設置についての御質問にお答えします。

議員が御指摘の場所につきましては、府道正雀一津屋線に市道東別府41号線と別府16号線が接続しており、横断歩道と道路反射鏡による安全対策を講じている交差点でございます。

当該交差点における押しボタン式信号機の設置につきましては、摂津警察署に確認しましたところ、警察庁が制定しております信号機設置の指針に基づき設置の可否を

判断することになっており、令和3年に大阪府警本部が歩行者の通行量や車両の通行状況等について現状を検証した結果、押しボタン式信号機の設置には至っていないと伺っております。

そのため、市で実施可能な交通安全啓発として、府道を通行する車両に対し、当該交差点における歩行者の横断に対して注意を促す看板の設置を大阪府茨木土木事務所へ要望してまいります。

また、摂津警察署には、横断歩道の一時停止の取締りを要望するとともに、歩行者の通行量などが大きく変化するような状況があった際には、改めて押しボタン式信号機の設置を要望してまいります。

○三好義治議長 増永議員。

○増永和起議員 2回目の質問からは一問一答形式で行います。

まず、PFOA汚染についてです。

粘土層の機能のお答えでございました。粘土層に矢板を打ち込んで第1帯水層を止めたとしても、第2帯水層に汚染水があれば流れ出します。第2帯水層は汚染がないということでしょうか、再度お聞きします。はっきりお答えください。

○三好義治議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 粘土層に関しましては、土質学的において、粘土は土の粒子が小さいため、土の粒子の間隔が狭くて密になっており、不透水層であるとされております。環境省のガイドラインでも、不透水層は透水係数が1秒当たり10のマイナス7乗以下である地層ということになっており、粘土層はこれに当たると考えられております。これらのことから、不透水層がございましたので、第2帯水層に関しまして、市内化学メーカーの説明があるように、第1帯水層の中に閉じ込められておると考え

ております。

○三好義治議長 増永議員。

○増永和起議員 第2帯水層は汚染がない、不透水層があるから下へ通らないというお話でございました。

大阪府のホームページに過去の摂津市内の調査結果が出ています。平成19年、つまり2007年12月26日公表資料によりますと、ダイキン工業株式会社敷地内の第2帯水層観測井戸A-2、深さは約25メートル、PFOA濃度3万2,000ナノグラム毎リットルでございます。環境省が全国一とした近隣の井戸と同等の高濃度です。第2帯水層にも高濃度汚染はあるのではないですか。お答えください。

○三好義治議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 御質問は、市内化学メーカーの井戸のお話かと思えます。粘土層を突き抜けて第2帯水層まで及んでいるとの懸念が過去にあったということでございます。しかしながら、現在、市内化学メーカーでは、敷地内に100か所以上のボーリング調査を実施されておりまして、調査によるシミュレーションの結果、専門家の指導の下に現在の遮水壁の設置を判断されております。この判断を踏まえ、市内化学メーカーの自主的な取組の効果を大阪府とともに確認していきたいと考えております。

○三好義治議長 増永議員。

○増永和起議員 いや、おかしいでしょう。このとき第1帯水層A-1も調べているんです。ここでは15万ナノグラム毎リットルの値が出ています。その下の25メートル、ここで3万2,000ナノグラム毎リットルです。単純に考えて5分の1が下へ流れているのに、粘土層に何かして改善したのか。過去にこういう濃度が出ているこ

とについて、それが下がっていったわけでしょう。それを、今は測ってありませんって、数字も言わないで、そんなことは納得いかないです。数字を言ってください。

○三好義治議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 改めて御答弁させていただきますけれども、本市としましては、第2帯水層の水質検査に関しましては、市内化学メーカーからの情報開示はされておられませんので、数字はお答えできません。

○三好義治議長 増永議員。

○増永和起議員 それで市民は納得できますか。2007年の当時に3万2,000ナノグラム毎リットルあったんです。南別府町の井戸がたしか2万ナノグラム毎リットルから3万ナノグラム毎リットルやっと思えます。今、南別府町の井戸が下がりましたと言われて2,000ナノグラム毎リットルです。高い濃度です。

これは、どんだけ下がったと言われても、第2帯水層に汚染がないなんて、そんなことをダイキン工業株式会社が言っているから信用する。汚染はありません、そういうことでいいのか。そして、既に流れ出しているという事実がある状態で、不透水層だから大丈夫ですと、そんなことがよく言えるなと思えます。もう1回御答弁をお願いいたします。

○三好義治議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 繰り返しになりますけれども、まず、議員からも御説明がございましたように、第1帯水層に閉じ込めるという考え方でされております。それらのことに関しましては、御説明もさせていただいたように、不透水層等も含めて専門家の助言も踏まえて決定しておりますので、本市といたしましても、事業所の対策をしつかりと進めていただくように、効果も含め

て確認していきたいと考えております。

- 三好義治議長 増永議員。
- 増永和起議員 そんないいかげんな答弁でいいんですか。じゃあ、何で2007年の当時は下へ漏れたんですか。お答えください。
- 三好義治議長 生活環境部長。
- 吉田生活環境部長 2007年の状況について、今の状況で御判断できるような資料はございませんが、先ほども御説明させていただきましたように、粘土層がございます。以前の数値は御説明いただいておりますけれども、現在のところ、市内化学メーカーからは、不透水層を測っており、その中に閉じ込められていると報告をいただいております。
- 三好義治議長 増永議員。
- 増永和起議員 それは隠蔽です。ダイキン工業株式会社が隠蔽してきたのか、それとも、それと一緒に、摂津市もこういうことを知っておきながら市民に対して隠蔽したのか。この問題は本当にいいかげんにしていい問題ではありません。皆さん、第1帯水層がちゃんと出来上がったら汚染がだんだん減っていくという説明を受けて、早くそうならいいと思ってるわけです。なのに、第2帯水層に高濃度の汚染が残っていたとしたら、これは市民をだます行為です。議会に対してもだます行為です。これはそのままではほっておけません。

前は何でそれが下へ漏れたのか。そして、もし漏れないと言うのであれば、どういうことをしたからこれが漏れなくなったのか。そして、2007年から今に至るまで、2007年の数値はもう公表されているんですから、この後の数字が出たって怖くないでしょう。後の経過、今が何ぼなの

かを全部出させて、摂津市はダイキン工業株式会社に対して企業の責任として市民説明会を開くように要請すべきです。どうですか。

- 三好義治議長 生活環境部長。
- 吉田生活環境部長 御答弁をさせていただいておりますけれども、この取組は、まずは企業の自主的な取組が前提になっております。おっしゃっていただいているPFOAに関しましても、暫定目標値が現状としてございます。土壌に関しましては、暫定的に調べる手法がやっと国から示された現状でございます。

これらのことを鑑みて、以前から、大阪府等の指導の下、摂津市も含め3者会議を開いて進めさせていただいた経過がございますので、まずは自主的な取組を促していくことが私たちにとっては大事ではないかと考えております。その中で、事業所として市内化学メーカーが進めている遮水壁の取組をいろんな専門家も入られて進めております。それらの取組を進めていくことを本市も大阪府も含めてやっていくのがまず第一ではないかと思っております。

議員が御指摘の第2帯水層に関しましては、御心配ということでございますけれども、現在のところ、市内化学メーカーの説明では、不透水層を測っていることで、第2帯水層の心配に関しましては、封じ込めができているという御判断であると考えております。

- 三好義治議長 増永議員。
- 増永和起議員 ダイキン工業株式会社の代弁者としてお答えになったとしか思えません。摂津市は、市民の命と健康、財産、これを守るのが役割です。抗議しておきます。しっかりとした説明をこれから果たしていただきます。何で昔は通ったのに今

が通らないのか調べてください。

次に行きます。PFOAの健康調査について伺います。

市のホームページには、国の暫定目標値を十分に下回っており、安全性に問題がないと書かれていますが、摂津市の水道水は健康影響はない、安全だと言い切れるのか。現在の摂津市の水道水の濃度とアメリカの基準値の濃度をお答えください。

○三好義治議長 上下水道部長。

○末永上下水道部長 太中浄水場の自己水の混合原水における有機フッ素化合物PFOS及びPFOAの9月の測定値は11ナノグラム毎リットル、大阪広域水道企業団水の11月の測定値は7ナノグラム毎リットルでありました。

アメリカにおいては、2024年4月に、現時点での分析能力を考慮して、PFOS 4ナノグラム毎リットル、PFOA 4ナノグラム毎リットルの規制値が公表され、3年以内のモニタリングを実施し、基準を超過した場合は5年以内に削減措置を行うこととされています。

○三好義治議長 増永議員。

○増永和起議員 アメリカの基準からすると、摂津市の水道水はアウトです。日本の暫定目標値50ナノグラム毎リットルは2020年に設定されました。2023年11月、WHOの国際がん研究機関IARCが、PFOAをグループ1に引き上げ、発がん性があると認定しました。その後、アメリカやヨーロッパでは基準値引下げの動きが出ています。

今年、つまり2024年には、日本でも動きがありました。6月、内閣府食品安全委員会がPFASについての評価書を発表。それを受けて、8月には、環境省がPFOS、PFOAに関するQ&A集を書き

換え、11月にPFOS及びPFOAに関する対応の手引きを第2版に更新したのです。食品安全委員会の評価書は、耐受一日摂取量、通称TDIを設定いたしました。TDIについて、水の暫定目標値との関係も説明してください。

○三好義治議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 それでは、食品安全委員会のTDIの考え方と水の暫定目標値の設定の考え方についての御質問にお答えさせていただきます。

水の暫定目標値は、令和2年当時の科学的知見に基づき、体重50キログラムの人が水を一生涯にわたって毎日2リットル飲用したとしても、この濃度以下であれば人の健康に悪影響が生じないと考えられる水準を基に設定されたと、環境省が発出するPFOS、PFOAに関するQ&A集に記載されております。

具体的には、まず、動物実験で観察された動物の子供の体重減少等から、種差や個体差を考慮して、1日当たりの耐受摂取量、通称TDIを算出するとあります。

暫定目標値を設定する際のTDIは、食品安全委員会が示した体重1キログラム当たり20ナノグラムを採用しており、飲用水からのPFOS等の摂取量がTDIの10%以下になるように安全側に立って計算すると、PFOSとPFOAの評価値はそれぞれ50ナノグラム毎リットルとなり、さらに安全側の観点から、PFOSとPFOAの合計値として、50ナノグラム毎リットル以下を目標として定めているとのことでございます。

このように、国の役割として、知見の集積により暫定の目標値が定まっているところであり、国の対応の手引きに基づき、大阪府においては継続的な水環境の監視を、

本市の役割としては、暫定目標値を超過した飲用水を飲まないように啓発を、また、上下水道部において水道水の定期的な水質検査を実施しているところでございます。今後もそれぞれの役割に応じて遂行してまいりたいと思っております。

○三好義治議長 増永議員。

○増永和起議員 聞いていないところまでありがとうございます。

評価書は、残念ながら、それまでの水の暫定目標値の考え方を追認したTDIを設定しましたが、これは、世界でこの間行われてきた人への新しい疫学研究を、まだ証拠が不十分、限定的と言って採用せず、古い動物実験の結果を採用したものです。しかし、評価書は、新しい研究結果を否定し、今までの考え方でよしとしたわけではありません。健康影響に関する情報が不足し、不明な点が多い中、まずは今回設定したTDIを踏まえた対応が速やかに取られることが重要とし、科学的知見が集積してくれば、TDIを見直す根拠となる可能性はあると言っています。TDI設定の時点で既に見直しについても言及しています。評価書9ページの2段落目を御紹介ください。

○三好義治議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 食品安全委員会のPFAS評価書では、将来的に、今回の検討時には不十分であったPFASの健康影響に関する研究・調査結果の一貫性、影響の度合いの臨床的意義、用量反応関係等に関する情報等の科学的知見が集積してくれば、TDIを見直す根拠となる可能性があると言及されています。

○三好義治議長 増永議員。

○増永和起議員 この評価書を読んで、今回設定されたTDI以下であれば絶対に安全

だと宣言したものだと思いますか。

○三好義治議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 現在、この評価書は、国がいろんな過去の論文等を検証された結果、委員の方も現状の非常に専門的な方々が集まって、パブリックコメント等もしっかりとされた上での基準と考えており、この評価書を環境省とか農林水産省等にもリスク管理機関として送っておりますので、まずはそれらの動きを見ながら確認するのが市の立場かと思っております。

○三好義治議長 増永議員。

○増永和起議員 今回の評価書は、これ以上の値は駄目だというTDIを決め、対応を早期に進めるためにつくられたものであり、これ以下なら安全だと宣言したものではありません。今後引き下げることも十分あり得る流動的なものと受け止めるべきです。よって、評価書を受けて環境省が改訂したQ&A集も、暫定目標値以下なら安全だとは書いていません。Q&A集8ページ、Q5とその答えを御紹介ください。

○三好義治議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 PFOS、PFOAに関するQ&A集では、日本の水道に係る暫定目標値の50ナノグラム毎リットルは甘過ぎるのではないかとの問いがございます。現在の暫定目標値は、令和2年当時における安全側に立った考え方を基に設定されており、引き続き、各国、各機関により、さらなる検討がなされており、我が国においても、最新の科学的知見に基づき、暫定目標値の取扱いについて専門家による検討が進められている旨の記載がございます。

○三好義治議長 増永議員。

○増永和起議員 ちょっと読み飛ばしはありましたが、まあいいです。暫定目標値

は4年前の古いもので、今後、最新の知見に基づき検討していくと書いています。

同じく改定された手引き第2版7ページの必要に応じて説明することを御紹介ください。

○三好義治議長 保健福祉部長。

○谷内田保健福祉部長 目標値等については、2020年当時の科学的知見に基づき、体重50キログラムの人が水を一生涯にわたって毎日2リットル飲用したとしても、この濃度以下であれば人の健康に悪影響が生じないと考えられる水準を基に設定されたものであること、それから、現在、目標値等の取扱いについて最新の科学的知見等を踏まえて専門家による検討が進められていること、健康影響に関する情報が不足しており、不明な点が多いことから、さらなる科学的知見の集積に向けて、PFOS、PFOAの健康への影響について調査や研究が進められていることと記載されております。

○三好義治議長 増永議員。

○増永和起議員 手引きも同様に古いものだということを言っています。

さて、摂津市は、現在、水道水がこの暫定目標値以下なら健康に影響はない、安全・安心と宣言していいとお考えですか。

○三好義治議長 保健福祉部長。

○谷内田保健福祉部長 日本の水質の暫定目標値は、2020年に、当時の科学的知見に基づき50ナノグラム毎リットル以下と設定されております。この目標値は、当時、国が持っている知見から、体重50キログラムの人が水を一生涯にわたって毎日2リットル飲用したとしても、この濃度以下であれば人の健康に悪影響が生じないと考えられる水準でございますので、基礎自治体として、国が示した目標値を下回って

いる限りは、現時点では健康影響が生じるものではないと考えております。

○三好義治議長 増永議員。

○増永和起議員 どこに安全って書いてあるんですか。安全と言うんだったら、安全とどこに書いてあるという根拠を示してください。私は、根拠を示しながら、これは2020年当時の話で、今考えている最中だから、この値を上回ったら駄目、急いで対策しましょうと。これを下回ったらオーケーってどこに書いてあるんですか。根拠を示してください。

○三好義治議長 保健福祉部長。

○谷内田保健福祉部長 この目標値を下回っている限りは健康影響がない、また、現在のところ国内において健康影響があった事例がないという報告もございます。先ほど申し上げましたとおり、基礎自治体としては、現在のところ、この国が示した目標値を下回っている限りは健康影響がないという判断をさせていただいております。

○三好義治議長 増永議員。

○増永和起議員 いや、安全ってどこに書いてあるんですかと聞いているんです。この値以下なら健康影響はないってどこに書いてあるんですか。被害の確認は後でまた述べますので、そこをちゃんと言ってください。

○三好義治議長 保健福祉部長。

○谷内田保健福祉部長 国が示しております対応の手引き、それから、Q&A集に明確に安全という言葉は使っておりませんが、健康影響が生じるものではないという表現がございますので、我々としては、その言葉をもって、この目標値を守りたいと考えております。

○三好義治議長 副市長。

○山本副市長 厚生労働省の通知等々により

ますと、暫定目標値以下の水は飲んでは駄目だということにはなっていないことは事実でございます。それ以下の水を飲んではあかんという通知はないと私ども認識しておりますので、飲んではいけないという通知がないということは、飲用していいですよというのが我々基礎自治体の考えでございます。保健福祉部長はそういう意味で答弁したと理解をいたしております。

○三好義治議長 増永議員。

○増永和起議員 飲んではいけないとはもちろん書いていません。それ以上の水を飲んだらあかんということを徹底しましょうと書いてあるわけです。それ以上は駄目です、これは理解が一緒です。それ以下がどうなのかというのは今調べていますというのが答えなんじゃないんですか。だから、安全でもなければ、健康影響がないとかそういうことは言い切れない。飲んだらあかんまでは言われへんけれども、今調べているのでお待ちくださいというのが、食品安全委員会の評価書からの流れについては全部そうだと思うんです。

そやのに、これは大丈夫です、安全ですって、そんなことを言って、後でごろっと値が変わったら、いや、あれ飲んでたやないのという話になるじゃないですか。摂津市が太鼓判を押したことになるんです。そこは皆さんがおっしゃっている正確な情報を伝えてください。手引きについても、Q & A集についても、正確にしようと思って専門家が考えて一生懸命作っているんです。それを勝手に摂津市の解釈でねじ曲げないようにしていただきたいと思います。

次に、母子への影響について伺います。

環境省が行っているエコチル調査で、母親のPFOA等の血中濃度が高いほど子供の染色体異常の発生が多い傾向が見られた

との結果が出ました。エコチル調査とはどういうものか、母親から胎児へのPFOA等の移行のメカニズム、今回の調査結果についても教えてください。

○三好義治議長 こども家庭部長。

○大橋こども家庭部長 エコチル調査は、環境省が企画立案し、胎児期から小児期にかけての化学物質への暴露が子供の健康に与える影響を明らかにするため、平成22年度から、10万組の親子を対象として、大規模かつ長期にわたる出生コホート調査として行われており、世界的にも注目をされているものでございます。

令和6年9月に信州大学が発表したエコチル調査に関する論文では、母親のPFAS暴露が子供の染色体に影響を及ぼす可能性が示唆されております。一方で、今回得られた結果をもって、すぐにPFASと染色体異常の関連性を結論づけることはできないことが記されております。今後、生物学的なメカニズムに関する実験研究や父親の精子に着目した研究、妊娠前からの追跡調査等の必要性があることも示されるなど、さらなる研究の必要性を提案した重要な研究とされているところでございます。

○三好義治議長 増永議員。

○増永和起議員 ありがとうございます。

妊婦から胎盤とか臍帯血を通じて胎児へPFOAが移行することの調査でございます。おっしゃっていただいたように、信州大学研究チームの論文は、世界的な学術誌に認められ、公表されました。症例が少ないとか、染色体異常のほとんどが流産になってしまう。ところが、この流産の分は今回の調査には含まれていないということで、PFOAと染色体異常の関連については妊娠前からの追跡調査等が必要であることを示しました大変重大な研究です。

欧米では、子供への影響をリスク評価の際に重視し、予防原則の観点から厳しい基準に変更しています。未来を担う子供たちのために、安全神話を流すのではなく、国に対してより厳しい基準をと求めていくべきだと思いませんか。

- 三好義治議長　こども家庭部長。
- 大橋こども家庭部長　今回のエコチル調査、信州大学の論文ですけれども、この論文から我々が確認できるのは、既に国の機関でさらなる調査がされていることも分かっておりますので、現時点ではそういう状況の推移を見守るということであると考えております。
- 三好義治議長　増永議員。
- 増永和起議員　NHKスペシャルで、岡山県吉備中央町の3度流産をした女性が、PFASと流産との関連について明らかにしてほしいと語っておられました。さっきも話に出てきましたが、国はPFOA等による健康被害は確認されていないと言いました。それは、被害を確認する調査をしていないからです。被害が拡大してから行政の無作為が問われるようなことにははいけないと思っています。

次に、血液検査について伺います。

食品安全委員会の評価書は、今後への課題として、汚染地域での血液検査について検討することが重要としています。これは以前御紹介いただきました評価書を受けて改定した環境省の手引き第2版にはどう記述しているか、8ページの「なお」以下を御紹介ください。

- 三好義治議長　保健福祉部長。
- 谷内田保健福祉部長　今回改定された手引きにつきましては、リスク評価機関である食品安全委員会が令和6年6月に発出した有機フッ素化合物の食品健康影響評価に、

国や自治体等が血中PFAS濃度測定を実施する場合は、その目的や対象者、実施方法、フォローアップの方法等について慎重に検討する必要があると記載したことを受け、リスク管理機関である環境省がリスク管理の一環として記載したものだと考えております。

一方で、リスク管理機関である環境省の見解として、評価書発出後の令和6年8月に更新されましたPFOS、PFOAに関するQ&A集では、現段階では、どの程度の血中濃度でどのような健康影響が個人に生じるかについて明らかになっていないという見解に変わりはないため、現状、市として独自の血液検査を実施する予定はございません。

- 三好義治議長　増永議員。
- 増永和起議員　御紹介くださいと言っただけで、何も市のことは聞いていないんですけど。この手引きを紹介してくださいと言ったんです。

血液検査のことが書かれているのには、環境省が出した手引きの修正案では、汚染地域での血液検査はかえって不安が増す可能性があるという否定的な文言があったんです。ところが、専門家の方々の論議の中で、健康影響を明らかにするために、疫学研究を行う上で血液検査を行うことも考えられるという書き方に変えられ、明記されたんです。これは皆さんがさっきからおっしゃっている専門家会議での議論の結果です。こういうことをちゃんと受け止めないといけないと言っているんです。

一人一人の健康影響はPFOAの血液検査をしたらすぐ分かる、そんなことは思っていないんです。御紹介した吉備中央町の3度流産した方も血液検査を受けてはるけど、それがイコールPFOAのためやとは

思っていない。分からないんです。だから  
解明してほしいと言っているんです。そう  
いうことをみんな分かっていてやっている  
んです。血液検査をやるのが基準をつく  
るためにも重要でしょう。お答えくださ  
い。

○三好義治議長 保健福祉部長。

○谷内田保健福祉部長 先ほどの答弁は失礼  
いたしました。

血液検査の考えでございますけれども、  
今回の手引きで改定されたことに関しまし  
て、議員もおっしゃっていただいています  
とおり、血液検査を含む疫学研究を科学的  
に評価可能な方法で実施する必要があると  
書いてございました。それを受けまして、  
やはり血液検査を受けた人の精神的な面を  
含めたフォローを含むカウンセリング等の  
支援体制があることが望ましいとも記載さ  
れております。そういったことも受けまし  
て、我々としても対応は考えていかないと  
いけないとは考えており、市としてできる  
部分のところでございますが、市民の健康  
増進とか、がん検診受診促進のための保健  
衛生業務の一環として、市としてきちんと  
やっていけるところをやっていく必要があ  
ると考えております。そこでは、P F O  
S、P F O Aの検出、非検出にかかわら  
ず、がん検診受診率やがん発見率の情報発  
信をしていくことがまず重要であり、そう  
いった正確な情報発信をすることによって  
市民の方の不安を取り除いていく一助にし  
ていきたいと考えております。

○三好義治議長 増永議員。

○増永和起議員 ちょっと前進したお答えや  
ったのかと思いますけれども、市民から血液  
検査を求める要望署名1, 496筆が、1  
2月12日、摂津市に提出されています。  
吉備中央町は血液検査をもう実施しまし

た。摂津市もぜひ実施していただきたいと  
いうことを付け加えておきます。

そして、部長から御答弁がありましたけ  
れども、P F O Aと摂津市の定期健診等の  
数値を結びつけて発表するようなことは、  
今、摂津市は行っておられません。これは  
正しい姿勢だと私は思っています。今後も  
正確な情報発信の観点からこの姿勢を保つ  
よう求めておきます。発信するのなら、血  
液検査と一緒にやって、それを発信してい  
ただきたいと思います。

P F O Aの質問を以上で終わります。

次に、就学援助についてです。

市として充実に努め、貧困対策の土台と  
なる制度として取り組むとのことでした。  
制度の利用率の推移を教えてください。

○三好義治議長 こども家庭部長。

○大橋こども家庭部長 就学援助の認定率で  
ございますけれども、小学生が、令和元年  
度20.4%、令和2年度20.5%、令  
和3年度19%、令和4年度17.8%、  
令和5年度17.1%、中学生におい  
ては、令和元年度24.5%、令和2年度2  
4.4%、令和3年度22.5%、令和4  
年度21.2%、令和5年度19.3%  
で、いずれも減少の傾向にございます。

○三好義治議長 増永議員。

○増永和起議員 非常に利用率が減っていま  
す。どういう周知方法を行っているのか教  
えてください。

○三好義治議長 こども家庭部長。

○大橋こども家庭部長 就学援助制度の周知  
につきましては、制度の内容や申請方法を  
まとめた申請要領を作成し、毎年、学校を  
通じて全ての児童・生徒に配布をしており  
ます。学校においても、教員から保護者  
に対し、制度利用の働きかけをしていただ  
いと聞いております。

また、新小学校1年生となる年齢の児童を対象に、就学前健診の通知文書を発送する際に、就学援助の制度案内を同封することで、対象となる全世帯に直接情報が行き渡るよう周知に取り組んでいるところでございます。

- 三好義治議長 増永議員。
- 増永和起議員 医療券も利用が少ないと聞いています。医療が受けられていない可能性があります。必要な家庭ほど申請につながっていないのかもしれませんが、子供たちを取り残さないように、アウトリーチ等を含めて周知の方法をいろいろと考えていただきたいと思います。どういう工夫をしているのかということも含めて御紹介ください。考えておられることで結構です。
- 三好義治議長 こども家庭部長。
- 大橋こども家庭部長 周知の方法でございますけれども、令和5年度に実施いたしました子どもの生活実態調査の結果から、相対的貧困とされる世帯においても就学援助を利用されていない世帯があることが判明いたしました。制度の周知方法について、改めて課題認識を持ったところでございます。対象となる世帯に対して漏れなく支援を提供できるよう、制度案内について、より分かりやすく内容を工夫するとともに、学校とも連携しながら、さらに、近年増加しております外国籍の市民に対する情報提供の在り方についても検討する必要があると認識しております。
- 三好義治議長 増永議員。
- 増永和起議員 児童扶養手当の申請時に就学援助もお知らせするとか、情報取得も申請もスマホでできるようにするとか、様々な工夫はあると思います。子供たちのためにぜひお願いしたいと思います。

義務教育は無償であると憲法にもうたわれています。所得制限も大きく引き上げて、貧困対策としてだけでなく、子育て支援としてしっかり活用していただきたいと思います。

道路の問題については、引き続き進めさせていただきますよう、よろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

- 三好義治議長 増永議員の質問が終わりました。

次に、藤浦議員。

(藤浦雅彦議員 登壇)

- 藤浦雅彦議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

1番目に、「摂津市行政経営戦略」の次期計画策定についてです。

第4次総合計画において、初めて協働が取り入れられ、今日の行政経営戦略の策定へと進めてこられましたけれども、まずはこれまでの経緯について御答弁をお願いしたいと思います。

次に、2番目、「まちごと元気！健康せつつ21（第3次）」の策定についてでございます。

平成26年にまちごと元気！健康せつつ21第2次計画が策定をされました。そして、北大阪健康医療都市構想がありまして、様々な健康施策を矢継ぎ早に打ち出してこられましたけれども、その経過について御答弁をお願いいたします。

次に、3番目、大正川沿い桜町区域の法定外道路に照明を設置することについてです。

大正川左岸沿いは、道路が細く、狭小区間があり、車両や歩行者がたくさん通られて、夜間の歩行者等の通行に危険な状況があるために道路の照明灯設置が望まれてお

ります。設置することについて御答弁をお願いいたします。

1 回目、以上です。

○三好義治議長 市長公室長。

(平井市長公室長 登壇)

○平井市長公室長 第4次総合計画策定から行政経営戦略に至るまでの協働に関する考え方の経緯についての御質問にお答えいたします。

第4次総合計画につきましては、平成23年度から令和2年度までの10年を計画期間とし、摂津市の将来像、方向性、目標を示すものとして策定された計画でございます。

策定におきましては、各種意識調査や市民会議等の開催を通じて市民の御意見を集め、本市の目指す将来像、みんなが育むつながりのまち摂津を含む基本構想及び基本計画等が決定されたものでございます。

また、目指す将来像の実現に向け、市民、事業者、行政など、摂津市に関わる皆様が主体性を持って、互いの特性を尊重しながら、共通の目標を達成するために、対等な立場で連携・協力を行っていくという協働のまちづくりを進めていくこととしております。

現在の行政経営戦略は、この基本構想を5年延長により引き継いでいるものであり、さらに今回、1年延長させていただき、しっかりと考え方の検討を進めているところでございます。

○三好義治議長 保健福祉部長。

(谷内田保健福祉部長 登壇)

○谷内田保健福祉部長 まちごと元気！健康せつつ21の第2次計画の経過について、御質問にお答えいたします。

本市では、国が推進する21世紀における第二次国民健康づくり運動や、第1次計

画から抽出した新たな健康課題や社会情勢を踏まえ、平成26年3月にまちごと元気！健康せつつ21第2次計画を策定いたしました。

まちごと元気！健康せつつ21第2次計画は、当初は令和5年度までを計画期間とするもので、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を基本目標として、1、発症予防、重症化予防、2、地域の仲間とともに楽しく健康づくり、3、歩きたくなる、でかけたくなる町づくり、4、健康を支え、守るためにみんなで健康づくり、この四つの活動指針に基づき取組を進めてまいりました。

平成28年3月には、まちごと元気！推進プランを策定し、このプランでは、健康せつつ21との整合性を図りつつ、これを補強・強化するもので、北大阪健康医療都市を中心に、循環器病をはじめとする生活習慣病の予防・健康づくりに関する先進的なモデル地域を目指すという健康・医療のまちづくりの視点を加えるものでした。

平成31年3月には、健康せつつ21第2次計画の中間見直しを行い、次期計画を第3次大阪府健康増進計画を踏まえた計画とするため、計画期間を1年延長して令和6年度までの計画期間といたしました。

○三好義治議長 建設部長。

(永田建設部長 登壇)

○永田建設部長 大正川左岸沿い道路の照明灯設置についての御質問にお答えいたします。

桜町一丁目地内にある大正川左岸の道路は、大阪府が管理する河川堤防の天端上の河川管理用通路を兼用道路として市が占用し、表面を管理しております。現況幅員は、一部区間で狭小な区間もあり、車両の離合が難しく、歩行者等の通行に支障となる状況が見られ、議員が御提案の道路照明

施設については、特に夜間における歩行者等の交通事故防止を図ることを目的として、必要性は認識しております。

そのため、河川堤防の構造と管理上の制約など、堤内地側の設置箇所等の検討が必要となりますことから、河川管理者の大阪府茨木土木事務所と照明施設設置の可能性について検討してまいりたいと考えております。

○三好義治議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 それでは、2回目からは一問一答でお願いいたします。

1番目の摂津市行政経営戦略について。

策定までの経緯を御答弁いただきました。

第4次総合計画の策定に当たりましては、平成21年4月より、公募市民による摂津市まちづくり市民会議が組織され、12回の会議を重ねて、平成21年9月に市民会議提言書を森山市長に提出されました。その答申では、まちづくりの指針として、協働によるまちづくりとして、まちづくり市民会議から始まった協働による計画策定の過程を模範としつつ、計画の目指す将来像であるみんなが育むつながりのまち摂津の実現に取り組まれるよう望むとありました。その後、摂津市総合計画審議会を通して基本構想、総合計画が策定。第3次総合計画の総括と合わせますと3年間をかけて策定されております。

それまで、私などは、先輩議員から受け継いで、協働のまちづくりについて随分議会で訴え続けてまいりました。なかなか受け入れてもらえない分厚い壁を感じてきましたが、まさにベルリンの壁が崩壊するような思いでございました。第4次総合計画策定後に、森山市長が先頭に立って市民に協働のまちづくりを熱心に訴えていかれた

ことを記憶しています。そのことは、市民のみならず、市職員の協働に対する意識改革を伴っていたと思います。当時としては180度大転換の第4次総合計画であり、高く評価するものでありました。

しかし、その協働の意識改革は、まちづくり市民会議が考える協働までは至っていない、いわゆる自治会などの地縁組織が主軸になっているのではないかということが、その後の取組で分かってまいりました。

2回目に、次期計画策定に向けた取組手法及びスケジュールについて御答弁をお願いしたいと思います。

○三好義治議長 市長公室長。

○平井市長公室長 御質問にお答えいたします。

現在、次期行政経営戦略の全体像について検討しているところでございますが、並行して改定に必要な調査等を実施していくため、今年度末までに計画策定支援業務に係る委託契約事務を進めてまいりたいと考えております。契約締結後につきましては、市民意識調査、人口ビジョンの分析及び現行政経営戦略の総括等を進めてまいりたいと考えております。

また、令和7年度におきましては、次期行政経営戦略の目指す将来像やまちづくりの目標など基本構想部分を策定していくとともに、令和8年度にかけ、次期行政経営戦略の基本計画部分の策定に向け、KPI指標等について担当部局との調整を進めてまいりたいと考えております。

○三好義治議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 御答弁によりまして、令和7年度より本格的に進められ、令和8年度に策定されることは分かりました。

3回目に、次期計画に向けて総括すべき

課題について御答弁をお願いしたいと思います。

○三好義治議長 市長公室長。

○平井市長公室長 次期行政経営戦略の策定におきましては、さらなる人口減少、少子高齢化などの社会情勢の変化や、総括で整理した各分野の課題等を勘案し、方向性を示していく必要がございます。今後、担当部局との連携強化を図りながら、市民意識調査の分析や、これまでの取組及びK P Iの振り返り等を進めてまいりたいと考えております。

また、現行政経営戦略におきましては、各施策を推進するための考え方として、ビルド・アンド・スクラップ、スマート自治体の推進、協働・パートナーシップの推進、経営資源の調達、人材の組織的な育成という五つの視点を行政経営方針として掲げ、取組を進めているところでございます。次期行政経営戦略の策定に当たりましては、この五つの視点の成果等についても検証していく必要があるものと考えております。

○三好義治議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 ありがとうございます。

第1次行政経営戦略策定におきまして、私は、SDG sを盛り込むことと、計画の周知及び毎年の検証結果をデジタルサイネージを使って市民に周知することを強く訴えてまいりました。希望どおりにSDG sを多く盛り込んでいただいた計画とされ、そして、検証結果についてもデジタルサイネージで周知されていたことを評価したいと思います。

また、総括課題として、ビルド・アンド・スクラップ、スマート自治体の推進、協働・パートナーシップの推進、経営資源の調達、人材の組織的な育成という五つの

視点の成果も検証していただくということでございます。どうかしっかりと検証をお願いしたいと思います。

先日、つながりのまち摂津の推進団体の方から、街頭P Rやポスター貼りなどの活動以外にも、もっともっと積極的な取組が必要だという御意見もお聴きをしています。そうしたことも含めて総括をしていただきたいと思います。

ところで、さきに申し上げました本市の協働は、地縁組織が主軸になって、それ以外の市民活動団体と両輪になるところまでは進んでいないことについて、どのように認識をされているのか、御答弁をお願いしたいと思います。

○三好義治議長 市長公室長。

○平井市長公室長 地域コミュニティを維持していく上で、自治会・町会をはじめとする地縁団体の皆様は大変重要な存在であると思っております。また、自治会・町会等の方々には、協働の取組における主体的な役割を担っていただけてきたところであると考えております。

また、引き継いできた将来像であるみんなが育むつながりのまち摂津を掲げまして、自治連合会、老人クラブ連合会、民生児童委員協議会、社会福祉協議会の4団体とも継続的に進めてきているほか、民間事業者等との包括連携などにも取り組んできたところでございます。

○三好義治議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 地縁組織が非常に大事だということは私も認識をしているわけですが、もう一方が育っていないのではないかとっているわけでございます。

摂津市の第4次総合計画の策定完了が平成22年11月30日でございます。また、摂津市のコミュニティプラザの完成は

平成22年3月でした。計画段階からの協働の考え方が注入されて、市民活動の一大拠点を目指して、1階には市民交流スペースが置かれ、中間支援を行う予定であったと思います。

また、開所当時は、市役所に市民活動支援の部署を設けて、コミュニティプラザの事務所に職員を配置されました。コミュニティプラザを拠点に、摂津市における協働と市民活動支援の指針を策定し、摂津市民公益活動補助金事業などを展開されていることは評価をいたしますけれども、現在、職員は、市民活動支援の現場であるコミュニティプラザ事務所から引き揚げ、コミュニティプラザには中間支援の拠点もありません。これは誠に残念なことになっています。市民活動の一大拠点となることを期待されたコミュニティプラザがそうならなかったのは、しっかりと検証する必要があると思います。

摂津市における協働と市民公益活動支援の指針の中に、市役所の協働力の向上という項目があります。私も様々な組織で、行政と協働で催しを実施していますが、実施に至るまでには、信頼性、継続性、制度上の壁など、幾つもの壁があるように思いました。そして、決して行政のほうから声かけ、呼びかけがあって始めたわけでもなく、こちらから提案をして実施に至っています。本来は行政から協働に対する呼びかけがあってもよいと思いますが、市役所の協働力はまだまだ未成熟であると思います。

市民活動団体の多くは行政との協働を希望していることを考えると、市民活動団体が育つかどうかは、市の協働力の向上と関係があるのではないのでしょうか。そうしたことも踏まえて、次期行政経営戦略の策定

に当たっては、協働の新たな視点での取組が必要であると思いますが、認識をお答えいただきたいと思います。

○三好義治議長 市長公室長。

○平井市長公室長 現行政経営戦略におきましては、行政経営方針の協働・パートナーシップの視点を掲げ、あらゆる分野の施策の取組を進めているものでございます。協働につきましても、さらに取組を広げていく必要があると考えているところでございます。協働のさらなる取組につきましても、現行政経営戦略の総括を進める中で、これまでの取組の効果を検証し、検討してまいりたいと考えております。

○三好義治議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 中間支援組織ができていないのは、本市の協働が進んでいないことが大きな原因であり、そういうこともしっかり受け止めて総括をお願いしたいと思います。

最後に、市長に、本市の協働の現状と今後の目指す方向性についてどのように考えておられるのか、また、市長自らが意識改革の先頭に立つことについてのお考えを御答弁お願いしたいと思います。

○三好義治議長 市長。

○嶋野市長 協働についての考えでございます。

今の行政経営戦略の中でも協働という精神がうたわれておまして、それに基づいて、十分じゃないかも分かりませんが、取組を進めてきているところかと私も認識をしています。その中で、藤浦議員におかれましては、あまりにも地縁団体、地縁組織に頼り過ぎているというか、そこにばかり目が行ってるんじゃないのかという御指摘かと思っています。

ただ、議員もおっしゃっておられたよう

に、引き続き地縁組織、地縁団体はやはり重要でございます。その地縁団体が、今、非常に厳しい状況であることを我々も理解しておりますので、実際に汗をかいておられる皆さんの声もお聴かせいただきながら、この地縁組織、地縁団体にしっかりと目を向けていきながら支援もしていきたいと考えているところでございます。

もう一方の市民公益活動団体であるとか、あるいは企業、事業所も含めて、そういった皆さんとも、これからさらに協働の精神というか、パートナーシップをより強くしていきながらまちづくりを進めていくことは当然の話かと思っております。また、その芽は、少しずつかもしれないけれど、出てきているように私も感じています。今年の10月12日に市長に就任させていただき、およそ2か月、いろいろなイベントにも参加させていただきましたし、その中で汗をかいておられる皆様方の声もお聴かせいただいております。その中で、これまでになかったような取組も間違いなく出てきておりますし、それは、もちろん行政としても指導していきながら進んできたものもありますし、逆に、市民公益活動支援団体の皆さんから提案があつて形になってきたものもでございます。そういったものをしっかりと的確に受け止めていきながら、議員がおっしゃっているような協働のあるべき姿については、私も同様に感じておりますので、それに向かってしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○三好義治議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 力強い御答弁をいただきました。今回の行政経営戦略の策定については大きなチャンスだと思いますので、大きな機会と捉えて、ある意味では本市が生き

残るための最後のチャンスかも分かりません。それぐらいの勢いでこの策定に取り組んでいただくことをお願いしておきたいと思っております。

次に、2番目のまちごと元気！健康せつつ21についてです。

答弁にありましたように、まちごと元気！推進プランは、市長公室長が大阪府から来られて、北大阪健康医療都市をにらんで携われたものです。また、少し前には、摂津みんなで体操三部作の普及で健康づくりグループ活動発表会も開催されたり、まちごとフィットネス！ヘルシータウンせつつ事業で10コースのウォーキングコースを設定して、うきうきせつつ健保会とともにうきうきウォーキングの開催をされたり、また、健幸マイレージの開始と健幸ノートの配布、その中には、せつつムーンウォークプロジェクトと題しまして、みんなで月まで歩こうというのもありました。ムーンメーターというのも設置されておりました。野菜もりもり生活というのもありました。どれも私は推進に関わってきましたけれども、健幸マイレージなどは3年がかりで導入をお願いしたことを思い出しております。

また、平成29年4月には摂津市健康づくり推進条例が施行されまして、路上喫煙禁止地区も指定されました。あの頃は健康政策にはものすごい勢いを感じておりましたけれども、その後、コロナ禍もありまして、それぞれの取組に勢いがなくなったように思っています。

第2次計画も令和6年度が最終年となりますけれども、最終評価についてどのようになっているのか、御答弁をお願いしたいと思います。

○三好義治議長 保健福祉部長。

○谷内田保健福祉部長 まちごと元気！健康  
せつつ21の第2次計画は、令和6年7月に最終評価を行っております。最終評価項目数は64項目で、そのうち目標を達成した項目が18項目、目標は達成していないものの数値が改善できている項目が14項目、中間評価時点から改善が認められなかった項目が32項目となっております。

基本目標である健康寿命の延伸につきましては、男女ともに平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加が見られたため、目標達成となりました。一方で、胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診などの受診率、心疾患の標準化死亡比、休養・睡眠、こころの健康など、全評価項目のうち半分は改善が認められない項目となったため、これらを基に本市の現状と課題を把握し、国や大阪府の方針、それから取組を踏まえまして、次期計画策定へとつなげていきたいと考えております。

○三好義治議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 評価を御答弁いただきました。コロナ禍等の影響が大きかったということですが、結果としては、基本目標の健康寿命の延伸については目標を達成したということなので、評価したいと思います。しかし、様々な取組を展開したのであれば、その目標を大きく突き抜けて、いい結果になってもよかったと私は思っています。それぞれの個々の目標では課題が残っていますので、そういうこともしっかり検証していただきたいと思います。

そして、次期計画策定はもう既に始まっていることと思いますが、その進捗状況と策定スケジュールについて御答弁をお願いいたします。

○三好義治議長 保健福祉部長。

○谷内田保健福祉部長 まちごと元気！健康

せつつ21（第3次）の進捗状況といたしましては、第2次計画の評価の基礎資料及び第3次計画策定のエビデンスとするため、令和6年1月にアンケート調査を実施しております。このアンケート調査は、市内公立の小学校5年生及び中学校2年生、それから、16歳から19歳の市民及び20歳以上の市民の方を対象として行い、アンケート配布数4,944人のうち2,732人の方に御回答をいただいております。回答率は55.3%となっております。

アンケート調査結果や各種統計資料等を分析いたしまして、本市の現状と課題を把握の上、第3次計画の素案を作成いたします。計画策定について、保健医療関係者、それから学識経験者などから意見を聴取するため、健康づくり推進協議会を、令和6年5月、7月、9月、11月と4回開催いたしております。

今後のスケジュールといたしましては、令和7年1月下旬頃から第3次計画についてパブリックコメントを行う予定でございます。パブリックコメント終了後の3月には、健康づくり推進協議会から計画策定について答申をいただき、計画策定を完了する予定となっております。

○三好義治議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 御答弁で、既に素案が策定されておられて、目を通させていただきました。1月にはパブリックコメントも実施、そして3月には策定が完了するというところでございます。その中では、先ほどありました第3次計画の課題についても明確にされていると思いますので、改めて御答弁をお願いしたいと思います。

○三好義治議長 保健福祉部長。

○谷内田保健福祉部長 第3次計画におきま

しても、第2次計画に引き続いて、健康寿命の延伸、健康格差の縮小を基本目標とすることを考えております。健康寿命の延伸のための課題といたしましては、がんや糖尿病などの生活習慣病への対策をはじめとした個人の行動や健康状態の改善、生活機能の維持・向上に加え、それらを促す環境づくりが課題であると考えております。

○三好義治議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 第3次計画におきましても健康寿命の延伸が基本目標であるとのことでございます。

摂津市は健康都市宣言を行っておられます。また、北大阪健康医療都市を抱えて、そして健康づくり推進条例を持っている市として、健康寿命を劇的に伸ばして名実ともにナンバーワンを目指せると思います。そのためにはどのようなことが必要なのか、御答弁をお願いしたいと思います。

○三好義治議長 保健福祉部長。

○谷内田保健福祉部長 健康寿命の延伸を阻害する最大の要因は、がんや糖尿病などの生活習慣病であると考えております。その多くは、日頃の不健全な生活の積み重ねによって引き起こされるものであり、適度な運動、バランスの取れた食事の摂取、過度な飲酒の抑制や禁煙など、生活習慣を改善することで生活習慣病の発症予防につながるものと考えております。また、早期発見・早期治療を行うことが重要であり、定期的な健康診断の受診、それから医療機関の早期受診が重症化予防につながるものと考えております。

健康寿命を延ばすためには、生活習慣の改善や生活習慣病の早期発見、重症化予防などにつながる様々な取組を一つ一つ積み重ねるとともに、健康への関心の薄い人を含めて、誰もが健康づくりに取り組むこと

ができる社会環境づくりを推し進めていくことが必要であると考えております。

○三好義治議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 御答弁ありがとうございます。

健康寿命を劇的に延ばすことは、先ほど言われた計画の個々の目標を達成していけば実現すると思います。しかし、市民には、第2次計画であった推進プランのような取り組みやすい計画も必要だと思うんです。第3次では、ぜひこういった推進プランのようなものを作成いただきますようお願いしておきたいと思います。

また、それに付随して、現状、例えば健康マイレージやうきうきせつウオーキング、摂津みんな体操など様々な取組が継続中ですが、第3次計画ではこれをどのように推進していくことになるのか、御答弁をお願いしたいと思います。

○三好義治議長 保健福祉部長。

○谷内田保健福祉部長 第3次計画における進捗管理といたしましては、摂津市健康づくり推進協議会において、計画の達成状況を年度ごとに検証し、評価することで、栄養や食生活、身体活動、運動、喫煙・飲酒対策や、誰もが健康につながる行動ができる社会環境づくりなど、様々な取組の推進を図ってまいりたいと考えております。

具体的には、毎年度、第3次計画に基づく各事業の進捗状況や事業効果を把握し、課題を分析の上、摂津市健康づくり推進協議会に報告し、計画の進捗について御意見をいただくことで、取組について検証し、改善を図っていくことを考えております。

現在、健康づくり推進協議会からいただいた御意見を基に新たな取組を検討するとともに、国立循環器病研究センターや国立健康・栄養研究所など関係機関と連携した

取組についても検討するなど、計画策定後において様々な健康施策を展開できるよう取り組んでおります。

○三好義治議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 ありがとうございます。

ちょっと分かりにくかったですけども、続けている各事業について、進捗状況や事業効果を把握して、そしてしっかり分析して、さらに展開をしていくということなので、また個々の具体的な結果についても教えていただきたいと思います。そして、より強固に展開していただくようお願いしておきたいと思います。

次に、第3次計画に当たって健康寿命ナンバーワン都市を目指すことが重要だと思いますけれども、市長がリーダーシップを取ってナンバーワン都市を目指すことの決意について御答弁をお願いしたいと思います。

○三好義治議長 市長。

○嶋野市長 これまで、藤浦議員が摂津市民の健康を本当に重視していただいて、本会議の場でも様々な発言をしていただいたことについては、私も敬意を表したいと思っておりますし、またこれからもぜひいろんな立場から御指導といたしますか、御意見をいただきたいと思っております。

先ほど保健福祉部長から答弁をいたしましたけれども、健康寿命延伸阻害の最大の原因が生活習慣病であるという答弁があったかと思えます。ライフスタイルも本当に多岐にわたっておりますし、生活習慣という点で申し上げますと、いろいろな変化も出てきているのかと思っております。

その中で、生活習慣病に着目をして何をすべきなのかについて、もう一度理解を深めていながら、市民の皆さんに理解をしていただく、そしてまた、こういう取組を

すれば生活習慣病が防げるんですということを分かりやすくお伝えしていきながら実行していただく、そのためのいろいろな工夫が求められているんだろうと考えております。

そういったことも含めて、何度もこの本会議でも、そして以前からも申し上げておりますけれども、ウェルビーイング、つまり、その場限りじゃなくて持続性のある幸せを実現していただくためには、健康、それも心と体の両方の健康が不可欠だと私も考えております。そういったことをしっかりとこれから訴えていきたいと思っております。

また、北大阪健康医療都市（健都）もできましたし、摂津市は大きな武器を持っているまちだと私も認識をしております。研究所の様々な知識を分かりやすく市民の皆様方にお伝えしていきながら、必要であるならば、何か分かりやすい標語も用いながら、より市民の皆様方のウェルビーイングを実現していけるように私自身も取り組んでいきたいと思っております。

○三好義治議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 ありがとうございます。

もう一度、コロナ禍前のような健康に対する強い勢いでナンバーワン都市をぜひ目指していただきたい。私も全力で頑張りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、3番目の大正川沿い桜町区域の法定外道路照明設置についても、しっかりといい御答弁をいただきましたので、検討いただいて、設置に向けて取り組んでいただきますようお願い申し上げます。私の今年最後の質問を終わります。

○三好義治議長 藤浦議員の質問が終わりま

した。

暫時休憩します。

(午前 11 時 46 分 休憩)

(午後 0 時 59 分 再開)

○三好義治議長 休憩前に引き続き再開します。

次に、松本議員。

(松本暁彦議員 登壇)

○松本暁彦議員 それでは、順位に基づき質問をさせていただきます。

1、新型コロナワクチン健康被害者に寄り添った対応について。

まず、本市等での新型コロナワクチン接種の累計や世代別状況、そして、令和6年度の定期接種の接種者数についてお聞かせください。

2、協働のまちづくり推進条例について。

私ども会派の光好議員が力を入れて取り組んでいる施策です。

本市でも、高齢化、核家族化や、個人の価値観の多様化などによって、地域を支える人材が不足し、住民同士のつながりが希薄化しています。これにより、地域コミュニティの機能が弱まり、様々な問題が顕在化している中、協働のまちづくり推進条例の制定に向け取り組まれています。改めて、その目的と経緯についてお聞かせください。

3、PFOAに関する研究等の進捗等について。

まず、今年6月に、内閣府食品安全委員会が食品健康影響評価をまとめる等、動きが出てきています。国の取組状況はどのようになっているのか、お聞かせください。

4、災害に備えた人・組織の育成について。

まず、今年1月に発災した能登半島地震での市職員の災害派遣の状況はどうであったか、お聞かせください。

5、委託保健師等の処遇改善について。

まず、乳幼児健診の体制について、どのようにされているのか、お聞かせください。

6、中学校の部活動等における全国大会補助について。

まず、現行の学校部活動の全国大会補助制度について、どのようなものか、お聞かせください。

7、子どものスマホ依存対策、(1) スマホ育児について。

近年、スマホ育児というものが増え、一般化されてきていると感じます。そこで、市として、スマホ育児の現状をどう認識しているか、お聞かせください。

7の(2) 児童・生徒のスマホ依存について。

近年、子供たちのスマートフォン依存が高まっていると感じています。まず、本市における子供たちのスマホ使用の現状はどのようなものか、お聞かせください。

7の(3) ICT教育の弊害について。

まず、学校での1人1台のタブレット端末使用状況についてお聞かせください。

8、台風時でのごみ収集中止基準等について。

今年8月、台風が大阪府を直撃しました。実際は土曜日でしたが、平日の直撃が予想されたため、市民の方からごみを出しても大丈夫なのかという問合せがあり、市に相談させていただきました。現在の台風時におけるごみ収集の対応についてお聞かせください。

9、環境センター跡地のモニタリングについて。

住民の不安解消にモニタリングが重要な手法であると認識しています。まず、環境センター解体時のモニタリングについて、どう検討しているのか、お聞かせください。

10、魅力的なポテンシャルを有する鶴野中央公園について。

これまで、新幹線公園や明和池公園の価値向上の取組を提言してきました。市としても様々な取組を進めており、これらの公園のポテンシャルが発揮されてきていると認識しています。特に、明和池公園においては、幅広い世代の方々の日曜利用のみならず、イベントにも活用され、地域のにぎわい創出にも寄与していると感じています。高く評価をしております。

そのような中、環境センター跡地に鶴野中央公園が都市計画決定されました。多くの方に利用される魅力的な公園になることを期待していますが、この新たに整備する公園の持つポテンシャルについて、どう捉えているのか、お聞かせください。

1回目は以上です。

○三好義治議長 保健福祉部長。

(谷内田保健福祉部長 登壇)

○谷内田保健福祉部長 新型コロナワクチン接種に係る接種率や回数等についての御質問にお答えいたします。

令和3年4月16日から令和6年3月31日までの間で実施していた特例臨時接種について、全国で約80%の方が1回以上接種を受けておられます。

摂津市民の世代別接種者数ですが、累計で、ゼロ歳以上から11歳以下で2,099回、12歳以上から64歳以下で15万2,306回、65歳以上で11万7,938回の、合計27万2,343回の接種となっております。

また、本年10月より始まった65歳以上を対象とした定期接種については、10月は1,684人、11月は1,675人で、合計3,359人の方が接種しております。

○三好義治議長 生活環境部長。

(吉田生活環境部長 登壇)

○吉田生活環境部長 (仮称) 摂津市協働のまちづくり推進条例の制定の目的と経緯についての御質問にお答えいたします。

現在検討を進めております(仮称)摂津市協働のまちづくり推進条例は、市民や地域コミュニティ団体、市民公益活動団体、事業者による地域活動や市民公益活動を活発化し、多様な担い手による協働のまちづくりを広げていくことで、持続可能で活力のある地域社会の実現を図ることを目的として制定しようとするものでございます。

近年、少子高齢化や核家族化、単身世帯の増加など社会構造の変化や、ライフスタイル、価値観の多様化などにより地域コミュニティが希薄化してきております。自治会においても、加入率が年々減少傾向にある中、自治会の連合組織であります摂津市自治連合会から、令和4年5月に、自治会のみならず、地域のこども会、老人クラブ連合会、校区等福祉委員会などの団体や、市民活動団体、事業者などが連携し、地域の活性化が図られるまちづくり条例の制定の御要望がなされました。この内容は、本市行政経営戦略の中で示しております協働のまちづくりの考え方にも合致するものでありますことから、市といたしましても、令和5年度から条例の制定に向けて作業を進めてきたところでございます。

続きまして、ペルフルオロオクタン酸、通称PFOAに係る国の取組の状況についての御質問にお答えいたします。

議員からの紹介があつたとおり、内閣府食品安全委員会が、国内初となる有機フッ素化合物PFASに係る食品健康影響評価を行い、令和6年6月25日に評価書を取りまとめました。その結果、食品健康影響の指標は、耐容一日摂取量、通称TDIとして、PFOA、PFOSともに体重1キログラム当たり20ナノグラムと設定することが妥当であると判断され、評価書は、リスク評価機関である食品安全委員会から、リスク管理機関である環境省、農林水産省等に通知されたところです。

この食品健康影響評価を踏まえ、環境省では、PFOS・PFOAに係る水質の目標値等の専門家会議を令和6年7月17日に開催し、まず、飲用暴露防止の観点から、水道水の目標値の取扱いについて論点整理を開始したことを把握しております。

また、環境省に設置されたもう一つの専門家会議であるPFASに対する総合戦略検討専門家会議も令和6年8月1日に開催され、PFASに関するさらなる科学的知見の充実等について議論されております。

本市といたしましては、引き続き、このような国の知見の集積の状況と情報の収集に努めてまいりたいと考えております。

○三好義治議長 総務部副理事。

(辻総務部副理事 登壇)

○辻総務部副理事 能登半島地震の支援に係る本市職員の派遣実績についての御質問にお答えいたします。

本市では、被災された能登半島地域の住民の避難生活支援及び一日も早い復旧・復興の一助となるべく、多岐にわたる内容の支援を行ってまいりました。具体的に申し上げますと、緊急消防援助隊の後方支援に4名、被災建築物の応急危険度判定に2名、応急給水活動に4名、応急復旧活動と

して上水道の漏水調査業務に2名、避難所等での被災者支援に5名、及び罹災証明書発行業務の支援に1名の計18名を派遣いたしております。その他、社会福祉協議会も、災害ボランティアセンターの運営支援に1名を派遣されております。

○三好義治議長 こども家庭部長。

(大橋こども家庭部長 登壇)

○大橋こども家庭部長 乳幼児健診の実施体制についての御質問にお答えいたします。

集団で実施している各種乳幼児一般健康診査等につきましては、市の職員である担当保健師が主に全体の運営を担い、健診会場における子供の診察、計測、発達状況の確認や相談、指導などについては、医師会、歯科医師会、看護師会等の医療関係機関に委託や個別の協力依頼を行っております。

各種乳幼児一般健康診査に協力いただいている専門職は、診察を行う医師、歯科医師のほか、看護師や歯科衛生士、保健師、栄養士、保育士、心理士といった多様な専門職であり、本市の子供たちの健やかな成長に寄与していただいているところでございます。

続きまして、スマホ育児の現状認識についての御質問にお答えいたします。

いわゆるスマホ育児については、現在、定義がございませんが、子供におとなしくしてほしいとき、親が何か用事をしたいときなど、子供にスマートフォンやタブレット型端末を持たせ、映像などを見せたり操作させたりすること、また、それらをしつけ等に使用することなどをいうと認識しております。

令和3年版の総務省情報通信白書によると、子育て世代の年齢に相当する人のスマートフォン等の利用率については、18歳

から29歳で98.7%、30歳から39歳で98.8%、40歳から49歳で96.2%と、100%に近い割合であるという報告があり、恐らく多くの親御さんが子供に対して何らかの形でスマートフォン等を利活用しているものと推測できます。

○三好義治議長 教育総務部長。

(安田教育総務部長 登壇)

○安田教育総務部長 学校部活動の全国大会補助制度についての御質問にお答えいたします。

現在、学校部活動において、全国大会に出場した際の補助については、摂津市学校部活動対外競技参加激励金交付要綱により定めております。この激励金は、部活動の発展と充実を図ることを目的に、本市に所在する学校の部活動が全国規模もしくは国際規模の大会に参加する際に、その費用の一部を補助することとしております。

全国規模の大会やコンクールに出場する際は、個人で1万円、2名の団体であれば2万円、3名以上の団体であれば3万円、国際規模の大会やコンクールに出場する際は、全国規模の倍の激励金を部活動団体に交付しております。

なお、令和5年度は、第一中学校ソフトボール部が全日本中学生ソフトボール大会に参加した際、今年度では、第一中学校吹奏楽部が全日本マーチングコンテストに出場した際に交付いたしております。

続きまして、子供たちのスマートフォン依存の現状についての御質問にお答えいたします。

近年、スマートフォン等の普及により、子供たちのスマートフォン使用時間は増加しており、スマートフォンが常にそばにないと落ち着かないという子供たちも少なからずおります。

令和6年度全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙によりますと、スマートフォンを使って1日当たり1時間以上SNSや動画視聴している本市の小学生が59.6%、中学3年生では86.3%、3時間以上の小学6年生が28.2%、中学3年生では43.3%となっており、いずれも全国や大阪府に比べ上回っております。

また、スマートフォンを含めたテレビゲームを1日当たり1時間以上している小学6年生が79.7%、中学3年生では76.1%であり、3時間以上の小学6年生が40.8%、中学3年生では37.7%となっており、この割合も全国や大阪府に比べ多い状況でございます。

続きまして、1人1台端末の活用状況についての御質問にお答えいたします。

全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協同的な学びを実現するGIGAスクール構想に基づき、全児童・生徒に1人1台端末を整備し、ICT教育の推進に取り組んでまいりました。学校の授業では、インターネットを活用した調べ学習や、自分の考えを説明するプレゼンテーションを行う場面などで、1人1台端末を日常的に活用できるようになるなど、利活用は進んでいると捉えており、令和6年度全国学力・学習状況調査において、「授業でICT機器をほぼ毎日活用している」と回答した割合は、小・中学校いずれも全国より高い値となっております。

引き続き、ICTを活用することで、教育の質の向上に努め、児童・生徒一人一人の可能性を最大限に引き出してまいります。

○三好義治議長 生活環境部理事。

(西川生活環境部理事 登壇)

○西川生活環境部理事 現在の台風時におけ

るごみ収集の対応についての御質問にお答えします。

ごみ収集業務は、市民生活に深く関わっていることから、決められた日に出されたごみについては、その日のうちに収集することを基本としております。しかしながら、台風が接近する可能性が高まった場合、ごみ出し時の強風による転倒や、ごみの飛散、収集車両の横転事故など、様々な危険が伴う可能性がございます。そのため、早い段階から、ごみ収集が行われるかの問合せを市民の皆様から数多くいただいております。

その際には、可能であるなら、当日のごみ出しは自粛していただき、次回のごみ収集日に出していただくよう、また、もしごみを出される場合は、午前9時までに出していただくようお願いするとともに、道路事情や収集に関わる安全性の確保の観点から、通常時に比べ収集時間が早まったり遅れたりする可能性があることをお伝えし、当日のごみ収集に努めております。

続きまして、環境センター解体時におけるモニタリングについての御質問にお答えします。

鶴野地域の公共施設の再編につきましては、今後、環境センターの解体を予定しております。解体工事に当たりましては、騒音や振動、粉じんなどを心配する御意見を周辺住民の方々からいただいております。そのため、解体時には、低騒音型重機の使用や散水による粉じん対応など、周辺環境対策を検討・実施する予定としております。また、騒音や振動につきましては、工事期間中の常時監視を行うほか、粉じんなどの調査も予定するなど、解体工事の期間を通してモニタリングを行ってまいります。

なお、具体的な周辺環境対策やモニタリングの詳細につきましては、今後、解体工事発注仕様書を作成する際に検討を行うこととしております。その際には、他自治体の清掃工場の解体工事における周辺環境対策も参考にしながら、近隣住民の皆様配慮した解体工事を行ってまいりたいと考えております。

○三好義治議長 建設部長。

(永田建設部長 登壇)

○永田建設部長 都市計画公園「鶴野中央公園」のポテンシャルについての御質問にお答えいたします。

議員がお示しのとおり、環境センター廃止後の跡地活用として高台公園を整備することとしており、令和6年12月3日に都市計画公園「鶴野中央公園」の都市計画を決定したところでございます。

公園の特性としましては、立地や面積、施設の種類などが挙げられますが、まず、鶴野中央公園の立地は、モノレール摂津駅から大正川天端道路で直結しており、徒歩約7分の位置にございます。大規模な駐車場を併設することは困難であります。鉄軌道によるアクセスはよく、イベント等が開催されるときには市外からの来訪者も期待できると考えております。

公園面積につきましては、河川堤防天端まで盛土を行うこととしておりますので、盛土範囲によりましては、明和池公園と同等の広場が整備できる面積、おおむね1ヘクタールは確保できるものと考えております。

公園の施設の種類につきましては、遊びや運動といった日常利用のほか、イベントやレクリエーションでの活用、また、一時避難場所の確保など、幅広い利用を念頭に、遊具や休憩所など様々な施設を工夫し

て設置することが可能と考えております。

これらのことから、地域の活性化拠点となるほか、安全・安心の向上といった効果をもたらすポテンシャルを有しているものと考えております。

○三好義治議長 松本議員。

○松本暁彦議員 これよりは一問一答形式でお願いいたします。

まず、新型コロナワクチンの健康被害者について。

接種状況は理解しました。

次に、新型コロナワクチン接種での予防接種健康被害救済制度の全国並びに本市の申請等の状況をお聞かせください。

○三好義治議長 保健福祉部長。

○谷内田保健福祉部長 令和6年12月12日現在で、国で受理した新型コロナワクチン接種に係る健康被害救済制度の進達件数は1万2,532件、そのうち認定件数が8,598件、否認件数が2,796件で、保留が14件となっております。

本市におけます国への進達件数は、重複を含めまして9件で、認定件数が1件、否認件数が5件、結果待ちが3件となっております。また、進達から結果通知が出るまでに要する期間は、6か月から1年ほどとなっております。

○三好義治議長 松本議員。

○松本暁彦議員 全国で多くの健康被害者が出ており、本市でも健康被害救済の認定が出たと認識しました。全国で死亡認定は900人を超えています。

以前、各種ワクチンの健康被害認定の中で過去最多になっていると指摘しましたが、制度設立以降のインフルエンザやBCGといった新型コロナワクチン以外の認定の累計に関して、全国並びに本市の状況をお聞かせください。

○三好義治議長 保健福祉部長。

○谷内田保健福祉部長 厚生労働省健康局調べでは、昭和52年2月から令和3年度末時点で認定件数は3,522件となっております。

摂津市におきましては、確認できる範囲で、平成5年以降、認定件数は1件となっております。

○三好義治議長 松本議員。

○松本暁彦議員 2024年11月1日のNHK「ザ・ライブ ルポ コロナワクチンと健康被害」で、専門家が「およそ8,000件が認定されているが、これは氷山の一角ではないか。過去45年間のコロナワクチン以外、全てのワクチンの健康被害救済の認定数と比べると2倍以上、死亡は5.7倍。たった3年間、たった一つのワクチンで前代未聞の数」と指摘しています。

私は、自衛隊在職時、任務達成のために、そして部下の命を守るために、様々な状況下での徹底したリスク管理が指揮官には求められると教えられ、実践をしてきました。

2年前の9月には、新型コロナウイルス感染症の重症化率と致死率が、いずれも季節性インフルエンザと同程度、あるいは低くなっていると財務省資料で指摘されています。その時点で、コロナワクチンはデメリットがメリットを凌駕し、もはやリスクの塊でしかない。健康を守るためのワクチンで、多くの方々がむしろ健康を害し、あるいは亡くなっている。これは異常なことです。加えて、長期的な検証がなされていない以上、将来的な健康被害の懸念もあります。国民の命、健康を過剰かつ不必要なリスクにさらし続ける国の姿勢に危機感しかありません。

改めて、新型コロナワクチンのリスクを市はどう評価しているのか、お聞かせください。

○三好義治議長 保健福祉部長。

○谷内田保健福祉部長 新型コロナワクチンとそのほかのワクチンのリスクの比較につきましては、ワクチンの種類によって、接種回数や頻度、それから対象者等が異なることから、単純に比較することは難しいと考えておりますが、健康被害救済制度の認定件数から見ますと、新型コロナワクチンの健康被害者は、ほかのワクチンに比べて多いと認識しております。

一方で、ワクチンの安全性の検証は、薬事承認を出される国においてなされており、これまでの国の厚生科学審議会で継続的に審議が行われており、本年7月の審議会においても特段の懸念は認められていないことを確認しております。

○三好義治議長 松本議員。

○松本暁彦議員 怖い話ですね。前代未聞の健康被害リスクを有するワクチンが問題ない、接種をし続けると。安全性が改善されない限り、打てば打つほどに健康被害者は増え続けるでしょう。怖い、その一言に尽きるかと思えます。国に対して、コロナワクチンの安全性の再検証を市は求めるべきです。要望いたします。

さて、新型コロナウイルスが弱毒化したことと、いろんな健康被害リスクを有することについては、少なくとも私の本会議質問を通して2年前から市は認識していると理解しています。その上で、今年度からの定期接種の委託料の一部を市が負担しています。なぜですか。例えば、泉大津市では補助を出していません。また、市民からは接種を推奨しているのではないかと指摘がありますが、市が助成する理由をお聞かせ

ください。

○三好義治議長 保健福祉部長。

○谷内田保健福祉部長 新型コロナウイルスワクチンは、予防接種法で、個人の発病またはその重症化を防止し、併せて、その蔓延予防に資することを目的とするB類疾病の定期接種に位置づけられております。法におきまして、B類疾病の定期接種は努力義務も勧奨もなしとされており、本市におきましても接種勧奨などは行っておりません。市は、あくまでも接種を希望する市民に対して速やかに接種できる環境を整えているところでございまして、接種費用1万6,170円のうち、接種者の自己負担額は北摂7市3町で協議した結果の3,000円となっております。残りの1万3,170円のうち8,300円を国が、4,870円を市が負担しております。全額自己負担にしない理由につきましても、接種を希望する市民が経済的な問題を理由に接種できないことがないようにするためであり、接種を推奨するためではございません。

○三好義治議長 松本議員。

○松本暁彦議員 推奨ではないとのことですが、健康被害リスクの言葉もなく、ただただ打ちやすさで検討されたとのこと、大変残念だと思います。また、市としてお金を出したからには、接種に関して市民への責任が一層重くなるものと考えます。その責任をどう果たされるのでしょうか。

先ほど紹介した泉大津市では、救済制度申請での支援金制度を実施しています。本市も健康被害者に寄り添った支援を行うべきではないでしょうか。

そこで、救済制度の申請にはどのような手続と費用がかかるのか、お聞かせください。

○三好義治議長 保健福祉部長。

○谷内田保健福祉部長 申請手続につきましては、一般的には、かかりつけ医などに受診・相談を実施した後に、市に申請をいただくものであると考えております。

この手続自体にかかる費用はございませんが、かかりつけ医にかかった際の医療費や、申請の際に提出が必要となります一部の文書作成料が必要であると認識しております。具体的に必要な書類作成料は、病院が発行する受診証明書約3,000円及び診療録のコピー代であると認識しております。

○三好義治議長 松本議員。

○松本暁彦議員 健康被害救済制度に係る要領については理解しました。

申請者は、健康被害を抱えながら、あるいは遺族がそのような苦労や費用を払って取り組むのです。加えて、申請後も長期間待たなければなりません。本当につらいことだと思います。少しでも健康被害に遭われた方に寄り添った対応が必要です。

そこで、それら申請の円滑化や経済面などの支援を行うべきと考えますが、市の見解をお聞かせください。

○三好義治議長 保健福祉部長。

○谷内田保健福祉部長 健康被害救済制度の申請に当たっては、一定の専門知識が必要となることから、健康被害を訴えられる方に寄り添うために、専門職の保健師による丁寧な聞き取り、相談など、窓口の対応を通じて手厚くサポートを実施しております。また、市民が制度を知らないということが、この申請が出てこない大きな要因だと考えておりますので、必要な方に必要な情報が届くように、広報紙などを活用し、しっかりと周知していきたいと考えております。

助成制度の創設につきましては、予防接種健康被害救済制度自体は健康被害が認定された方への支援であるため、現段階で市として独自に申請にかかる費用の助成を行うことは難しいと考えておりますが、そういった声があることも事実でございます。今後、大阪府や国に対して、経済的支援について検討するように要望を行ってまいります。また、併せて、手続の簡素化・迅速化等についても、国・大阪府に対して要望するとともに、実施方法について研究してまいります。

○三好義治議長 松本議員。

○松本暁彦議員 健康被害に寄り添った対応をされる保健師には感謝申し上げます。また、潜在的な健康被害者も意識されたのは適切です。もろもろ取り組まれるよう要望いたします。

異例の事態が現在進行形で起きています。補助等は前市長が決められました。よって、嶋野市長には、今後、健康被害について、市民のためにどうあるべきか、お考えをお聞きしたいと思います。

○三好義治議長 市長。

○嶋野市長 予防接種を受けたことによって健康被害が出たかもしれないと感じられた方に対しまして、速やかに健康被害救済制度を利用できる環境を整備していくことは極めて重要であると考えております。

ただ、市民の中には、こういった救済制度があることについて御存じじゃないことで利用できなかったということは避けるべき状況でございます。先ほど部長も答弁いたしましたけれども、引き続き周知の方法につきましては徹底をしていきたいと考えているところでございます。

先ほど、議員から費用の負担について考えてくれないかというお話もございまし

た。これも、部長の答弁の中で、市独自でやるのは難しいけれども、大阪府であったり国には要望していくというお話もございましたので、そのことは私も重く受け止めていきたいと思っております。

議員からこれまでも新型コロナワクチン接種のリスクについて本会議の中で指摘をしていただいたことについては私も理解しております。確かに数字だけを見てみると、ほかのワクチンと比べますと、やっぱりリスクはあるのかということについては、私も一定理解はしております。残念ながら、これだけではなくて、ワクチンの接種によって様々な反応が生じるわけがございます。そういったことも踏まえていきながら、今後、市民の皆さんに安心をしていただける制度の周知に努めていきたいと考えております。

○三好義治議長 松本議員。

○松本暁彦議員 市長、ありがとうございます。国・大阪府への要望と市としての支援充実の検討をよろしく願いいたします。

このことに関しては、市の担当部署も矛盾の中で苦しんでいると思います。健康被害の対応というのは当該部署が行い、その悲鳴を聴いているわけです。私ですら、そういった悲しみ、怒りのメールをいただくと、やはり心が苦しくなり、何かしなければならぬ気持ちを抱かずにはいられません。市民、そして理事者にとっても、健康被害者に寄り添った支援を充実させるということは望ましい、そう思うところです。

この件については以上です。

次に、協働のまちづくり推進条例について。

制定の目的と経緯について理解しました。

自治連合会からの要望を受け、令和5年

度より条例制定に向けて作業を進められていますが、これまでどのような取組をされてきたのか、進捗状況も併せてお聞かせください。

○三好義治議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 条例制定に向けての取組といたしましては、令和5年度は、市の職員で構成する条例制定検討委員会を設置し、他市の条例も参考にしながら、条例に規定する内容等の検討を進め、同年度末に検討委員会による条例の素案を作成いたしました。

令和6年度におきましては、作成いたしました条例素案を地域団体や市民活動団体などに提示して、条例素案に対する御意見をお聴きするとともに、地域団体等の代表の方に一堂に集まいただき、条例素案について意見の交換を行いました。各団体には様々な御意見をいただき、先般、市の考えを回答させていただいたところでございます。

現在は、いただいた御意見等を踏まえ、条例案の修正を行ったところであり、間もなく、広く市民の意見を聴くためパブリックコメントを実施してまいります。そして、パブリックコメントでの意見を踏まえ、条例の最終案を作成し、次の市議会定例会において条例議案を提出する予定といたしております。

○三好義治議長 松本議員。

○松本暁彦議員 条例制定に向け、地域団体などの代表の方々が一堂に会し、条例素案に関する意見交換を行ったとのことですが、いただいた意見をいかにして実効性のあるものにしていくのか、制定後の取組も重要です。多様な担い手による協働のまちづくりを広げ、持続可能な活力のある地域社会を実現するには、継続的に議論する場

が必要であると考えます。条例制定後も施策の実現に向け取り組んでいくことが重要と考えますが、市の見解をお聞かせください。

○三好義治議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 (仮称) 摂津市協働のまちづくり推進条例は、協働のまちづくりの推進についての基本原則を明らかにして、その方向性を示し、まちづくりの多様な主体の連携の下、協働のまちづくりを推進していくという内容で、言わば理念条例に分類されるものでございます。しかしながら、修正した条例案では、協働のまちづくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、協働のまちづくり推進計画を策定する旨の規定を追加することとし、単なる理念条例とはならず、実効性を担保できるものとなるように見直しをしております。

また、協働のまちづくり推進計画の策定に当たっては、附属機関として設置する協働のまちづくり推進委員会の意見を聴くこととし、同委員会の委員には、有識者をはじめ、地域団体や市民活動団体の代表の方、公募の市民などにも参画していただくことを予定しております。

このように、条例施行後においては、協働のまちづくり推進計画を策定し、その計画で示された取組の進捗管理を行うことで、協働のまちづくりの推進に関する施策の計画的な推進を図ってまいりたいと考えております。

○三好義治議長 松本議員。

○松本暁彦議員 協働のまちづくり推進委員会を設置され、進捗管理を行うこと、計画的な推進を図られるとのことで、その意気込みを評価させていただきます。条例の制定がゴールではなく、継続的に議論を重ね

ることで協働のまちづくりを具体的に推進していくことが重要です。鋭意取組を要望いたします。今後の取組を期待しております。

この件は以上です。

次に、PFOAに関する研究等について。

国の状況は理解しました。

さて、吉備中央町の話になりますが、飲用水において暫定目標値を大きく上回る数値が検出され、健康不安の声が上がっていると認識しています。吉備中央町健康影響について、国等で議論されているのか、お聞かせください。

○三好義治議長 保健福祉部長。

○谷内田保健福祉部長 令和6年8月1日に開催されましたPFASに対する総合戦略検討専門家会議の資料の中に、自治体における健康状態の把握等に関する対応事例として吉備中央町の取組が記載されております。この環境省の資料によりますと、吉備中央町に設置された吉備中央町健康影響対策委員会の報告書において、町からの依頼を受けた岡山大学大学院が実施した健康影響に関する評価結果では、特定健康診査、後期高齢者等健康診査及び低出生体重・早産についてのデータの分析を実施し、全項目とも、PFOS、PFOAの暴露を要因として対象の地域において有病割合が増加している傾向は観察されていないとの報告がなされております。

○三好義治議長 松本議員。

○松本暁彦議員 健康影響の状況については理解しました。

また、先日のNHKの放送では、農作物への不安や、汚泥肥料にPFASが高濃度で含まれており、不安を感じる報道がなされておりました。農作物や汚泥肥料につい

て、国の見解や調査・研究は進んでいるのか、お聞かせください。

○三好義治議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 食品安全委員会が取りまとめた食品健康影響評価書では、通常の一般的な国民の食生活から食品を通じて摂取される程度のPFOS及びPFOAによっては著しい健康影響を生じる状況にはないものと考えられ、PFOS及びPFOA等のリスクを過剰に懸念して食生活を変更することには、栄養学的な過不足等の新たなリスクをもたらすおそれがあるとの見解が示されております。

こうした見解を受け、農林水産省は、各産地で収穫・水揚げされた様々な品目を摂取する等、引き続きバランスよく摂取することがまずは重要であると、同省のホームページ「食品中のPFASに関するQ&A」の中で述べられております。

また、汚泥肥料につきましては、農林水産省が、汚泥肥料中のPFOS及びPFOAの濃度に関する情報として分析結果を公表しております。そこでは、現時点での考え方として、今回得られた分析結果のうち最も高い濃度を示した汚泥肥料を用いて生産された農作物を毎日食べ続けた場合であっても、現在得られている知見の下での試算では、食品安全委員会が示した耐容一日摂取量を超過することはないと述べられております。

○三好義治議長 松本議員。

○松本暁彦議員 汚泥肥料と農作物への影響は理解しました。

様々な国の研究や知見の集積状況をお聞きしましたけども、市としてはどのような取組を行っていくのか、お聞かせください。

○三好義治議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 本市では、これまで、

有機フッ素化合物に関するホームページを立ち上げ、情報を発信してまいりました。令和5年に環境省が公表したPFOS、PFOAに関するQ&A集、先ほど申し上げました食品安全委員会が取りまとめた食品健康影響評価に記載の有害影響を評価するための指標となる生物学的事象、いわゆるエンドポイントごとに検討内容を記載する等、タイムリーな情報発信に努めているところでございます。

また、環境省がQ&A集の内容をさらに平易に説明したリーフレットを作成しており、それを窓口に配架し、市民とのリスクコミュニケーションのツールとして活用しております。

今後も、先ほど申し上げた農林水産省の見解や調査結果等、国から得られる確かな情報を基に適切な情報発信に努めてまいります。

○三好義治議長 松本議員。

○松本暁彦議員 情報発信をしっかりと行ってもらいたいと思います。引き続き、市民の不安解消のため、PFOA対策を着実に進められるよう、そして、風評被害防止も図られるよう要望いたします。

この件については以上です。

次に、災害に備えた人・組織について。

能登半島地震で、各部から18名以上の多くの職員を派遣したことを理解いたしました。高く評価いたします。

能登半島地震での経験は、本市の業務にも生かさなければなりません。職員の派遣実績を踏まえた防災危機管理上の人・組織の育成について、市の見解をお聞かせください。

○三好義治議長 総務部副理事。

○辻総務部副理事 能登半島地震のそれぞれの被災地におきまして本市の職員が経験し

た業務は、当然ながら、摂津市で地震が起こったときにも必ず必要になってくるものばかりで、決して時間とともに風化させてはならないものであると考えております。それらの財産を職員間で共有し、今後の人材育成につなげていくために最も効果的なのは、形に残し受け継ぐことであると考えております。

一例を申し上げますと、現在順次作成しております避難所運営マニュアルにそれらの経験を盛り込んでおります。また、各地域での自主防災訓練におきましても、様々なアドバイスをさせていただくことで、災害対応の生の経験を市民の皆様にごフィードバックできればと考えております。

今後も様々な地域で災害は起こると思えますけれども、その際には、積極的に職員を派遣し、全体の奉仕者としての使命にお応えしていくとともに、被災地における支援を通じて様々な経験を積ませていただけたらと考えております。

- 三好義治議長 松本議員。
- 松本暁彦議員 災害時にはしっかりと派遣していただければと思います。

また、大阪北部地震でも他市等から支援を受けたように、外部団体との連携は重要です。近年、消防本部は自衛隊と積極的に訓練をしておりますが、その取組についてお聞かせください。

- 三好義治議長 消防長。
- 松田消防長 大規模災害が発生し、被災した自治体や都道府県が対応できない場合は、都道府県知事や市町村長などの派遣要請に基づいて自衛隊が派遣され、被災地で活動いただくこととなります。本市域を管轄していただいておりますのは、兵庫県伊丹市に駐屯地を構えておられます第36普通科連隊でございます。

有事の際には、この普通科連隊との連携した活動が必須となるため、本市の現状を認識していただく必要がございます。このため、令和5年10月には、防災危機管理課、消防本部及び自衛隊で合同研修会を実施いたしまして、実際に市内の避難所、公共施設等の巡回、さらに、本市にとって最大の被害が想定される水害時の対応において、特に淀川や安威川などの一級河川を視察していただくことで、有事の際の活動拠点、活動方法を共有するなどの実地研修を実施いたしました。

さらに、令和6年11月には、伊丹駐屯地の訓練施設を使用させていただき、消防本部の救助隊員と陸上自衛隊の活動隊員とが合同救助訓練を実施するなど、お互いのスキルアップを目指し、連携を強固なものにできるよう努めているところでございます。

今後の予定といたしましても、年明けの1月14日、15日に、市内の事業所におきまして土砂埋没時の活動要領訓練を合同で実施する予定でございます。

このような訓練を継続実施し、活動隊員同士が顔の見える関係を構築することで、万が一の大災害が発生した際にはスムーズな災害救助活動ができるものと考えております。

- 三好義治議長 松本議員。
- 松本暁彦議員 取組状況を理解いたしました。市民のためになるものと高く評価いたします。

その観点で、総合防災演習もその役割を果たします。顔を合わせる機会提供は必要です。総合防災演習については以前からも要望しておりますが、市の見解をお聞かせください。

- 三好義治議長 総務部副理事。

○辻総務部副理事 本市の総合防災演習は、令和元年度に実施して以降、新型コロナウイルス感染症の影響等により実施できておりません。その間、本市では人事異動等もあり、訓練に参加いただいております各種関係機関におきましても同様の事情があることで、お互いに顔の見える関係性は若干ながらも後退したと言わざるを得ません。

来年度から再開を予定しております総合防災演習におきましては、災害時に効果的な応急対策が講じられるよう、技術の確認及び向上にとどまらず、お互いに顔の見える関係性の重要性を意識し、互いに密な連携が取れるよう、総合防災演習の内容を充実させていきたいと考えております。

○三好義治議長 松本議員。

○松本暁彦議員 総合防災演習をぜひ再開されるよう、様々な機会、訓練を通じて、しっかりと危機管理を担う人材育成を行ってください。市民の命を災害から守れる人・組織、そして体制づくりに取り組まれるよう要望いたします。

この件については以上です。

次に、委託保健師等の処遇改善について。

乳幼児健診で保健師等の様々な専門職の方々が活躍され、本市の子育てを担っていることを理解しました。

その保健師の方々が、健診従事者への謝礼等の処遇改善の要望書を提出されたとお聞きしています。このことについて、市の見解をお聞かせください。

○三好義治議長 こども家庭部長。

○大橋こども家庭部長 近年、物価が高騰する一方、賃金も上昇する現状でございます。先ほども御答弁申し上げましたが、乳幼児健康診査については、多職種の皆様に

御尽力をいただいておりますので、様々な職種の現行の謝礼等について、他自治体の状況等も確認しつつ、必要に応じて是正に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

○三好義治議長 松本議員。

○松本暁彦議員 ぜひとも検討されるよう要望いたします。

新規の委託保健師を獲得することが難しい現状もお聞きしております。乳幼児の健康を支える重要な業務を担う健診従事者の方々、本市にとってはなくてはならない方々の待遇を適切にさせていただくよう要望いたします。

これにつきましては以上です。

次に、中学校の部活動等における全国大会補助について。

現制度は理解しました。

答弁にもありましたけども、今年11月16日に第一中学校の吹奏楽部がマーチングバンド全国大会に出場し、銀賞を獲得いたしました。大変素晴らしいことと思います。ただ、今の制度上、補助は3万円ですが、実際に大会登録料2万円、部員33人の本番当日のバス代10万円、リハーサル、練習での移動経費等々がかかっています。これらを部費、生徒会費、職員、OB、OGのカンパ、保護者の支援で賄っているとのこと。今回は大阪府内でしたけども、遠方であれば宿泊費も必要になります。ある保護者は、一生に一度あるかなかの全国大会だから、気兼ねなく子供には参加してもらいたい、子供に負担は気にしてほしくないと言っておりました。

公立学校の部活でもあり、保護者負担を減らすよう制度を見直すべきですが、市の見解をお聞かせください。

○三好義治議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 部活動は、生徒の体力向上や健康増進はもちろん、連帯感や社会性を育むことが期待でき、本市の子供たちが部活動に励み、努力の結果、全国大会に参加できることは、かけがえのない経験になり、大変喜ばしいことだと考えております。一方、議員が御指摘のとおり、全国規模の大会に参加するとなれば、移動費等、保護者の負担も大きくなる場合もございます。

今後、部活動地域移行も視野に入れながら、他市状況も参考に、激励金の交付の在り方について研究をしてみたいと思います。

○三好義治議長 松本議員。

○松本暁彦議員 例えば、神奈川県厚木市では、公立中学校に関して、全国大会等で宿泊費1泊1人につき9,000円を上限にする等の補助を行っております。本市においても、他市事例を踏まえ、日頃の頑張りの結果、全国大会に出場することになった子供たちが気持ちよく参加できるよう、補助の在り方について改善されるよう要望いたします。

この件につきましては以上です。

次に、スマホ育児について。

市の認識は理解しました。

ベビーカーに乗った幼児がスマホ等を見ている光景はよく目にします。このスマホ育児については、メリット、デメリットが様々に指摘されていますが、市としてはどう認識しているのか、お聞かせください。

こども家庭部長。

○三好義治議長 こども家庭部長。

○大橋こども家庭部長 スマートフォン等を育児に利活用するメリットといたしましては、知育教材や学習アプリの活用が考えられます。また、デメリットとしては、子供にスマートフォンを長時間与えてしまうこ

とで、目や首に負担がかかり、視力低下や姿勢が悪くなるおそれがあることや、悪質なコンテンツに入ってしまうこと、将来的なスマホ依存症につながる可能性があることなどが言われております。

平成31年、WHO、すなわち世界保健機構は、小児の健康な成長に関するガイドラインを発表し、1歳児では、スマートフォンなどのデジタルデバイスの視聴は推奨されないこと、また、2歳から4歳までのデジタルデバイスの視聴時間は1日1時間未満であることを提言しておりますが、国内においては具体的なガイドラインなどはない状況でございます。

今後も、スマートフォン等の乳幼児への利活用については、賛否両論、議論がなされるものと思われまます。母子保健といたしましては、子供の心身の健やかな成長という観点から、親子のスキンシップやコミュニケーション、外遊びなどによる体力づくりなどを推奨し、指導しているところでございます。

○三好義治議長 松本議員。

○松本暁彦議員 スマホ育児についてはデメリットを指摘する意見が多いと認識しています。親子のスキンシップ等の機会損失は重大です。そして、デメリットを知らない家庭ほどスマホ育児に偏りがちになっている現状があるかと思えます。かといって、スマホ育児をやめなさいというのも難しいところがあります。

そのことを踏まえ、私は、スマホ育児の特にデメリットを保護者が適切に把握することがまずは大切かと考えます。ぜひともスマホ育児における啓発活動を検討し、行うよう要望いたします。

この件については以上です。

次に、児童・生徒のスマホ依存対策につ

いて。

本市の子供たちのスマホ使用時間は全国に比べ多い現状は理解しました。

スマホ育児のデメリットは、先ほど質問しましたけれども、児童・生徒においてもスマホ使用でのデメリットは当然あります。多くの研究で、スマホの長期使用は、睡眠障害、鬱、記憶力や集中力、学力の低下、そして依存になることを指摘しており、大変懸念しております。スマホの長期使用のデメリットについては市はどう認識しているのか、お聞かせください。

○三好義治議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 スマートフォンの使用時間が長くなると、相対的に学習や睡眠に充てる時間が短くなるだけでなく、夜間にブルーライトを浴びることにより睡眠の質の低下につながり、とりわけ大人に比べ脳が発達の過程にある子供については、学習や健康により悪影響を及ぼすとされております。また、家族や友人との対話でのコミュニケーションの機会が減少し、社会性やコミュニケーション能力の発達に影響を与えることが考えられ、SNSでのトラブルやネットいじめなどにつながる可能性が懸念されます。

○三好義治議長 松本議員。

○松本暁彦議員 デメリットについては認識いたしました。

加えて、スマホにはSNS問題もあります。SNSを使用するほど自己肯定感が低下し、あるいは、先ほどありましたいじめ問題、そして犯罪に巻き込まれることも多々発生をしております。その懸念は世界共通であり、オーストラリアでは16歳未満のSNS禁止法案が先月可決されています。

これらのデメリットをしっかりと児童・

生徒、そして保護者が認識するなど、スマホ対策を講じる必要があるかと思いますが、学校におけるスマホ依存対策の取組をお聞かせください。

○三好義治議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 スマートフォンを使用しているゲームやSNS、動画視聴時間についても年々増加傾向にあり、学習面や健康面での影響を踏まえ、スマートフォンを適切に利用することが重要であると捉えております。

学校においては、自己管理能力を育むことを目的に、情報モラル教材などを活用し、情報モラル教育を推進しております。また、各家庭に対しては、全国学力・学習状況調査などから分かる現状をお伝えするとともに、各家庭でスマートフォンの使用について改めて考えるきっかけとなるよう啓発に努めております。

○三好義治議長 松本議員。

○松本暁彦議員 現状の取組は理解をしました。

スマホ依存対策は、ルールづくりなど、子供たち自身に考えさせることも重要かと思えます。その点もぜひ検討して実施をしていただきたいと思えます。これについては要望といたします。

以上です。

次に、ICT教育の弊害について。

タブレット端末を有意義に活用しているものと理解をしました。

一方で、IT先進国で知られるスウェーデンでは、生徒の読解力が低下していることを踏まえ、昨年からはタブレット等の利用時間は削減され、本を読む時間や手書きの練習に重点が置かれ、また、脳科学者の川島隆太東北大学教授の仙台市の学校での研究事例でも、電子端末での作業は脳が活性

化しないことが発表されています。

また、本市の学校でも、タブレット端末で授業とは全く違うことをしていたりとか、退屈しのぎの操作をする等、授業に集中できていない児童・生徒がいるとお聞きをしております。実際、市の学力も伸び悩んでいるかと思えます。

これらを踏まえて、タブレット端末使用のデメリットが明らかになってきていますが、市はどう認識しているのか、お聞かせください。

○三好義治議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 タブレット端末の活用におけるデメリットについては、インターネットを用いて簡単に検索できるため、考えることなく調べてしまうことにつながるなど、活用の方法によっては想像力や思考力を十分につけることができないことが懸念されております。また、デジタル教材のみに頼ることや、手書きの回数が減るなどにより、学習内容の定着に影響を及ぼす可能性がございます。教育活動の様々な場面においてタブレット端末を活用することのメリット、デメリットを教員自身が考え、効果的に活用することが大切であることを踏まえ、具体的な活用方法について助言するなど、子供たちにとってよりよい学びとなるよう取り組んでおります。

○三好義治議長 松本議員。

○松本暁彦議員 タブレット端末の使用に関しては、めり張りをつける必要があるかと思えます。とりわけ脳や神経系が未発達である小学校低学年では、体験的活動を重視すべきです。スマホとタブレット端末の乱用は思考力を養いません。その上、様々な体験的な学びやコミュニケーション力向上の機会損失も発生し、生きる力を育むことを阻害しかねないものです。家ではスマ

ホ、学校ではタブレット端末と、1日中電子端末漬けとならぬよう、教育委員会として、タブレット端末活用についてのガイドラインの策定を要望いたします。

また、想像力や語彙力を高める読書活動の重要性は、これまで幾度も議論してまいりました。しかしながら、スマホ等の長期使用で読書活動が低下する傾向にあります。この対応について、どうお考えか、お聞かせください。

○三好義治議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 読書活動は、子供たちの豊かな情操や学力向上、さらには豊かな人間性を育む上で非常に大切なものと捉えております。

スマートフォンの長時間の使用により子供の読書時間が減少する中、読書習慣を身につけることが必要であると考えております。子供たちが自ら読書活動を進めていくためには、子供たちが本を好きになり、読書の魅力を感じる出会いが大切でございます。

引き続き、担任や学校読書活動推進支援員による読み聞かせや、子供同士がお勧めの本を紹介することなど、様々な本に触れる活動を進め、子供たちの読書習慣を確立できるよう進めてまいります。

○三好義治議長 松本議員。

○松本暁彦議員 ぜひ子供たちの読書習慣を確立できるよう要望いたします。それには、ゼロ歳からのブックスタートや、就学前教育での読書機会を増やすなど、総合的な対応も要望いたします。

これまでの話をまとめると、スマホ、タブレット端末の使用は、特に成長過程の子供にとっては、依存性など様々なリスクがあるということです。スティーブ・ジョブズやビル・ゲイツが、自分の子供にはスマ

ホ、タブレット端末を厳しく制限していたという話は有名です。まさにリスク管理をしていたことにほかなりません。

私は、スマホ等によって、学力格差だけでなく、生きる力の差も生じ、結果、貧富の格差がさらに広がるものと懸念をしております。スマホ育児のように、早ければゼロ歳児から接するがため、大きな問題です。子供たちは環境を選ばず、大人が責任を持って適切な環境を提供しなければならないと考えます。

最後に、スマホ依存対策について、総括的に教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

○三好義治議長 教育長。

○若狭教育長 学校へ行きまして授業を見た後、授業者と話をいたしますと、本当に一つの教室にいろんな子供たちがいる、教室はまさに多様な子供たちの集まりではないかと思うことがあります。学力定着に課題のある子だけでなく、人とはかなり違う個性や、それから認知特性、発達特性で黒板をノートに写すことができない、あるいは、大きな音とか匂いに敏感である、教室の人数そのものが非常に苦手であるとか、みんなの前で発表するのがしんどい、そんな子供たちがたくさんいます。

誰一人取り残さない教育、これが非常に大事であります。そのためには、今導入されています1人1台のタブレットは欠かせない、必要不可欠ではないかと思っています。

タブレットを活用することで、本当に一人一人の習熟に応じて個別的な学習を同時に進めることができます。発表が苦手な子、多人数で話し合うことが苦手な子が、タブレットを少し活用するだけで共同的な学習が進むことになります。体育なんかで

は、自分でそれまで意識できなかった自分のスポーツをする姿でありますとか運動する姿を録画して、直ちにそれを見て自己調整する、そんな力を伸ばすことも可能です。教室になかなか入れない子供が、オンラインを使うことで一緒に参加する。そういう意味では、多様な子供たちのそれぞれの学びを保障するために、ICT、あるいはスマホ、タブレットといった機器は本当に大事なものだと思っております。

ところが、こうしたものは生き物ではありませんし、体の一部ではございません。単なるテクノロジー、道具にしすぎないんです。それぞれの学びとか育ち、これを支える道具に縛られるようでは本末転倒になっていると思っております。

スマホやタブレットの画面、スクリーンを介したバーチャルな世界、それから、議員もおっしゃっていた現実体験、リアルでフィジカルな現実世界のバランスが大事やと思っています。

先ほどの体育の自己調整力を伸ばす取組のように、バーチャルを介してフィジカルを伸ばしていくようなこともたくさんございますけれど、例えば、乳幼児期の子がお母さんと見詰め合う、あるいは、チョウチョウと一緒に見る、視線を共有する共同注視、そうしたものはフィジカル、現実でしかできないと思います。

小学校の子供たちが、1キログラムの重さってこれぐらい、1キロメートルってこれぐらいの向こうにある長さやとか、それから広さとか温度とか、本当にその時期に大事な量感覚というんですか、これも、今の1人1台のタブレットやスマホレベルのICT、バーチャルではとても味わうことのできないものです。

中学生が時間を忘れて話し合っ、目を

見ながら、顔を合わせながら話し合いをやることで脳波が同期するという話も聞きます。一緒に苦労したことで、いつまでたっても、何年か先に一人が思い出すことでみんなが思い出すような記憶の共有、そういった体験もフィジカル、現実でしかできないと思っています。

バランスが大事です。道具に振り回されないように、道具をうまく使っていかなければならないと思っています。

議員がおっしゃるスマホ依存は、子供の問題というよりも、私は大人の問題ではないかと思っています。学校で先生、教員が調べ学習を指示するときに、教員自身が、インターネットのファクトチェックの重要性でありますとか、記者の名前が載っている新聞で調べるとか、発行者が明らかな図書室に行って本で調べるとか、そうしたアナログの検索のよさを理解しているかどうか、御家庭でそれぞれ保護者が新聞や読書をしている姿を子供たちに見せているかどうか、スポーツを楽しんでいる姿を見せているかどうか。

何よりも、今、電車に乗ったときに、ほとんどの人がスマホを片手に画面を見えています。カフェで、レストランで、集いの場所で、大人が複数いるのに、それぞれスマホを持って検索している、画面を眺めている、こういった事態をおかしいと思うような感覚が鈍ってきているのではないかと思います。

そういう意味では、子供と一緒にルールを考えたり、保護者と子供、それから地域の方を啓発するいろんな取組はもちろん大事ですけど、まずは私たちが率先垂範して、スマホを少し片手から外して現実を楽しむとか、そういったバランスを子供たちに見せていく姿勢が大事なのかと思ってお

ります。そうした取組を皆さんと一緒にぜひ進めていきたいと考えております。

○三好義治議長 松本議員。

○松本暁彦議員 丁寧な御答弁ありがとうございます。

スマホ依存対策については、子供たちと保護者、教師、学校、教育委員会、そして、教育長もおっしゃいましたけども、私たち大人の誰しものが取り組む、そういった流れを議会からも応援できればと思います。そういった点では、スマホに負けぬよう、読書活動を一層強化すべく、読書活動推進条例制定も検討されてはいかがでしょうか。

スマホ依存は、まさに現代病とも言えます。私自身も、タブレットを持ったら、1時間つい見えてしまうのもよくあることで、その1時間で何ができたんだろうと、本当に機会損失を考えてしまいます。成長過程の子供たちにとっては、なおのこと機会損失が大きいかと思っています。子供たちのスマホ依存対策をリスク管理の観点からもしっかりと推進されるよう要望いたします。

これについては以上です。

次に、台風時でのごみ収集中止基準について。

取組は理解しました。

その取組の中で、現状、ごみ収集の中止基準がなく、問題と捉えています。例えば大阪市では、最大風速25メートル以上の暴風が吹くことが予測される場合、資源ごみ等の一部収集を中止し、最大風速30メートル以上の暴風の場合、全ての収集を中止する基準を設けています。

そこで、台風時の中止基準を設けることについて、市の見解をお聞かせください。

○三好義治議長 生活環境部理事。

○西川生活環境部理事 台風の接近に伴い、ごみの排出や収集に危険を伴う可能性がありますことから、台風時におけるごみの収集中止の判断基準を設定している自治体があることは把握しております。近隣では、御紹介いただきました大阪市や守口市が、中止決定するタイミングや気象状況、収集中止の対象となるごみの種類などを設定しており、その判断基準についてはホームページで公表しております。

両市からは、これまで、判断基準に基づきごみ収集を中止したケースはなく、台風接近時には、本市と同様に、多くの市民からごみの収集の有無について問合せがあったこと、また、判断基準に満たないケースであっても、暴風により収集車両があおられ、スムーズなごみ収集が困難なケースがあったことを聞いております。

ごみの収集は、市民生活に深く関係した業務であると同時に、暴風時には危険を伴うケースもあり、ごみ収集の中止の判断は慎重に行う必要がございます。その際、収集を中止する明確な基準が必要と考えておりますことから、今後は、先進自治体の事例を参考に判断基準の設定について検討してまいりたいと思います。

○三好義治議長 松本議員。

○松本暁彦議員 ぜひ検討されるよう要望いたします。市民、収集従事者、そして判断する市職員にとっても分かりやすく、混乱を避けることができるものです。よろしく願いいたします。

この件については以上です。

次に、環境センター跡地のモニタリング等について。

解体工事並びに解体時のモニタリングについては、周辺住民に寄り添った対応を要望いたします。

次に、公園整備後のモニタリングも大切と思いますが、市の見解をお聞かせください。

○三好義治議長 生活環境部理事。

○西川生活環境部理事 今後、環境センターの解体工事を予定しておりますが、事前に行った土壌汚染調査の結果、環境センターの敷地内に鉛、ヒ素、フッ素、ダイオキシン類による土壌汚染が確認されました。そのため、解体工事に合わせ、土壌汚染対策として汚染区画の舗装を予定しております。その上で、高台公園整備時に約1.5メートル以上の盛土を行う計画としており、結果的には舗装と盛土という二重の封じ込めを行うこととなります。

これらの対策を実施することで、環境センター敷地に汚染土壌を封じ込めることができ、人体への摂取経路を遮断することとなることから、土壌汚染による健康リスクはゼロとなるため、環境センター跡地を安全に高台公園として利活用することが可能となります。

整備された高台公園につきましては、土壌汚染の封じ込め対策の安全性を確認し、公園を訪れる皆様に安心して利用いただけるよう、定期的なモニタリングを検討しております。

なお、モニタリングの内容、方法等に関しましては、土壌汚染対策を行った上で、本市が予定している対策と同様に、舗装と盛土による対策をした上で公園として利用している東豊島公園等、先進自治体の事例を参考にしながら適切な方法を検討してまいります。

○三好義治議長 松本議員。

○松本暁彦議員 モニタリングを検討されているとのことと理解をいたしました。

環境センター解体と公園整備において、

土壌汚染等の対策をしっかりと行い、安全性を確保し、かつ、モニタリングで市民の不安解消に取り組まれるよう要望いたします。

この件については以上です。

最後に、鶴野中央公園について。

ポテンシャルは理解をいたしました。

先ほど議論しましたが、安全性を確保した上で、ポテンシャルを十分に発揮できる魅力的な公園の整備に向けてはどのように取り組んでいくのか、お聞かせください。

- 三好義治議長 建設部長。
- 永田建設部長 鶴野中央公園の整備につきましては、公園利用者や近隣の方々などの意見を幅広く反映させる必要があると考えており、ワークショップを実施する予定としております。ワークショップにおきましては、公園整備に係る関係法令等による制限や整備後の維持管理を踏まえた考えなど、必要最小限の条件を示すにとどめ、他事例を参考にしながら、施設の種類や利用方法など、幅広く市民主体で議論を進めていきたいと考えており、多くの方に魅力を感じていただける公園の実現を目指し、取り組んでまいります。
- 三好義治議長 松本議員。
- 松本暁彦議員 ワークショップなどを行うとのことで、鶴野地域並びに市全体の魅力向上につながる公園に向けて大変期待するものでございます。環境センターを受け入れてくれた鶴野地域への恩返しとしても魅力的な公園整備を行うことが望ましいですけれども、公園整備にかかる市長の熱い思いをぜひお聞かせください。
- 三好義治議長 市長。
- 嶋野市長 ごみの処理につきまして、茨木市と連携協約をまとめることができました

ので、昨年4月から、我が摂津市の環境センターは運転を停止しているわけでございます。この間、鶴野地域にお住まいの皆様方の御理解と御協力をいただきまして、実に半世紀以上もごみの焼却については鶴野地域で行ってきたわけですから、本当に多くの皆様方の御理解と御協力にこの場をお借りいたしまして改めて感謝申し上げたいと思っております。

だからこそ、まずは、鶴野地域の皆様方の地域の活性化に資するものでなくてはならないと私も考えております。それと併せて、我々といたしましては、我が摂津市それぞれの地域における様々な状況について目を向けていくべきでありまして、やはり浸水のリスクについても目を向けていくべきだと思っております。

そういったことを考えたときに、あの場所に何がふさわしいのかと考えると、やはり高台だろうということについては、しっかりと皆様方にも確認をさせていただいていると思っております。そういった観点から、一定規模の高台公園を整備していくことを決定していったわけです。

もちろん、鶴野地域の皆様方に喜ばれるものでなくてはならないという話はいたしました。また、あの場所を考えたときに、もっと多くの皆様方に喜んでいただける、さらには、昨日から議論がありましたけれども、摂津市で様々なにぎわいであったり、つながりをさらに確かなものにしていくためのいろいろな取組も、あの公園では可能になってくるだろうと思っております。

そういった問題にもしっかりと目を向けていながら、これから本当に思いを込めて高台の公園を整備して、あそこに公園ができたからこのつながりができたんだと、

地域の活性化にもしっかりとつながっていったんだと、そう思っていたいただけるようなものを造っていきたいと思っておりますので、どうかこの点については御期待をいただきたいと思っております。

○三好義治議長 松本議員。

○松本暁彦議員 ありがとうございます。

鶴野地域への市長の感謝の言葉もございました。鶴野中央公園は、市の中心部で利便性が高く、新幹線公園とのコラボもできます。摂津まつりの第2会場としても活用できます。本当に大変魅力的な公園になることは間違いなしと思います。すばらしい公園とされるよう、こちらについても要望とさせていただきます。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○三好義治議長 松本議員の質問が終わり、以上で一般質問が終わりました。

暫時休憩します。

(午後2時22分 休憩)

(午後2時44分 再開)

○三好義治議長 休憩前に引き続き再開します。

日程2、議案第71号など10件を議題とします。

委員長の報告を求めます。総務建設常任委員長。

(野口博総務建設常任委員長 登壇)

○野口博総務建設常任委員長 ただいまから、総務建設常任委員会の審査報告を行います。

12月6日の本会議において、本委員会に付託されました議案第71号、令和6年度摂津市一般会計補正予算(第7号)所管分、議案第79号、摂津市立自動車駐車場条例の一部を改正する条例制定の件、議案

第80号、摂津市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定の件及び議案第81号、摂津市都市公園条例の一部を改正する条例制定の件、以上4件について、12月10日、委員全員出席の下に委員会を開催し、審査しました結果、いずれも全員賛成をもって可決すべきものと決定いたしましたので、報告いたします。

○三好義治議長 文教上下水道常任委員長。

(出口こうじ文教上下水道常任委員長 登壇)

○出口こうじ文教上下水道常任委員長 ただいまから、文教上下水道常任委員会の審査報告を行います。

12月6日の本会議において、本委員会に付託されました議案第71号、令和6年度摂津市一般会計補正予算(第7号)所管分、議案第72号、令和6年度摂津市水道事業会計補正予算(第2号)、議案第73号、令和6年度摂津市下水道事業会計補正予算(第1号)、議案第77号、摂津市立子育て総合支援センターの施設の使用に関する条例の一部を改正する条例制定の件及び議案第78号、摂津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件、以上5件について、12月9日、委員全員出席の下に委員会を開催し、審査しました結果、いずれも全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告します。

○三好義治議長 民生常任委員長。

(福住礼子民生常任委員長 登壇)

○福住礼子民生常任委員長 ただいまから、民生常任委員会の審査報告を行います。

12月6日の本会議において、本委員会に付託されました議案第71号、令和6年度摂津市一般会計補正予算(第7号)所管分、議案第74号、令和6年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)及び

議案第75号、令和6年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第2号）、以上3件について、12月9日、委員全員出席の下に委員会を開催し、審査しました結果、議案第71号については賛成多数、そのほかの案件については全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告いたします。

○三好義治議長 議会運営委員長。

（西谷知美議会運営委員長 登壇）

○西谷知美議会運営委員長 ただいまから、議会運営委員会の審査報告を行います。

12月6日の本会議において、本委員会に付託されました議案第71号、令和6年度摂津市一般会計補正予算（第7号）所管分について、12月17日、委員全員出席の下に委員会を開催し、審査しました結果、全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告します。

○三好義治議長 駅前等再開発特別委員長。

（松本暁彦駅前等再開発特別委員長 登壇）

○松本暁彦駅前等再開発特別委員長 ただいまから、駅前等再開発特別委員会の審査報告を行います。

12月6日の本会議において、本委員会に付託されました議案第71号、令和6年度摂津市一般会計補正予算（第7号）所管分について、12月12日、委員全員出席の下に委員会を開催し、審査しました結果、全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告します。

○三好義治議長 委員長の報告が終わり、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三好義治議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。

通告がありますので、許可します。増永

議員。

（増永和起議員 登壇）

○増永和起議員 日本共産党を代表して、議案第71号に対する反対討論を行います。

議案第71号、令和6年度摂津市一般会計補正予算（第7号）には、商工振興費として、大阪・関西万博出展委託料264万円と、債務負担行為として、同じく大阪・関西万博出展事業222万4,000円が計上されています。これは、銘木と欄間をメインにした摂津市のPR事業として大阪・関西万博に出展する予算ですが、合計で約500万円かける出展は僅か1日です。2023年度決算の反対討論で、敬老祝品等について、高齢者の事業を削減すべきではないと述べましたが、その敬老祝品の決算額は年間で576万2,290円でした。敬老祝品事業の年間額に匹敵するような予算をたった1日の出展のために使うことに市民の納得が得られるでしょうか。

先日も、大阪・関西万博は、警備費や機運醸成費等、費用が増額となると報道されました。売上げで賄う予定の運営費も、チケットの販売が伸びず、赤字が懸念されています。また、パビリオンの撤退で空き地ができているとの報道もあります。今回の出展事業は、それらを市町村で少しでも穴埋めさせるためだと考えざるを得ません。

物価高騰で市民が大変なときに、湯水のように税金を使って万博をやり抜くのは、その後にカジノを計画しているからです。我が党は、万博にもカジノにも反対し、今からでも中止を求める立場です。よって、本補正予算案に反対するものです。

○三好義治議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三好義治議長 以上で討論を終わります。

議案第71号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○三好義治議長 起立者多数です。

よって、本件は可決されました。

議案第72号、議案第73号、議案第74号、議案第75号、議案第77号、議案第78号、議案第79号、議案第80号及び議案第81号を一括採決します。

本9件について、可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治議長 異議なしと認め、本9件は可決されました。

日程3、議案第89号及び議案第90号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。市長公室長。

(平井市長公室長 登壇)

○平井市長公室長 それでは、議案第89号、摂津市一般職の職員の給与に関する条例及び摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

このたびの一部改正は、給与勧告制度により、民間給与との格差及び人材確保の観点等を踏まえ、若年層に重点を置いた俸給表の水準を引き上げるとともに、期末手当及び勤勉手当の支給月数の引上げ及び常勤職員の給与改定に係る取扱いに準じて、会計年度任用職員の給与を改定することを基本とする旨等が示されました令和6年人事院勧告に伴うものでございます。

まず、一般職の職員について、給料月額でございますが、給料表を見直した結果、本市の全会計の職員について、平均で約3.89%の水準の引上げとなります。

次に、期末手当でございますが、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の支給月数が0.05月分の引上げ、定年前再任用短時間勤務職員の支給月数が0.025月分の引上げ、特定任期付職員の支給月数が0.05月分の引上げとなります。

次に、勤勉手当でございますが、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の支給月数が0.05月分の引上げ、定年前再任用短時間勤務職員の支給月数が0.025月分の引上げとなります。

次に、会計年度任用職員について、給料月額でございますが、給料表を見直した結果、本市の全会計の職員について、平均で約10.54%の水準の引上げとなります。

次に、期末手当でございますが、支給月数が0.05月分の引上げとなります。

次に、勤勉手当でございますが、支給月数が0.05月分の引上げとなります。

なお、本改正条例は、二つの条文から構成されており、第1条では、会計年度任用職員以外の職員に対する給料表の改定、期末手当及び勤勉手当の引上げについて、第2条では、会計年度任用職員に対する給料表の改定、期末手当及び勤勉手当の引上げについて、それぞれ所要の改正を行っております。

それでは、条文に沿って御説明申し上げます。

なお、議案第89号に係る議案参考資料1ページから13ページも併せて御参照賜りますようお願い申し上げます。

第1条は、摂津市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正となっており、第23条第2項は、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の期末手当の支給月数を0.05月分引き上げる改正を、第3項は、定

年前再任用短時間勤務職員の期末手当の支給月数を0.025月分引き上げる改正を、第4項は、特定任期付職員の期末手当の支給月数を0.05月分引き上げる改正を、第24条第2項第1号は、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の勤勉手当の支給月数を0.05月分引き上げる改正を、第2号は、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給月数を0.025月分引き上げる改正を、別表第1は、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の給料月額及び定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額について、国の一般職の職員に準拠した改正を、別表第3は、特定任期付職員の給料月額について、国の特定任期付職員に準拠した改正をそれぞれ行うものがございます。

第2条は、摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例の一部改正となっており、第16条第2項は、会計年度任用職員の期末手当の支給月数を0.05月分引き上げる改正を、第16条の2第2項は、会計年度任用職員の勤勉手当の支給月数を0.05月分引き上げる改正を、別表は、フルタイム会計年度任用職員の給料月額について、摂津市一般職の職員の給与に関する条例に定める給料表の改正に準じて改正を行うものがございます。

附則といたしまして、第1項には、この条例は公布の日から施行する旨を、第2項第1号には、会計年度任用職員以外の職員及び特定任期付職員の給料月額の改正規定の適用日を令和6年4月1日とする旨を、第2項第2号には、会計年度任用職員の給料月額の改正規定の適用日を令和6年8月1日とする旨を、第2項第3号には、会計年度任用職員以外の職員及び会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の改正規定の

適用日を令和6年12月1日とする旨を、第3項は、旧摂津市一般職の職員の給与に関する条例の規定により支給された給与は、新摂津市一般職の職員の給与に関する条例の規定により支給される給与の内払いとなる旨を、旧摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例の規定により支給された給与は、新摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例の規定により支給される給与の内払いとなる旨を、第4項には、この条例の施行日に属する月の前月の末日までに退職した会計年度任用職員については、この条例の改正規定を適用しない旨を、第5項は、この条例の施行に関し必要な事項は市長が定める旨を規定しております。

なお、このたびの給与条例の改正に伴う所要額は、全会計の総額で2億7,226万5,000円となっております。

以上、議案第89号の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第90号、特別職の職員の給与に関する条例及び摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

このたびの一部改正は、特別職の職員の給与及び議会議員の議員報酬について、いずれも期末手当の支給月数を令和6年人事院勧告に基づく一般職の期末手当及び勤勉手当の引上げに合わせた年間0.1月分引き上げるものがございます。

本改正条例は、二つの条文から構成されており、期末手当の引上げについて、所要の改正を行うものがございます。

それでは、条文に沿って御説明申し上げます。

なお、議案第90号に係る議案参考資料

14ページから15ページも併せて御参照賜りますようお願い申し上げます。

第1条は、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正となっており、第7条第2項は、特別職の職員の期末手当の支給月数を0.1月分引き上げる改正を行うものでございます。

第2条は、摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正となっており、第7条第2項は、議会議員の期末手当の支給月数を0.1月分引き上げる改正を行うものでございます。

附則といたしまして、第1項には、この条例は公布の日から施行する旨を、第2項は、旧条例の規定により支給された期末手当は、新条例の規定により支給される期末手当の内払いとなる旨を、第3項には、この条例の施行に関し必要な事項は市長が定める旨を規定しております。

なお、このたびの給与条例の改正に伴う所要額は、総額で143万7,000円となっております。

以上、議案第90号の内容説明とさせていただきます。

○三好義治議長 説明が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本2件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治議長 討論なしと認め、討論を終

わります。

議案第89号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○三好義治議長 起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

議案第90号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○三好義治議長 起立者多数です。

よって、本件は可決されました。

日程4、議案第84号など5件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

(石原総務部長 登壇)

○石原総務部長 議案第84号、令和6年度摂津市一般会計補正予算(第8号)につきまして、提案内容を御説明いたします。

今回補正をお願いいたします予算の内容といたしまして、人事院勧告による給料改定のほか、期末手当、勤勉手当の支給率引上げなどに伴う人件費の補正を計上しております。

初めに、補正予算の第1条といたしまして、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,298万4,000円を追加し、その総額を471億7,077万3,000円とするものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、3ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入についてでございますが、款15国庫支出金、項1国庫負担金47万1,000円の増額は、生活困窮者自立相

談支援事業費等負担金の増加でございます。

項2 国庫補助金59万4,000円の増額は、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の増加でございます。

項3 委託金36万6,000円の増額は、衆議院議員総選挙費委託金及び中国残留邦人等支援事業委託金の増加でございます。

款16 府支出金、項3 委託金8万円の増額は、府議会議員補欠選挙費委託金の増加でございます。

款19 繰入金、項2 基金繰入金2億5,884万9,000円の増額は、今回の補正に伴う財源調整のため、財政調整基金繰入金を増額するものでございます。

款20 諸収入、項4 雑入262万4,000円の増額は、会計年度任用職員共済組合個人掛金の増加でございます。

次に、歳出についてでございますが、款1 議会費から款9 教育費までの人件費を補正し、2億5,249万1,000円を増額するものでございます。

なお、人件費の比較につきましては、46ページからの給与費明細書に記載いたしております。

続きまして、人件費を除いた増減といたしましては、款3 民生費、項1 社会福祉費1,049万3,000円の増額は、国民健康保険特別会計繰出金及び介護保険特別会計繰出金の増加でございます。

以上、議案第84号、令和6年度摂津市一般会計補正予算（第8号）の内容説明とさせていただきます。

○三好義治議長 上下水道部長。

（末永上下水道部長 登壇）

○末永上下水道部長 議案第85号、令和6年度摂津市水道事業会計補正予算（第3

号）につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

今回補正をお願いいたします予算の内容といたしまして、人事院勧告による給料改定のほか、期末手当、勤勉手当の支給率引上げなどに伴う人件費の補正を計上いたしております。

補正予算書1ページを御覧ください。

まず、第1条は、総則を定めたものでございます。

第2条は、収益的支出の予定額の補正を定めるもので、支出の第1款水道事業費用は、571万円を増額し、補正後の額を20億2,953万8,000円とするものでございます。

第1項営業費用は、571万円を増額し、補正後の額を19億6,761万6,000円とするもので、その内容につきましては、18ページから21ページの補正予算実施計画説明書に記載いたしております。

第3条は、資本的支出の予定額の補正を定めるもので、支出の第1款資本的支出は、190万1,000円を増額し、補正後の額を13億3,884万1,000円とするものでございます。

第1項建設改良費は、190万1,000円を増額し、補正後の額を9億2,469万2,000円とするもので、その内容につきましては、22ページから23ページの補正予算実施計画説明書に記載いたしております。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきましては、7億9,187万5,000円に改めるとともに、補填財源は、過年度分損益勘定留保資金について、7億1,468万円に改めるものでございます。

第4条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正を定めるもので、職員給与費は、761万1,000円を増額し、補正後の額を3億2,181万1,000円とするものでございます。

なお、補正予算実施計画は2ページに、予定貸借対照表は4ページから5ページに、予定キャッシュ・フロー計算書は6ページに、給与費明細書は8ページから16ページにそれぞれ掲載いたしておりますので、御参照賜りますようお願い申し上げます。

以上、議案第85号、令和6年度摂津市水道事業会計補正予算（第3号）の提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第86号、令和6年度摂津市下水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

今回補正をお願いいたします予算の内容といたしまして、人事院勧告による給料改定のほか、期末手当、勤勉手当の支給率引上げなどに伴う人件費の補正を計上いたしております。

補正予算書1ページを御覧ください。

まず、第1条は、総則を定めたものでございます。

第2条は、収益的支出の予定額の補正を定めるもので、支出の第1款下水道事業費用は、161万2,000円を増額し、補正後の額を38億4,749万9,000円とするものでございます。

第1項営業費用は、161万2,000円を増額し、補正後の額を35億4,572万7,000円とするもので、その内容につきましては、18ページから19ページの補正予算実施計画説明書に記載いたしております。

第3条は、資本的支出の予定額の補正を定めるもので、支出の第1款資本的支出は、125万1,000円を増額し、補正後の額を38億3,643万6,000円とするものでございます。

第1項建設改良費は、125万1,000円を増額し、補正後の額を7億9,641万7,000円とするもので、その内容につきましては、20ページから21ページの補正予算実施計画説明書に記載いたしております。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきましては、12億1,896万2,000円に改めるとともに、補填財源は、当年度分損益勘定留保資金について、10億3,853万7,000円に改めるものでございます。

第4条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正を定めるもので、職員給与費は、286万3,000円を増額し、補正後の額を1億1,973万2,000円とするものでございます。

なお、補正予算実施計画は2ページに、予定貸借対照表は4ページから5ページに、予定キャッシュ・フロー計算書は6ページに、給与費明細書は8ページから16ページにそれぞれ掲載いたしておりますので、御参照賜りますようお願い申し上げます。

以上、議案第86号、令和6年度摂津市下水道事業会計補正予算（第2号）の提案内容の説明とさせていただきます。

○三好義治議長 保健福祉部長。

（谷内田保健福祉部長 登壇）

○谷内田保健福祉部長 議案第87号、令和6年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

今回の補正予算の内容といたしましては、人事院勧告による給料改定のほか、期末手当、勤勉手当の支給率引上げなどに伴う人件費の補正を計上いたしております。

それでは、補正予算書の1ページを御覧いただきますようお願いいたします。

第1条で、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ618万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を94億7,433万5,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款4繰入金、項1一般会計繰入金615万7,000円の増額は、職員等に係る人件費の補正によるものでございます。

款5諸収入、項1雑入2万5,000円の増額は、会計年度任用職員に係る人件費の補正によるものでございます。

続きまして、歳出でございますが、款1総務費、項1総務管理費597万円の増額は、職員等に係る人件費の補正によるものでございます。

款4保健事業費、項2保健事業費21万2,000円の増額は、会計年度任用職員に係る人件費の補正によるものでございます。

なお、給与費全体の内訳につきましては、10ページからの給与費明細書に記載しておりますので、御参照いただきますようお願い申し上げます。

以上、議案第87号、令和6年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第88号、令和6年度

摂津市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

今回の補正予算の内容といたしましては、人事院勧告による給料改定のほか、期末手当、勤勉手当の支給率引上げなどに伴う人件費の補正を計上いたしております。

それでは、補正予算書の1ページを御覧いただきますようお願いいたします。

第1条で、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ455万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を79億5,691万3,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款3国庫支出金、項2国庫補助金13万7,000円及び款5府支出金、項2府補助金6万8,000円の増額は、地域支援事業費の会計年度任用職員に係る人件費の補正に伴う地域支援事業交付金の増額によるものでございます。

款6繰入金、項1一般会計繰入金433万6,000円の増額は、職員等の人件費の補正によるものでございます。

款7諸収入、項2雑入1万4,000円の増額は、会計年度任用職員の人件費の補正によるものでございます。

次に、歳出でございますが、款1総務費、項1総務管理費373万4,000円の増額は、職員の人件費の補正によるものでございます。

款1総務費、項3介護認定審査会費54万4,000円及び款3地域支援事業費、項3包括的支援事業・任意事業費27万

7, 000円の増額は、会計年度任用職員の人件費の補正によるものでございます。

給与費全体の内訳につきましては、12ページからの給与費明細書に記載しておりますので、御参照いただきますようお願い申し上げます。

以上、議案第88号、令和6年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第3号）の提案内容の説明とさせていただきます。

○三好義治議長 説明が終わり、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三好義治議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本5件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○三好義治議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三好義治議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第84号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立する者あり）

○三好義治議長 起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

議案第85号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立する者あり）

○三好義治議長 起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

議案第86号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方

の起立を求めます。

（起立する者あり）

○三好義治議長 起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

議案第87号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立する者あり）

○三好義治議長 起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

議案第88号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立する者あり）

○三好義治議長 起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

日程5、議案第91号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

（石原総務部長 登壇）

○石原総務部長 議案第91号、令和6年度摂津市一般会計補正予算（第9号）につきまして、提案内容を御説明いたします。

今回補正をお願いいたします予算の内容といたしまして、エネルギー・食料品等価格の物価高騰の影響を受けた生活者に支援を行う観点から、住民税非課税世帯に対して1世帯当たり3万円を給付し、該当する世帯の18歳以下の子に対して1人当たり2万円を加算するものでございます。

また、市独自の施策として、物価高騰対策割引券交付金事業に要する経費を計上いたしております。

初めに、補正予算の第1条といたしまして、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億9,574万6,000円を追加し、その総額を477億6,651万9,000円とするものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、3ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入についてでございますが、款15国庫支出金、項2国庫補助金5億7,137万7,000円の増額は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増加でございます。

款19繰入金、項2基金繰入金2,436万9,000円の増額は、今回の補正に伴う財源調整のため、財政調整基金繰入金を増額するものでございます。

次に、歳出についてでございますが、款3民生費、項1社会福祉費4億2,262万3,000円の増額は、物価高騰支援給付金の支給に要する経費の増加でございます。

款6商工費、項1商工費1億7,312万3,000円の増額は、物価高騰対策割引券交付金に要する経費の増加でございます。

次に、第2条繰越明許費の補正につきましては、4ページ、第2表繰越明許費の補正に記載のとおり、物価高騰支援給付金事業及び物価高騰対策割引券発行事業を翌年度にわたり実施するため、繰越明許するものでございます。

以上、議案第91号、令和6年度摂津市一般会計補正予算（第9号）の内容説明とさせていただきます。

○三好義治議長 説明が終わり、質疑に入ります。野口議員。

○野口博議員 幾つか質疑します。

最初に、今朝の議会運営委員会に諮られて、同日、即決議案として提出をした仕方についてです。この間、国のいろんな政策によって即決だとか専決の議案が出てきま

すけども、最低限、補正予算書と一緒に説明文書がついていたと思います。一つ目は、なぜ今回はそういうちゃんとした説明文書をつけなくて即決に至ったのか、その出し方についてお聞かせいただきたい。

二つ目は、これから予算を執行していくわけでありまして、御説明がありましたように、低所得者に対する給付金については、事務費等を含めて全額、国で面倒を見ると。しかし、割引チケットについては、財政調整基金でありますけども、一般財源から2,400万円を使って予算組みしたという形であります。

補正予算の中に、例えば、低所得者に対する給付金について、給付金の3億9,200万円以外に、窓口等業務委託料だとか、システム構築等委託料だとか、その他の通信経費等々の予算組みがあったり、また、割引チケットに係る予算としては、割引券等発行委託料だとか、通信運搬費とか、こういう予算もつけておりますけども、もう少し詳しく説明いただきたい。例えば、今申し上げた予算の執行の仕方とか、この仕事に従事していただく会計年度任用職員も含めた職員に関わる人件費も一緒に入れておりますので、全体がどういふふうに流れていくのか、教えていただきたい。

三つ目は、割引チケットの問題であります。

国では、推奨メニューとして、自治体の判断で今の物価高騰対策から各自治体の状況に応じて選択していいということも含めてメニューが示されています。そんな中で割引チケットに決定する議論も含めて、その辺の中身について、お聞かせいただきたいと思います。

以上、3点です。

○三好義治議長 市長公室長。

○平井市長公室長 野口議員から3点御質疑があったかと思えます。全てではないんですが、私から幾つか答弁させていただきます。

まず、今回、最終日に議案の追加提案ということで出させていただいた経緯、状況でございます。

今回の重点支援地方交付金なんですけども、11月22日に国で閣議決定がされまして、2日前の12月18日に国の補正予算ということで成立したものでございます。去年は、もう1か月ほど早く、第4回定例会の初日に当初の議案ということで提案することができたんですけど、今回、国の予算の成立がちょっと遅れたことと、本日が最終日で、何とかこのタイミングでお願いしたく出させていただいたという経緯でございます。我々としては、重点支援施策でございますので、なるべく早く事業実施をいたしたいということで、今回、このタイミングで追加提案させていただいたと御理解をお願いできればと考えております。

二つ目のうち、私からは、事務費に関する内訳ということで、低所得者世帯の給付金です。

事務費として3,000万円少し計上させていただいております。内容としましては、これに係る専任の職員を2名置いておりますので、その人件費とか、あとは、対象となる世帯が、非課税世帯は1万2,000世帯、そのうち該当するお子様が1,600人ということですので、通知にかかる郵送代等々、あとは、コールセンターは委託を考慮しておりますけども、その委託料、そういったもろもろを計上させていただいているところでございます。

割引チケットは、後ほど生活環境部長から御答弁させていただきたいと思えます。

三つ目の推奨メニューの決定は、先ほど議員からもあったように、国からは推奨メニューが幾つか提示されています。こういう中の例として出している状況でございます。我々としては、本市の物価高騰対策において、この割引チケットが最も効果的な取組だったと考えているところでございます。

割引券事業なんですけども、消費下支え等を通じた生活者支援に資する取組ということで、家計に対する現金給付と同様の効果があるということと、特定の現物支給策と比較しまして、市民ニーズとのミスマッチも起こりづらいものかと考えております。併せて、この割引券の使用先を市内の事業者に限定するというところで、事業者支援策としての効果も期待できると。あと、昨年度も同じような事業をしておるんですけども、その利用率が大体93%ということで、市民の方も非常に多く利用いただいている状況もでございますので、我々としては、この事業がいいのではないかとということで、今回、補正予算で計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

○三好義治議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 それでは、割引券の内容について御説明させていただきたいと思えます。

前年度もさせてはいただいておりますけれども、今回、1人当たり600円ごとに1枚利用できる割引券、300円券を6枚考えておりまして、そのうち2枚は小規模店の限定の分と考えております。お1人1,800円の割引ができるということになっております。それを全世帯にゆうパケ

ットで世帯主宛てに送らせていただくことを考えております。

利用期間に関しましては、来年の3月下旬、20日程度を目標にできたらと考えておりまして、5月末までということで繰越しをお願いさせていただきたいと考えております。

その中で、皆さんに送ることになりますので、通信運搬費等が予算として必要になってくる、また、チケットを作成する必要がありますので、割引券等の発行委託料なども必要になってくると考えております。

スケジュールといたしましては、御可決いただいた後になりますけれども、まずはすぐに参加店を募集していきたいと考えておりまして、前年度参加店等は個別に案内させていただいたりということを考えております。

その後、委託しますので、入札等を1月の下旬にはさせていただいた後、大体2月の下旬には、割引チケットとかリーフレット、ポスター等の印刷ができるのではないかと考えております。特に、事業所の御案内をうまくリーフレットに載せることで、利用の際に市民の方が迷わないので、タイミングよくしていきたいと思っております。3月の中旬には納品して、下旬には皆さんのところに届くようにできたらと考えておる状況でございます。

以上でございます。

○三好義治議長 野口議員。

○野口博議員 最初の今日に至る資料の出し方です。先ほど少し申し上げましたけれども、最近、議案と一緒に説明文書が1枚程度ついていました。今回は何もなしで、先ほど、総務部長が冒頭、補正予算の中身を説明して提案された、この出し方の問題

については、時間がなかったとしても、以前どおり少なくとも説明文書をつけて、そういう対応はぜひすべきだということは申し上げておきます。

割引券の問題です。最も効果的だというお話を先ほどされました。この間、何回か、こういう形で給付金のために予算が地方に下りたり、いろんなケースがあります。今回も、地方自治体の現場に合わせていろいろ選択できますということで、推奨する中身について幾つかの例もつけています。

消化する期限やいろいろ制限はあるかも分かりませんが、例えば、今回は割引券を選択されたけども、より住民税非課税世帯に対するプラス部分で、市独自として、いろいろ支援をする中身だとか、商品券だとか、または、この間、近隣各市でも、こういう地方創生臨時交付金を使って小学校の給食代を1年間無料にするとか、水道料金の減免だとか、事業所については、この物価高で大変ですので、電気代だとかを含めて、いろんな要因の下で、事業所に対して1事業所当たり10万円とか50万円とか、事業所支援などもいろいろ選択できますという説明をつけております。

そういう中身を含めて、摂津市にとって今何が一番大事なのかということについての議論がちゃんとなされたのか、再度お聞かせをいただきたいと思っております。

それと、部長から割引券の説明があった中で確認ですけれども、入札とおっしゃった。割引券そのものを作る作業だとか、ゆうパケットとおっしゃったけども、入札という意味合いがどうなのか、もう少し詳しく説明いただきたい。3月の中旬ぐらいから届けるということでお話がありましたけれども、入札の問題について、今日、本会議

で議決した後、どう流れていくのか、もう少し分かりやすく説明をいただきたいと思っています。

○三好義治議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 入札の件に関しましては、割引チケットなどを実際に作っていただく部分だけの入札になっております。特に事務的なところとしてはそういう部分で、通信運搬費に関しましては、先ほどもお話しさせていただいておりますけれども、全世帯に郵便局がやっているゆうパケットを利用させていただくので、通信運搬費等が必要になってくるということでございます。

あと、会計年度任用職員は、チケットを事業所の方に換金する必要もございますので、そういう換金とかのための職員と考えております。

また、場所に関しまして、今予定しておりますのは、市役所4階の産業振興課での対応を考えておる状況でございます。

○三好義治議長 市長。

○嶋野市長 なぜこのメニューを選んだのかというお話でございますけれども、例えば、学校給食に充てることも確かに一つメニューとして示されておりますし、そういったことも全て検討した中で、今回の補正予算の上程に至っているわけでございます。

例えば学校給食でございますと、その対象が限られることがございます。我々は、今、物価高騰でいろいろなものの値段が上がって行って、市民生活にいろいろな影響を与えていることについては、所得に関係なく、全ての市民の皆様方に関係することであろうと考えております。そういうことを考えると、全ての市民の皆様が対象になるこのメニューが、今、我が摂津市にとり

ましては一番ふさわしいだろうと判断いたしまして、このメニューを決定して補正予算を上程しているところでございます。

○三好義治議長 野口議員。

○野口博議員 そういう議論をされたということについては一応受け止めます。議論はされたと思いますけれども、短期間で、多分1日で相談して決めたいと思います。もう少し総合的に議論することも大事という気がします。二千数百万円の財政調整基金を使うということで、一般財源でありますけれども、貴重な財源であります。あと数千万円足せば、例えば小学校の給食代は1年分で約2億3,000万円でありますけれども、いけるわけであります。

この間、いろんな各市の例を見ますと、単純に割引チケットとか、セッピー商品券とか、そうではなくて、いろんな工夫をされて、その自治体の実態に合ったいろんなメニューをつくっております。そういう点では、ちょっと安易ではないかという気持ちもありますので、それは意見として申し上げておきますけれども、もう少し総合的に御判断をしていただきたいと思います。

それで、最後に少し細かい話になりますけれども、割引券が1億5,190万2,000円という数字があります。単純に1,800円で割りますと8万4,390人分あります。この積算根拠を最後に教えてください。

○三好義治議長 市長公室長。

○平井市長公室長 最初に、御質疑ではなかったんですけども、1日で決めたのではないかという内容のお話があったかと思えます。一応内部での議論の経過を述べさせていただきますと、先ほどちらっと申し上げましたように、11月22日に国で閣議決定しておりまして、国が内容で閣議決定し

たことについて、推奨メニューの提示でございませうか、内容については、11月29日に大阪府を通じて我々にも通知は来ております。その中で、当然、予算がまだ成立していないという状況でございますので、予算が成立次第、速やかに取り組むというのが基本的には推奨されておりました。

そういった状況でございましたので、政策推進課で各部局にいろいろ状況等々を確認しながら、11月29日以降、全体の中で議論をしてきたところでございます。参考までに答弁させていただきます。

○三好義治議長 副市長。

○山本副市長 経過は市長公室長から御説明をさせていただきました。いろいろ御質疑の中で、なぜ最終日というお話もございました。いろいろ内部で議論をさせていただいている中で、やはり我々は国の予算が可決しないと議員の皆様方に提案ができないという事情がございます。

国の法案が通るのが来週になるのであれば、場合によっては、低所得者の分を専決でさせていただいて、残りについては第1回定例会でという議論をさせていただいたのは確かでございます。国がおとといに国会で通されたということでございますので、我々としては、国が決められた物価対策について、一刻も早く市民の皆様提供していきたいということで最終日に上程をさせていただいたということでございます。

内部でいろいろ議論をしまして、本日提案をさせていただいたということは、そのような経過がありますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○三好義治議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 割引券の金額でござい

ますけれども、1,800円分を8万7,000人の方にとすることを想定させていただくと同時に、執行率が非常に高い事業でございますので、97%の執行率を想定させていただいて、この1億5,190万2,000円という金額を出させていただいております。

○三好義治議長 野口議員の質疑は終わりました。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治議長 以上で質疑を終わります。お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第91号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○三好義治議長 起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

日程6、議会議案第24号など6件を議題とします。

お諮りします。

本6件については、提案理由の説明を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本6件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

通告がありますので、許可します。松本議員。

(松本暁彦議員 登壇)

○松本暁彦議員 それでは、自民党・市民の会を代表して、議会議案第26号、選択的夫婦別姓の速やかな実施を国に求める意見書の件について、反対の立場から討論させていただきます。

選択的夫婦別姓に関して、議論は進めるべきですが、速やかな実施は不適當であるとの姿勢です。この問題に関しては、課題が多く指摘されており、その課題を一つ一つクリアにして実施可否の判断を行う必要があると考えます。

二つの事例を紹介します。

一つは、先日、12月18日の衆議院法務委員会で選択的夫婦別姓の質疑がありました。質問者は女性議員で、反対の立場からの質疑でした。その内容はユーチューブ配信されており、一部の新聞でも取り上げられております。

いろいろと質疑がありましたが、選択的夫婦別姓の考えを尋ねる世論調査における指摘がありました。それは、選択肢の設定で世論が変化しているということです。賛成、反対の2択は賛成が多くなる一方、賛成、反対、同姓維持プラス旧姓通称使用の3択だと現行維持派が多数を占める傾向であるということです。

そこで紹介された令和3年の内閣府調査では、69.2%が夫婦同姓維持という回答です。本当に望まれている施策なのか、国民の声を正確に把握するため、少なくとも3択での世論調査等をより理解を深めた上で進める必要があると考えます。

また、子供の姓の選択もどうするのか決まっております。夫婦別姓は、必ず父、または母で親子別姓となり、時には兄弟別姓の可能性も否定できません。法務大臣は、子供にとって好ましくない影響を議員に指摘され、その懸念を国民が共有し、きちんとした議論が望まれると答弁をしております。

二つ目は、旧姓の通称使用の法制化の声も上がってきているということです。婚姻改姓により生じる不便さや不利益さを完全に解消し、旧姓の通称使用拡充を図るというものです。この取組が進めば、国民の意見はさらに変わることも予想されます。

議論を進める中で、やはり日本においては選択的夫婦別姓は必要でないという結論に至るかもしれません。そうでないかもしれませんが、いずれにしても、決断を下すには議論は不十分であり、さらなる議論が求められます。

加えて、議論が不十分な現状において、拙速に過ぎる実施は、現状の懸念事項だけでなく、予想されていない課題が顕在化する可能性があり、社会を混乱させるおそれがあります。社会の混乱は誰しもが望むものではありません。

以上の理由から、本議会議案には反対が適切であると考えます。

○三好義治議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治議長 以上で討論を終わります。

議会議案第24号、議会議案第25号、

議会議案第27号、議会議案第28号及び  
議会議案第29号を一括採決します。

本5件について、可決することに異議あ  
りませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治議長 異議なしと認め、本5件は  
可決されました。

議会議案第26号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方  
の起立を求めます。

(起立する者あり)

○三好義治議長 起立者多数です。

よって、本件は可決されました。

以上で本日の日程は終了しました。

これで令和6年第4回摂津市議会定例会  
を閉会します。

(午後3時52分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署  
名する。

摂津市議会議長                    三 好 義 治

摂津市議会議員                    福 住 礼 子

摂津市議会議員                    藤 浦 雅 彦

☆ 添 付 資 料

令和6年第4回定例会審議日程（案）

月 日	曜	会 議 名	内 容	開 議 時 刻
6	金	本会議（第1日）	委員長報告（継続分）	10:00
			提案理由説明・質疑・委員会付託・即決	
			（議会議案届出締切 17:15）	
7	⊕			
8	⊙			
9	月		文教上下水道常任委員会（第二委員会室）	10:00
			民生常任委員会（301会議室）	10:00
10	火		総務建設常任委員会（301会議室）	10:00
			（常任委員会予備日）	
			（一般質問届出締切 12:00）	
11	水		（常任委員会予備日）	
12	木		駅前等再開発特別委員会（第二委員会室）	10:00
13	金			
14	⊕			
15	⊙			
16	月			
17	火		議会運営委員会（第一委員会室）	10:00
18	水			
19	木	本会議（第2日）	一般質問	10:00
20	金	本会議（第3日）	議会運営委員会（第一委員会室）	9:30
			一般質問・委員長報告（休会分）・議会議案	10:00
			議会運営委員会（第一委員会室）	本会議終了後

# 議 案 付 託 表

令和6年第4回定例会

## 〈総務建設常任委員会〉

- 議案 第 71 号 令和6年度摂津市一般会計補正予算（第7号）所管分
- 議案 第 79 号 摂津市立自動車駐車場条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案 第 80 号 摂津市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案 第 81 号 摂津市都市公園条例の一部を改正する条例制定の件

## 〈文教上下水道常任委員会〉

- 議案 第 71 号 令和6年度摂津市一般会計補正予算（第7号）所管分
- 議案 第 72 号 令和6年度摂津市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案 第 73 号 令和6年度摂津市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案 第 77 号 摂津市立子育て総合支援センターの施設の使用に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案 第 78 号 摂津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件

## 〈民生常任委員会〉

- 議案 第 71 号 令和6年度摂津市一般会計補正予算（第7号）所管分
- 議案 第 74 号 令和6年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案 第 75 号 令和6年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第2号）

## 〈議会運営委員会〉

- 議案 第 71 号 令和6年度摂津市一般会計補正予算（第7号）所管分

## 〈駅前等再開発特別委員会〉

- 議案 第 71 号 令和6年度摂津市一般会計補正予算（第7号）所管分

# 令和6年 第4回定例会 一般質問要旨

## 質問順位

1番 塚本崇議員	2番 出口こうじ議員	3番 西谷知美議員
4番 野口博議員	5番 水谷毅議員	6番 福住礼子議員
7番 村上英明議員	8番 安藤薫議員	9番 南野直司議員
10番 増永和起議員	11番 藤浦雅彦議員	12番 松本暁彦議員

【注】今回は全議員が、一問一答方式(1回目は一括質問一括答弁方式で2回目から一問一答方式)で質問をします。

### 1番 塚本崇議員

- 1 教育・育児現場の安全・安心について
- 2 MY TREEペアレンツ・プログラムと児童のカウンセリングについて
- 3 歩道のバリアフリー化について
- 4 パートナシップ制度について
- 5 DX推進計画について
- 6 持続可能な介護保険について

### 2番 出口こうじ議員

- 1 5歳児健診について
- 2 無縁遺体について
- 3 電子投票について
- 4 北大阪消防指令センターについて
- 5 ふるさと納税について

### 3番 西谷知美議員

- 1 中間支援組織の今後の展開について
- 2 摂津市の少子化対策について
- 3 健幸マイレージの活用について
- 4 摂津市の公共施設について
  - (1) 図書館の活用について
  - (2) 公園の活用について
- 5 女性管理職の育成について
- 6 大阪SACHICOの存続について

### 4番 野口博議員

- 1 高齢者への補聴器購入費助成について
- 2 国の重点支援地方交付金の追加について
- 3 会計年度任用職員の処遇改善について
- 4 来年の被爆・戦後80年に向けての平和の取組について
- 5 大正川橋東詰交差点の安全対策について
- 6 香露園1号線への大型車規制について
- 7 PFOA汚染対策について

### 5番 水谷毅議員

- 1 公園及びちびっこ広場について
- 2 大阪中央環状線鶴野橋歩道について
- 3 ニーズに沿った公共交通の充実について
- 4 高齢者の見守り活動について
- 5 鶴野地域の公共施設再編成について
- 6 空き家バンクの創設について

### 6番 福住礼子議員

- 1 帯状疱疹ワクチン接種費用の公費助成について
- 2 男性のHPVワクチン接種費用助成について
- 3 エンディングノートの活用と今後の取組について

### 7番 村上英明議員

- 1 公民館のトイレ洋式化について
- 2 鳥飼東小学校と鳥飼小学校の統合に関する備品等について
- 3 道路街路樹の管理について

## 8番 安藤薫議員

- 1 スフィア基準にのっとった避難所運営について
- 2 災害廃棄物処理計画について
- 3 公共施設跡地の活用について
- 4 鳥飼・鳥飼東小学校の統合について

## 9番 南野直司議員

- 1 クラウドファンディング型ふるさと納税の活用について
- 2 (仮称) 摂津まちかどAEDステーションの設置について
- 3 生活支援有償ボランティア「よりそいクラブ」の支援について

## 10番 増永和起議員

- 1 企業責任とPFOAの健康影響について
- 2 子育て支援に就学援助制度を活用することについて
- 3 東別府コンビニ前の道路に押しボタン信号を設置することについて

## 11番 藤浦雅彦議員

- 1 「摂津市行政経営戦略」の次期計画策定について
- 2 「まちごと元気！健康せつつ21（第3次）」の策定について
- 3 大正川沿い桜町区域の法定外道路に照明を設置することについて

## 12番 松本暁彦議員

- 1 新型コロナワクチン健康被害者に寄り添った対応について
- 2 協働のまちづくり推進条例について
- 3 PFOAに関する研究等の進捗等について
- 4 災害に備えた人・組織の育成について
- 5 委託保健師等の処遇改善について
- 6 中学校の部活動等における全国大会補助について
- 7 子どものスマホ依存対策について
  - (1) スマホ育児について
  - (2) 児童・生徒のスマホ依存について
  - (3) ICT教育の弊害について
- 8 台風時でのごみ収集中止基準等について
- 9 環境センター跡地のモニタリングについて
- 10 魅力的なポテンシャルを有する鶴野中央公園について

議決結果一覧

議案番号	件名	議決月日	結果
認定 第 1 号	令和 5 年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件	1 2 月 6 日	認定
認定 第 2 号	令和 5 年度摂津市水道事業会計決算認定の件	1 2 月 6 日	認定
認定 第 3 号	令和 5 年度摂津市下水道事業会計決算認定の件	1 2 月 6 日	認定
認定 第 4 号	令和 5 年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件	1 2 月 6 日	認定
認定 第 5 号	令和 5 年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件	1 2 月 6 日	認定
認定 第 6 号	令和 5 年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定の件	1 2 月 6 日	認定
認定 第 7 号	令和 5 年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件	1 2 月 6 日	認定
認定 第 8 号	令和 5 年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件	1 2 月 6 日	認定
議案 第 71 号	令和 6 年度摂津市一般会計補正予算 (第 7 号)	1 2 月 2 0 日	可決
議案 第 72 号	令和 6 年度摂津市水道事業会計補正予算 (第 2 号)	1 2 月 2 0 日	可決
議案 第 73 号	令和 6 年度摂津市下水道事業会計補正予算 (第 1 号)	1 2 月 2 0 日	可決
議案 第 74 号	令和 6 年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)	1 2 月 2 0 日	可決
議案 第 75 号	令和 6 年度摂津市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)	1 2 月 2 0 日	可決
議案 第 76 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件	1 2 月 6 日	同意
議案 第 77 号	摂津市立子育て総合支援センターの施設の使用に関する条例の一部を改正する条例制定の件	1 2 月 2 0 日	可決
議案 第 78 号	摂津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件	1 2 月 2 0 日	可決
議案 第 79 号	摂津市立自動車駐車場条例の一部を改正する条例制定の件	1 2 月 2 0 日	可決
議案 第 80 号	摂津市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定の件	1 2 月 2 0 日	可決
議案 第 81 号	摂津市都市公園条例の一部を改正する条例制定の件	1 2 月 2 0 日	可決
議案 第 82 号	工事請負契約締結の件	1 2 月 6 日	可決
議案 第 83 号	工事請負契約締結の件	1 2 月 6 日	可決
議案 第 84 号	令和 6 年度摂津市一般会計補正予算 (第 8 号)	1 2 月 2 0 日	可決
議案 第 85 号	令和 6 年度摂津市水道事業会計補正予算 (第 3 号)	1 2 月 2 0 日	可決
議案 第 86 号	令和 6 年度摂津市下水道事業会計補正予算 (第 2 号)	1 2 月 2 0 日	可決
議案 第 87 号	令和 6 年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)	1 2 月 2 0 日	可決
議案 第 88 号	令和 6 年度摂津市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)	1 2 月 2 0 日	可決
議案 第 89 号	摂津市一般職の職員の給与に関する条例及び摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	1 2 月 2 0 日	可決
議案 第 90 号	摂津市特別職の職員の給与に関する条例及び摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	1 2 月 2 0 日	可決
議案 第 91 号	令和 6 年度摂津市一般会計補正予算 (第 9 号)	1 2 月 2 0 日	可決

議会議案 第 24 号	新型コロナワクチンに関する安全性の再検証並びに健康被害者に寄り添った対応の強化を求める意見書の件	12月20日	可決
議会議案 第 25 号	日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）がノーベル平和賞を受賞したことを歓迎し政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の件	12月20日	可決
議会議案 第 26 号	選択的夫婦別姓の速やかな実施を国に求める意見書の件	12月20日	可決
議会議案 第 27 号	最低賃金の引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書の件	12月20日	可決
議会議案 第 28 号	府立高校の再編整備の見直しに関する意見書の件	12月20日	可決
議会議案 第 29 号	北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決に関する意見書の件	12月20日	可決